

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 博士論文

中古中世散佚歌集研究

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国文学研究資料館 文学資源研究系 助教

久保木 秀夫

中古中世散佚歌集研究

目次

はじめに——散佚歌集研究の方法と意義—— 1

第一章 平安時代

第一節 道真集 13

研究史概観：13 伝藤原為家（冷泉為相）筆断簡：16 成立と内容：20 『集

目録』の「菅家」と当該断簡と：24

第二節 具平親王集 27

研究史概観：27 詠歌年次考証：28 田中親美旧蔵残簡：31 寂然筆本の行

方：39

第三節 大斎院御集 43

第一章 類聚歌苑

111

第二章 鎌倉・南北朝時代

『大齋院御集』の空白期：43
『栄花物語』「殿上の花見」と関連資料：45
「殿上の花見」年次考証：47
『大齋院御集』の原態と伝来：50

第四節 良玉集 57

藤原顕仲撰『良玉集』：57
佚文再整理：58
『諸集漢序』所収「序」と附載
奥書：63
「序」の解読：66

第五節 歌苑抄 73

藤原資経筆未詳私撰集断簡：73
俊恵撰『歌苑抄』：74
佚文再整理：79
成立をめぐる：80
『歌苑抄』の性格：84

第六節 伊勢瀧原社十七番歌合——西行の諸社十二卷歌合か—— 95

断簡紹介：95
『玄玉集』の西行詠：97
西行の『諸社十二卷歌合』：99
「伊勢瀧原社十七番歌合」と『諸社十二卷歌合』：102
当該歌合からの逆照射：

目次

初出一覧	315
おわりに	311
第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」	271
解題	271
翻刻凡例	273
翻刻	273
第一節 彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」	257
緒言	257
翻刻凡例	258
翻刻	259
考察	263
第三章 資料紹介	
付 古筆切のツレの認定——公経集・六条切未詳私撰集などを材料として——	245
「ツレ」とは何か	245
ツレ認定の問題点	245
伝光厳院筆六条切をめぐる問題	249
伝慈円筆『公経集』断簡	247
研究史概観	235
断簡翻刻	235
成立・性格	240
資料的価値	242

はじめに——散佚歌集研究の方法と意義——

今日『新編国歌大観』『私家集大成』などに収められている多くの中古中世和歌作品も、実はかつて存在したうちのごく一部に過ぎず、諸文献中に名を残すのみで、あるいはわずかな佚文が伝わるのみで、場合によってはそうした痕跡すら一切留めずに、散佚してしまったものの少なくないことは周知のとおりであろう。例えばほぼ文保年間（一三一七～一八）成立の冷泉家時雨亭文庫蔵『私所持和歌草子目録』¹には「打聞」として六十八作品が記載されるが、現在も『新編国歌大観』によって読むことができるのは「新撰万葉集」^註「六帖集」をはじめとする二十作品に過ぎず、またそれらの中でも「続現葉」、「言葉」などの八作品は完本ならぬ残欠本が辛うじて伝わっているに過ぎない。

ところが現存する数多の古筆切の中には散佚歌集の内容をわずかながらも伝えてくれるものがあり、周知のとおりすでに先学によって多数が発掘されてきている。前掲『私所持和歌草子目録』記載の散佚「打聞」中でも「八代抄」「石間集」「浜木綿集」などがそうである²。従来のそうした研究成果を踏まえ、かつ従来の研究方法を発展的に継承し時に批判も加えつつ、中古中世散佚歌集のさらなる発掘とその存在意義の解明とを目指したのが本研究である。

本研究は古筆切・散佚歌集という研究対象を総体として論じることを目的とはしていない。また古筆切・散佚歌集という研究対象は最終的にひとつの論に収斂させられるようなものでもない。むしろさまざまな時代・作品・人物に関するさまざまな問題に論点を拡散させ得るという点にこそ、古筆切を用いた散佚歌集研究の最大の意義と特色があると言えよう。実際、本研究で取り上げていく対象は平安時代あり鎌倉時代あり南北朝時代あり、また私撰集あり私家集あり歌合ありと、時代も作品も多種多様である。そのような中、本研究の各論において通底するのは、いずれも一貫した研究方法に拠っているという点である。すなわち古筆切や残欠本や諸文献中に含まれる佚文といった本文資料と、諸文献中に記載される関連情報とを博搜し収集した上で、各作品の成立・伝来・享受について、のみならず各本文資料に含まれる新出の（もしくは従来認知されていなかった）諸情報をもたらす知見について、各時代の文学状況を踏まえながら実証的に論じるという方法である。

もちろんこうした資料にしても方法にしても、先学の研究の積み重ねによって見出され整えられ、深められてきたものである。まず古筆切に関しては、明治末年以降相次いで刊行された複製本などにより、散佚歌集を書写内容とするものの少なくないことが次第に認識され始めたようである。堀部正二氏『中古日本文学の研究』**3**では、

・藤原公任撰『如意宝集』（伝宗尊親王筆断簡）

・撰者未詳『麗花集』（伝小野道風筆八幡切・伝小大君筆香紙切）

などが先駆的に論じられている。以後例えば萩谷朴氏『平安朝歌合大成』**4**において、

・二十卷本類聚歌合』（伝藤原忠家筆柏木切・伝藤原俊忠筆二条殿切ほか）

などが徹底的に集成されたり、久曾神昇氏「私撰集と古写断簡の意義」**5**及び『仮名古筆の内容的研究』**6**などにおいて、

・『京極閔白集』（伝源俊頼筆断簡）

・『通具俊成卿女歌合』（藤原定家筆断簡）

・源承撰『浜木綿集』（伝源承筆笠間切）

などが新たに紹介されたりするようになった。一方、特に一九八〇年代頃以降、美術品として秘蔵されることの多かった全国各地の古筆手鑑類の調査が大きく進展し、と同時に研究者による古筆切の個別収集が盛んに行われるようになって、結果さらに沢山の散佚歌集の断簡が見出されていくこととなった。小松茂美氏『古筆学大成』全三十巻**7**や古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成』全十六巻**8**、藤井隆氏・田中登氏『国文学古筆入門』三部作**9**をはじめとする多数の影印本、及び久保木哲夫氏『平安時代私家集の研究』**10**や田中登氏『古筆切の国文学的研究』**11**、杉谷寿郎氏『平安私家集研究』**12**などによって次々報告されたそれらは、

・『花山院御集』（伝平業兼筆春日切）

・「寛仁元年藤原頼通任摂政大饗料屏風詩歌」（伝藤原行成筆屏風詩歌切）

・「治承二年右大臣家百首」（伝西行筆五首切）

・二条為世撰『続現葉集』（伝津守国冬筆断簡）

などなどそれぞれこそ枚挙に暇なく、拙稿「散佚歌集切集成」**13**では実に七十五作品を収めることができたほどである。

次に諸文献中の佚文資料。早く、

・『盛明親王集』佚文（『花鳥余情』所引）

・源賢撰『樹下集』佚文（『河海抄』『古今集序注』所引）

・『宇治入道閑白集』佚文（『夫木抄』所引）

・六条知家撰『明玉集』佚文（『河海抄』所引）

などの存在を指摘した和田英松氏『国書逸文』**14**を皮切りとして、散佚歌集に関するこうした佚文資料も絶えず発掘され続けている。先駆的な業績としては『夫木抄』の出典注記に注目して、

・藤原顕仲撰『良玉集』

・顕昭撰『桑門集』

・俊恵撰『歌苑抄』

・春誓撰『新撰深窓秘抄』

などを論じた安井久善氏「夫木抄にみえたる散佚撰集について」**15**、また『夫木抄』に限らない近世までの類題集と、それに加えてさらに私家集・

歌合・歌学書・歌論書などの諸文献をも幅広く見渡して、

・撰者未詳『遠近集』（『新撰蔵月和歌鈔』ほか所引）

・良暹撰『良暹打聞』（『和歌一字抄』所引）

・賢辰撰『三井集』（『類題俳諧歌集』所引）

・寂身撰『撰玉集』（『前長門守時朝入京田舎打聞集』所引）

などを集成した築瀬一雄氏「中世散佚歌集の研究」**16**あたりが即座に挙げられよう。

それから諸文献中に記載される散佚歌集の関連情報。この場合に中心となるのはやはり、前掲『私所持和歌草子目録』のような書籍目録類、また類似する性格の項目を持つ歌学書類、及び古記録類などだろう。こうした資料の重要性は、先学の中でも特に福田秀一氏が「古典研究資料としての書目」**17**や「中世私撰和歌集研究序説」**18**などにおいて繰り返し説くところであり、事実それらに含まれている、

・御子左大納言（藤原定家自筆『集目録』**19**）

- ・射山集一部（八卷／此内詩一卷欠歟）又一帖（『桑華書志』所載「古蹟歌書目錄」**20**）
 - ・拾遺古今廿卷／右京大夫教長撰之。詞花集撰之比撰之。序者永範朝臣（『和歌現在書目錄』）
 - ・山月集 経因撰、ひえの山の歌ばかり也（『代集』）
 - ・森葉集（和歌）（『看聞日記』紙背文書「即成院預置文書目錄」）
 - ・自武家殿福門院大輔、道因法師、寂然法師等集可書進之由被仰出（『実隆公記』文明七年（二四七五）五月二十二日条）
- などの記載によって、散佚歌集の存在の事実はもちろん、時に撰者名や成立時期や性格、伝来などまで判明する場合があるので、貴重な情報源と言えよう。

○

さて以上のような資料と方法とに基づいて進められてきた散佚歌集研究も、実はまだまだ大きく展開させ得る余地がある。佚文資料からみていくと、例えば国文学研究資料館蔵の新出「室町中期連歌学書」（請求番号九九―一一一）には、伊勢室山入道撰という散佚類題集『亀鏡集』の、従来知られていなかった佚文**21**とおぼしき、

亀鏡 つはくらめはつかの雲になくなるはこしちをこふる月にやあるらん

という一首が見出せる。資料の新出によって佚文も新出するというこのような場合が今でもあつて、本研究でも藤原頭仲撰の散佚私撰集『良玉集』の真名序を収めた、

・四天王寺国際仏教大学図書館恩頼堂文庫蔵「諸集漢序」（第一章第四節参照）

を紹介している。またこうした新出資料ばかりではない既知の資料の中からも、これまで指摘されることのなかった、

・『具平親王集』（『河海抄』所引、第一章第二節）

・『新撰風躰和歌抄』（『夫木抄』所引、第二章第四節）

などの佚文を集めることが依然可能な状況である。ちなみに従来、佚文の宝庫として最も活用されてきたのは『夫木抄』と『歌枕名寄』だったが、その際扱られていた本文**22**は実はさほどの善本ではなく、前者は永青文庫本・宮内庁書陵部本などを、また後者は渋谷虎雄氏編『校本詞枕名寄』本

文篇』23をそれぞれ参照することで、出典注記や集付、作者名や左注などに関する新たな知見を得ることができる。本研究でも、

・藤原顕仲撰『良玉集』(第一章第四節)

・俊恵撰『歌苑抄』(第一章第五節)

の佚文についてそれらに基づく再整理を試みている。

次に諸文献中の散佚歌集関連情報。例えば近年報告された『兵藤家系図』なる史料には、

十七代 左衛門尉忠重 永仁五年(丁酉)十一月十一日逝去

後嵯峨院第一皇子本院御禊之行幸左衛門尉供奉之者右兵衛尉干時被遷左令供奉之後者被任左衛門尉宗近冷泉藤大納言為氏卿弘安九年春現葉被

撰立之時被集候者被相加之

といった記載が存するという24。二条為氏撰の散佚私撰集『現葉集』の成立時期に関しては、福田秀一氏が「弘安三年頃には成っていたとみてよさそう」と推定していただけなので25、弘安九年(一二八六)春と伝えているのは極めて貴重であると言えよう。それにしても右の記載は、古典文学研究者の目に触れることが相当難しそうなものと言え(論者の場合もまったくの偶然だった)、このような情報がどこにどれほど眠っているのか想像もつかないだけに、今後も諸文献に対して細心の注意を払っていく必要を痛感している。本研究で翻刻している、

・彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」(第三章第一節)

・岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」(第二章第二節)

という二点の書籍目録もそうして再発見したものである。

加えてもちろん古筆切。未刊の古筆手鑑類や東京大学史料編纂所蔵写真帳、戦前の美術品売立目録類といった図版資料、また市場に現れて機関蔵や個人蔵となった商品の中には、学界未知の古筆切がなお多数含まれており、散佚歌集の新出本文も依然発掘することができる。本研究で取り上げている、

・伝藤原為家(冷泉為相)筆『道真集』断簡(第一章第一節)

・伝寂然筆大富切『具平親王集』断簡(第一章第二節)

・藤原資経筆『歌苑抄』断簡(第一章第五節)

・伝鴨長明筆『伊勢滝原社十七番歌合』断簡(第一章第六節)

・伝後伏見院筆「京極派贈答歌集」残簡（第二章第二節）

・伝伏見院筆「嘉元元年十月四日歌合」一卷（部分図版、第二章第三節）

・伝藤原清範筆『新撰風躰和歌抄』断簡（第二章第四節）

・伝二条為道筆西宮切『自葉集』断簡（第二章第五節）

・伝二条為遠筆『松吟和歌集』断簡（第二章第六節）

といった断簡、もしくは残簡類はほぼそのいずれかに当てはまっている。

それと本研究ではもうひとつ、古筆切ならぬ古典籍の中からもなお散佚歌集の本文を発掘し得ないわけではない、という点も強調しておきたい。

古典籍という形での新出資料の発見はもはやあり得ないと思いつまれているのだろうか、近年においてはもう探そうとする意志すら放棄されている感がある。確かに冷泉家時雨亭文庫が公開されて、

・『京極関白集』**26**

・惟宗広言撰『言葉と歌集』下巻**27**

・藤原清輔撰『扶桑葉林』卷六十八**28**

などの作品が次々と世に現れたのは例外中の例外であって、同文庫のような秘庫でもなければ、これほどの新出資料が立て続けに発見されるなどということはさすがにないと思われる。しかし一方、例えば『弘文荘待賈古書目』第二十号**29**に掲載されたきり長らく行方不明だった、

・撰者未詳『朝集』

という散佚私撰集が、田村憲治氏によって現存を報告された**30**という佳例も存している以上、やはり搜索の手を緩めるべきでもないだろう。本研究でもそのような問題意識に基づき調査を進めた結果、

・源承撰『類聚歌苑』残欠本（天理大学附属天理図書館蔵、第二章一節）

という古典籍を見出し得ている。

○

本研究で心掛けたのは、以上のように古筆切・古典籍・佚文資料・諸文献中の情報を可能な限り収集し検討していくことに加えて、それらの中でも一見無関係そうな資料・情報同士が実は結びついたりする可能性を常に探っていくことである。資料・情報の博搜と関連性の有無の追求。散佚歌

集研究の肝要はおそらくここにあるのであって、実際こうした観点から従来の研究成果に対しても補足をいくつかすることができ、例えば池尾和也氏が未詳私家集として紹介した伝中院通方筆断簡³¹は、田中登氏が指摘した伝藤原為家筆『公時集』断簡³²のツレと認めてよさそうである³³。その『公時集』に関してはまた、『実隆公記』別記「室町第和歌打聞記」の文明十五年（一四八三）八月六日条に「今日予撰定分、公時卿集」と記されてお^{参議 実隆卿子}り、足利義尚の打聞編纂に用いられていたこと、従って当時においては相応に流布していたらしいことが知られる。あるいは前述した近年新出の『あしたのしふ』に関しても、守覚法親王の蔵書目録たる「古蹟歌書目録」に「朝集（二卷／非家集不可入□之□集諸朝哥者也）」とあり、おそらく両者は同一作品だろうから、確実にその成立が平安時代末期以前だったと論証できるだろう。そのほかこれも前述した冷泉家時雨亭文庫蔵『京極関白集』『言葉集』『扶桑葉林』に関しても、福田氏がいち早くその価値を見出していた³⁴宮内庁書陵部蔵『歌書目録』（二〇二—二二八）に、

京極前関白集 一

言葉集（下） 一

扶桑葉林第六十八（宴哥十八／尚齒会） 一

のように見えるので、他の時雨亭文庫本同様におそらくは江戸時代前期頃、やはり禁裏において複本が作られており、少なくとも江戸時代までは確実に伝存していたのだろうと推定されよう。

本研究は、このような資料・情報の徹底的な博搜と、関連性の有無の徹底的な追求の上に成り立っている。各論すべてが多かれ少なかれそうである中、

・『大斎院御集』（第一章三節）

・『公経集』（第二章付論）

などの論証過程において、それはとりわけ顕著であるかと思われる。ただしもちろん資料や情報を結びつけようとする場合には、細心の注意を払うと同時に相応の手続きをも踏まねばならない。本研究でも、

・伝光厳院筆六条切（第二章付論）

などを材料としながら、古筆切のツレの認定の際に必要な条件と採るべき方法、及びそれにまつわるいくつかの問題について整理している。

○

本研究において各論はほぼ各作品の成立年代順に並べてある。これは散佚歌集研究の時代的な広がりを示すためである。本研究で取り上げている各作品にしろ、今後の発掘・研究を期すべきその他の作品にしろ、散佚歌集はいつかの時点までは程度の差はあれ確実に読まれ、流布し、諸方面に相応の影響を与えていたに違いない。従って散佚歌集研究と標榜しながら各作品の復元だけに終始するのでは不十分と言わざるを得ず、その復元結果に基づいてさらに各作品の成立・性格・享受・伝来などについても綿密に考証していくことが重要である。本研究でも貫いているそうした姿勢は、それぞれの時代のさまざまな文学状況下における、各作品の存在意義を説明することのみならず、現存する作品を中心に組み立てられている中古中世和歌文学史を補足し修正し批判することにも繋がっていくはずである。

- 1 『冷泉家時雨亭叢書 第四十巻 中世歌書集 書目集』(一九九五年四月、朝日新聞社) 所収。
- 2 詳しくは拙稿「散佚歌集切集成 本文篇」(『調査研究報告』第二十三号、二〇〇二年十一月)を参照のこと。
- 3 堀部正二氏『中古日本文学の研究』(一九四三年一月、教育図書株式会社)。
- 4 萩谷朴氏『平安朝歌合大成』(一九五七〜一九六九年、私家版)。
- 5 久曾神昇氏「私撰集と古写断簡の意義」(『国語と国文学』一九七一年四月号)。
- 6 同氏『仮名古筆の内容的研究』(一九八〇年二月、ひたく書房)。
- 7 小松茂美氏『古筆学大成』全三十巻(一九八九〜一九九三年、講談社)。
- 8 古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成』全十六巻(一九八三〜一九九五年、角川書店)。
- 9 藤井隆氏・田中登氏『国文学古筆入門』『同 続』『同 続々』(一九八五〜一九九二年、和泉書院)。
- 10 久保木哲夫氏『平安時代私家集の研究』(一九八五年、笠間書院)。
- 11 田中登氏『古筆切の国文学的研究』(一九九七年、風間書房)。
- 12 杉谷寿郎氏『平安私家集研究』(一九九八年、新典社)。
- 13 注2の拙稿を同様に参照されたい。

- 14 和田英松氏『国書逸文』（一九四〇年四月）。
- 15 安井久善氏「夫木抄にみえたる散佚撰集について」（『改訂 中世私撰和歌集攷』所収、一九六一年十二月、三崎堂書店）。
- 16 築瀬一雄氏「中世散佚歌集の研究」「中世残欠歌集の研究」（『築瀬一雄著作集4 中世和歌研究』所収、一九八一年六月、加藤中道館）。
- 17 福田秀一氏「古典研究資料としての書目」（『文献』第五号、一九六一年六月）。
- 18 同氏「中世私撰和歌集研究序説」（『中世和歌史の研究 続篇』所収、二〇〇七年二月、岩波出版サービスセンター、初出『和歌文学研究』第十
六号、一九六四年四月）。
- 19 『冷泉家時雨亭叢書 第十四卷 平安私家集一』（一九九三年一月、朝日新聞社）所収。
- 20 太田晶二郎氏「『桑華書志』所載「古蹟歌書目録」 「今鏡」著者問題の一徴證など」（『太田晶二郎著作集 第二冊』所収、一九九一年八月、
吉川弘文館）。
- 21 築瀬一雄氏「中世散佚歌集の研究」（注16）のうち「亀鏡集」参照のこと。
- 22 『夫木抄』は国書刊行会本、『歌枕名寄』は万治二年版本である。
- 23 渋谷虎雄氏編『校本謬枕名寄 本文篇』（一九七七年三月、桜楓社）。
- 24 故菊池正行氏「兵藤家系図と出雲神社記」（『長濱史談』第二十号、一九九六年三月）。
- 25 福田秀一氏「現葉・残葉・続現葉の三集について」（『中世和歌史の研究 続篇』所収、初出『文学・語学』第十五号、一九六〇年三月）。
- 26 『冷泉家時雨亭叢書 第七卷 承空本私家集』（二〇〇六年四月、朝日新聞社）所収。
- 27 『冷泉家時雨亭叢書 第七卷 平安中世私撰集』（一九九三年八月、朝日新聞社）所収。
- 28 『冷泉家時雨亭叢書 第四十六卷 和漢朗詠集 和漢兼作集 尚齒会和歌』（二〇〇五年四月、朝日新聞社）所収。
- 29 『弘文荘待賈古書目』第二十号（一九五一年六月）。
- 30 田村憲治氏「今治市河野美術館蔵『あしたのしふ』について」（『愛媛大学人文学会創立二十周年記念論集』所収、一九九六年十二月）。
- 31 池尾和也氏「中世古筆切資料聚影——架蔵、和歌関係資料を中心に——」（『中京大学図書館学紀要』第十四号、一九九三年三月）。
- 32 田中登氏「千載集歌人藤原公時の作歌活動とその家集」（『古筆切の国文学的研究』所収）。

33 注2の拙稿でも指摘。

34 福田秀一氏「宮内庁書陵部及び東山御文庫の『歌書目録』について(一)(二)」「『ぐんしよ』第二卷第六号〜七号、一九六三年六月〜七月)。

第一章

平安時代

第一節 道真集

研究史概観

『新古今集』卷十八・雑下巻頭の「菅贈太政大臣」菅原道真の十二首に及ぶ歌群については、周知のとおり、同一歌人の詠作が連続配置された同集中の最大規模のものであること、一字題による述懐詠であること、などの特異性が従来注目されている。とりわけ近年活発なのは、その撰集資料たり得るような道真の家集の存在と性格とを考える方向の研究である。すなわちまず武井和人氏は、道真詠の勅撰集入集状況から、『新古今集』また『続後撰集』の「撰集資料としての「道真定数歌」」を想定し、かつ藤原定家自筆『集目錄』の「菅家」という記載に拠って、

「道真定数歌」が未だ見ぬ『菅家集（？）』に含まれてゐ、定家たちはそれを撰集資料としたのだ、といふ仮説が一応は立てられるのである。のように述べ、ついに膨大な量にのぼる道真仮託家集類の伝本整理を実施した¹。次いで有吉保氏は、武井氏の成果を援用しつつ、新たに『新古今集』の撰者名注記を手掛かりとして、

撰者達の撰集資料となった「家集」のようなものの存在を想定することは自然であろう。撰者名注記に定家・家隆・雅経の名が見えることから、は、道真の小家集が少なくとも撰集資料として共有されていたことが裏付けられるように思う。

と論じ、かつ『新古今集』の卷十八巻頭歌群以外の道真詠四首についても、その「一字題を中心とする小家集」から採られたのではないかと指摘した²。さらに浅田徹氏は、有吉氏の見解を肯定しつつ、より多くの文献からの佚文収集を試みた上で、その和歌表現と設題傾向とを分析した結果、「一字題家集」は「十世紀後半、しかもあまり十世紀末に近寄り過ぎない頃」に成立した道真仮託の作品にして、いわゆる初期百首の世界に連なるものという見方を示した³。この時浅田氏が佚文と認定したのは次の二十二首である（氏が付した通し番号順に掲げる。歌末括弧内の歌番号は新編国歌大観番号。『大鏡』本文についても氏に倣い、地の文を詞書風に二字下げとする）。

山

菅贈太政大臣

1 あしびきのこなたかなたに道はあれど都へいざといふ人ぞなき（『新古今集』卷十八・雑下・一六九〇）

日

2 天の原あかねさしいづる光にはいづれの沼かさえのこるべき(同・一六九二)

月

3 月ごとにながるとおもひします鏡西の空にもとまらざりけり(同・一六九二)

雲

4 山わかれ飛び行く雲のかへりくるかげみる時はなほたのまれぬ(同・一六九三)

霧

5 霧たちててる日のもとみえずとも身はまどはれじよるべありやと(同・一六九四)

雪

6 花とちり玉とみえつつあざむけば雪ふる里ぞ夢にみえける(同・一六九五)

松

7 老いぬとて松は緑ぞまさりける我が黒髪の雪の寒さに(同・一六九六)

野

8 筑紫にも紫生ふる野辺はあれどなき名かなしぶ人ぞ聞えぬ(同・一六九七)

道

9 刈萱の関守にのみみえつるは人もゆるさぬ道辺なりけり(同・一六九八)

海

10 海ならずたたへる水の底までにきよき心は月ぞてらさむ(同・一六九九)

鵲

11 彦星の行き逢ひをまつ鵲のとわたる橋を我にかさなむ(同・一七〇〇)

波

12 流れ木と立つ白波と焼く塩といづれかからきわたつみの底(同・一七〇一)

鶯を

菅贈太政大臣

13 谷深み春の光のおそければ雪につつめる鶯の声（同・卷十七・雑上・一四四一）

梅

14 ふる雪に色まどはせる梅の花鶯のみやわきてしのばん（同・一四四二）

柳を

菅贈太政大臣

15 道の辺の朽木の柳春くればあはれ昔としのばれぞする（同・一四四九）

（題不知）

菅贈太政大臣

16 草葉には玉とみえつつわび人の袖の涙の秋の白露（同・卷五・秋下・四六一）

亭子の帝にきこえさせ給ふ

17 流れゆく我は水屑となりはてぬ君しがらみとなりてとどめよ（『大鏡』）

ものをあはれに心ぼそく思さるる夕、をちかたに所々煙たつを御覧じて

18 夕されば野にも山にも立つ煙なげきよりこそ燃えまさりけれ（同）

また、雨の降る日、うちながめ給ひて

19 あめのしたかわけるほどのなればや着てし濡衣ひるよしもなき（同）

流され侍りける道にて詠み侍りける

贈太政大臣

20 あまつ星道も宿りも有りながら空にうきてもおもほゆるかな（『拾遺集』卷八・雑上・四七九）

浮き木といふ心を

21 流れ木も三とせ有りてはあひみてん世のうきことぞかへらざりける（同・四八〇）

萱草を

菅贈太政大臣

22 忘れ草名のみなりけりみるからにことの葉しげくなりまさりつつ（『万代集』卷十五・雑二・三〇六一）

ほか浅田氏は存疑とするが、武井氏はさらに次の四首も視野に入れている（佚文と認定するかどうかは別として、便宜上、通し番号を続ける）。

帰雁を

菅贈太政大臣

23 かりがねの秋なくことはことわりぞかへる春さへなにかかなしき 『続後撰集』卷二・春中・五七)

(題不知)

菅贈太政大臣

24 今朝桜ことにみえつる一枝は庵の垣根の花にぞありける (同・八八)

菘を

菅贈太政大臣

25 まどろまず音をのみぞなく菘の花いろめく秋はすぎにしものを (同・卷十六・雑上・一〇八八)

藤の花を

菅贈太政大臣

26 紫の糸よりかけてさく藤のほひに人やたちどまるらん 『雲葉集』卷三・春下・二五二)

伝藤原為家 (冷泉為相) 筆断簡

ところで右有吉氏の論において、初めてその資料的価値が見出された古筆切一葉が存する。それはMOA美術館蔵手鑑『翰墨城』に貼付された伝冷泉為相筆断簡で、縦二十一・四cm×横十四・三cmの華麗な梅花紋雲母刷り料紙に、

断簡A (以下歌頭に丸数字の通し番号を付す)

① なきかなしふ人そきこえぬ

田

② ゆふしてのあらたすきかきいのりこし

かみはほにいてゝかみなほみせよ

道

③ かるかやのせきもりにのみみえつるは

人もゆるさぬみちへなりけり

波

という本文が書写されている⁴。うち①と③、及び③の次の「波」題が前掲8・9・12の道真詠(いずれも『新古今集』卷十八巻頭歌群)と一致す

る一方、②のみは出典不明であるという点、従来この断簡Aは『新古今和歌集』の異本であるかもしれない⁵ともされてきた。対して有吉氏は、この部分は、新古今集の伝本研究において歌の出入などの異同は全く知られていないところであり、現時点では新古今集側に配列などの問題はないように思われる。

と反論し、出典不明の②（の類歌）が道真仮託家集中、武井氏分類するところのB・E系統にそれぞれ、

27 ゆふしてのあした深きに祈りこし神そなへ出て神なみをせは（B系統 394）

ゆふしてのあらたすきかけ白かみのその本出て神なをりせよ（同・532）

ゆふしてのあら田すきかき祈りこし神もほに出て神なをりせよ（E系統 139）

のように見出せる点、及び題の配列が『新古今集』とも現存家集のいずれの系統とも異なる点から、

この一葉は、新古今集の断簡ではなく、既に紹介されているどの諸本とも異なる道真集の存在を示している貴重な資料ということになる。と位置づけた。

さてここからが本題である。この有吉氏の説得的な認定ののち、新たに断簡二葉が世に現れた。

断簡B

菅大臣ことにあたりて京いて

たまふ日御前のちかき梅樹に

むすひつけさせたまひける

④ ちちふかはにほひをこせよむめの花

あるしなしてはるをわするな

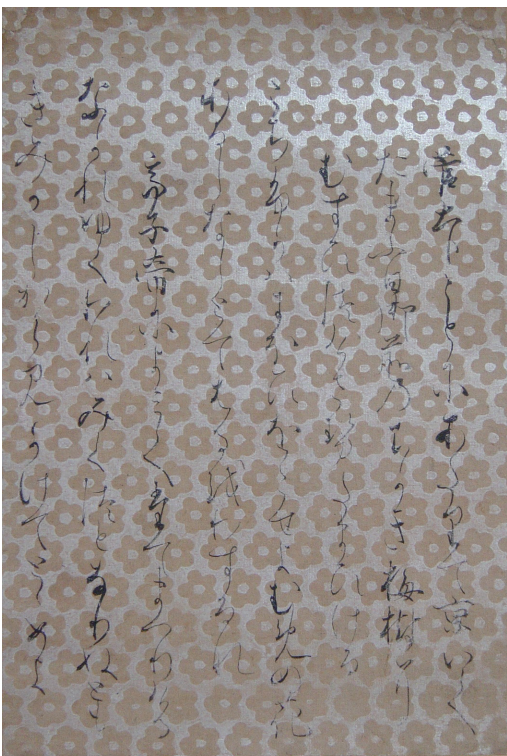
亭子帝によみてたてまつりける

⑤ なかれゆくわれはみくつとなりぬとも

きみかしからみかけてとゝめよ

断簡C

⑥ みはまとはれしよるへありやと



⑦あめのしたのかれぬ人のなればや

きてしぬれきぬひるよしのなき

鷹

⑧かりかねのあきにときはことほりそ

かへるはるさへなきかゝなしさ

雪

⑨はなとちりたまと見えつゝあさむけは

断簡Bは個人蔵の狩野探幽筆「騎馬菅公図」一軸に貼付されている一葉。二〇〇一年度東京国立博物館ほか特別展示「菅原道真没後千百年 天神さまの美術」において初公開されたこの「騎馬菅公図」、画中の、

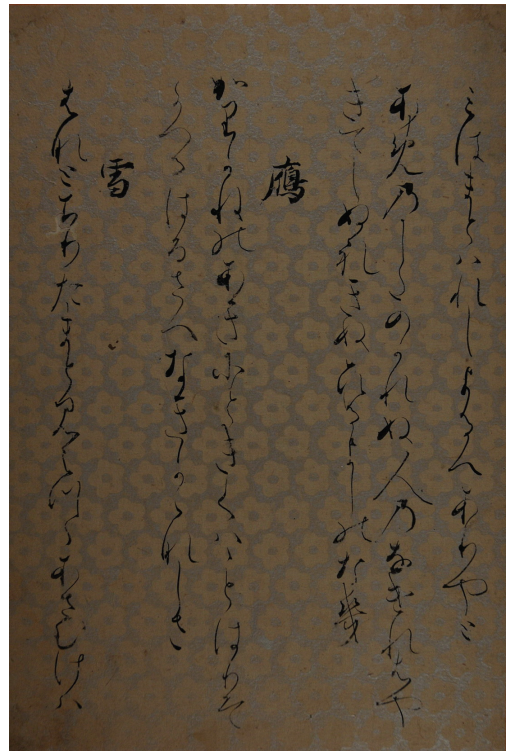
聖廟御詠二首為家卿筆跡拜見之次／不堪感心而奉描其神像者也／宮内卿法印探幽筆

という款記によって、探幽が断簡Bに触発されて描いたという事情が知られる逸品中の逸品である6。ご所蔵者の方の格別のご厚意により直接拝見したところ、断簡Bは梅花紋雲母刷り料紙、縦二十一・四cm×横十四・四cm、「為家卿菅大臣ちかふかは（琴山）」という古筆了音の極札等が付属しており、右の「為家卿筆跡」という款記ともよく合致する。記載の二首中④が『拾遺集』（巻十六・雑春・一〇〇六、なお後述）ほか、⑤が『大鏡』（前掲17）ほかに所収の道真詠たることは、あまりに有名な歌であるので言う必要もないだろう。この断簡Bが断簡Aのツレとみられること、よって極めて高い資料的価値——美術的価値のみならず——をも有していることについては、すでに同展示図録の解説で坂井孝次氏が、

本作と同様の料紙装飾の伝為相筆とされる一葉がMOA美術館蔵 手鑑 翰墨城（国宝）に収められている。その一葉は有吉保氏（略）により 今日紹介される道真集のどの諸本とも異なる存在を示している貴重な作。本作は同じ手になる筆致、拾遺集に収められる道真の歌からその断簡のつれと考えられ、別本の道真集を補う断簡として、鎌倉時代の古筆として国文学、書道史上極めて貴重な作品である。

と簡潔明快に指摘しているとおりであろう。

一方の断簡Cは国文学研究資料館蔵のマクリ一葉（二〇〇三年度末に収蔵、請求番号九九一〇八）、やはり梅花紋雲母刷り料紙、縦二十二・〇cm×横十四・六cm。極札等は付いていないが、紙背に「御子左為家卿」という墨書が存する。右に掲げた図版によっても明らかなお、料紙・筆



蹟の特徴からこれも断簡A・Bのツレと認めて差し支えない。記載歌も⑥が前掲5、⑦が19、⑧が23、⑨が6と一致する、すべて道真詠である。

伝称筆者を断簡Aが為相とし、断簡B・Cが為家とする当否は不明。ただ書写年代はまず大まかに鎌倉時代と判断されるし、また『日本名跡叢刊』7『古筆学大成』8がすでに看破している個人蔵『信明集』古写一帖との料紙の一致も見逃せない。今挙げた両書に全丁の図版が掲載されているこの『信明集』、当該断簡とまったく同じ梅花紋雲母刷り料紙を本文料紙としているのである。のみならず同筆とまでは言えないにしろ筆蹟もよく近似しており、これらの事実が『道真集』と『信明集』がさほど時を隔てぬ時期に同一圈内において書写されたことを推測させよう。ちなみに類筆同料紙の古筆としてはもう一点、やはり『古筆学大成』9掲載・指摘の伝九条教家筆『高光集』断簡二葉10も挙げられるので、これら三作品を含めた同体裁の写本群がかつては存在していたのだろう。

ともあれ『信明集』に話を戻すと、同本には、

本云
以九条入道三位^{知家}本書写之了

(摺り消し痕)

(二行分空白)

以他本校合哥少々書入了

六十一俊成書之

という奥書があり、一行目の本奥書と二行目の校合奥書とが同筆で、三行目のみが別筆とみられる。前掲両書は右のうち三行目に「腑に落ちない」点がいくつかあるとしながらも、その「六十一俊成」について、一行目に名が見える九条知家以降の人物に比定しようと試みている。しかしこれについてはおそらくのところ、藤原俊成筆本に見せかけることを目論んだ後人による書き入れであるとみるのがよからう。一・二行目間の摺り消し痕もその偽装行為に伴うもので、俊成筆本と称する際に抵触するような人名等（位置的には本奥書に連なるものか）が本来ここには存していたかと推測される。そうした情報が失われてしまったのは非常に残念だけれども、ともあれ知家が「九条入道三位」と呼ばれ得るのは出家した嘉禎四年（一二三八）年八月十七日（『公卿補任』以降であり、しかし決して鎌倉時代末期は下らぬ写本であるので、『信明集』はまずその間の書写と認めてよさそうである。ならば問題の『道真集』もほぼ同じ、鎌倉時代中々後期頃の書写としてよく、従って作品自体の成立は少なくともそれ以前だったというところになるだろう。

成立と内容

もつとも現時点で成立年代をより絞り込むことは困難で、また④詞書中の「菅大臣」から他撰であることも間違いなく、さらに断簡三葉の記載歌がすべて、

断簡A

- ①…新古今集(前掲8) など
- ②…道真仮託家集B系統・同E系統(前掲27)
- ③…新古今集(前掲9) など
- ③の次…新古今集(前掲12) か

断簡B

- ④…拾遺集(後掲28)・拾遺抄・大鏡など
- ⑤…大鏡など

断簡C

- ⑥…新古今集(前掲5)
- ⑦…拾遺集・大鏡(前掲19) など
- ⑧…続後撰集(前掲23) など
- ⑨…新古今集(前掲6) など

のように他文献にも見出せる以上、この『道真集』も鎌倉時代中後期頃までの諸文献中の道真詠を抜き出しただけの作品だったという可能性は考え
ておいた方がよい。ただここで注目されるのは、現存する他文献に拠る限りでは知られないような独自内容が当該断簡に記されていることである。

ひとつは②の、

田

ゆふしてのあらたすきかきいのりこしかみはほにいてゝかみなほみせよ

という一首の「田」題で、これは類歌を載せる前掲仮託家集B系統・E系統ともに見出すことができない¹¹。もうひとつは④の、

菅大臣ことあたりて京いてたまふ日御前のちかき梅樹にむすひつけさせたまひける

という詞書。例えば『拾遺集』の、

流され侍りける時、家の梅の花を見侍りて 贈太政大臣

28 東風ふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘るな(巻十六・雑春・一〇〇六)

という詞書や、また『拾遺抄』の「流されてまかり侍りける時、家の梅の花を見侍りて」(巻九・雑上・三七八)という詞書、あるいは『大鏡』の、

帝の御おきて、きはめてあやにくにおはしませば、この御子どもを、同じ方につかはさざりけり。かたがたにいとかなしく思し召して、御前の梅の花を御覧じて、

東風吹かばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘るな

という地の文あたりと見較べてみると、④の方が描写が細かく具体的であり、特に傍線部などは右のいずれにも見られない内容であることに気づく。唯一仮託家集のD系統には、

此一首は御所を出させ給けるに紅梅殿の心なき草木まで頼をむすはせ給てと云々(2)

という左注があるが、内容も表現も異なっており、また注11で触れたとおりの時代の成立なので、影響を及ぼしたということとはなからう。

こうした点、どうも当該『道真集』は、勅撰集をはじめとする諸文献の単なる抜粋などではなかったように思われる。もちろんB・D・E系統のような本文を持つ仮託家集がある以上、その原拠資料たり得るような何らかの文献はあったとおぼしく、『道真集』もそれと同類の散佚文献に拠っていただけなのかもしれない。しかしながら、やはり試みに考えてみたくなるのは、この『道真集』こそが仮託家集の原拠資料にして、『拾遺集』や『拾遺抄』の出典となった作品そのものだったのではないか、という見方である。これはなかなか論証しにくいことではあるが、少なくとも④に関して言えば、『拾遺集』『拾遺抄』からこの詞書が書かれることは難しくても、この詞書から『拾遺集』『拾遺抄』のように要約できないことはない。また『道真集』は前述のとおり『信明集』『高光集』とともにひとつの写本群を構成していたようであるが、それは『道真集』を平安時代成立の作品と同等とみなす書写者の認識の表れであると言ってしまうこともない。あるいはこの『道真集』は、すでに十一世紀初頭以前には成立していた作品ではなからうか。

仮にそのように認められた場合、また『大鏡』『新古今集』『続後撰集』との同一歌も持つ『道真集』は、さらにそれらの出典でもあったという可能

性すら生じてこよう。ここで当然想起すべきは前述浅田氏の説である。『新古今集』の撰集資料として氏が提案した道真の「一字題家集」は、繰り返すと十世紀後半頃成立の仮託作品にして、少なくとも『拾遺集』『大鏡』『新古今集』『万代集』に採歌されたということだった。そうした想定は以上述べてきた『道真集』に関する仮説と齟齬していないようである点、本仮説にもそれなりの蓋然性は認めてよいことになろうか。すると浅田氏は「一字題家集」の佚文認定に際して「(1)一字題を持つか、それを想定しうること」、及び「(2)前項の物に寄せた述懐(配流の嘆き)の心情を中心としていること」というふたつの条件を挙げている。これは『新古今集』ほかの出典となった家集が一字題による述懐詠のみで構成されていたという見通しであると言えよう。ところが断簡Bには一字題ならぬ詞書を持つ④⑤が見出されるので、本仮説を仮に事実とみなした場合、出典となった『道真集』には一字題以外の歌も含まれていたことになる。すなわち武井氏が「道真定教歌」が未だ見ぬ『菅家集(?)』に含まれてゐたとしている「仮説」同様、『道真集』は「一字題家集」ではなく、「一字題歌群を含む家集」だったとみるのがよさそうである。ならばまた浅田氏の認定からは外された、

流され侍りてのち、いひおこせて侍りける 贈太政大臣

29君がすむ宿の梢のゆくゆくとかくるるまでにかへりみしはや(『拾遺集』卷六・別・三五一)

という一首についても佚文として扱うことが許されようか。この一首、『拾遺抄』に「流され侍りてのち、乳母のもとにいひおこせて侍りける」(巻六・別・二二七)、『大鏡』に「都遠くなるままに、あはれに心ぼそく思されて」としても見られる述懐歌である。

ほか浅田氏認定外の歌の中ではもう一首、武井氏指摘の23も断簡Cの⑧と一致する点、『道真集』が『続後撰集』の撰集資料でもあった可能性が再浮上してくるだろう。浅田氏が23と26を除いたのは「これらの歌には述懐性が見られなかったり、述懐風であっても題で示された物に中心が置かれていなかったりする」という理由によるが、ここで興味深いのは、23の二句目「秋なくことは」及び四句目「なにかかなしき」に対し、⑧が「あきにとききは」「なきかゝなしき」という異文を有している点である。23のとおりに読めば「雁は毎秋鳴くわけだから、春に去つてもどうして悲しむ必要がある」という諧謔味ある春歌となるが、⑧の表現に拠れば「春帰る雁と違って、帰る術のないこの身が悲しい」という述懐歌となり、流謫中の道真の心情としてそれは大変相応しいものと言えよう。無論こうした異同がある以上、⑧が23の出典そのものだったとは必ずしも限らないことになろうが、それでも出典だったとすると、当時存した『道真集』の伝本間ですでに異同が生じていたか、『続後撰集』撰者藤原為家が春部に採るため改変したかのいずれかだろうと推測できる。ならば『続後撰集』にはさらにまた、24・25という出典未詳歌二首があるので、それらについても『道真集』から採られたという可能性を問い直してみてもよいかもしれない。

ただし以上のような仮説を立てて、すべてがきれいに説明できるといってもいい。浅田氏は「一字題家集」の歌題について「漢籍的な秩序に基づいて」と指摘し、近似例として『李嶠百二十詠』[12](#)の、

乾象部十首

日・月・星・風・雲・煙・露・霧・雨・雪

坤儀部十首

山・石・原・野・田・道・海・江・河・路

芳草部十首

蘭・菊・竹・藤・萱・萍・菱・菰・茅・荷

嘉樹部十首

松・桂・槐・柳・桐・桃・李・梨・梅・橘

靈禽部十首

鳳・鶴・鳥・鵲・鴈・鳧・鶯・雀・雉・燕

という最初の五十題を提示しながら「一字題家集」佚文の歌題と比較し、

伝道真歌の一字題歌群は、漢籍の類書的项目の中から自然物に関わるものを抜き出して編集したものではなかったか。もしそうであれば、歌題の配列は類書風であった可能性が高く、その冒頭は恐らく「日」であっただろう。

のように推定している。そこで断簡における一字題の配列を見ると、断簡Aでは①…(野)・②…田・③…道・③の次…浪となっており、確かに右「坤儀部」と非常に近く、氏が「歌題の配列は類書風であった」としたその適切さが知られよう。ところが断簡Cでは⑥…(霧)・⑦…ナシ・⑧…鴈・⑨…雪で、まず⑦のナシが問題となる。ただし「あめのした」「きてしぬれきぬ」という表現は、一首前の⑥(霧)を承けるものとは思われないので、とりあえず「雨」題あたりの誤脱とみよう。するとこの⑦は『大鏡』に「また、雨のふる日、うちながめ給ひて」とある前掲19と同じ歌であり、浅田氏は19を含む『大鏡』中の道真詠数首について、

大鏡はそれぞれの歌が実際の景物に触れて作られたかのように叙述しているが、これは一字題家集の各歌を実情の歌と解して物語化しているの
であらう。

と論じて19本来の一字題は「雨」だったかと説いているので、それが裏付けられたということになる。ならば同時に断簡Cの一字題が⑥…(霧)・⑦…雨・⑧…鷹・⑨…雪という順番だったことにもなるが、しかし⑥⑦⑨が右「乾象部」の終わり三題と合致する中、⑦⑨に挟まれ「靈禽類」所属の鷹が⑧として位置しているのが腑に落ちない。浅田氏の説が説得的であるだけに、ここは断簡C本文の方に何らかの不備や誤りを疑いたくなってしまう。これをどのように考えるべきか。

例えばこうした問題を解決し、かつ以上の仮説を少しでも実証の域に近づけるためには、何より断簡のツレを一葉でも多く見出すことが必要だろうと思われる。今後の博捜を心掛けたい。

『集目録』の「菅家」と当該断簡と

最後に定家自筆『集目録』の「菅家」に関して一言しておく。かつて定家認知の道真の家集が存在したらしいことを伝え、かつその家集こそが『新古今集』の撰集資料だったのではなからうかとも想像させるという点で、今日に至るまで期待され続けているこの「菅家」については、また『大鏡』の、

かの筑紫にて(略)折々の歌書きおかせ給へりけるを、おのづから世に散り聞こえしなり。

という一節によって知られる世間に流布した歌稿の類や、嘉承元年(一一〇六)成立という藤原陳経撰『菅家御伝記』**13**の、

道真公所詠歌集曰菅家御集。有一卷。

という「菅家御集」、及びもちろん本論で取り上げてきた断簡との関係の有無も注目されよう**14**。無論それぞれ成立事情を異にした別々の作品だった可能性も相応に考えられるが、一方でまず「菅家」と「菅家御集」との書名の類似は見逃せないし、加えてもし『大鏡』の伝える歌稿によって『大鏡』自体も作られており、同時に『集目録』の「菅家」が本当に『新古今集』の典故だったとした場合、前節までの仮説に拠れば、断簡を併せて四者は同一作品ともみなし得る。仮定に仮定を重ねた上での見方であるが、あるいは当該断簡に記されている『道真集』こそが「菅家」そのものなのかもしれない。

- 1 武井和人氏「菅原道真仮託家集・百首研究序説」〔『中世和歌の文献学的研究』所収、一九九九年七月、笠間書院〕。のちに引用する道真仮託家集B・D・E系統の本文・歌番号も同論に拠る。
- 2 有吉保氏「撰者と資料——卷十八雑歌下・道真詠歌の場合——」〔『新古今和歌集の研究 続篇』所収、一九九六年三月、笠間書院〕。
- 3 浅田徹氏「菅原道真の新古今入集歌おぼえがき」〔『早稲田本庄高等学院国語科論集』創立二十周年記念特別号、二〇〇三年三月〕。
- 4 小松茂美氏監修『国宝手鑑 翰墨城』（一九七九年、中央公論社）所収の原寸大の図版に拠る。
- 5 注4付録「総説・解題」。
- 6 なお東京国立博物館・福岡市博物館・大阪市立美術館編の同展示図録（二〇〇一年七月、NHK・NHKプロモーション・東京新聞）112に図版掲載。
- 7 小松茂美氏監修『日本名跡叢刊 鎌倉 信明集』（一九八一年九月、中央公論社）。
- 8 小松茂美氏『古筆学大成 第十八卷 私家集二』所収「筆者未詳 信明集」（一九九一年五月、講談社）。
- 9 小松茂美氏『古筆学大成 第十九卷 私家集三』所収「伝九条教家筆 高光集」（一九九二年六月、講談社）。
- 10 なお、このうち「十月九日冷泉院にて神名月と」で始まる一葉（図版番号65）は『旧篠山藩主 青山子爵家御蔵器入札』（一九三五年十一月、東京美術倶楽部）なる売立目録にも掲載されているが（通し番号二〇）、そちらの図版では「為家卿^{十月九日冷泉院}（琴山）」という古筆了祐筆の極札を伴っている。
- 11 もつとも「田」題の有無の問題以前に、B・E両系統を含む仮託家集類の「成立上限は、鎌倉末期あたりまでしか引き上げられない」（武井氏）由なので、②の出典としてはそもそもいずれも不適合であると言えよう。
- 12 本文は柳瀬喜代志氏『李嶠百二十詠索引』（一九九一年三月、東方書店）に拠るが、詠みやすさを考えて浅田氏に倣い、題は「・」で区切った。
- 13 『群書解題』第六「菅家御伝記」（西田長氏執筆、一九六二年四月、続群書類従完成会）に拠る。
- 14 ほか『河海抄』（本文は玉上琢彌氏編『紫明抄 河海抄』（一九六八年六月、角川書店）に拠る）所引の和歌には「菅家」と付される五例があった。て、詳細は省くがそのほとんどは作者名注記ではなく出典注記のようにみられる。よって問題の「菅家」に関わるかもしれない一方、あるいは

家集ではなく「菅家の御日記」（巻第十七・第廿八・橋姫）なる作品の佚文である可能性も疑われるので、ここでは取り上げないことにした。この問題については『河海抄』に見出される他の散佚和歌関連作品、例えば源賢撰『樹下集』や源信作『勸女往生義』などと併せて別に論じる機会を得たい。散佚歌集研究の立場からも『河海抄』は頗る興味深い作品である。

第二節 具平親王集

研究史概観

『増補新撰古筆名葉集』『大原寂然』の項に「色紙形 哥チラシ書砂子紙白紙」と記載され、出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』の認定から大富切と呼ばれもする伝寂然筆断簡については、他に一致する作品が存しない点から内容未詳と扱われ、あるいは歌僧寂然自身の家集だろうかとみられる場合もかつてはあった。ところが萩谷朴氏¹によってそれが具平親王の家集だったことが明らかにされ、結果『私家集大成』において「なかつかさのみこのしふ」（中務の御子の集）という内題を含む十葉七首分の本文が集成された²。具平親王は周知のとおり村上天皇第七皇子、詩歌のみならず書道・仏教・医学などの多分野において傑出した才能を發揮、中務卿だったことから前中書王源兼明と対比されて後中書王とも呼ばれた人物。その具平親王の和歌作品と和歌活動とを具体的に伝える資料として大富切は重要で、『私家集大成』以後も小島孝之氏³・伊井春樹氏⁴・小松茂美氏⁵によって新出断簡の紹介が続けられ、それらを踏まえた久保木哲夫氏⁶によって、記載内容から知られる藤原公任らとの交友の様子や、『具平親王集』と他文献との関係などが詳しく検証されもした⁷。

この大富切は寂然真筆・藤原定家手沢本だった可能性が高そうである。すなわち萩谷氏当時「田中親美翁御所蔵」にして現在某家に蔵されている大富切残簡（なお後述）末尾には、

唯心房寂然^{幸岐守頼美}／少年之時狂手跡也

という識語が存して「定家卿」（蓋裏書）筆の由であり、それを前提に実物を検してみると確かに定家真筆のように思われてくる。萩谷氏もそう認めた上で、定家と寂然との近い間柄からその記載内容に「万一の狂いはない」と指摘している。

さて以上の成果を踏まえつつ、拙稿「散佚歌集切集成 本文篇」⁸では『秋の特別展 諸家集の古筆』掲載の新出断簡二葉⁹をも加えて、二十三葉¹⁰二十八首分¹¹の大富切を集成したが、その後になってさらに未紹介の一葉が架蔵に帰した。すでに二〇〇四年度国文学研究資料館秋季特別展示「古筆と和歌」に出品し、その展示図録を兼ねた『古筆への誘い』¹²にも掲載した一葉で、同書の解説には書誌情報のほか、

『具平親王集』の新出断簡。(略) 平安末期の歌人寂然の真筆にして定家所持本の可能性あり。ならば記載歌は『新古今集』に見出され、撰者名注記には定家の名しか挙がっていないようなので、あるいは当該断簡こそが『新古今集』の撰集資料そのものだったのかもしれない。といったことをも記しておいた。しかしそれ以外にもう少し考究すべき点もあるので、本論において詳述していくことにしたい。

詠歌年次考証

架蔵断簡は縦十四・二cm×横十四・八cm、金銀箔砂子散らしの斐紙である。書写年代は平安時代末期頃。極札等の鑑定資料は付属せず。本文は次のとおり。

すみそめの

そてはそらにもかさ

なくに

しほりも

あへすつゆそ

おきける

この歌は前述のとおり『新古今集』の、

母の女御かくれ侍りて、七月七日よみ侍りける

中務卿具平親王

墨染の袖は空にもかさなくにしほりもあへず露ぞこぼるる(巻八・哀傷・八五五)

という一首と(五句目に異同が存するほかは)一致しており、まずは具平親王詠と認めてよさそうである。加えて特徴的な筆蹟及び料紙から、架蔵断簡が大富切のツレたることはおそらく間違いないだろう。うち一・二行目間には折り目と綴じ穴の痕があり、既知の断簡からすでに言われているとおり、大富切がもと列帖装だったことが確認できる。列帖装の料紙というのは、装訂をほどこいて一枚だけを取り出した場合、折りたたんで内側になる方の右面と左面とは内容的に連続しないのがほとんどで、唯一の例外はその料紙が括りの中で一番内側に位置していた時だけである。ところが架蔵断簡においては、右面と左面とで一首の歌がきちんと構成されている。それは本来的に左右の面が続いていたということだから、かつて典籍だ



つた段階で、架蔵断簡はとある括りの一番内側の料紙の、さらにその内側の面にあつたと知られよう。

さて架蔵断簡がなおも抱える問題というのは、右『新古今集』の詞書を検討することによって明らかとなる。「母の女御かくれ侍りて、七月七日よみ侍りける」とある「母の女御」とは、『尊卑分脈』に、

二品中務卿 和漢才人 号後中書王是也

村上天皇（注記略）——具平親王

母女御莊子 代明親王女

寛弘六七廿八薨四十六才

とあるように代明親王女の莊子で、彼女が「かくれ」たのは『日本紀略』寛弘五年（一〇〇八）七月十六日条に、

今日。前女御從四位上莊子女王卒。村上天皇

とあるように同日のことである。それを踏まえて久保田淳氏『新古今和歌集全評釈』**13**は、

女御の没したのは七月十六日であるというから、この歌が詠まれたのはその一周忌も近い寛弘六年の七月であろうか。

と指摘している。が、ここで具平親王の方の伝記も調べてみると、今掲げた『尊卑分脈』に「寛弘六七廿八薨四十六才」とあり、また『御堂関白記』寛弘六年（一〇〇九）七月二十九日条に「子時許中務卿親王薨云々、平具」とあるとおり、実は親王もその翌年の七月二十八日もしくは二十九日に没していたことが知られる。従って母莊子の一周忌に近いという事情を勘案するまでもなく、当該歌が詠まれた「七月七日」は寛弘六年以外にはあり得なかったことになる。つまり当該歌は具平親王最晩年の一首と位置づけることができるのである。

そうするとまず、これは田中大士氏から指摘していただいたのだが、前述のように当該歌はとある括りの一番内側という、つまりは列帖装の末尾近くではない途中の料紙に書かれているので、『具平親王集』の構成は少なくとも編年順ではなかったらしいと推定できよう。それに加えてもうひとつ、そのように寛弘六年七月七日に詠まれた一首が『具平親王集』に採られていたということは、とりもなおさず同集の編纂が寛弘六年七月七日以降だったということをも意味するはずである。すなわち架蔵断簡によって『具平親王集』の成立時期がある程度明らかになってくるわけである。

また『具平親王集』のほかの詞書において**14**、

断簡15

月のあかゝりけるよよふくるまでおはしまして

よにふれはものおもふとしもなければとも月にいくたひななめしつらむ (14)
 のように具平親王に対して敬語を用いたり、あるいは、

断簡11

あさなく／ひとへはやへのはなとこそみれ (10)

宮の御てつからか／せたまへるを一品のみやよりかりきこえさせたまひて返したてまつらせたまふとて

断簡19

女御殿

おもひやる心しきみをはなれねはとほきほと／もおほえさりけり (19)

御返事 宮

よろつよを行すゑとほくいのれはやはるかにのみは (20)

のように親王を「宮」と呼んだりする点、『具平親王集』は明らかに親王以外の人物によつて編纂された作品と知られる。従来ほとんど言及されてこなかったこの問題、後述するように萩谷氏のみ自撰家集かとしているけれども、そうではなく、『具平親王集』は寛弘六年七月七日よりのちの、親王が没する直前、もしくはそれ以降に成立した他撰家集とみておそらく間違いないはずである。

なお念のため言い添えておくと、

断簡10

□ひそへてしつこ／ろなきよのなかにくものもりをいとし／きくかな (9)

これをき／て左門^衛のかみかへし／たりける人にいひおこせ

の「左門^衛のかみ」は藤原公任と指摘されており 15、

断簡21 16

正月つこもり左衛門督殿／女房たちうたよみたりけるを御らんして (以下判読不能)

なかはゆくおとたにほとたにしはひさしきを (22)

の「左衛門督殿」も同様である可能性が高い。そうした場合、公任の左衛門督在任期間は長保三年(一〇〇一)十月三日から寛弘六年三月四日まで

であるので、『公卿補任』両年の公任及び藤原頼通の条に拠る）、『具平親王集』成立当時の官職とみると相容れないが、これについては詠作当時の官職とみておけばよからう。そう考えて、ほかの詞書との間に矛盾が生じることも現時点ではないようである。

田中親美旧蔵残簡

ところで本論の最初で触れた田中親美旧蔵の大富切残簡は現在某家に蔵されており、本論初出後、現蔵者の方の格別のご好意によって実地に調査することができた。厚く御礼申し上げたい。当該残簡は卷子本一軸、表紙は縦十五・一 cm×横十五・三 cmの水色菱繋ぎ地格子文様布表紙、見返しは布目地金紙。横八・五 cmの銀箔散らしの補紙に続けて六葉分の断簡と、最後にまた横九・五 cmの軸巻紙を継いだものである。本紙部分の横寸法は第一葉が十・七 cm、第二葉が十二・八 cm、第三葉が十二・五 cm、第四葉が十二・八 cm、第五葉が十・九 cm、第六葉が十一・九 cmであり、料紙は第一葉が金銀箔野毛砂子散らし料紙、第二・三・五葉が素紙、第四葉が金銀箔野毛散らし料紙、第六葉のみ紙質が異なっていて薄藍色の素紙である。次述のとおり第六葉は一条兼良の識語とされる部分であるので、後補の料紙とみてよいだろう。極札の類は付属しておらず、その代わり卷子本が収められている桐箱に、

大原寂然色紙四枚継奥書定家卿
其奥兼良公 都而六枚

奥あなみくるし詞書之哥者
寂然自詠なるへし考へし 古昔菴什物

という蓋裏書が見出せる。記主は未詳、「古昔菴」は江戸時代の古筆鑑定家大倉好斎の号である。それと箱の中にはあとふたつ、

としをへて 続後拾上 具平親王

わたつつも 拾遺雑秋 中務のみこ

あなみくるしく 此哥ハ寂然ガ自詠ナルベシ

いそかくれ

可考

と墨書した紙片と、

かくはつかしの

中務宮しふ

春はなほこぬ人

またしはなをのみ

17.

心かのとにみてを

5.

くらすむ

61.

と鉛筆で書いた紙片とが存する。うち後者について、三、六行目で散らし書きされている一首は『続拾遺集』ほかに、

見花日暮といへる心を

中務卿具平親王

春は猶こぬ人またじ花をのみ心のどかにみてをくらすむ（卷二・春下・八七）

のように見える具平親王詠であり、また二行目の「中務宮しふ」も「中務宮集」と解することができそうである。のみならずこの紙片においては仮名表記に際して、現代では一般には使われにくい、

可久者徒可之乃

中務宮之婦

春波奈保己奴人

末多之者那遠乃三

心乃止可仁美天遠

久羅左無

のような字母が用いられてもいるのであって、そうした点からおそらくこれは、一九六一年もしくは一九八六年（昭和六、十一年）五月十七日の時点で何処かに存した大富切を、その字母どおりに翻刻しておいたものだと思われる。誰の手になる翻刻なのかは定かではなく、現蔵者の方にもお心当たりはない由であるが、一九六一年であれば田中親美（一九七五年没）の可能性もあろう。ともあれ「中務宮しふ」とあるからには『具平親王集』冒頭一葉の翻刻とみてよく17、断簡そのものが現在知られていないだけに極めて貴重な資料と言えよう。

さて当該残簡記載の本文は次のとおり。歌頭の通し番号、及び欄外の断簡番号は拙稿「散佚歌集切集成」のそれである。また「■」は虫損を表している。

<p>ゆきのふる日てすきひに かしらしろきをんなわかな つみたるかたをつくらせ 給て</p> <p>5としをへてわかなを つむとせしほとに かしのゆきに ふりにけるかな</p> <p>a b</p>	<p>c くれかたに なりければ やうくとけてしまも みえずなりければ 人くのよみ けるに</p> <p>d 6わたつみは ゆきけのやま そ</p> <p>e f g</p>
---	---

第一葉II断簡3

(継ぎ目)

第二葉II断簡4

<p>7 まさるらし おちの しまく みえす なりゆ く</p> <p>あな みくるしく これをも</p> <p>d</p> <p>e</p> <p>f</p> <p>g</p>	<p>ものかくと おもひて しつけたる とか</p> <p>8 いそかくれあまのすさ ひにかきすするかゝる もくつを人 みさらなむ</p> <p>d</p> <p>e</p> <p>f</p>
---	--

(継ぎ目)

第三葉II断簡5

(継ぎ目)

第四葉II断簡6

<p>加奥書墨付五丁 代々令秘藏者也</p>	<p>唯心房寂然 老岐守頼業 少年之時狂手跡也</p>	
----------------------------	--	--

(継ぎ目)

第五葉 || 断簡 7

(継ぎ目)

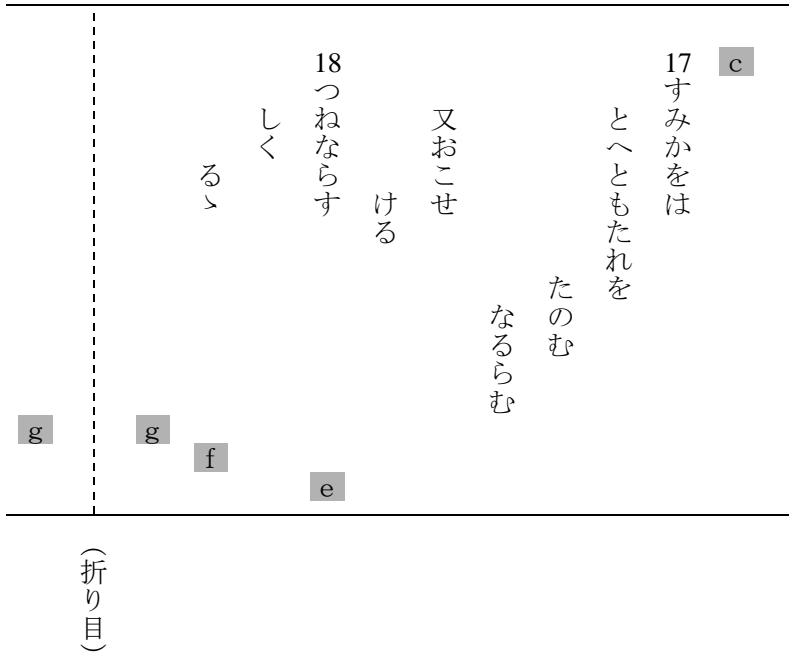
第六葉 || 断簡 7 18

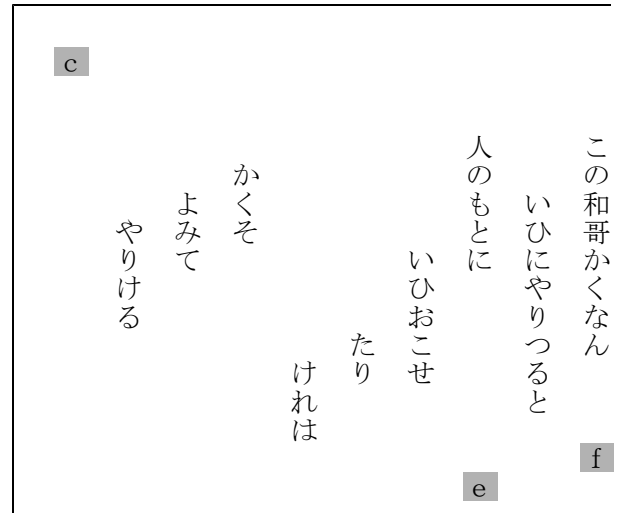
このような本文を持つ当該残簡において問題となるのはもちろん、後補の第六葉を除いた五葉分の裁断以前の位置関係、つまりはこの五葉分の本文が内容的にも連続しているのかどうかということである。うち確実に連続すると言いつけるのが第二葉と第三葉で、それは前者の終わりに存する二句目までの六番歌と、後者の始めに存する三句目からの七番歌とが、合わせて一首の歌として、

雪を島々の型につくりて見侍りけるに、やうやうきえ侍りければ 中務のみこ

わたつみも雪消の水はまさりけりをちの島々見えずなりゆく(『拾遺集』卷十七・雑秋・一一五二)
 のように『拾遺集』に見られる点から明らかだろう。一方、第一葉と第二葉との間には、右『拾遺集』詞書中「雪を島々の型につくりて見侍りけるに」の部分に該当するような本文があつてしかるべきかと思われるので、脱落があると想定されよう。

そうした見方の裏付けとなりそうなのが、翻刻中に「■」で示した虫損である。ここでは当該残簡中の目立った虫損を取り上げており、同一の虫損とみられるものはすべて同一の小文字アルファベットを付している。それらを確認していくと、まず第二葉と第三葉にはcとfの五つがあつて、冊子本においてオモテとウラの位置関係にある面同士の虫損がそうなるように、確かにcのみ除いて対称形となっている。cは料紙の端にかかつているので、第三葉では裁ち落とされてしまったのだろう。それはさておきここで注目されるのが、『古筆学大成』所収の大富切のうち図85(断簡18)という二面分の一葉で、実はここにもcとfの虫損が、





のように見出せる。この断簡18では中央に折り目と綴じ穴痕があるので、括りの内側と外側のいずれを向いていたにしろ、右がウラ面、左がオモテ面に該当していたはずである。従って当該残簡に関しても、第二葉がウラ面で第三葉がオモテ面だったと位置づけられるだろう。すると、仮に第二葉が第一葉から直接続いていたのであれば、第一葉はオモテ面だったことになるので、第三葉と同じ配置でcとfの虫損を有していなければならぬが、実際に残っているのはそれとはまったく重ならないaとbふたつの虫損である。よって第一葉と第二葉とは、互いの虫損が及ばないような離れた位置にあったと推されるわけである。

またcとfの虫損のうちdとgは第四葉にも、dとfは第五葉にも存しており、かつ一見して明らかのように第四葉と第五葉とで対称形ともなっている。それらの配置は第二と三葉と同じであるので、やはり第四葉がウラ面で第五葉がオモテ面だったとみられよう。このように第二と五葉がウラ・オモテ・ウラ・オモテと続き、かつ虫損もほぼ共有している点からすると、第二葉と第三葉のみならず、これら四葉すべてが内容的にも連続していた可能性は決して低くはなさそうである。

そこで仮に第二葉から第五葉までの間に一切脱落はないとみた場合、まず第三葉の終わりに存する「あなみくるしくこれをも」と、第四葉の始めに存する「ものかくとおもひてしつけたるか」とは一文として繋がっていることになり、実際そうみて続き具合に不自然さはない。ただし「し

つけゝたるとか」が文意不通で、この部分についてはすでに萩谷氏が「しつけゝたると敷」と翻刻しており、本論では「敷」のみ平仮名に改めたが、確かにそうと読むしかないようである。しかし難読極まりない大富切のことであるから、あるいはより適切な読み方があるのかもしれない、これについては保留としたい。ともあれこの、

あな見苦し見苦し、これをも物書くと思ひてしつけけたるとか
という一文に関しては、直後に、

磯隠れ海士のすさみひにかき捨つるかかふる藻屑を人見ざらなむ（8）

という一首が続いているので、まずはその詞書と理解するのがよさそうである。

さてこの8番歌までが第四葉で、次の第五葉には定家とおぼしき人物による識語が記入されている。このような識語は一般的には末尾の余白に加えられるのだから、第四葉と第五葉とが確かに連続していた場合、識語の直前にある8番歌は『具平親王集』最末の一首だったということになる。

ところでこの8番歌を萩谷氏は、

いそかくれあまのすさみひにかきすつるかゝるもくつを人かへへさなむ

と翻刻し、前掲「あな見苦し見苦し…」の一文と併せて具平親王の「自跋の文章和歌」とみた上で、さらに、

仮に、この寂然筆無名歌集を、具平親王の自撰家集であると想定するならば、巻末の自嘲的な跋文及び自跋の歌から察して、何びとか同時代の同好の人物にあてて、この歌集は送付せられたものであり、かつ、用事の済み次第に返送を希望せられたものであったことが考えられる。或は、歌道の上に親交のあった公任などの求めに応じてのことであつたかという憶測も働くわけである。ともかく、そのような自分より身分の低い相手を意識してのことであろう、この歌集の詞書には「御覧じて」「つくらせ給て」などという自敬の語が用いられているのである。

と論を展開させている。しかし『具平親王集』が他撰家集だったことについては既述のとおりで、それを自撰家集とみたり詞書中の敬語を自敬表現とみたりしなければならぬ根拠や必然性はどこにもない。おそらく萩谷氏の説は、先に8番歌を自跋の歌とする見通しありきで組み立てられていたものかと推測されるが、いずれにしても『具平親王集』が他撰である以上、8番歌については親王の自跋の歌と解するわけにはいかないだろう。そこで本論初出時においては、萩谷氏の翻刻を前提としながら、次のふたつの解釈案を示しておいた。

(1) 『具平親王集』編纂に際し、具平親王が手許にあつた歌稿の類を編者に貸し出すことがあつて、その時に添えた一首がこの8番歌であり、編者

はそれをも家集の最後に取り込んだのではなからうか。すなわち「磯隠れ海士」を具平親王、「藻屑」を歌稿、「人」を編者とみるわけである。この場合、『具平親王集』は繰り返して述べているように、寛弘六年七月七日に詠まれた歌を収録しており、かつ同月二十八日に具平親王は没している。親王が編者に歌稿を渡せたのはそのわずかの期間に限られてくる。この読み方が適切ならば、『具平親王集』の編纂に親王が関与したのは死の直前だったということになる。もつともそれはタイミングとしてあまりに際どいようでもあるし、また最晩年の具平親王の動向については記録が皆無と云ってよく19、従って親王が自らを「磯隠れ海士」と表現し得るような状況にあったかは不明。

(2) 8番歌は大富切の筆者が詠んだ一首であると読んで読めないこともない。すなわち(定家の識語を信じるならば)寂然が、手ずから書写した裁断以前の大富切を人に貸し出す機会があり、その際に詠んで写本に書き付けたのがこの歌だった、と解するのである。「磯隠れ海士」は寂然、「藻屑」は彼が書写した裁断以前の大富切、「人」は写本を貸した某人を、それぞれ指していることになる。ただ一方、たとえ自分で書写したもので、『具平親王集』の写本を指して「かき捨つる藻屑」と言ったりするだろうかという点が、少々気にならないでもない。また定家の識語は大富切の筆蹟について、寂然の「少年之時狂手跡」と語っており、それが確かならば「磯隠れ海士」という表現とは年齢的にそぐわないことにもなるか。

しかしながら、すでに先程の当該残簡翻刻中でもそうしておいたが、8番歌の第五句については「人かへさなむ」ではなく「人みさらなむ」と読むのがよかつたようである。つまり8番歌は「藻屑」の返却を求めた歌などではなくて、書き捨てる「藻屑」であるので人目に触れさせたくはない、という歌だったとおぼしいのである。するとこのような歌を詠む人物として相応しいのは、具平親王ではなく『具平親王集』の編者でもなく、やはり大富切の筆者であろうと思われる。従って右(2)の後半のような疑問はいまだに残るけれども、まずは前掲蓋裏書に「奥あなみくるし詞書之哥者寂然寂然自詠なるへし考へし」とあり付属紙片に「あなみくるし／＼いそかくれ／此哥ハ寂然ガ自詠ナルベシ／可考」とあつたその推定どおり、8番歌は寂然の歌と位置づけるのがよさそうである。なお大富切の冒頭部分を伝えるらしき前掲鉛筆書きの付属紙片には「かくはつかしの中務宮しふ」とあつた。これは「かく恥づかしの中務宮集」と解するほかなさそうで、内題にそのように「かく恥づかしの」と冠してあるのは不審と言うほかないのだが、おそらくは8番歌と呼応している寂然の、自身の「狂手跡」についての謙退もしくは諧謔の類だったとみておきたい。

寂然筆本の行方

さて寂然真筆にして定家手沢本だった可能性のある古筆切は、周知のとおり大富切に限らない。伝寂然筆村雲切『貫之集』断簡は定家による多数の校訂が施されているし、また徳川美術館蔵手鑑『鳳凰台』所収の伝寂然筆『光孝天皇御集』断簡も、その極札に「寂然法師くわんか評くわんか」とあるように、加筆は定家とされている²⁰。これらすべてを寂然真筆と認めてよいか、言い換えればすべてを同筆と認めてよいかという点については、もとより稿者の判断の及ばないところであるので、ぜひとも仮名古筆の専門家からのご教示を賜りたい。が、たとえ伝称を論証することは難しいにしても、こゝまで寂然と定家の名前が揃って挙がると、何か実際に関わるところがあったのではとも思われてくる。ほか伝寂然筆ではないが、やはり定家が「此集以作者自筆之本／八条坊門局下置大姉所書写也」と伝える定家実姉坊門筆『唯心房集』のような例もある。「定家の母は、曾て寂然の兄寂超の妻であつた」（萩谷氏）という縁故も関係しているのだろうか、寂然筆本がまとまって御子左家に移動していた可能性、寂然筆本を御子左家の人々が活用していた可能性を、あるいは積極的に考えてみてよいかもわからない。

- 1 萩谷朴氏「所謂“伝寂然筆自家集切”は具平親王集の断簡か。」（『和歌文学研究』第二十二号、一九六八年一月）。
- 2 『私家集大成 中古I』（一九七三年十一月、明治書院）。
- 3 小島孝之氏「私家集の断簡少々（その一）——古筆切拾塵抄（二）——」（『立教大学日本文学』第四十九号、一九八二年十二月）。なお大富切の料紙には金銀の箔・野毛・砂子を散らした装飾料紙と素紙との二種類あることが知られているが、小島氏は後者について、より具体的には『見ぬ世の友』所収の一葉について「夙い時期（春名氏は鎌倉時代中ごろの書写と判定されている）の模本なのではなからうか」と疑っている。しかし田中親美旧蔵残簡は後述もするとおり「八つ半切小色紙を継いだ卷子本であつて、大小の金銀切箔・野毛・砂子を散らした楮紙や素紙を交えた雅味掬すべき小本」（萩谷氏）であつて、一点の写本において装飾料紙と素紙とが併用されている。素紙の大富切を模本とみる必要はないだろう。
- 4 伊井春樹氏「伝寂然筆『具平親王集』切」（『日本古典文学会会報』第百十二号、一九八七年七月）。
- 5 小松茂美氏『古筆学大成 第十九卷 私家集三』（一九九二年六月、講談社）、及び『同 第二十八卷 釈文三』（一九九一年十一月、講談社）。
- 6 久保木哲夫氏「中務卿具平親王とその集」（有吉保氏編『和歌文学の伝統』所収、一九九七年八月、角川書店）。
- 7 なお具平親王の家集の存在を示す資料として久保木氏は、冷泉家時雨亭文庫蔵・藤原定家自筆『集目録』記載の「中務宮具平」を引くが、ほか

『河海抄』（本文は玉上琢彌氏編・山本利達氏・石田穰二氏校訂『紫明抄 河海抄』（一九六八年六月、角川書店）に拠る）巻十三・第二十「若菜下」にも、

二月のなかの十日あまりはかりのあをやきのわつかにしたりはしめたらん心ちしてうくひすのはかせにもみたれぬへし

（略）

鶯の羽かせになひく青柳のみたれて物をおもふころ哉

具平親王集

という出典注記が見られたりする。また同巻六・第九「阪磨」の、

いへはえにかなしう思へるさま

いへはえにふかくなしき笛竹のよこゑやたれととふ人もかな

具平

という一首もその佚文であるかもしれない。一方萩谷氏以来、伊井氏・小松氏・久保木氏が揃って挙げるのが『源平盛衰記』巻七「大納言出家」の、

御布施二ハ、六帖抄ト云御歌双紙ヲ被渡ケル。彼抄ト申ハ、村上帝ノ第八御子具平親王家ノ御集ナリ。（略）殊ニ歌道ニ巧ニ御坐ケルガ、後ノ世ノ御形見トテ集サセ給タリケル草子也。

という一節、及び『和歌色葉』の「六条の宮後中書王の六帖」、『八雲御抄』の「六帖後中書王」といった記載で、各氏はこれらの資料から、具平親王に「六帖」なる家集もあつたと指摘する。が、それはおそらく『源平盛衰記』にひかれ過ぎての失考だろう。『和歌色葉』において「六帖」が「私の集打聞髓脳口伝物語」として「樹下集」「麗花集」などと同列に扱われている点からすれば、この「六帖」は個人の家集ではなく撰集の類とみるべきであり、より具体的には今日言うところの『古今和歌六帖』を指すと認めるべきである。すでに如上の資料に基づいた『古今和歌六帖』具平親王撰者説もある。平井卓郎氏『古今和歌六帖の研究』（一九六四年、明治書院）などを参照。従つてまた久保木氏が提示している「具平親王には複数の家集が存在していたのではないか」という見方については、それが「六帖」の記載を根拠とする限りにおいては成り立たないかと思われる。

8 拙稿「散佚歌集切集成 本文篇」（『調査研究報告』第二十三号、二〇〇二年十一月）。

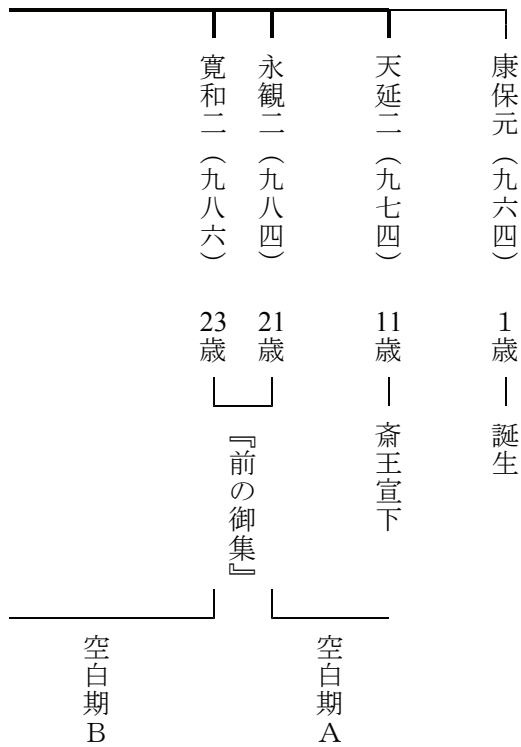
9 『秋の特別展 諸家集の古筆』（二〇〇〇年九月、春日井市道風記念館）。なお、のちに一葉は『潮音堂書蹟典籍目録』第四号（二〇〇三年）に掲載され、もう一葉は久曾神昇氏「具平親王集」（『汲古』第四十六号、二〇〇四年十二月）においてあらためて取り上げられた。

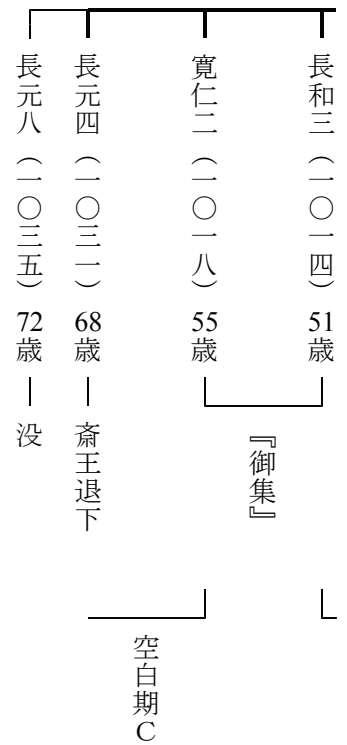
- 10 拙稿で付した断簡番号は22までだが、うち断簡7としてまとめて掲げた定家の識語と一条兼良の奥書（後述）とは、本来別々の料紙に書かれており、二葉に分けなければいけなかったことにあとから気づいた。それを踏まえてここでは二十三葉と数えた。きちんとした訂正は別の機会に行いたい。
- 11 拙稿で付した歌番号は22までだが、うち6・7は後述のように併せて一首を構成している。また歌番号を付せなかった詞書のみのもものが七首分存しているので、差し引きするとこの数になる。
- 12 国文学研究資料館編『古筆への誘い』（二〇〇五年三月、三弥井書店）。
- 13 久保田淳氏『新古今和歌集全評釈』第四卷（一九七七年二月、講談社）。
- 14 以下特に断らない限り、『具平親王集』の本文・断簡番号・歌番号は注8の拙稿に拠る。ちなみに大富切は散らし書きだが、詞書は歌に対して二字下がり、改行は追い込みとしてある。
- 15 注6に同じ。
- 16 これは注9所収の難読の一葉。本論では試みに、注8の拙稿とは異なる翻刻案を示してみたが、どうであろうか。ご批正を乞う。
- 17 ちなみに『私家集大成』で初めて翻刻紹介された「なかつかさのみこのしふ」という書写内容の断簡（注8拙稿の断簡8）は「外題の書かれた一葉」（同解題）の由。従ってこれ以外に内題を持つ断簡があっても不自然ではない。
- 18 注10参照。
- 19 大曾根章介氏「具平親王考」及び「具平親王の生涯（上）（下）」（いずれも『日本漢文学論集』第二卷（一九九八年八月、汲古書院）所収）に拠る。
- 20 もっとも池田和臣氏「国文学古筆切等資料」（『茨城大学人文学部紀要（人文学科論集）』第二十一号、一九八八年三月）は加筆者が定家であることを疑う。詳細は省略するが、氏が発した疑義のひとつは、「新」「勅」「延喜」という書き入れのうち「延喜」も定家の所為だとすると、彼の関わった『新古今集』『新勅撰集』との間に矛盾が生じてしまう、というものである。しかしこの場合、定家の加筆は「新」「勅」のみで、「延喜」については定家以前から存していたとも考えられよう。池田氏も指摘するとおり「延喜」の作者名と「新」「勅」の集付では、墨色が異なっている。前者が濃く後者が淡く、「延喜」の方は本文の墨色に近い。字形からも同手の筆跡と断ずるにはためられる」ようである。

第三節 大齋院御集

『大齋院御集』の空白期

村上天皇第十皇女の選子内親王は、円融朝の天延二年（九七四）に卜定され、後一条朝の長元四年（一一〇三）に退下するまで、賀茂齋院であり続けること五代にわたり、ゆえに後世「大齋院」と称された¹。その選子と周辺人物たちの、齋院生活中の日常詠を収めた家集が『大齋院前の御集』（以下『前の御集』と呼ぶ）と『大齋院御集』（『御集』）である。次掲の年表にも示したとおり、選子の齋院生活は五十八年間にも及んでいるが、そのうち『前の御集』は永観二年（九八四）頃から寛和二年（九八六）頃までの三年間、『御集』は長和三年（一一〇四）頃から寛仁二年（一一〇一）頃までの五年間のうちに詠まれた歌を記録したもの、と従来考えられている²。ただ両集とも必ずしも年代順の配列となっていないが、それはすでに指摘されているように³、本文上に脱落や錯簡などの痕跡が認められること、また齋院女房と目される編纂者によって、配列構成にある程度の手が加えられたらしいこと、などに起因しているようである。





さて従来の研究において問題とされてきたのは、この『前の御集』と『御集』以外の年代、すなわち右年表中の空白期A・B・Cの存在である。

早く両集について調査した橋本不美男氏は、『前の御集』と『御集』とが密接な関係にあることを明らかにした上で、この両集と同じ組織形態を持った、別の時期の齋院家集の存在を想定し得ることを指摘した⁴。そうした推定の妥当性はその後、久保木哲夫氏によって一層強められることとなった⁵。そこで氏は足かけ二十九年にわたる空白期Bの存在を疑問視した結果、おそらくは本来長期にわたる家集があつて、そのうちのふたつの部分があたまたま現在に伝わったのだろう、という見解を示すに至ったのであるが、その際に論拠としたのが『栄花物語』卷三十一「殿上の花見」の次のような場面であつた。

まことや、殿上の人々も花見、関白殿も御覧じけるに、齋院より、

残りなく尋ぬなれども注連のうちの花は花にもあらぬなりけり

と聞えさせたまへりければ、春宮大夫の御返し、

風をいたみまづぞ山べを尋ねつる注連結ふ花は散らじと思ひて

この歌の返しは、^Aかくこそ集には、

残りなくなりぬる春に散りぬべき花ばかりをばねたまざらなん

と聞えさせたまへり。民部卿、関白殿に、

いにしへの花見し人は尋ねしを老いは春にも忘れにけり

入道殿などまづ誘ひきこえさせたまひけるを思しけるなるべし。これは法住寺の大臣の二郎なり。殿の御返し、

尋ねんと思ふ心もいにしへの春にはあらぬ心地こそすれ

と聞えさせたまひけり。

ここには選子と堀河右大臣頼宗、また関白頼通と藤原斉信の贈答歌五首が見られる。その詳しい内容については次節で触れることにして、当面の問題に関して言えば、右のうち傍線部Aの「かくこそ集には」が注目されるわけである。この記述から、選子と頼宗との贈答歌三首が、『栄花物語』に先立つ何らかの「集」に載っていたことが知られる。当然その「集」というのは、選子の家集と頼宗の家集のどちらか、ということになるが、久保木氏は『入道右大臣集』（後掲）との比較などから、『栄花物語』が参照したのは頼宗の家集とは考えにくく、別の年代の『大齋院御集』であった可能性が極めて高い、と論じたのである。この結論自体はおそらく今後とも揺るがないだろうけれども、ただその際『栄花物語』の事件年次については不明とされており、頼宗の「春宮大夫」という呼称から、頼宗がその任に就いた治安元年（一〇二二）以降、つまり年表中の空白期Cに当たるとは推定がわずかななされた程度であった。このように『大齋院御集』が本来長期にわたる家集であったことはほぼ確実とされながらも、具体的にどれほどの期間に及んでいたのかについてはいまだに不明、と言えるのである。

『栄花物語』「殿上の花見」と関連資料

ところで問題の『栄花物語』というものは、いわゆる続編の冒頭たる卷三十一「殿上の花見」の、その巻名の由来ともなっている花見の場面のことである。諸注の解釈に従いながらその内容を示しておく、とおおよそ次のようになる。

ある時「関白」頼通が殿上人と花見をしていたところ、「齋院」選子の許から「花の名所は残さずお尋ねになったようですが、この齋院領内の花は花のうちにも入らないのですね」という歌が届いた。それに対して頼通異母弟の「春宮大夫」頼宗が「風が激しいので真つ先に山辺の花を見に行ったのです。齋院の花は浮世の風には散るまいと思ひまして」という歌を返すと、さらに選子から「残り少なくなった春ですから、散つてしまふに違いない花ぐらひは、吹く風も、ねたまずに残しておいてほしいものです」という返歌があった。また同じ折「民部卿」斉信も頼通の許に「昔一緒に花見をした人は、今年もまた花を尋ねに行つたけれども、年老いた自分も春からも忘れられてしまいました」という歌を贈っていた。道長が花見をした時などは誰よりも先に斉信を誘つたものだったという。その斉信の歌に対して頼通は、「花を尋ねようと思う心も、昔花見に行つた時の、楽しかったあの春とは、まるで違った心地がするのです」という歌を返した。

この場面で詠まれている五首のうちの何首かは、他文献にも見出せる。まず一首目と二首目の選子・頼宗の贈答は『玉葉集』に入集しており、

齋院に侍りける時、宇治前関白太政大臣所の花見るよし聞きて申しつかはしける

選子内親王

残りなく尋ねなれどもしめの内の花は花にもあらぬなるべし（巻二・春下一五八）

返し、^B関白にかはりて詠み侍りける

堀川右大臣

風をいたみまづ山辺をぞ尋ねつるしめゆふ花は散らじと思ひて（一五九）

となつてゐる。歌句に若干異同があるほか、傍線部Bに「関白にかはりて詠み侍りける」とあるのが注目されよう。頼通に代わって頼宗が返歌を詠んだという詠作事情は『栄花物語』には記されておらず、『玉葉集』の独自記載と言つてよいかと思われる。

また『栄花物語』二首目の頼宗の歌は、前述のようにその家集『入道右大臣集』に、

上卿、花見るとて観音院の方より雲林院をながめて帰るほどに、齋院の車出でて、物見て過ぐるほどに文あり、見れば、しめの内の花は花にもあらぬなるべし、とありしに、

風をいたみまづ山辺をぞ尋ねつるしめゆふ花は散らじと思ひて（八）

のように見られる⁶。この詞書によつて花見の実際的情況もかなり明確となつてこよう。とりわけ殿上人たちが観音院から雲林院へ向かい、その後帰路についたという情報は貴重である。観音院・雲林院はいずれも愛宕郡にあつた寺院で、とりわけ雲林院は、紫野にあつた齋院に隣接してたと推測されている⁷。つまり花見の一行は齋院のすぐそばを通りながら齋院には立ち寄りせず、別の場所ではかり花見をしていたわけで、だから選子は、齋院の花は花のうちにも入らないのですね、という歌を贈つたのである。選子の歌の意図するところは、このように花見のコースが明らかとなることで、より深く理解できるようになるだろう。

なおこの『入道右大臣集』においては、選子の贈歌が詞書内に取り込まれ、かつ『栄花物語』三首目以降の歌も見えず、あるのは頼宗の歌だけである。これらの点から先の久保木氏は、同集と『栄花物語』との直接的な関係は認めがたい、としているのである。

それから『栄花物語』四首目の斉信の歌は『後拾遺集』に、

宇治前太政大臣花見になむと聞きてつかはしける

民部卿斉信

いにしへの花見し人は尋ねしを老いは春にも知られざりけり（巻二・春下・一一三）

として入集している。歌句に異同が見られるものの、内容的に目立った違いは認められないようである。

以上の諸文献によって「殿上の花見」の具体的状況をまとめてみると、

- ・ 頼通を始め頼宗や殿上人が参加した。
 - ・ 花見は観音院を経て雲林院に到り、そののち帰路につくコースであった。
 - ・ それが齋院のすぐそばであるにも関わらず、一行は齋院には立ち寄りなかった。
 - ・ そのため選子から頼通宛に歌が贈られた。
 - ・ 選子に対して頼通の代わりに頼宗が返歌を詠んだ。
 - ・ するとさらに選子の返歌があった。
 - ・ またこの花見には不参加だった齊信が頼通と贈答歌を詠んだ。
- のようになるだろう。

「殿上の花見」年次考証

問題はこの「殿上の花見」が、一体いつの出来事だったのかということである。早く『史料綜覧』は長元四年（一〇三二）三月条に「是月、関白頼通等、所々ノ花ヲ観ル、栄花物語」として立項し、次いで和田英松・佐藤球『栄花物語詳解』は、『小右記』長元四年三月五〜八日条に見られる、上東門院彰子発案の花見のことではなからうか、と指摘している。両説ともに長元四年としている論拠は特に示されないが、おそらくは花見の場面に続く『栄花物語』の記述が、

かくて長元四年九月廿五日、女院、住吉・石清水に詣でさせ給ふ。

となっているためかと推される。つまり『栄花物語』のエピソードが年代順であるならば、「長元四年九月廿五日」の直前にある花見の場面は、当然長元四年春の出来事になるはずだろう、というわけである。しかしながら少なくとも巻三十一に関しては、その年代順という前提は成り立ちにくいようである。次に掲げるのは『栄花物語全注釈』において松村博司氏が作成した、巻三十一の構成記事の一覧である（必要箇所のみ引用、行頭の丸括弧内は推定年次）。

(長元四・九・二二) 大齋院選子内親王退下。

(長元四) 女二宮(馨子) 齋院に卜定の予定、今年三歳。

(万寿四・一二) 藤原行成薨去の時(万寿四・一二・四)の公任の和歌(回想)。

(長元六・一二) 中納言実成大式となる、及びその子女。

(長元六・一・二九) 実成の孫資綱、任少将(ただし資綱を十五、六歳という。それならば長元七、八年)。

中宮権大夫能信、左兵衛督公成女を養女とする。

権大納言長家、女院の中將の君に通う。

関白頼通、鷹司殿倫子の女房に通ず。

(長元四・九) 前齋院、入道兵部卿官(致平)と対面、和歌の贈答。

(長元四・三・五) 関白・殿上の人々花見。

長元四・九・二五 上東門院石清水・住吉参詣。

確かに一瞥したところ、花見の前後に長元四年のエピソードが多く見られる一方で、時に万寿四年(一〇二七)に戻ったり、あるいはいきなり長元六年(一〇三三)へ飛んだり、年次は少なからず錯綜してもいる。そもそも花見の場面のはるか以前に、選子の齋院退下が描かれているのだから、それだけでも年代順と限らないことは明らかだろう。卷三十一のこのような在り方からすると、年代順を前提とするとおぼしき右の長元四年説は、いささか説得力に欠けるもの、とせざるを得ない。

また『栄花物語詳解』が「他に殿上人の花見の事を載せず、もしはこの事をいへるか」として引用する、『小右記』長元四年三月五日及び七日条の次の記事も、「殿上の花見」と同じとするには問題がありそうである。

五日、壬子、(略)女院忽有可覽白河院之告、中將從関白第營出、着狩衣欲参入之間、院者留給、関白及上達部相共向白河第云々、中將参白河、中納言来云、今明物忌、而依有大弁告、破物忌欲候院御共、留給之由、只今亦有其告、仍不可参白河、因物忌者、入夜中將帰来云、関白並卿相向白河、無事各々分散、無食云□、明日可御座者、

七日、甲寅、女院御覽白河花、依雨留給云々、中納言来云、俊遠朝臣消息云、白河事停止、三位中將從関白第差下人示送云、今日御行不止、装束可當縫者、差式光朝臣令取案内、亦差信武令見気色、(略)式光帰云、問俊遠、今日事停止、若明日可有歟、信武申云、已無気色、関白可

被参女院无^{（其方）}之由、隨身等申者、（略）中将来云、□□事未有一定、亦参入院、追遣信武、良久归来云、^{（今日乙）}関白被候於院、兩度差隨身遣鴨川、令
 実檢淺深、歩渡人脱衣裳僅渡者、仍令留給之由、有中將消息、明日可御坐敷、亦未一定云々、臨夜中将来云、明日可御坐白河院、

これは彰子の要望に応じた頼通が、別邸白河殿における花見を急遽企画したという内容だが、しかし傍線部C、Fや、また同八日条の、

八日、乙卯、早朝中納言告送云、^{（今日乙）}今日女院御座白河殿之輩停止^{（今日乙）}之由、有俊遠朝臣告、

という傍線部Gなどからもわかるように、雨と賀茂川の増水とによって、この時の彰子の渡御は延引の末に中止となり、そのため結局最後まで肝心の花見は催されなかったらしいのである。このエピソード、京でも有数の桜の名所としてまた撰関家累代の別業として、貴族たちによるさまざまな文芸活動が繰り広げられた白河殿の歴史の一齣としては興味深いが、今ここで取り上げている「殿上の花見」の問題とはまずは関係なさそうである。すでに『栄花物語全注釈』も、長元四年説については「『入道右大臣集』の詞書を参照すると合致しない」と疑問視しており、結局そのまま今日に至るまで、花見の年次は不明とされ続けているようである⁸。

ところがこの問題を解く鍵が、実は同じ『小右記』の中にあつたのである。すなわち従来の長元四年説より二年早い長元二年（一〇二九）三月二日条には次のような記事が見られる。

二日、辛酉、（略）関白並内府・諸卿騎馬廻見山花云々^{（於六条関白、旅幸騎馬）}、乗暗、中納言来云、関白・内大臣・諸卿騎馬、先到六波羅密寺、出自其寺経東

山到白河院、於文義山庄被食、^{（H）}次廻見観音院、次到雲林院令蹴鞠、入暗被帰、今日不会人、下官・大納言齐信・中納言実成・参議通任云々、

この日「関白」頼通と「内大臣」教通、また「諸卿」たちが馬に乗って花見に出かけた。実資は参加しなかったが、夜になってやってきた実資養子の「中納言」資平によると、まず六波羅密寺に着いた一行は、東山を経て白河殿に至り、次いで小野文義の山庄で食事をとり、それから観音院を見物し、さらに雲林院で蹴鞠をし、日が落ちてから帰ったという。もはや言うまでもなかるうが、ここで語られている花見のコースのうちの傍線部Hは、先の『入道右大臣集』の詞書に一致している。加えてさらに興味深いのが傍線部Iで、そこには花見に参加しなかった公卿として「大納言齐信」の名が見えるのである。『小右記』の記事と「殿上の花見」とは、これらのように状況的にまったく同じであると言えよう。右の条に齋院の名は一度たりとも現れないが、先程述べたように花見の一行は結局齋院には立ち寄らなかつたのであるから、むしろ話題の中に出てこない方が自然なように思われる。また長元二年三月という年次であれば、『栄花物語』の官職表記とも合致する。先にも触れたとおり「殿上の花見」の場面において頼通は「関白」、頼宗は「春宮大夫」、齐信は「民部卿」と呼ばれているが、『公卿補任』長元二年条の、

関白左大臣 従一位 同頼通^{（三十八）} （略）

大納言 正二位 同齊信^{六十三} 民部卿。中宮大夫。

権大納言 正二位 同頼宗^{三十七} 春宮大夫。按察使。

という記事によって、確かに三人とも当時その職に就いていたことが知られるのである。以上のことから、『小右記』同日条と「殿上の花見」とは、同じ折の出来事だったとみてよさそうである。『栄花物語』の事件年次、及び『後拾遺集』以下の所収歌の詠歌年次は、よっていずれも長元二年三月二日と確定できるようになるわけである。

『大齋院御集』の原態と伝来

そしてこのことは、そういった注釈的次元にとどまらず、冒頭に述べた『大齋院御集』の空白期の問題にも直結していくはずである。「殿上の花見」が長元二年三月の出来事だったとなると、当然同年までの『大齋院御集』がかつては存在していた、ということになるからである。そうした場合、「殿上の花見」からわずか二年後の長元四年九月に、選子が齋院を退下していることは注目されよう。その最後の二年間だけ記録が途切れるということは、一般的には想定しにくいだろうから、おそらくは選子の齋院退下頃まで『大齋院御集』は書き継がれていたとみて大過ないのではなからうか。本来長期にわたっていたと思しい『大齋院御集』（以下「原態御集」と仮に呼ぶ）の内容的な下限は、よって長元四年頃、とひとまず考えられそうである。

すると次に問題となるのが上限、つまりいつ頃の歌から家集という形にまとめられ始めたのか、ということではあるが、それについてはよくわからない。現在のところ『前の御集』に先立つ部分が存したという明徴は残念ながら得られていないが、ただそれに関連して示唆的なのが、『齋宮女御集』の、

下り給へる頃、かの宮より

秋霧のたちてゆくらん露けさに心をつけて思ひやるかな（Ⅱ二〇三・Ⅰ一二一・Ⅲ六三・Ⅳ二九）

御返し

よそながらたつ秋霧にいかなれや野辺に袂はわかぬものを（Ⅱ二〇四・Ⅰ一二二・Ⅲ六四・Ⅳ三〇）

という贈答歌である。この二首は『続古今集』にも見られるが（巻九・離別・八三三〜八三四）、そこでは贈歌の作者が「選子内親王」となってお

り、『齋宮女御集注釈』⁹でも選子と考証されている。また同注釈は当該歌の詠歌年次について「承平七年徽子が九歳で伊勢へ下向した時のこととは思えぬから」「娘の規子内親王の下向とするほかはなかるう」ともする。規子の伊勢下向は、『日本紀略』などによつて貞元二年（九七七）九月十六日と知られるので、右の説に従った場合、この贈答は『前の御集』より七年も前の、すなわち空白期Aの頃の歌だったということになる。当時十四歳だった選子が確かにその頃から歌を詠んでいたとすると、あるいは原態御集の上限もそれに近い時期に求められるのかもしれない。

このように原態御集の内容が、選子の齋院生活五十八年間のほぼすべてに及んでいた、と考えることは可能なように思われる。そこで試みに『前の御集』三年間の三百九十四首、『御集』五年間の百三十五首、従つて一年間の平均歌数が約六十六首、という数字に基づき単純計算してみると、五十八年間で実に三千八百首を超える歌が詠まれていたということになる。もちろんこれはあくまでも目安に過ぎず、実際の歌数にどれだけ近いかは定かではないけれども、それでも原態御集が内容的にも形態的にも相当大部であったこと自体は間違いないだろう。

しかしおそらくはその大部さゆえに、原態御集が原態を保ったまま伝来することはやはり難しかったようである。近時新出した冷泉家時雨亭文庫蔵の『御集』は鎌倉時代後期の書写であるので、当然その頃までには『御集』の部分が原態御集から独立していたことになる。また『前の御集』も藤原定家らが書写した時点で、すでにその親本は錯乱した残欠本だったのだから、遅くとも鎌倉時代に入るか入らないかの頃には、原態御集はもはや原態を留めなくなっており、少なからぬ部分が失われてしまっていたものとみられる。

ただし『前の御集』『御集』以外の部分が、鎌倉時代以降まったく伝来もせず享受もされなかったのかというと、そういうわけでもなさそうである。順を追つて説明しよう。まず『夫木抄』には「家集」という出典注記を持つ、

家集、万代

選子内親王家大輔

かげにそふ葎の床の独り寝も月よりほかのなぐさめぞなき（卷三十一・雑十三・一四九〇八）

という一首があるが、これは『御集』の一・二二番歌と一致する。また『高良玉垂宮神秘書紙背和歌』にも「選子内親王集」から採られたという、

選子内親王集

霧こめてたえだえあくる月かげに夜半のむら風吹きかへさなむ（八〇）

という一首があつて、これも『御集』の一・一六番歌と同じである。よつて『夫木抄』『高良玉垂宮神秘書紙背和歌』が成立した鎌倉時代末期～南北朝時代頃には、現存する『御集』と年代の重なる『大齋院御集』が、相応に世間に流布していたことにならう。その『大齋院御集』というのは、現存する『御集』と同じ収録範囲であつたかのもしれないし、そうではなかつたかもしれない。ただここで興味深いのが、『夫木抄』とほぼ同時期

に成立した『玉葉集』の存在である。同集に採られた選子関連歌は十一首、うち三首は『円融院御集』『続詞花集』『発心和歌集』といった先行文献に見出せる¹⁰一方で、別の四首は現存『御集』の所収歌と一致している¹¹。それら四首の本文を見較べてみると、表現にわずかな異同は見られるものの、例えば『玉葉集』の、

中務里に出でて侍りけるが、今日参るとのみ申すほどに、御前の桜散り果てぬべくなりければ、いひつかはしける

選子内親王家中将

いかにせん見にもやくると山桜待たるる花も散り果てぬべき(巻二・春下・二六二)

返し

同家中務

待ちつけて散り果てぬとも山桜しばしは庭をはらはざらん(同・二六三)

という贈答歌の詞書と、『御集』のそれに対応する「中務、里にて、今日参る今日参るとのみ申す程に、御前の桜散り果てぬべければ、中将いひやる」という詞書(六九く七〇)、あるいはまた『玉葉集』の、

月の晴れ曇りする夜、里なる人のもとへつかはしける

選子内親王

雲がくれさやかに見えぬ月影に待ちみ待たずみ人ぞ恋しき(卷十八・雑五・二五〇五)

という詞書と、同じく『御集』の「月の曇りみ晴れずみする程に、小大夫近き程にまかでたりけるに」(二九九)という詞書などは、よく似ているように思われる。その点両集は密接な関係にあるようで、おそらくは当時伝存していた『大斎院御集』が『玉葉集』の撰集資料に用いられたものと想定してよさそうである。

そうした場合に問題となってくるのが、同じ『玉葉集』に収められている次のような二首である。

にはとりのかひごのいまだかへらぬ程に、親のなくなりたるをあはれに思ひけるに、また雀の子を失ひて、親々なくを聞きて

選子内親王

とりどりの別れの程もかなしきにすべてこの世に又はかへらじ(卷十六・雑三・二二六六)

一品資子内親王の許より、村上のみかどの書かせ給へるものや、と尋ねて侍りける、つかはさるとて

選子内親王

子を思ふ道こそ闇と聞きしかど親の跡にもまよはれにけり（卷十七・雑四・二四三三）

いずれも現存する他文献には見出すことができない歌だが、撰者の京極為兼は一体どこからこれらを探ってきたのだろうか。おそらくその手掛かりとなるのが『玉葉集』における選子関連歌の残り二首、すなわち例の『栄花物語』「殿上の花見」に見え、またその「かくこそ集には」という記載によって、かつては原態御集にも載っていたことが確実視される、

齋院に侍りける時、宇治前関白太政大臣所所の花見るよし聞きて申しつかはしける

選子内親王

残りなく尋ぬなれどもしめの内の花は花にもあらぬなるべし（卷二・春下・一五八）

返し、「関白にかはりて詠み侍りける

堀川右大臣

風をいたみまづ山辺をぞ尋ねつるしめゆふ花は散らじと思ひて（一五九）

という贈答歌である。岩佐美代子氏によると、『玉葉集』には『栄花物語』との重複歌が二十八首あり、その多くが『栄花物語』を出典とするものとみられるが、しかしこの二首に関しては「異同の様相がやや複雑で、必ずしも栄花物語のみを資料としたとも言えず、栄花物語・玉葉集に共通の原資料があったのかも知れない」という¹²。確かに前述しておいたとおり、詞書中の傍線部Jが『玉葉集』の独自内容である点からしても、ここは『栄花物語』以外の出典を想定した方がよさそうである。そして本論における考察からすれば、それに該当する可能性がもつとも高い作品は、やはり『大齋院御集』の散佚部分においてほかにはなからうと思う。つまり当時存在していた『大齋院御集』の伝本の中には、現存『御集』と重なる年代のみならず、長元二年の「殿上の花見」をはじめ、今日失われてしまっている年代をまだ収めているものがあり、『玉葉集』選集に際して為兼はそれに拠ったのではなからうか、ということである。そのように考えてみれば、先に掲げた出典未詳歌二首の存在も、散佚部分からの採択ということとできれいに説明することができよう。またそのような伝本があったとすると、『玉葉集』から十年近くを経て成立した『続千載集』に、やはり現存する他文献には見出せない、

夕暮がたに、小さき籠に鈴虫を入れて、紫の薄様に包みて、萩の花にさして、さるべき所の名のりをせさせて、齋院にさしおかすとて、その包み紙に書きつけたりける

読人不知

しめの内の花のほひを鈴虫の音のみやはききふるすべき（卷四・秋上・三八一）

返し

選子内親王

色々の花はさかりに匂ふとも野原の風の音にのみきけ（同・三八二）

という贈答歌が採られていることについても得心がいく¹³。一般に撰集所収歌の出典について論じることは非常に困難であり、特にそれが現存する他文献には認められない歌の場合は尚更であるが、それでも以上のような状況証拠からすると、『大斎院御集』が南北朝頃までに、現在よりも多くの年代を収める形で残っていた可能性は決して少なくなさそうである。

1 この呼称の由来、及び「おほさいみん」という読み方については、高田信敬氏「大斎院名義考証」（『創立三十周年 鶴見大学文学部論集』所収、一九九三年三月）を参照のこと。

2 秋葉安太郎氏・鈴木知太郎氏・岸上慎二氏「大斎院前の御集の研究——いはゆる馬内侍歌日記——」（『日本大学創立七十周年記念論文集 第一巻 人文科学編』所収、一九六〇年十月）、橋本不美男氏「大斎院御集の性格」（『王朝和歌史の研究』所収、一九七二年一月、笠間書院）。もつとも中周子氏「大斎院御集攷——その配列構成をめぐって——」（『同志社国文学』第十四号、一九七九年三月）という異論もあって、「年月次配列という前提を疑う場合」、歌群それぞれの詠歌年次については「かなりの隔たりをもつ複数の年月を想定せざるを得」ず、よって「本御集が年月を追って配列編纂されていると考えることはできない」とされている。しかし『前の御集』及び『御集』の詞書を見てみると、直前の歌群を受けて「同じ月の…」「同じ頃…」などのように始まる例が至るところに確認される。そうした点から判断する限りにおいては、年代順であるかどうかは別として、少なくとも同年代の歌が集められていること自体は疑えないように思われる。

3 注2に同じ。

4 橋本不美男氏「社交圏と家集」（『王朝和歌史の研究』所収）。

5 久保木哲夫氏「選子内親王と大斎院御集」（『平安時代私家集の研究』所収、一九八五年十二月、笠間書院）。

6 そのほか『後葉集』（巻二・春下・六四）『統詞花集』（巻二・春下・六七）にも入集。いずれの詞書も『入道右大臣集』のそれに近似しており、密接な関係が窺える。

7 岡崎知子氏「大斎院選子の研究」（『撰関時代史の研究』所収、一九六五年六月、吉川弘文館）。

8 例えば岩野祐吉氏「栄花物語続篇新考」（『平安文学研究』第六十四輯、一九八〇年十二月）、池田尚隆氏「栄花物語続篇の構成——原資料と成

- 立をめぐって——」（山中裕氏編『栄花物語研究』第一集、一九八五年九月、国書刊行会）など。また校注テキストとしては最も新しい新日本古典文学全集本でも、年次については特に言及されていない。
- 9 平安文学輪読会『齋宮女御集注釈』（一九八一年九月、塙書房）。
- 10 『玉葉集』一八三二（卷十四・雑一、円融院）・二三三二（卷十七・雑四、選子）・二六三二（卷十九・釈教、選子）が、それぞれ『円融院御集』五七・『続詞花集』九二二（卷十八・雑下）・『発心和歌集』三三二と一致。ただしいずれも出典であるかどうかは別問題。
- 11 『玉葉集』二一七（卷二・春下、頼宗）・二六二〜二六三（同、中将・中務）・二五〇五（卷十八・雑五、選子）が、それぞれ『御集』一六・六九〜七〇・三九と一致。
- 12 岩佐美代子氏「玉葉集と栄花物語」（『国文鶴見』第二十九号、一九九四年十二月）。
- 13 この『続千載集』の一首については、安西奈保子氏「大齋院和歌考——出典未詳歌から他の「大齋院御集」の存在を考える——」（『平安文学研究』第七十二輯、一九八四年十二月）も同様の可能性を指摘している。

第四節 良玉集

藤原頭仲撰『良玉集』

『和歌色葉』『私所持和歌草子目録』などにその名が見える『良玉集』については、『和歌現在書目録』『撰集家』に、
良玉集十卷。

八条兵衛佐入道頭仲撰之。金葉集撰之比。大治元年十二月廿五日撰之。

と見られる点から、堀河百首歌人藤原頭仲の手に成る十卷仕立ての私撰集にして、大治元年（一一二六）十二月二十五日の成立だったということが知られる。また『八雲御抄』『家々撰集』の「良玉集十卷頭仲兵衛佐撰大治元年金葉集撰」という記述によれば、『金葉集』批判という性格をも有していたということになる。山田洋嗣氏は、頭仲が重代の歌人であると自負していたであろう点、にも関わらず『金葉集』入集歌数がわずか四首に過ぎなかった点などを指摘して、「自分に対する意外な評価の低さ、自己評価と周囲の評価との落差」が編纂動機になったのか、と推定している¹。

この『良玉集』はかつて相応に流布したらしく、『夫木抄』や『歌枕名寄』に加え、室町時代後期頃に成立したとされる『纂題和歌集』²にも「良玉」という出典注記を持つ歌が見出されるので、それが孫引きでない限り、少なくともその頃までは伝存していたものとおぼしい。しかし今日において是一本の伝本も一葉の古筆切も確認されていないため、研究対象としてはなかなか取り上げにくいのだろう、『良玉集』について多少なりとも提言した論というのはまことにわずかで、右の山田氏の論のほかは安井久善氏³・築瀬一雄氏⁴それぞれによる佚文集成作業と、後述する谷山茂氏の附随的な考察⁵とが挙げられる程度に過ぎないようである。

ところが猪熊信男旧蔵の古典籍類を収蔵する四天王寺国際仏教大学図書館恩頼堂文庫には、『良玉集』に関する重要資料が含まれていた。すなわち『諸集漢序』なる書物が収める、『良玉集』の真名序とおぼしき文章等（仮に「序」と呼ぶ）がそれである。この「序」の存在自体については、早く「旧恩頼堂文庫目録（一）」⁶の、

161 諸集漢序 延宝頃写 一冊

古今和歌集ヨリ良玉和歌集ニ至ル歌集ノ漢字序文集ナリ

という記載によって示されており、論者もかねてより興味を抱いていたところ、先般の『恩頼堂文庫分類目録』⁷刊行に伴い調査のご許可をいただけた。そこで以下本論において、最初に『良玉集』佚文の再整理を試みたのち「序」を紹介し、その記載内容と関連諸資料から浮上してくるいくつかの問題について検討していくことにしたい。

佚文再整理

「良」「良玉」「良玉集」という出典注記は、前述『夫木抄』『歌枕名寄』『纂題和歌集』のほか『和歌一字抄』『袖中抄』『中古六歌仙』などにも見出され、それら諸文献を博搜した築瀬氏によって実質七十五首分⁸が佚文として集成・認定されている。ただ築瀬氏が用いた『夫木抄』は国書刊行会本であり、また『歌枕名寄』は版本であるので、その後の研究成果を踏まえ、前者については『新編国歌大観』本文（静嘉堂文庫本を底本とする。「大観本文」と略）と永青文庫本⁹（「永青本」と略）、宮内庁書陵部本¹⁰（五一―一三〇、「書陵部本」と略）を、後者については『校本詞枕名寄』¹¹をそれぞれ参照してみると、多少異なる結果が得られる。

まず『良玉集』の出典注記を持つ歌として、築瀬氏の集成に次の十七首を追加可能である（以下『夫木抄』は大観本文を、『歌枕名寄』は永青文庫本を底本とした『校本詞枕名寄』の翻刻本文を掲げる。両本文とも私に表記を改め、また濁点・読点を付したところがある）。

夏歌中、良玉

源頭国朝臣

- (1) 鳴き渡る声うつりせば郭公檜隈川に駒とめてまし（『夫木抄』巻八・夏二・二九〇一）
- (2) ^{良玉}五月雨に笠取山はこゑゆかじ花色衣かへりもぞする 六条右大臣（『校本詞枕名寄』巻一・一二八）
- (3) ^{六帖}小塩山ほのかに人をみてぐらの大幣にこそ思ひかけつれ 二条宣旨弁乳母（同・巻三・五七六）
- (4) ^{良玉}真菰つむ淀野にある春駒は夏来ることを今日や知るらん 皇后宮甲斐（同・巻五・九六〇）
- (5) ^{紅葉}色々の三室の紅葉見てしより花の都のあくがれぬべき 永覚（同・巻八・補612）
- (6) たまさかに逢瀬はなくてみなれ川涙の淵にしづむ頃哉 実雲（同・巻十一・一七一四）
- (7) ^{雲葉}雉子鳴く交野の野辺の花薄かりそめに来る人な招きそ 藤原時房（同・巻十二・一七九一）

- (8) 皇夜をかさね待兼山の郭公雲のよそにて一声ぞ聞く 周防内侍(同・卷十六・二三〇七)
- (9) 皇しほるるや知る人もなき袂かなこれやしのびの岡の影草 河内(同・卷二十一・三〇九六)
- (10) 良玉集さざなみの志賀の浦わに霧晴れて月冴え渡る辛崎の浜 鳥羽院御、(同・卷二十二・補1924)
- (11) いかで我しのぶの浦に身をなして恋をするかと人にいはれん 内大臣越後(同・卷二十七・三八九九)
- 裏書云、良玉詞云、忍恋寄駿河、然者忍浦在駿河歟、可尋之
- (12) 小夜更けてかたらひ山の郭公ひとり寝覚めの友と聞くかな 肥後(同・卷二十七・三九七五)
- (13) いかなればとふの浦波いちしろく末の松山越すと見ゆらん 読人不知(同・卷二十八・四〇三四)
- (14) 皇雪ふれば豊浦の竹の埋もれて一よも見えずなりにけるかな 読人不知(同・卷三十二・四八八四)
- (15) 皇君を我おもふ心のいはた川岩垣淵の瀬とかはるまで 読人不知(同・卷三十三・四九九〇)
- (16) 岩田川谷の雲間にむらきえてとどむる駒のこゑもほのかに 後鳥羽院、(同・卷三十三・四九九一)
- (17) 身の憂さをおもふ涙はわふか山なげきにかかる時雨なりけり(同・卷三十六・五七一一)
- いくつか補足を加えていくと、(1)は大観本文のみならず永青本・書陵部本にも「良玉」とあり。ただし『校本詞枕名寄』は同じ歌に「雲葉」という出典注記を施しているが(巻十・補101)、新潟大学附属図書館佐野文庫本(以下「佐野本」と略)、及び京都大学附属図書館近衛本(以下「京大本」と略)には存しておらず、歌そのものも現存『雲葉集』には見られないので、今のところは『夫木抄』を信じておきたい。あるいは脱落が生じる以前の『雲葉集』には存したのかもしれないが、仮にそうであっても『良玉集』の佚文たることは妨げないはずである。
- (3)には「六帖」とあるが、『校本詞枕名寄』の校異欄によると静嘉堂文庫本(以下「静嘉堂本」と略)には「良玉」とあり、佐野本・書陵部本には出典注記自体なし。その静嘉堂本にはまた、
- 右一首、実基朝臣、宮の御方の大原野祭の陪膳して、取り入れつる女房にやらむ、とこひ侍ければ詠めるとなん
- という左注も存しているといい、確かに古典文庫本においてそう翻刻もされている12。当該歌は他文献には見出せないが、右の左注は出典における詞書と読むべきだろうし、作者も「二条宣旨弁乳母」13であるというので、出典としても「六帖」よりは「良玉」の方が相応しい。
- (5)の「良玉」は、この歌を有する伝本(と断るのは『校本詞枕名寄』底本の永青本が欠いているから)のうち佐野本・書陵部本には見られないという。同様に(8)は高松宮家本(歴史民俗博物館現蔵のため「歴博本」と略)になく、(14)は内閣文庫本になく、(15)も佐野本・書陵部本にない。が、や

はりここではそれぞれについて「良玉」とする伝本があるという点をこそ重視したい。

(6)は静嘉堂本にのみ「良玉」とあり。他本にないのが難点であるが、(3)の例からしても、静嘉堂本の記載は信頼し得ると思われる。

(7)には「雲葉」とあるが、静嘉堂本・書陵部本・佐野本には「雲葉」ではなく「同」とあり。この三本とも(7)の歌の直前に、築瀬氏認定済みの、
良玉身をすればあはれとぞ聞く逢ふことの交野の岸の妻恋ふる音は 藤隆頼〔校本調枕名寄〕卷十二・補1183／築23)という一首を載せているので、「同」は「良玉」を承けることになろう。ちなみに(7)の歌は現存『雲葉集』になし。

(11)は歴博本にのみ「良玉」とあり。その記載の適切さについては、当該歌の左注に「裏書云、良玉詞云、忍恋寄駿河」と見られる点から知られよう。

(12)は歴博本に「良玉」とあるが、佐野本には「明玉」とあり。六条知家撰『明玉集』も鎌倉時代中期の散佚私撰集なので、いずれが是かは判断できず、存疑としておく。ただし『良玉集』と『明玉集』の両方に入集していたという可能性も考えられないことはない¹⁴。

(13)は歴博本・佐野本に、(17)は佐野本・書陵部本・陽明文庫本にそれぞれ「良玉」とあり。

(16)は歴博本・書陵部本に「同」とあり。この場合直前の歌は(15)ということになるから、本来ならば先の(7)と同様に、その「良玉」を承けると扱うべきだろう。しかし(16)の作者名表記は「後鳥羽院」であり、実際『後鳥羽院御集』に見られもするので(八二)、「同」の記載は誤りとみられる。

一方、築瀬氏認定済みの中には種々の点から存疑とすべきものがある。

湖辺擣衣 良玉

右兵衛督基氏卿

(18)せきあらし夜寒に吹けやさざ浪の粟津の里に衣うつなり〔夫木抄〕卷十四・秋五・五七六七／築5・78)

(19)良玉賀茂川原かはらにさらす百石を明日や我が身とみるそかなしき 頭昭〔校本調枕名寄〕卷一・四八／築10)

(20)良玉君が代は貴船の宮にまかせたり沈まば神の名こそたちなめ 賀茂成助(同・卷四・八〇四／築16)

(21)新古今新六雁梓弓つるがの山を春こえて帰りし雁は今ぞ鳴くなる 為家(同・卷二十九・四一四六／築45)

(22)良玉引き別れいる空ぞなき梓弓つるがの山の岩のかけみち 家親(同・卷二十九・四一四七／築46)

公任

(23)宋波の上にあふ事かたき亀山の浮き木をただにつくすべしやは〔類字名所補翼鈔〕第二／築81)

此哥は、為基新發意まいりあひて、かくなどもいはで、又の日つかはしける

俊成

(24) 霰ふる玉野の原に御狩りてあまのひつぎの贄たてまつる (同・第三／築 83)

宗尊親王

(25) あふ事良玉名寄は那須のゆり金いつまでかくだけて恋にしづみはつべき (同・第三／築 88)

同 (良玉)

土御門院御製

(26) 伊勢の海ちぎりも深き秋ならば今宵かげみん星合の浜 (『類字名所外集』第一／築 100)

まず(21)と(22)は『校本詞枕名寄』においても連続する二首。前者の「新六新古イ」は書陵部本に「良玉新撰イ」、佐野本に「良玉新撰イ」、沢潟久孝博士蔵本に「新撰イ」、京大本に「新撰」とあり、後者の「良玉」は書陵部本に「新六良玉イ」、京大本に「新六良玉」、佐野本に「良玉新六」とあって、要するにこの二首に関する出典注記が錯綜しているわけである。しかしいずれにせよ(21)の作者「為家」は、同じ歌を載せる『夫木抄』の「民部卿為家」という作者名表記(巻二十・雑二・八四四七、ちなみに出典注記は「家集」)からしても、藤原定家男の為家だろうから建久九年(一一九八)の生である。一方(22)の「家親」も『良玉集』以前に該当しそうな人物はおらず、もし『玉葉集』以下の勅撰歌人藤原家親のことならば鎌倉時代中期の生。また併せて述べれば(18)の「右兵衛督基氏卿」は九条基家男の基氏とみられるので建暦二年(一一二二)の生、(19)の「顕昭」は大治五年(一一三〇)頃の生、(25)の「宗尊親王」は仁治三年(一一四二)の生、(26)の「土御門院」は建久六年(一一九五)の生である。よって作者名表記を信じる限り、これらは『良玉集』成立の大治元年十二月より確実にのちの詠歌ということになる。すでにこの問題については安井氏も、(18)の例に基づき、

その歌が入るのは時代的に矛盾であり夫木抄の誤記かに推されるが、或は良玉集に後世追補があつたのかも知れない。のように論じているが、ほかに明確な徴証がない限り「後世追補」は言うべきではなく、ここはいずれも出典注記の誤りとみたい。なお(22)に関しては、書陵部本・佐野本が作者名表記を「家親藤原頼イ」としており、藤原隆頼ならば『金葉集』初出歌人にして、すでに築 23 によって『良玉集』歌人だったことも判明しているので、可能性としてあり得るけれども、あくまで一異本注記に過ぎない点で不安が残る。今は従うことは控えておきたい。

それから(20)の「良玉」は、同じ歌を載せる『夫木抄』(巻三十四・雑十六・一六一五二)においては大観本文・永青本・書陵部本いずれも「明玉」。よって先の(12)と同様に当面保留とせざるを得ない。残るは(23)と(24)。うち(23)は「良玉 名寄」という朱書きの出典注記を有するものの、『歌枕名寄』の中には見出せない。ところが(23)を載せる『類字名所補翼鈔』のその一首前には、『校本詞枕名寄』に見られ(巻二・三八六、出典注記「良玉」)、すでに築瀬氏も『良玉集』佚文と認定済みの、

同(大木) 経信家集
 龜山にとる榊葉の常葉にとさしても君を祈つるかな(『類字名所補翼鈔』第二／築7・11)

という歌があるので、(23)の出典注記はどうも本来こちらにあるべきものだったという疑いが強い。一方(24)について築瀬氏は「良玉歌上に出 夫木」という出典注記を伴うとするが、これも『契沖全集』の校異欄によって、『類字名所補翼鈔』における一首前の歌(やはり築瀬氏認定済みの佚文、築纂4である。『校本詞枕名寄』巻二十四・三五六二などに一致)に対するものだったと知られる。もっともこの(24)の歌自体、平治元年(一一五五)大嘗会悠紀方屏風歌の藤原俊憲詠なので(よつて作者名表記の「俊成」も誤り)、その点からも佚文たり得ないことは明らか。

以上、いささか単調な考察を続けてきたが、まとめると(1)～(11)・(13)～(15)・(17)の十五首が新たに佚文として追加可能で、(18)～(26)の九首(築5・78／築10／築16／築45／築46／築81／築83／築88／築100)が築瀬氏による七十五首分の集成から削除可能。ほか築瀬氏が看過していたらしい『袖中抄』第十七15の、

○しがのやまごえ(略)

良玉集に・絶えにし志賀の山越ぞする・

という下句(他文献になし)をも併せれば、結局八十二首分が現在知られる『良玉集』の佚文ということになる。

そこで、これら佚文から判明することをもう少しだけ述べておきたい。まず同一作者の築38(『校本詞枕名寄』巻二十七・三九六一)と築40(『校本詞枕名寄』巻二十八・四〇三一)について。『校本詞枕名寄』が底本とした永青本は、その二首ともに作者名表記を「顕仲」と記すばかりで、それが兵衛佐藤原顕仲と神祇伯源顕仲という同時代人二人のうちのいずれを指すのか判然とはしなかった。ところが書陵部本・佐野本においては二首ともに「藤頭仲朝臣」となっており、それに従うと『良玉集』撰者たる藤原顕仲の方の自詠とみられることになる。ならば自讃歌と位置付けることも可能になってくるかもしれない。また二首ともに他文献には見出せないが、うち築40に関してはやはり書陵部本・佐野本が「右三宮にて暁恋寄陸奥之事」という左注を持っており、詠作事情が明らかとなる。「三宮」は言うまでもなく後三条天皇第三皇子の輔仁親王。従来認知されていなかった親王の一和歌事績と、顕仲との接点が窺える有益な記述と言えよう。

また築瀬氏の段階で「作者名なし」とされていた佚文の作者名を確定し得る場合がある。すなわち築43・94／築44・95の二首がいずれも「読人不_知」(『校本詞枕名寄』巻二十九・四一一／同四一一四)、築纂1の一首が「藤原孝善」(『新古今集』巻十七・雑中・一五九八／『袖中抄』巻二十_{ほか})、そして築24・60・87の、

良玉集
 風吹けば池の藤波松ならて難波の木にも咲きかかりけり(『校本詞枕名寄』巻十三・補1259)

右一首、天王寺に詣でけるに、藤花、松ならぬ木どもに咲きかかりたりけるを見て詠めるとなん

という一首が「経定」（佐野本）。この「経定」は京極関白師実孫、権大納言経実男の藤原経定を指しているよう。母方の祖父に『後拾遺集』撰者藤原通俊を持ち、自らも歌合や歌会を主催していた経定の、大治元年以前の和歌活動の一端が新たに知られるわけである。

『諸集漢序』所収「序」と附載奥書

それでは右の結果を前提としつつ、「序」の紹介と考察とに移りたい。手始めに「序」を載せる『諸集漢序』の書誌を記そう。当該本は袋綴一冊本。江戸時代中期頃の写か。他に伝存を聞かない孤本であり、奥書類も一切ないので、この恩頼堂文庫本が原本なのか転写本なのか、今のところは判断できない。表紙は原装の鳥の子色横刷毛模様、縦三十・六cm×横二十一・一cm。外題、左上に「諸集漢序」と打ち付け書き。本文料紙は楮紙、全二十五丁。前後に一丁ずつ遊紙あり。二才右中央やや下に朱方印の痕跡を留めるも判読不能。

書写内容は「古今和歌集序」（二才ウ）に始まり、その真名序中の「時歴十代、数過百年」に対する注記（六才。六ウは白紙）を挟んで「新古今和歌集序（仮名序後京極撰政良経公）／中納言親経」（七才ウ）十才。十ウは白紙）「続古今和歌集序（仮名序前内大臣）／長成卿」（十一才ウ）十四才。十四ウは白紙）「風雅和歌集序／花園院」（十五才ウ）十七才。十七ウは白紙）「新続古今和歌集序／前撰政兼良公」（十八才ウ）二十才。二十ウは白紙）「後撰和歌集後序／順」及び同集の別当・撰者に関する注記（二十一才ウ）二十二才）「八雲鈔序／順徳院御製」（二十三才ウ）と続いたあとの、墨付き最後の一丁（二十四才ウ）に次のような文章が記されている（翻刻に際しては一部を除いて通行の字体に改めた。また改行位置は底本どおりとし、改面位置は鉤括弧閉じ記号で示した。なお「、」及び二重傍線は底本においては朱筆である）。

良玉和歌集 大治元年十二月二十五日撰之
八条兵衛佐頼仲

和謔者神世之余流、我朝之習俗也、是以、
真名序

好事之家、或奉綸綍以撰集、或顧忽忘、

以部類、礼部納言後拾遺將作太匠兼

葉集能因法師某々集皆載佳句悉尽

能事今予所撰、彼集之外、所漏脱也、編

列之体未兼美実而已」

養和元年十月十一日於燈下自書写功了

奥書A

件本頭昭公自筆之本也件本奥書云

八条兵衛佐頭仲之撰也 以件自筆

奥書B

之本書之天養元年九月前山房書写之

一行目に「良玉和歌集

大治元年十二月二十五日撰之
八条兵衛佐頭仲

」とあり、終わりから

二行目に「八条兵衛佐頭仲之撰也」とある点からして、これが問

題の『良玉集』に関する文章であることはおそらく間違いないだ

ろう。内容は、二七行目が真名序、八十一行目がA Bという

二種の奥書のように読むことができ16、よつてとある時点でまだ

伝存していた『良玉集』の一写本から真名序と奥書のみを転写し

たものとみられる。ちなみにこの文章自体が、例えば後人の手に

成る偽作なのではないかといった可能性ももちろん検討してみた

が、少なくとも現時点でそうした徴証は認められないようである。

ならば強いて疑う理由も特にないので、以下その記載を信頼して

論を進めることにする。

そこで最初に取り上げたいのは「良玉和歌集」という冒頭部で

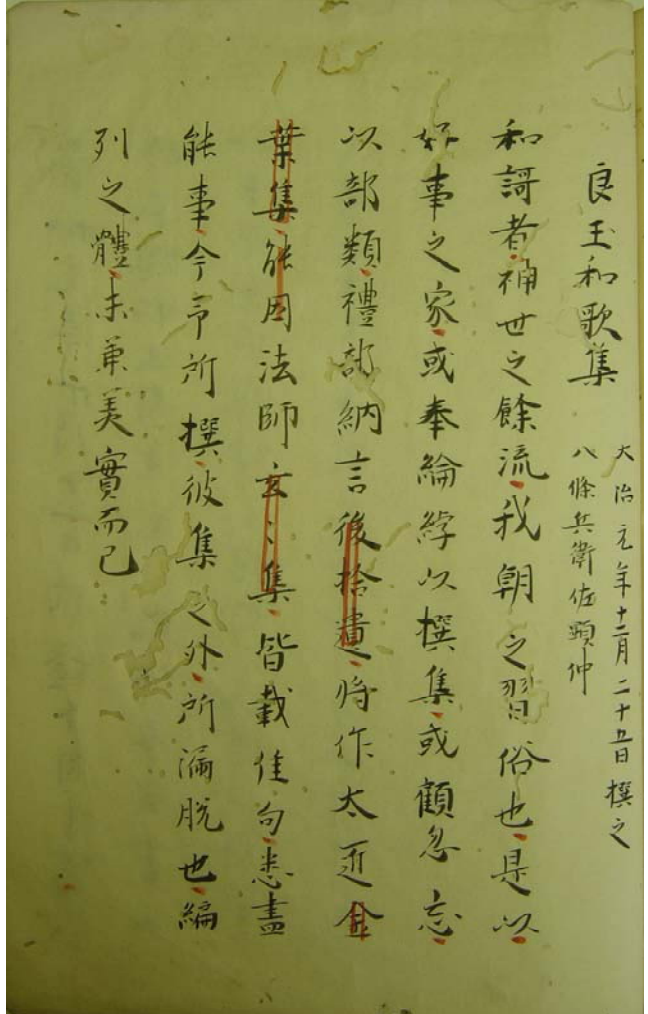
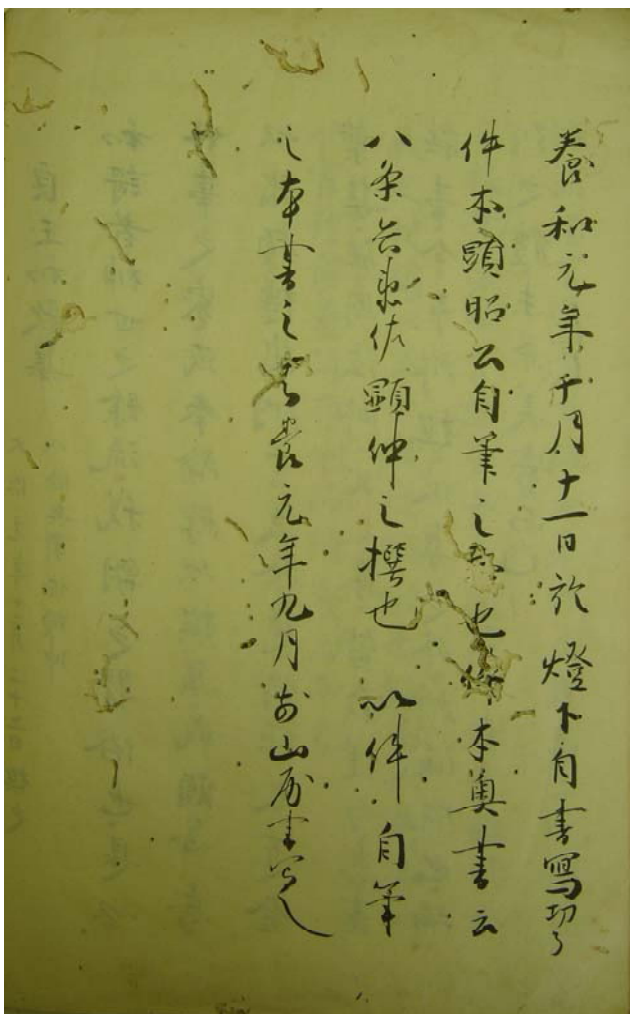
ある。『良玉集』をこのように「良玉和歌集」と呼んだ例は他に見

出せないようである。これが底本からの引用であるのか、それと

も『諸集漢序』の編者が独自に加えた見出しであるのか、何とも

判断しづらいが、仮に前者であるならば、この「良玉和歌集」こ

そが本来的な作品名だったと知られることになる。また続く



「大治元年十二月十五日撰之
八条兵衛佐頭伸」という割注も底本の段階ですでに存していたのであれば、ほぼ同文の記載を持つ『和歌現在書目録』（前掲）の典拠に比定もできそうである。ただ逆に同目録あたりからこの割注だけを補ったと考えられないこともないので、その場合同目録の記載については、何らかの典拠が別にあつたとみなければならない。

次に奥書Aの、

養和元年十月十一日、於灯下自書写功了、件本頭昭公自筆之本也、件本奥書云、

という一文。これによつてまず養和元年（一一八一）十月十一日に某人17が書写したという古写本の存在が明らかとなる。ここで注目されるのは、右の凶版から知られるように、『諸集漢序』二十四ウのこの奥書部分の筆蹟がそれ以前とは異なっており、どうも相当な古写本の模写であるような印象を受けるとのことである。とすると、もとより『諸集漢序』の拠った一本が養和元年本そのものだったのか、それとも養和元年本から派生した一転写本だったのかは不明であるが、少なくとも奥書部分の筆蹟に関しては、養和元年本のそれをある程度忠実に伝えていると判断できるのかもしれない。

ともあれ奥書Aの続きに戻ると、さらにその養和元年本の親本について「頭昭公自筆之本」だったと語り、のみならず「件本奥書云」としてその頭昭本に存したという奥書Bを、

八条兵衛佐頭伸之撰也、以件自筆之本書之、天養元年九月（マ）前山房書写之、
のように引いているのでなお興味深い。『袖中抄』には前述の一例以外にも、

○勝間田の池

（略）良玉集云、物へ参ける道に昔の勝間田の池とていひの跡ばかり見えけるに、道済、
朽ちたてるいひなかりせは勝間田の昔の池と誰か告げまし

此歌などは大和国とおぼゆ。美作国ならむに物詣の道など言ひ難し。又薬師寺の跡とも聞えず。勝間田の池とていひばかり見ゆと書けり。

（卷三／築67）

○玉勝間

（略）良玉集歌、

玉勝間待つ夕暮のまきの戸はおとなふさへぞ人頼めなる（卷十六／築纂7）

〇めもはる

(略) 良玉集に孝善歌云、

須磨の浦のなぎたる朝はめもはるに霞にまよふ海人の釣り船(卷二十ノ纂纂1)

という記述が見られ、よつて顕昭が『良玉集』に接していたことは確実である。ならば『袖中抄』執筆時に用いられたその本こそが、今ここに知られた「顕昭公自筆之本」だったという可能性も十分考えられるだろう。

加えて大変有益なのは、所引のこの奥書Bによって、顕昭伝に新たな一事蹟が追加可能となるかもしれないことである。顕昭の特に若年期については現在なお不明な点が多いようであり、大治五年頃誕生し、永治二年(一一四一)頃に十二歳で初めて歌作し、天養元年(一一四四)十五歳の時より叡山東塔西谷寂靜房等にて『俱舎論』を書写校合し始めたかと推定されるばかりであった¹⁸。しかし奥書Bが確かに顕昭による書写奥書だったとすれば¹⁹、そのような中で顕昭は、同じ天養元年九月に『良玉集』の書写をも行っていたわけである。十五歳前後にしてすでに歌書の書写蒐集に励んでおり、しかも撰者たる「八条兵衛佐頭仲」の「自筆之本」を親本とし得るような伝手すらあった。ここに顕昭歌学の形成過程の一端が垣間見られるかもしれない。なお顕昭本奥書の続き「前山房書写之²⁰」における「前山房」は未詳だが、「前」が「於」あたりの誤写だとすれば、顕昭が若年期修行していたという比叡山中の彼の僧坊を指すものとみることができよう。天養元年に始まった義父藤原顕輔による『詞花集』の撰集作業中「顕昭ナドハ其時若有若者之上、住山修学之間」だったと伝える『詞花集注』の記述ともよく符合してくるようである。

「序」の解読

さて、最後に真名序を検討して本論を締め括りたい。朱筆の記号を除き、読点を加えて再掲すれば次のとおりである。

和謔者、神世之余流、我朝之習俗也、是以好事之家、或奉綸緯以撰集、或顧忽忘以部類、礼部納言後拾遺、将作太匠金葉集、能因法師玄々集、皆載佳句、悉尽能事、今予所撰、彼集之外所漏脱也、編列之体、未兼美実而已、

和歌は神代からの流れを汲む日本の習俗であるので、和歌に心を寄せる者達は、勅命によって撰集し、あるいは備忘のために部類してきた。その中でも「礼部納言」藤原通俊の『後拾遺集』、「将作太匠」源俊頼の『金葉集』、能因法師の『玄々集』はいずれも秀歌を載せており、それぞれが最善を尽くしているのです。私は遺漏を拾うだけである。配列なども優れていない。と、大意を辿ればこのようになる。撰集の序文としては比較的短

い方と言えようが、抱えている問題は決して少なくなさそうである。特に本論では次の二点に注目したい。

ひとつは「皆載佳句」という先行作品として、『後拾遺集』『金葉集』という二勅撰集とともに『玄々集』を挙げているという点である。周知のとおり『玄々集』は、早く『後拾遺集』において「繰り返し同じことを抜き出づべきにもあらざれば」と撰歌対象外とされ、続く『金葉集』三奏本（奏覧本）と『詞花集』においては逆に積極的に取り入れられた²¹という作品であり、つまりそれだけ院政期の歌人から意識され続けていた作品だったと位置付けられよう。よって右の事象もそうした『玄々集』重視の風潮の反映であると考えられるが、ただそうは説明してみても、やはり『玄々集』という一私撰集が勅撰集とほとんど同格に扱われているというのは見逃し得ない。『玄々集』に対するこれほどまでの評価がいかに形成されていったのか、またその評価の内実がいかなるものであったのか、今後あらためて問い直されてもよい問題だろうと思われる。

そしてもうひとつが「皆載佳句、悉尽能事」という先行作品として、『玄々集』『後拾遺集』のみならず『金葉集』をも挙げているという点である。この真名序の記載を素直に読めば、『金葉集』を論難するどころか、逆に尊重する姿勢が『良玉集』にはあったということになる。これは大変意外と言えようが、ただ考えてみれば「嘲金葉集」とする『八雲御抄』や、後述する『袋草紙』があるからといって、頭伸自身もそうした目的で『良玉集』を編纂していたとは必ずしも限らない。実のところ既知の資料から頭伸の撰集意図を窺うことはほとんど不可能なのであり、むしろ今回出現した真名序の記載を額面どおりに受け取って、頭伸には『金葉集』批判の意図などなかったらしい、と論じてしまうことすらできよう。

そのような水掛け論にもなりかねない話はさておき、ここで問題としたいのは、少なくとも内容的には穏当な真名序を持った『良玉集』が、にも関わらず、享受者たちから『金葉集』批判の撰集として読まれていたという事実である。この点についてはすでに谷山茂氏が、『詞花集』をめぐる藤原教長・同為経・同清輔らの対立論争の実態と意義を検討する過程において、教長撰『拾遺古今』とともに『良玉集』をも取り上げて、

『和歌現在書目録』や『和歌色葉』では、『良玉集』を難金葉、『拾遺古今』を難詞花の集だとは、まだ明言していない。けれども、『八雲御抄』までくると、「良玉集十卷（中略）嘲金葉集」とか「拾遺古今廿卷（中略）嘲詞花集」とかと言いつつ切っている。『良玉集』と『拾遺古今』

とは、それらの撰歌において、それぞれ金葉集と詞花集とを破棄する型のものではないにしても、その両集が金葉集と詞花集との撰進直後という時点において私撰されたこと自体は、すでに難金葉また難詞花の行為であると解釈されてもしかたがあるまい。

のように述べている。ただ氏はここで「『八雲御抄』までくると」とするが、また大治元年当時すでに二十三歳となっていた清輔の『袋草紙』にも、

撰集之後、又集出来事、流例也。古今集之後、貫之一人奏之撰新撰集。（略）

後拾遺二有続新撰。偏集中歌也。一人撰集尤有其理。

金葉集之後、良玉集出来。頭仲入道撰之、同除彼集歌。

詞花集之後、拾遺古今出来。教長入道撰之、同除彼集歌。

余案之、撰集無私事。難且撰者不実事之(也イ)。何次ニ必如此撰玄々玄歟。傍人之所為ハ別事也。

という記載が見られる。うち最終行の、勅撰集には私情を入れないものなのに、それを難じて秀歌を私撰したりするのはけしからぬ、特に第三者の所為の場合はもつてのほかだ、という清輔の見解は、文脈上「金葉集之後、良玉集出来」「詞花集之後、拾遺古今出来」の両方に係っていると理解されよう。つまりは清輔のような成立当時の人間からも、すでに『良玉集』は『金葉集』を「難」じたものと認識されていたわけである。

あるいは頭仲自身の証言が伝わっていたのか、それとも撰集の意図なり経緯なりを具体的に示した何らかの資料が存していたのか。右のように『良玉集』が、すでに同時代人から難金葉と受け取られていた理由については種々想定ができれば、ひとつは確かに谷山氏の説明どおり、「金葉集(略)の撰進直後という時点において私撰された」ためでもあると思われる。そのあたりのことをもう少し具体的に述べておこう。

そもそも撰者頭仲に参看され真名序に明記された『金葉集』は、今日言うところの初度本・二度本・三奏本の一体いずれであったのか。この問題を考える場合、まず真名序に「将作太匠金葉集(略)、今予所撰、彼集之外所漏脱也」とあり、右に引いた『袋草紙』に「金葉集之後、良玉集出来(略)、同除彼集歌」とある点が手掛かりとして挙げられよう。すると『良玉集』佚文中の前掲(2)の一首は、『金葉集』初度本にも、

郁芳門院根合に五月雨の心を

六条右大臣

五月雨に笠取山は越えゆかじ花色衣かへりもぞする(巻二・夏・一九九)

のように見られるので、確かに『良玉集』が『金葉集』所収歌を一首たりとも採らなかつたというのであれば、頭仲が用いた『金葉集』は、少なくとも初度本ではなかつたということになる。一方また三奏本も、その上奏は「大治元、二年」のあたりと伝えられ、しかもそれきり世間にほとんど流布しなかつたらしいから(『袋草紙』)、やはり可能性としては考えられないようである。

よつて残るは二度本となる。おそらく真名序の『金葉集』は、複雑多岐にわたる二度本系統中のいずれか一本——さすがに特定までは困難——だつたと認めてよいだろう。そこで今度は二度本の上奏時期を確認すると、これも確言しづらいのだが、仮に「天治二年四月依 院宣撰之／撰者木工 頭源俊頼」という伝兼好筆本の奥書に従うならば天治二年(一一二五)四月とみられる。すると二度本の上奏から『良玉集』の成立までの間には、たつたの一年八ヶ月しかなかったことが知られよう。これは確かに「撰進直後」と言うべきだろうが、ともあれこのように二度本の上奏・流布後、

極めて短い期間のうちに『良玉集』が撰ばれており、しかも『金葉集』所収歌は一首も採らないという主張さえもが真名序に明記されている点からは、何より『金葉集』を強く意識して止まない顕仲、という撰者像が浮かび上がってくるようである。加えて極論を承知で言えば、今も取り上げた真名序の「将作太匠金葉集（略）、今予所撰、彼集之外所漏脱也」という一節などは、『金葉集』を尊重する姿勢であるとも読める反面、『金葉集』が成ったあとでもう一編の私撰集を作れるほどに秀歌が採り残されている、という皮肉のようにも受け取れないことはない。顕仲にそうした含意の企図があったかどうかは別として、ここらあたりに『金葉集』批判という性格が読み取られた可能性は考えてみてもよいだろう。『金葉集』と『良玉集』の相次ぐ成立を目の当たりにした同時代人にはなおさら容易に察せられたのではなからうか。

勅撰集を批判する風潮は『後拾遺集』から顕著となるが、『後拾遺集』『金葉集』の段階ではまだ「小鯨集」「臂突アルシ」のような異名を広めて揶揄したり、あるいは自身の入集歌数についての不満をぶついたり（以上『袋草紙』）、といった程度のものが多かったようである。『難後拾遺』のごとき内容にまで踏み込んだ論難はむしろ例外的だった。そのような状況下における『良玉集』の出現は、『金葉集』という権威ある勅撰集の撰歌をまったく相対化させてしまったという点で、おそらく相当な衝撃と関心をもって受け止められたと思われる。勅撰集の批判・論難に際して同規模撰集の編纂をもってするという一方法を世に周知させ、のちの『拾遺古今』や『後葉集』などが成立する基盤を創り出したというところに、『良玉集』最大の意義があったと言えるだろう。

- 1 山田洋嗣氏「藤原顕仲年譜」（『立教大学日本文学』第三十八号、一九七七年七月）。
- 2 以下本文は荒木尚氏・今井源衛氏・金原理氏・西丸妙子氏・迫徹朗氏編『纂題和歌集 本文と索引』（一九八七年九月、明治書院）に拠る。
- 3 以下安井氏の説は『改訂中世私撰和歌集攷』（一九六一年十二月、三崎堂書店）に拠る。
- 4 以下築瀬氏の説は、A「中世散佚歌集の研究一 良玉集」及びB「纂題和歌集」と中世散佚歌集」（ともに『築瀬一雄著作集四 中世和歌研究』所収、一九八一年六月、加藤中道館）に拠る。また本論においてA論所収の佚文に言及する場合は、その通し番号に基づき「築1」「築2」と示していくことにする。一方B論では『良玉集』『明玉集』両方の佚文七首が区別なく列挙されており、しかも通し番号も付されていないので、とりあえず『明玉集』のそれも含めて、記載順に「築纂1」〜「築纂7」と呼ぶことにする。
- 5 以下特に断らない限り、谷山氏の説は「詞花集をめぐる対立」（『谷山茂著作集三 千載和歌集とその周辺』所収、一九八二年十二月、角川書店、

- 初出『人文研究』第十三卷第十五号、一九六二年六月）に拠る。
- 6 「旧恩頼堂文庫目録（一）」（『四天王寺女子大学紀要』第一号、一九六九年六月）。
- 7 恩頼堂文庫研究会編『四天王寺国際仏教大学所蔵恩頼堂文庫分類目録』（二〇〇三年三月、四天王寺国際仏教大学図書館）。
- 8 築瀬氏はA論で百八首、B論で五首を集成しているが、例えば築瀬2・22・58・纂4のように、同一歌を複数の文献から採録している場合も少なくない。それら重複分を差し引いたのがこの数字である。
- 9 以下本文は財団法人永青文庫編『細川家永青文庫叢刊 第五く六卷 夫木和歌抄（上）（下）』（一九八三年六月く九月、汲古書院）に拠る。
- 10 以下本文は宮内庁書陵部編『凶書寮叢刊 夫木和歌抄 一く五』（一九八四年二月く一九八八年三月、明治書院）に拠る。
- 11 渋谷虎雄氏編『校本謄枕名寄 本文篇』（一九七七年三月、桜楓社）。また『同 研究索引篇』（一九七九年二月）をも活用した。
- 12 福田秀一氏・杉山重行氏・千艘秋男氏編『謄枕名寄 静嘉堂文庫本』（一九九六年八月く十二月、古典文庫）。
- 13 この作者名表記中の「弁乳母」は、二条院宣旨と弁乳母とを同一人と認める立場からの注記であろう。両者の関係については守屋省吾氏「弁乳母のこと」（『平安後期日記文学論』所収、一九八三年五月、新典社）が同一人説、片山剛氏『弁乳母集』所載歌作者攷（『平安文学研究』第七十五輯、一九八六年六月）が別人説を唱えているが、なお決し切れない複雑な問題が横たわっているようである。
- 14 例えば築25（『校本謄枕名寄』巻十四・二〇五九）が『統詞花集』（三四七）や『万代集』（三七七八）、『袋草紙』などに、また築32（『校本謄枕名寄』巻二十三・三五〇三）が『秋風集』（六一一）や別本『和漢兼作集』（二五四）などに見出せたりもするように、同一歌が複数の文献に含まれていても当然ながら問題はない。よって例えば築瀬31・89の一首の場合、書陵部本・佐野本が出典注記を「良玉」とし（『校本謄枕名寄』巻二十四・三五六一）、『夫木抄』が「古来歌合」としているけれども（四八四四）、やはりそのいずれにも入集していた可能性があるわけだから、ここでは存疑としないでおきたい。詳細は省略するが、築9／築21の二首も同様の例である。なお「良玉」と「明玉」のみを問題視するのは、言うまでもなく書名の類似による誤写が生じやすいと考えられるためである。
- 15 以下本文は川村晃生氏校注『歌論歌学集成 四く五 袖中抄』（二〇〇〇年三月く八月、三弥井書店）に拠る。なお引用に際しては一部表記を改めた。
- 16 ただし真名序と認めた部分については、序ではなく跋と読めないこともない。跋であれば続けて奥書を転写していることについても理解しやすい。しかし跋であると断じるだけの確証もないので、『諸集漢序』に収められていることを根拠に、今は真名序とみておきたい。

- 17 残念ながら誰かは未詳。ただし養和元年は後述する親本の筆者顕昭の生前であるので、彼に比較的近い立場の人物だったという想定はできそうである。すると顕昭が守覚法親王の許に親しく出入りしていたことや、その守覚法親王の蔵書目録と推される『桑華書志』所載「古蹟歌書目録」に「良玉集一部^{三帖}」と記されていることなどが、つつい頭をよぎってしまう。もちろんこれらを結び付ける根拠はどこにもないけれども、楽しい想像ではあるだろう。
- 18 川上新一郎氏「顕昭略年譜」(『六条藤家歌学の研究』所収、一九九九年八月、汲古書院、初出『三田国文』第三号、一九八五年三月)。
- 19 このように断るのは、奥書Bが顕昭筆本の親本にすでに存した可能性もないわけではないからである(浅田徹氏からのご教示)。従って以下は仮定の話ということになる。
- 20 顕昭の手に成る奥書には、例えば『後拾遺抄注』京都大学附属図書館本の「勝功德院」「長尾直廬」や、『俊頼髓脳』顕昭本(完本)系統の「大雲院御所」「紫金台寺」などのように、書写した場所に関する記述がしばしば見られる。彼の奥書の一特徴と言えようか。
- 21 谷山茂氏「玄々集と金葉集三奏本」(『谷山茂著作集三 千載和歌集とその周辺』所収、初出『国語国文』第二十一卷第九號、一九五二年十月)、及び同氏「金葉集と詞花集」(同前、初出『国語国文』第二十二卷第六號、一九五三年六月)。

第五節 歌苑抄

藤原資経筆未詳私撰集断簡

原美術館蔵手鑑『麗藻台』は現存する古筆手鑑中の逸品の一つで、五行の大聖武をはじめとする所収切の一部については『かな——王朝のみやび——』**1**『御殿山 原コレクション』**2**などの二、三の図録類で知ることができる。しかしそれら以外の、図版化されていない切の中にも学術的価値を有するものはなお多い。例えば伝二条為遠筆『松吟集』断簡**3**や伝中山定宗筆国栖切『道玄集』断簡などが特に注目されるところで、また次に掲げる断簡もそうした中の一葉である。

断簡 A (以下歌頭に通し番号を付す)

重家朝臣家花さかりにさきてはへり

けるに人くまかりてうたよみけ

るによめる 顕照法師

1 いつれをかはなはうれしとおもふらむ

さそふあらしとおしむころと

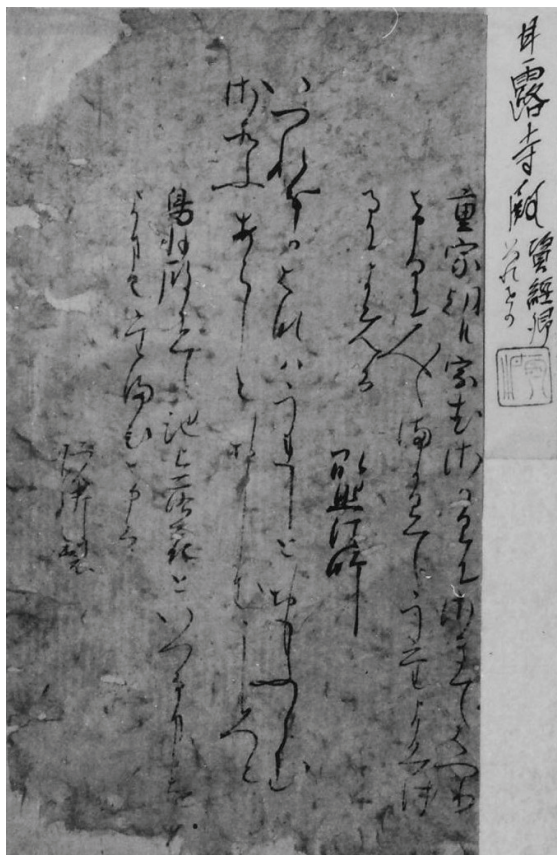
鳥羽殿にて池上落花といへる事を

よませたまひける

院御製

2 (歌欠)

縦二十一・三 cm×横十二・一 cm。極札には「甘露寺殿資経卿いづれをかか (守村)」とあり、筋目模様入りの楮紙というその料紙と特徴的な筆蹟とから、これは確かに藤原資経の真筆と考えられる。資経と言えば冷泉家時雨亭文庫蔵の資経本私家集群が著名だが、彼が書写していたのは私家集ばかりではも



ちろんなく、同文庫にはほかに『万葉集抄』が伝わり、また古筆切として巷間に流布しているものの中にも『後撰集』『頭註密勘』などがある。右の断簡Aも私家集ならぬ撰集の類であることは一目瞭然、ところが『新編国歌大観』を繙いてみても記載内容と合致するような作品は検し得ない。すなわち断簡Aは資経の生きた鎌倉時代末期以前に成立した散佚歌集とみられるわけで、あるいはこれこそ『増補新撰古筆名葉集』資経の項の「集未詳、哥二行書、コノ切西行卜古札アルモアリ、誤ナリ」に該当するものかもしれないが、ではその作品名を明らかにする手立てがないかということでもない。実は断簡Aの1の歌が『夫木抄』に入集しており、そこには、

重家卿家会、歌苑抄

法橋頭昭

いづれをか花は嬉しと思ふらんさそふ嵐と惜しむ心と（巻四・春四・一五一九）

のように「歌苑抄」という出典注記が見られるのである。

俊恵撰『歌苑抄』

『歌苑抄』は平安時代末期の歌僧にして歌林苑の主たる俊恵法師が編んだ私撰集で、『和歌色葉』の「俊恵が歌苑抄」、「八雲御抄」の「歌苑抄俊恵」、「代集」の「歌苑抄 俊恵撰」といった記事によってその存在が知られるものの今日においては散佚、しかし『中古六歌仙』『夫木抄』や久遠寺本『宝物集抜書』などの所収歌の中には「歌苑抄」といった集付・出典注記を持つものがあり、それらを博搜した築瀬一雄氏によって現在九十一首が佚文として集成されている⁴。また築瀬氏は種々の徴証から成立を安元三年（一一七七）七月以前——のちに俊恵自身の歌については追補もあつた——とした上で、『歌苑抄』の基本的な性格について「普通の形式に従つた一私撰集であるが、主として歌林苑に集ふ人々の歌を集めたものであつた」と結論づけた。また歌林苑を単なる俊恵の僧坊としてのみならず、当時において「相当の勢力を持つてゐた」、「何らかの結社的形態」乃至「同人的雰囲気」を伴う「俊恵を中心とする歌人の集団」であると捉える立場から、『歌苑抄』編纂はその「歌林苑の事業」の一環として計画されたものだったという見方も示した。

この築瀬氏の説についてはあとであらためて検討するとして、まずは問題の断簡Aである。記載歌の1と2とでは作者も詠作事情も全く異なり、しかし前者の頭昭詠は嵐に誘われ惜しまれる花、後者の「院御製」（後白河院のようである。後述）は「池上落花」といづれも散り際の花を主題とする点、おそらくこれはとある私撰集の春部後半あたりとみられる。また「院御製」とだけあつて具体名が示されていないことから、断簡Aの作

者名表記が編纂当時の官位・身位を反映させている様子が窺われないだろうか。すると注目されるのは、前掲『夫木抄』の「法橋、顕昭」に対する1の「顕昭法師」という異同である。顕昭が法橋に叙せられたのは、承元元年（一一〇七）五月に『日本紀歌注』を後鳥羽院へ献じた際のことだから（『明月記』同月二十日・二十三日条）⁵、『夫木抄』がその最終僧位を用いているのは当然として、ならば法橋ではなく法師とする断簡Aは、少なくともその承元元年以前——『夫木抄』より百年近く遡る——に成立していた私撰集であることになる。さらに1の「重家朝臣花さかりにさきてはへりけるに人くまかりてうたよみけるによめる」という詞書は、『夫木抄』の「重家卿家会」に較べて遙かに詳しく、それは前者が後者の典拠たり得る資格を有し、しかもその逆は決してあり得ないという事実を告げよう。

このように断簡Aは承元元年以前に成立した散佚私撰集の一部とおぼしく、また載せているうちの一首が『歌苑抄』に収められていたという顕昭詠、そしてその詞書は今日それを伝えている『夫木抄』以上に詳しいのである。現存資料に基づく限りのこれらの徴証からすると、断簡Aがその『歌苑抄』である可能性は相当高いと言えるだろう。

そこで断簡Aのツレはないかと探してみると、まず『旧日向飮肥藩主 伊東子爵家所蔵品入札』（一九三六年五月二十五日、東京美術倶楽部）なる売立目録中の「五〇 古筆手鑑帖」に次の一葉が貼られていることがわかった。

断簡B

上西門院兵衛

3 すみれつむたよりにのみそふるさとの

あさちかはらはひとめみえける

すみれをよめる

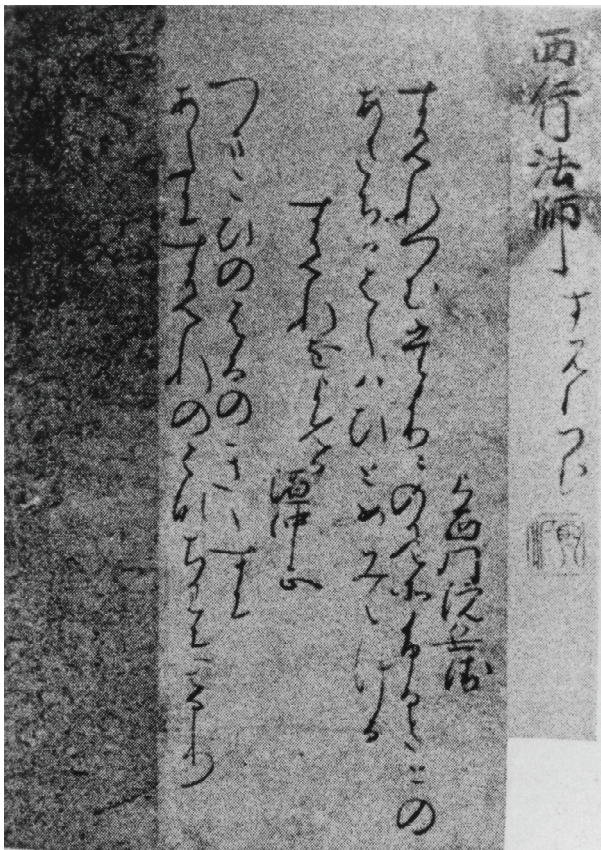
源仲正

4 つまこひのはるのきゝすに（五文字分空白）

あたにすみれのはなちりにけり

前掲『古筆名葉集』も語るがごとく、資経筆の断簡は時に西行筆と極められることがあり、ちょうどその「西行法師」という極札を断簡Bは持っている。

また記載の二首とも他文献には見出せない新出歌であり、うち4の仲正の歌が



三行目を欠く理由は不明だが、ともあれこれも散佚私撰集の春部——すみれの歌が並ぶことから——の断簡と考えてよい。寸法未詳、ただし売立目録では同手鑑所収の断簡がほかに五葉ほど図版化されていて縮小率も同じとおぼしく、中に四行の大聖武があるのでその界高を二十三・二cm前後とみて比率計算してみると、断簡Bの縦は二十一・四cm（ちなみに横は八・九cm）前後という結果が得られる。サイズも断簡Aとは一致しているわけである。唯一料紙が筋目模様かどうかという点のみ確認できないが、売立目録の不鮮明な図版を拡大したものであるので致し方ないところであろう。筆蹟についても同様の理由で厳密な比較は難しいものの、全体的にはよく通じている印象であり、特に断簡A三行目、断簡B四行目にそれぞれ存する「よめる」という三文字などは酷似していると言えよう。これらの点から断簡Bは断簡Aのツレである可能性が高そうであり、確実性には欠けるけれども、今はそうと認めてみることにしたい。

また本論初出後、さらに次の三葉の存在を知り得た。

断簡C

5 たれかまたはなたちはなにもおもひいてん
われもむかしのひととなりなは

照射をよめる

藤原親重

6 ともしするさつきのやまはくらけれど

しかにおもひをかけてこそいれ

俊忠卿家哥合に照射をよめる

藤原綱朝臣

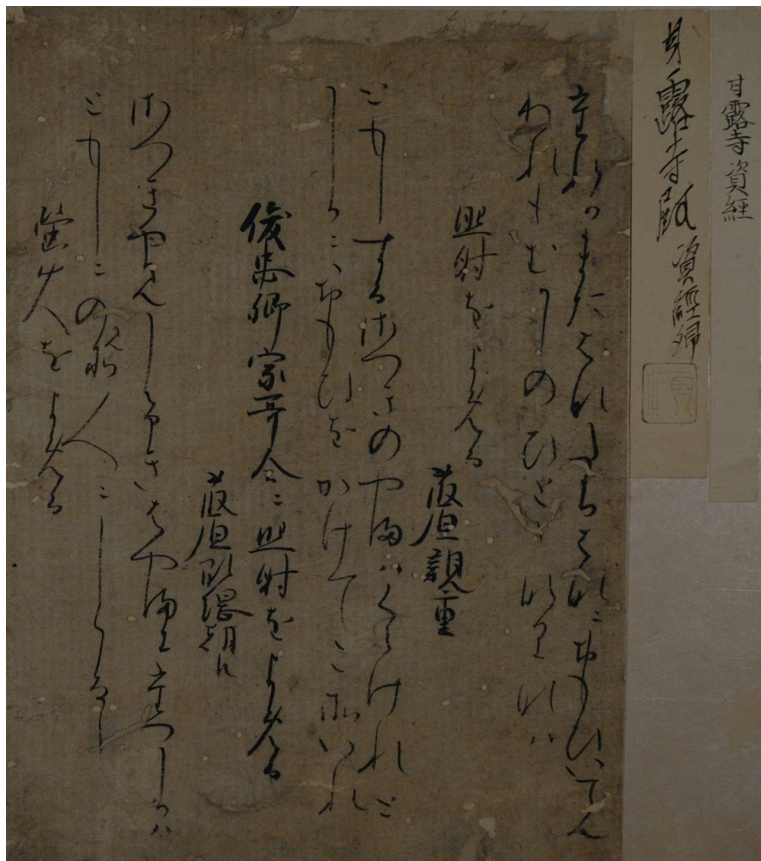
7 さつきやみしけきはやまにたつしかは

ともしにのそ人にしらるゝ

螢火をよめる

8 (歌欠)

断簡D



一宮紀伊

9 ほとゝきすゆくゑしらぬひとこゑに

こゝろそらなるさつきやみかな

花苑左大臣

10 きゝてしもなをそねられぬほとゝきす

まちしよころのこゝろならひに

兼房朝臣ひさしくをとしはへらさ

りければ五月五日にいひつかはしける

大納言経信

11 □をたえてはるよりのちのとはぬには

けふにそいとゝあやめられける

断簡E

安心法師

12 たかさこのをのへのさくらさきぬれは

こすゑにかくるおきつしらなみ

人々大門にてはな見にまかりぬと

きゝてよみてつかはしける

空仁法師

13 くも□うゑにちれるさくらはなをもや

そらにしられぬゆきと見るらむ

哥林苑にて人々百首の哥よみはへり

けるに落花をよめる

14 (歌欠)

断簡Cは個人蔵手鑑所収で「甘露寺殿資経 (守村)」という極札を持っている。うち5が『新古今集』(巻三・夏・二三八)ほか所収の藤原俊成詠、7が『千載集』(巻三・夏・一九六)ほか所収の藤原顕綱詠とそれぞれ一致している一方で、該当歌不明の8はともかく、6の藤原親重(後述のとおりに勝命の俗名である)詠は現存する他文献には見出せず、つまりは断簡A・Bと同様の散佚私撰集と位置づけられるものである。また料紙は縦二一・〇cm×横十五・四cm、筋目模様入りの楮紙、少なからぬ破損を被っているのも断簡Aと共通しており、まずは断簡Aのツレとして『歌苑抄』の夏部と認めてよさそうである。断簡Cの方は一面十一行と断簡Aに較べて三行多いが、その分横の寸法も三cm近く長いので矛盾はしない。断簡Aは料紙の右側が切り離されているとおぼしく、断簡Cのこの寸法が典籍時の本来の状態だったとみられよう。

次の断簡Dは池田和臣氏によって紹介された坂田穩好氏蔵の伝西行筆の一葉である⁶。池田氏の論では9の紀伊詠が『一宮紀伊集』(一四)に、10の花園左大臣源有仁詠が『新古今集』(巻三・夏・一九九)ほかに見出せる中、11の源経信詠が従来知られていなかった新出歌であることに注意が払われてはいながらも、この断簡Dの書写内容自体については「平安時代の末期から鎌倉初期に成立した今に伝わらない散佚私撰集」と言及された程度であった。しかし縦二十一・一cm×横十五・一cmという寸法及び筆蹟はやはり断簡A・Cと共通しており、また坂田氏のご厚意により実地に調査したところ、その料紙には筋目模様も確認できた。従ってこれも『歌苑抄』の夏部と扱うことができよう。

最後の断簡Eは『思文閣墨蹟資料目録』第百十九号(一九八二年五月)に「西行法師 和歌二首切 猪熊信男旧蔵」として掲載されている一葉で、大垣博氏のご教示によって知り得た。筋目模様の有無については断簡Bと同じく確認できないが、寸法は「縦二二糎」「巾一五糎」の由であり(同目録)、また図版を見る限り断簡AとDと同筆であるとおぼしい。加えて内容もやはり未詳私撰集であるという点、やはりツレであろうと思われる。記載歌のうち12の安心法師詠は『千載集』では、

花歌とてよめる

賀茂成保

たかさごのをのへの桜さきぬればこずゑにかくるおきつ白浪(巻一・春上・六八)

のように賀茂成保詠となっており、また藤原公重の『風情集』にも、

桜

高砂のをのへのさくらさきぬればきぎのこずゑにかかるしらなみ(三六三)

という類歌が存して問題となる。13の空仁法師詠は『御裳濯集』（卷三・春下・一五七）に入集している。14の源通清詠については、現存資料の範囲内では該当しそうな歌は見出せないようである。ただ詞書によると「落花」の歌だったというので、この断簡Eはおそらくのところ断簡Aの近くに位置していたのであろう。

佚文再整理

ところで築瀬氏が『歌苑抄』佚文集成に活用した資料のうち『中古六歌仙』と『夫木抄』だが、その後見出されたそれぞれの伝本の中には集付や出典注記、また作者名などに異同が存するものもあるので、今あらためて整理し直しておきたい。まず『中古六歌仙』は築瀬氏は続群書類従本に拠っているが、橋本不美男氏が報告した「薫集歌抄」なる箱書を持つ伝寂蓮筆の鎌倉時代初期写本⁷では、築瀬氏が採集した以外の、

(俊頼)

旅

しなが鳥ぬなのはまやに旅寝して夜半のひかたに目を覚ましつる(六一)

という一首(ほか『堀河百首』一四六四)にも「歌苑抄」という集付が見られる⁸。次に築瀬氏が国書刊行会本(以下「国書本」と略)を用いた『夫木抄』だが、現存伝本すべてを調査するのははいたって困難、そこでとりあえず『新編国歌大観』本文(静嘉堂文庫本を底本とする。「大観本文」と略)に加えて永青文庫本⁹(「永青本」と略)と宮内庁書陵部本¹⁰(五一・三〇、「書陵部本」と略)、及び寛文五年版本¹¹(「版本」と略)とを照らし合わせてみたところ、問題となる異同としては以下の三つが確認できた。すなわち一つ目は大観本文の、

家集、夏神楽

権僧正公朝

河社しのにふりはへ秋津羽の袖振る妹が夏神楽する(卷八・夏二・三二八六)

という一首の歌頭に国書本では「歌苑抄」とあるのだが、右の大観本文のみならず他の三本ともそれを欠く。そもそも作者の公朝は宗尊親王に近侍した鎌倉時代の歌僧であるから、ここはないのが正しいだろう。次に二つ目は大観本文に、

源氏物語の名によせてよめる恋歌、歌苑抄

登蓮法師

逢はぬ夜の心ゆかしの手習は恋しとのみぞ筆は書かるる(卷三十六・雑十八・一七二二五)

とある出典注記の「歌苑抄」が国書本（と版本）では「歌林抄」となっており、故に築瀬氏はこれを『歌林抄』の佚文として扱っている¹²。しかしながらほかに書陵部本も「歌苑抄」として大観本文同様なので（なお永青本には出典注記そのものがない）、いずれが是かは俄に判断できないが、少なくとも可能性としては『歌苑抄』の方とも考えられるわけである。それから三つ目は大観本文の、

恋歌中、歌苑抄

鴨長継

ことわりやたゆればこそは乱るらめ節繁かりし賤のしけ糸（卷三十三・雑十五・一五六八一）

という一首の作者「鴨長継」を国書本（と版本）が「鴨長明」とするもので、すでに辻勝美氏によって論じられてもいるように¹³、この異同、『歌苑抄』の成立時期がいつかという問題に関わってくる点で重要である。

成立をめぐる

順を追って説明すると、『歌苑抄』の成立時期について築瀬氏は、①『楢葉集』の、

俊恵法師が歌苑抄撰び侍りける末つ方、集はいできたりや、ゆかしくこそとて

法橋頭昭

おぼつかな歌の林にあつむなるその言の葉は散るや散らずや（卷十二・雑三・九四七）

返し

俊恵法師

散りぬべき歌の林の言の葉もそなたの風を待つと知らなむ（同・九四八）

という贈答歌の存在から、まず頭昭の歌壇進出以降とみてそれを永暦元年（一一六〇）前後とし、また②「拾遺歌苑抄序」（後掲）が安元三年（一一七七）七月に執筆されていることから同年以前とし、さらに③『八雲御抄』の、

現存集 敦頼 拾遺現存 憲盛 歌苑抄 俊恵

現存集已下三箇度、今撰集、桑門集以前也。而不被書入之条太以不審事也。

という二行目のいわゆる「後人私記」の記述から『今撰集』成立の永万元年（一一六五）頃以前として外部徴証の主なものとした。一方④『歌苑抄』佚文のうち、

安元元年十月右大臣家歌合、落葉、苑抄 藤原基輔朝臣

紅葉ちる清滝川をきてみれば錦をつまぬ筏士ぞなき『夫木抄』卷十六・冬一・六四三六

という一首の作者藤原基輔、及び前掲「ことわりや」の歌の作者鴨長明をもとに若年なりと推測して「年齢から考へるならば、成立年次の上限を治承元年（一一七七）以前に置くことは困難であらう」とし、⑤同じく佚文中の俊恵の歌二首（『中古六歌仙』一九五・二〇〇）が網羅主義を標榜する家集『林葉集』には見られない点から「その成立以後の詠とすれば、治承二年（一一七八）八月二十三（二イ）日以後のものをも含むことになる」としてこれらを内部徴証とした。そして外部徴証と内部徴証とを突き合わせ、うち③については「後人私記」であり「直ちに信用することは、頗る危険を含む」から、④と矛盾するようであるなら「撤回しなければならぬ」、結果前述のように、

『歌苑抄』は安元・治承の交の撰述で、安元三年（一一七七）七月以前に一旦成立し、俊恵自身の歌は後に加へられたものも存すると見るべきである。

としたのであった。

しかし問題の「ことわりや」の歌の作者が大観本文では長明ではなく長明の父「鴨長継」となっており、のみならず永青本・書陵部本もまた同様であるのでそれが正しい可能性が高く、ならば辻氏が指摘したとおり「長明については『歌苑抄』作者から除外しうるので問題は生じないことになる」。またついでに述べれば築瀬氏が同時に取り上げた藤原基輔も、詞書に「安元元年十月右大臣家歌合」とあり実際その歌合で詠んでいることが確認できるので（七番左）、たとえ若年であったにしても取り立てて不審とするには足りないだろう。さらに⑤に関しても、現存する『林葉集』は流布本・異本ともに完本ではない残欠本であるとおぼしく¹⁴、従って氏が問題とする二首も本当に『林葉集』に最初から入っていなかったかどうかはわからないので、そのような曖昧な事象に基づいてわざわざ問題を増やさなくてもよいように思われる。

そうすると結局築瀬氏が掲げた徴証の中で生き残るのは、①の頭昭歌壇進出時期と②の「拾遺歌苑抄序」（以下「序」と略）の二つだけだということになる。うち②の「序」は内閣文庫蔵『和歌序集』¹⁵所収、中原時元（安性法師）が『歌苑抄』を承けて編纂した『拾遺歌苑抄』（やはり散佚）の真名序のみが伝わったものである。初めて紹介したのは樋口芳麻呂氏¹⁶、ついで築瀬氏が具体的に検討を加え、その末尾に「于時安元三年歳次丁酉七月 日中原時元記之」とあることから『歌苑抄』は当然それ以前の成立と論じた。「序」に基づくこの下限の設定は現在もなお有効のようであり、ならば上限の方はいつかと言うと、確かに①の頭昭歌壇進出時期も参考にならないことはないもの、それよりは先の④で触れた基輔詠の方が年代的に一層下る徴証である。従って『歌苑抄』の成立は安元元年（一一七五）十月以降、「序」が執筆された同三年七月以前の約二年半ほどのうち、

と考えることがひとまずはできよう。

しかしそれでは『歌苑抄』と『拾遺歌苑抄』との成立時期があまりにも接近しすぎていることにならないだろうか。「序」には、

近年有歌苑抄、蓋乃永承以後承曆以往不入諸集之代抄内千三百篇、

と『歌苑抄』についてまず述べたあと、

彼時漏撰定之句句振玉金声、其後■(シ+登)秀逸人人連綿繼躋、若小致校拾之勤、延有■煙滅之恨、仍採新旧於一千首、分部帙於十二卷、号

同拾遺歌苑抄、

のように『拾遺歌苑抄』撰集の理由と経緯を明らかにした一節がある。うち傍線部bでは『歌苑抄』以後も秀逸の歌人は連綿と続いていったと言っており、この書きぶりは『歌苑抄』と『拾遺歌苑抄』との間にある程度の年数が存したことを思わせる。のみならずこれに関わってもう一つ問題となるのは、傍線部aで『歌苑抄』の撰歌範囲を「永承以後承曆以往」と伝えている点である。もともと下限が承曆年間(一〇七七〜一〇八一)というのは明らかに誤りで、『歌苑抄』佚文としてこれまでに挙げてきた教首についてもそうであるし、また例えば『無名抄』が伝える、

俊恵語云、「(略)俊恵が哥苑抄の中には、

一夜とて夜離れし床の小筵にやがても塵の積りぬる哉

是をなんおもて哥と思ひ給ふるは、いかが侍らん」とぞ。

という二条院讃岐の歌(ほか『千載集』卷十四・恋四・八八〇など)なども承曆以後の詠たることは言を俟たない。そこで「承曆」を仮に「親重」年間(一一六〇〜一一六一)あたりの誤写ではないかとみてみると、『歌苑抄』撰歌範囲の下限から『拾遺歌苑抄』成立までには約二十年近い空白期間が生じるわけで、少なくとも傍線部bの記述については納得できることになる。

加えて『歌苑抄』成立の上限が安元元年だったとすると、それは断簡C6の作者名表記が勝命の俗名「藤原親重」となっていることも相容れないようである。勝命が出家した正確な年次については未詳だが、承安二年(一一七二)十二月八日の道因法師勸進『広田社歌合』にはまだ「親重」(十九番左・三七ほか)で出詠している。一方『夫木抄』には、

同(承安五年三月重家卿家歌合、故郷新柳) 勝命法師

猿沢の池のうすらひ打解けて玉藻をやどす岸の青柳(卷三・春三・七八九)

七夕を、歌苑抄

藤原親重

七夕の雲のはたたておる衣うらめづらしく打ちかさぬらん（巻十・秋一・四〇〇七）

滝辺時雨、万代

勝命法師

一時雨すぎにけらしなみ吉野の吉野の滝津岩たたくなり（巻十六・冬一・六四一八）

承安五年三月重家卿家歌合、池辺寒蘆

勝命法師

水はらむ姿の池の汀にてしほるる蘆や我が身なるらん（巻二十三・雑五・一〇八六三）

家集、小松が崎

勝命法師

なにはがた浦風さむみ塩みてば小松が崎に千鳥鳴くなり（巻二十六・雑八・一二一五九）

承安五年三月重家卿家歌合、逢不逢恋

勝命法師

よぶたびにくれどもなどやしけいとよるは心にまかせざるらん（巻三十三・雑十五・一五六七九）

という六首の勝命詠があり、うち二首目のみ「藤原親重」となっているのは、出典たる『歌苑抄』の作者名表記をそのまま用いたためとみられる。従って一・四・六首目の「勝命法師」についても同様に、承安五年（一一七五）三月開催『重家卿家歌合』における作者名表記の反映であると理解されよう。この点から勝命はすでに承安五年までには出家していたと推されるのであり、ならば断簡C6や右の二首目の作者名を「藤原親重」とする『歌苑抄』はおそらくはそれ以前の成立だったということになり、先の安元元年上限説とは矛盾してくるわけである。

しかしそれでも、繰り返し述べているように『歌苑抄』佚文中には基輔の安元元年詠があり、ほかにも仁安二年（一一六七）八月開催の『太皇太后宮亮平経盛朝臣家歌合』出詠歌（八番右）と一致する、

秋歌中、歌苑抄

実清朝臣

あはれとやねらふさつをも思ふらん牡鹿妻どふ秋の夕暮れ（『夫木抄』巻十一・秋三・四八五二）

という一首もあるので、やはり『歌苑抄』には永暦年間よりも少し下る安元元年頃までの歌も含まれていたと考えるよりほかにない。よって再び『拾遺歌苑抄』成立時期に近すぎるといふ最初の疑問に立ち戻り、また撰歌範囲に関する矛盾もいつまで経っても消えないのである。

この問題については結局よくわからないとしか言いようがない。ただ、もしかするとこう考えれば説明がつくかもしれないという案が一つだけあることはある。それは築瀬氏が、

なほ、松野陽一氏は、私が『歌苑抄』と考へて歌を蒐集してゐるものは、かへつて『拾遺歌苑抄』のそれではないかと注意して下さったことが

あるが、私はまださうとも断じかねてゐるのである。

と附言した松野陽一氏の「注意」を肯定してしまうという方法で、つまり『中古六歌仙』や『夫木抄』などに存する集付・出典注記は実は『拾遺歌苑抄』を指すものだったとみてみるのである。そうすると『歌苑抄』の佚文であったはずの基輔の安元元年詠などは『拾遺歌苑抄』の佚文として年次の問題なく扱えることになり、それによって『歌苑抄』撰歌範囲の下限も永暦年間とし得るようになり、従って『歌苑抄』と『拾遺歌苑抄』との成立時期の間隔もごく穏当なものとなり、先の疑問は一挙に氷解するわけである。

これは築瀬氏の研究も本論の立論もほぼ全面的に葬り去ってしまう見方で、それでも事実そうであるならば認めるのにやぶさかではない。しかしながら佚文の中には、

嗟峨にまかりて鹿のなくを聞きてよめる

牡鹿なくこの山里のさがなればかなしかりけり秋の夕暮れ（『中古六歌仙』基俊・一三三・集付「歌苑抄」）

嗟峨にまかりて鹿を聞きて、歌苑抄 藤原基俊

牡鹿なくこの山里のさがなればかなしかりける秋の夕暮れ（『夫木抄』卷十二・秋三・四七三〇）

のように、同一の歌が『中古六歌仙』『夫木抄』のいずれにも見られ、しかもそれぞれに「歌苑」「歌苑抄」といった集付・出典注記が付されている例が存する。仮にこの「歌苑抄」が『拾遺歌苑抄』を指していたとすると、『中古六歌仙』『夫木抄』という時代も性格も成立事情も異なる作品が、たまたま揃って「拾遺」を省略したことになるのであって、それはさすがに不自然なように思われる。唯一『拾遺歌苑抄』が何らかの事情で誤伝されて『歌苑抄』と見做されていたという事態を想定すれば右の可能性も生じてこようが、「分部帙於十二卷」（「序」）という『拾遺歌苑抄』はおそらく巻頭題を有していたはずであるから、それもほとんどあり得ないだろう。

このように築瀬氏が『歌苑抄』と考へて歌を蒐集してゐたものがやはり『歌苑抄』の佚文だったとするならば、成立時期についてはそれらが伝える徴証を認め「序」との矛盾は矛盾としたまま、少なくとも安元三年七月以前で同元年十月を一応その上限とでき、ただしいろいろ不審あり、ということに当面はしておくほかないようである。

『歌苑抄』の性格

さて、ここでもう一度「序」の「永承以後承暦以往」という『歌苑抄』の撰歌範囲に関する記述を取り上げてみたい。築瀬氏は「この記載をそのまま認めることは出来ない」と一蹴したきり省みず、確かに繰り返して述べてきたように「承暦」という下限については問題があった。しかし一方の「永承」年間（一〇四六〜一〇五三）という上限はどうであろうか。それを検討するために、前述の異同を反映させかつ断簡A〜Eをも含める形で、『歌苑抄』佚文から知られるすべての作者を次に示そう。なお配列は没年順（含推定）とし¹⁷、『中古六歌仙』は「中古」、『夫木抄』は「夫木」、久遠寺本『宝物集拔書』は「宝物」、『檜葉集』は「檜葉」、『無名抄』は「無名」とそれぞれ略することにする。

- (1) 源兼隆／天喜元年（一〇五三）没／一首：宝物五九
- (2) 藤原道宗（通宗か）／応徳元年（一〇八四）没／一首：夫木三八六一
- (3) 源経信／永長二年（一〇九七）没／一首：断簡D 11
- (4) 源頼綱／永長二年（一〇九七）没／一首：夫木六一二六
- (5) 藤原頼綱／長治元年（一一〇四）までは生存／一首：断簡C 7
- (6) 康資王母／長治三年（一一〇六）までは生存／一首：宝物三五六
- (7) 一宮紀伊／永久元年（一一一三）までは生存／一首：断簡D 9
- (8) 源経兼／保安二年（一一二二）までは生存／一首：夫木九〇六六
- (9) 源俊頼／大治三〜四年（一一二八〜一一二九）頃没／八首：中古一・四・一六・一八・二六・三二・六一・六六
- (10) 行尊／長承四年（一一三五）没／一首：夫木二二九一
- (11) 源仲正／保延三年（一一三七）までは生存／一首：断簡B 4
- (12) 藤原基俊／永治二年（一一四二）没／六首：中古一三三（＝夫木四七三〇）・一三六・一三八・一三九・一四五・夫木一七一五一
- (13) 源忠季／久安二年（一一四六）までは生存／一首：夫木一六〇三
- (14) 源有仁／久安三年（一一四七）／一首：断簡D 10
- (15) 平忠盛／仁平三年（一一五三）没／一首：夫木二一一八
- (16) 源頼行／保元二年（一一五七）没／一首：夫木六一三九
- (17) 恩覚／応保二年（一一六二）までは生存／一首：夫木四四九五

- (18) 源雅重／長寛元年（一一六三）没／一首：夫木二七四六
- (19) 藤原実清／仁安二年（一一六七）までは生存／一首：夫木四八五二
- (20) 快修／承安二年（一一七二）没／一首：夫木一二二五三
- (21) 安心／承安二年（一一七二）までは生存／一首：断簡E 12
- (22) 藤原重義／承安二年（一一七二）頃までは生存／一首：夫木三二八八
- (23) 鴨長継／承安二〜三年（一一七二〜一一七三）頃没か／一首：夫木一五六八一
- (24) 源通能／承安四年（一一七四）没／一首：夫木六七四一
- (25) 藤原清輔／安元三年（一一七七）没／十六首：中古六九・七二・七六・七八・八一・八三・八六・八七・八九・九五・一〇〇・一〇三・一〇五・一一七・一一八・夫木一五二五
- (26) 空仁／治承元年（一一七七）頃までは生存か／一首：断簡E 13
- (27) 藤原公光／治承二年（一一七八）没／一首：宝物一〇八
- (28) 藤原教長／治承二年までは生存／一首：檜葉二一五
- (29) 登蓮／治承二年（一一七八）までは生存／九首：中古二一〇〜二二二・二二六・二二七・夫木五一九二・一六〇九一・一七二二五・宝物三七五
- (30) 道因／治承三年（一一七九）までは生存／三首：夫木三四七・宝物一八・一三七
- (31) 源頼政／治承四年（一一八〇）没／一首：夫木一一〇〇二
- (32) 源通清／治承四年（一一八〇）までは生存／一首：断簡E 14
- (33) 寂超／治承四年（一一八〇）頃までは生存か／一首：宝物三二二五
- (34) 寂念／養和元〜寿永元年（一一八一〜一一八二）頃までは生存か／一首：夫木二九一七
- (35) 寂然／寿永元年（一一八二）までは生存／一首：宝物一一二
- (36) 上西門院兵衛／寿永二〜元暦元年（一一八三〜一一八四）頃没か／一首：断簡B 3
- (37) 藤原基輔／元暦二年（一一八五）没／一首：夫木六四三六

- (38) 藤原資隆／文治元年（一一八五）までは生存か／一首：夫木六一三一
- (39) 藤原親重／文治三年頃（一一八七）までは生存／二首：夫木四〇〇七・断簡C 6
- (40) 賀茂重保／建久二年（一一九一）没／一首：夫木二三三〇
- (41) 俊恵／建久二年（一一九一）以前に没／十四首：中古一五二・一六二・一六四・一六七（＝夫木四〇〇八）・一六九（＝夫木一〇八八六）・一七二・一七八・一八六・一八九・一九五・一九八・二〇〇～二〇二
- (42) 後白河院／建久三年（一一九二）没／一首：断簡A 2
- (43) 藤原実家／建久四年（一一九三）没／一首：宝物八五
- (44) 祐盛／正治二年（一二〇〇）までは生存／一首：宝物三五七
- (45) 殷富門院大輔／正治二年（一二〇〇）頃没か／一首：宝物九五
- (46) 源師光／元久元年（一二〇四）までは生存か／一首：宝物六六
- (47) 藤原俊成／元久元年（一二〇四）没／二首：夫木四四九四・断簡C 5
- (48) 藤原隆信／元久二年（一二〇五）没／一首：宝物六九
- (49) 顕昭／承元三年（一二〇九）までは生存／一首：夫木一五一九（＝断簡A 1）
- (50) 二条院讃岐／建保五年（一二一七）頃没か／一首：無名「代々恋歌秀歌事」
- (51) 藤原季経／承久三年（一二二二）没／一首：夫木九四一四
- (52) 読人不知／一首：夫木四三三五
- (53) 不明／一首：断簡C 8

以上作者は五十二名（不明の断簡C 8は(51)以前の誰かと重なる可能性もあるのでここでは数に入れないでおく）、歌数は（詞書のみ断簡A 2・C 8・E 14をも含めて）百五首である。うちいくつかについて補足説明を加えておくと、まず(1)源兼隆の、

源兼隆カネタカ

ヨヒノマニキミヲシイハイヲキツレハマタヨノフカキコ、チコソスレ（久遠寺本『宝物集拔書』五九）

という一首は実は『続詞花集』（巻七・賀・三二六）及び『兼澄集』（二八）に見られる源兼澄（長和元年（一一〇二）～一一二二）までは生存）の歌である。

しかし『宝物集抜書』のみならず『歌苑抄』も確かに作者を兼隆としていたならば、たとえそれが誤伝であっても「永承以後」という撰歌範囲とよく合致することにはなろう。

次に(2)の藤原道宗は伝未詳、ただしこの『夫木抄』の、

題不知、歌苑抄

藤原道宗朝臣

葛の葉のうら吹きかへす風の音も今日はずしな蟬の羽衣(卷十・秋一・三八六一)

という一首は『経衡集』に、

からきの兵衛佐みちむねのもとより、いとおぼつかなきまでは、などかそのこととなくて、これよりもまさぬを、今日は秋の節にいれば、風におどろきてとて

葛の葉のうら吹きかへす秋風に今日ははずしな蟬の羽衣(一一六)

返し

秋風の便りにしもはおとすらむうらむる葛の葉とは知らずや(一一七)

のように和歌六人党の一人藤原経衡との贈答歌として収められている点、時代的には藤原通俊の兄通宗に比定できるかもしれず¹⁸、もしそうでなくとも大きくずれることはないはずなので、一応その仮定に沿って没年を示しておいた。

また(10)の行尊は『夫木抄』の、

三月尽夜、歌苑抄

大僧正行尊

夜もすがら惜しみ惜しみて暁の鐘とともにぞ春は尽きぬる(卷六・春六・二二九一)

という一首に基づくものだが、同じ歌が『玉葉集』では「大僧正行慶」作となっており(卷二・春下・二九一)、もしこちらが正しければ行慶は永元年(一一六五)没であるから(10)よりも少々遅れる(18)と(19)の間に位置づけなければならないだろう。

同様に(28)藤原教長の一首はその『楢葉集』の、

(題不知)

実叡法師

鹿の音を寢覚にきけば菅原や伏見の里は秋ぞかなしき(卷三・秋・二一五)

此歌、奈良の人々、故郷歌合といふ事して、参議教長卿に判をうけ侍りける時、実叡法師が詠なり、而に歌苑抄に教長卿と記せり、誤れ

るなり

という左注によれば本当は実叡の歌だったといい、ならば実叡は建久三年（一一九二）までの生存が確認されるので(42)と(43)の間あたりが相応しくなる。それにしてもこの左注の指摘といい先の兼隆・兼澄の例といい、『歌苑抄』にはこうした類の作者に関する不備・混乱が少なくなかったのだろうか。

最後に断簡A2の「院御製」だが、『歌苑抄』の成立時期にただ「院」とだけ呼ばれていたのは後白河院だろうから、そう比定して(42)に掲げた。なおこの「鳥羽殿にて池上落花といへる事をよませたまひける」という詞書を持つ断簡A2は、あるいは『千載集』の、

親王におはしましける時、鳥羽殿に渡らせ給ひける頃、池上花といへる心を詠ませ給うける

院御製

池水にみぎはの桜ちりしきて浪の花こそ盛りなりけれ（巻二・春下・七八）

という後白河院詠と同一の歌である可能性が存しているようか。こちらの題は「池上花」だが歌そのものは「池上落花」の題意にもよく適っているように読むことができる。それから『粟田口別当入道集』には、

新院、鳥羽南殿に渡らせ給ひて、池上落花といふ題にて、上達部・殿上人召して、和歌講ぜさせ給ひし、殿上人のうちに召されて

（以下空白、一〇九の次）

という詞書（ちなみに「新院」は崇徳院である）が見られ、場と題とが一致する点、これとの関係も考慮した方がよいかもれない。

ともあれそれでは作者を通覧してみると、最初に注目されるのはやはり(1)源兼隆と(2)藤原道宗だろう。右に述べたように前者はその没年から、後者は経衡との贈答歌である点からそれぞれ永承年間に近い時期の詠として扱われることが可能であり、従って『歌苑抄』が撰歌範囲の上限を永承年間としていたというのはおそらく認めてよいのだらうと思われる。のみならずこの一覧には見逃せない点がもう一つあり、すなわち俊恵の僧坊歌林苑は遅くとも長寛年間（一一六三～一一六四）頃にはほぼ確実に存在していたとみられるが¹⁹、そうすると(16)源頼行、もしくは(15)平忠盛あたりまでの作者は歌林苑を構える以前にすでに没していたことになる。このことは実は『歌苑抄』の性格を考える上で大変重要なのである。

先にも少し触れた点だが、歌林苑を当時相当の勢力を築いていた「地下の作家集団」と位置づける築瀬氏は、

（歌林苑に）歌人達が集つて、月次・臨時の歌会を開催してゐる間に（略）歌林苑の事業として撰集のことが計画されるやうになったことは、

最も注意すべきである。歌人集団としての団体意識が明確になると共に、さうした気運が自から醸成され、『歌苑抄』（略）等が編纂されるこ

とよなつたのである。

と論じて俊恵による『歌苑抄』の編纂をもその活動の一環として捉え、かつ『歌苑抄』の性格についても、

普通の形式に従った一私撰集であるが、主として歌林苑に集ふ人々の歌を集めたものであつたらう。『夫木抄』の頭注に誤謬が無いとすれば、前代の歌人の歌のみならず、読人しらずの詠をも収めてゐることになるが、当代の、しかも歌林苑と関係の深い人々を主としてゐることは明らかである。

のようにまとめた。以後例えば島津忠夫氏が「『歌苑抄』は恐らく俊恵が、その歌林苑に集ふ人々を中心に集めた私撰集と考えられる」と言い²⁰、大取一馬氏が「歌林苑歌壇の収穫とも言うべき『歌苑抄』」と言い²¹、松野陽一氏が「歌林苑を中心とした、歌苑抄、拾遺歌苑抄の編纂」と言つて²²のはいずれも右を踏まえた上とおぼしく、つまりこの築瀬氏の把握はそれだけ定説として認められてきたわけである。

しかしながら「歌林苑と関係の深い人々を主としてゐること」は本当に「明らか」であるのかどうか、築瀬氏も一言断つてはいるように『歌苑抄』には「前代の歌人の歌」や「読人しらずの詠」が収められており、うち「前代」の定義は難しいが仮に前述した歌林苑以前の(16)源頼行までとみると、それらは合計二十八首で佚文中の四分の一以上を占めるといふことになる。また歌林苑の存在時期に生存していた(17)恩覚以降の歌人にしても、その恩覚をはじめ(18)源雅重・(19)藤原実清・(20)快修・(22)藤原重義・(23)鴨長継・(24)源通能・(27)藤原公光・(33)寂超・(34)寂念・(35)寂然・(36)上西門院兵衛・(37)藤原基輔・(42)後白河院の十四名は、実のところ歌林苑における催しへの参加が現在なお確認も想定もされていないのである²³。そうした彼らと(16)源頼行以前とを併せた歌数は四十一首、全体の四割近くにもものぼり、これでは『歌苑抄』がその所収歌人を「歌林苑と関係の深い人々を主としてゐること」は明らかだと到底言えないのではあるまいか²⁴。

さらに『歌苑抄』の撰集が「歌林苑の事業として」計画されたものだったという築瀬氏の見解も、それを具体的に示したり証したりする資料はどこにも見当たらないようであり、おそらく唯一支えているのは歌林苑を「俊恵を中心とする歌人の集団」にして「民間の文学団体」とする築瀬氏自身の概念規定だけなのだろう。ところが肝心のその概念規定も、それを徹底的に批判しかつ再検証した中村文氏の論²⁵が存する今日においてはもはや鵜呑みにすることはできない。すなわち中村氏によると、歌林苑は築瀬氏が言うような結社乃至同人的性格を持つ文芸集団ではなく、また参加歌人に「歌人としての特権的な意味づけやアイデンティティ」が付与されるような「特別の場」などでもなくて、第一義的にはあくまで単なる俊恵の僧坊の名称であり、と同時に「白河に存在する、歌を詠もうとする人々が自由に出入りできる場」だったと考えられる由である。もっともこれには松野氏の「基本的には是認され」ながらも「旧概念の解体の必要を感じる一方で、集団活動の存在や共有する文芸性の全てを否定してよいかと

「この点には疑念がある」という相対的評価も提出されている²⁶。が、ともあれ中村氏の提言は築瀬氏の一連の説の見直しを迫るには十分過ぎるほどの説得力を持っており、従って旧来の概念規定のみを頼りとしていた築瀬氏の『歌苑抄』認識はついにその根拠を失ってしまうわけである。

このように『歌苑抄』は歌林苑の事業として編纂されたものでも、歌林苑と関係の深い歌人の詠を中心に集めたものでもなかったとおぼしく、では一体どのような歌集であったのかというと、おそらく前掲『和歌色葉』の「俊恵が歌苑抄」や『栴葉集』の「俊恵法師が歌苑抄選び侍りける」（九四七詞書）、及び「序」の「近年有歌苑抄、蓋乃永承以後承暦^{マヤ}以往不入諸集之代抄内千三百篇」といった記述を素直に受け取ればよいだけの話で、要するに俊恵が永承年間から当代までの諸集に入らぬ秀歌千三百首を自らの見識に基づいて撰んだ一私撰集だったのだろう。こう言ってしまうとあまりに当たり前な把握に聞こえるかもしれないが、ところがその当たり前の把握が今日までほとんど為されることはなく、築瀬氏の見解は常に無条件に受け入れられて、極端な場合『歌苑抄』佚文の作者はそのまま皆「歌林苑会衆」であるとまで見做されたりもしていたのだ²⁷。しかしそれでは後白河院までもが「歌林苑会衆」になってしまうという点でこの説の否なることは言うまでもなく、むしろ『歌苑抄』の佚文から何事かを導き出そうとするのであれば、あくまでそれを俊恵個人の撰集であると認めた上で、例えば源頼政が採られていること、のみならず頼政の祖父頼綱・父仲正・女二条院讃岐までもが漏れなく入集していることから、『無名抄』にも、

俊恵云、「頼政卿はいみじかりし哥仙也。心の底まで哥になりかへりて、常にこれを忘れず心にかけつゝ、鳥の一声鳴き、風のそよと吹くにも、まして花の散り、葉の落ち、月の出入、雨・雪などの降るにつけても、立居起き臥しに、風情をめぐらさずといふ事なし。真に秀哥の出で来る、理とぞ覚え侍し。かゝれば、しかるべき時名を上げたる哥は、多くは擬作にて有りけるとかや。大方、会の座に連なりて哥打詠じ、よきあしき理などせられたる気色も、深く心に入りたることゝ見えていみじかりし。かの人のある座には、何事もはへあるやうに侍りしなり」。

とあるような、頼政に対する、またその家系に対する俊恵の評価の高さを読み取ってみる、などの方がよさそうである。

『無名草子』に『歌苑集』『今撰集』などは、人、よしと思ひてはべるめり」とあり、また流布本『歌仙落書』に『歌花抄』とかや引出たれば（略）よろしき歌も入らず、させることなき腰折どもも入たむめれば²⁸とあるように、毀誉褒貶相半ばに評されていたらしい『歌苑抄』は、つまりそれだけ世の注目を集めた撰集だったのである。その一事だけを取ってみても『歌苑抄』に関わる諸問題の徹底的な検証と的確な把握は不可欠であると思われる、のみならずそれが俊恵の和歌活動や歌林苑の意義・位置づけなどと絡めて論じられるのであればより一層の慎重さが求められるであろう。幸い今回その断簡とおぼしき五葉が見出され、これから先ツレを博搜することによって『歌苑抄』の具体的内容は次第に明らかになっていくはずであり、結果平安時代末期和歌史に関する資料はさらなる充実をみるはずである。

- 1 徳川美術館編『開館六十周年記念秋季特別展 かな——王朝のみやび——』（一九九五年九月、徳川美術館）。
- 2 根津美術館・徳川美術館・原美術館編『御殿山 原コレクション』（一九九七年三月、根津美術館・徳川美術館）。
- 3 本研究第三章第六節参照。
- 4 以下築瀬氏の説は『築瀬一雄著作集一 俊恵研究』『同四 中世和歌研究』（一九七七年十二月・一九八一年六月、加藤中道館）から適宜引用する。なお集付・出典注記の中には「歌花抄」「弁苑抄」などというのものもあるが、築瀬氏は『歌苑抄』の誤写と認めてもよいやうに思はれる」とし、本論でもその見解に従っておく。
- 5 久曾神昇氏『顕昭・寂蓮』（一九四二年九月、三省堂）など。
- 6 池田和臣氏「中古・中世散佚和歌資料」（『中央大学文学部紀要』第九十九号、二〇〇七年三月）。
- 7 橋本不美男氏『院政期の歌壇史研究』第三章「堀河院歌壇と基俊・俊頼」（一九六六年二月、武蔵野書院）。なおこの「薫集歌抄」は現在所在未詳である。
- 8 『新編国歌大観』解題。また井上宗雄氏より拝借した「薫集歌抄」の紙焼写真でも確認。
- 9 財団法人永青文庫編『細川家永青文庫叢刊 第五卷 夫木和歌抄（上）（下）』（一九八三年六月〜九月、汲古書院）に拠る。
- 10 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 夫木和歌抄』（一九八四年二月〜一九九三年三月、明治書院）に拠る。
- 11 国文学研究資料館蔵紙焼写真のうち大和文華館本（請求番号C一〇七七二）に拠る。
- 12 築瀬氏は『夫木抄』から「歌林抄」「歌林」という出典注記を持つ歌三十三首を収集し、『歌林抄』と呼んで「歌林苑関係者の撰集」とする。
- 13 辻勝美氏「鴨長明伊勢下向年時考」（『古典論叢』第十一号、一九八二年十二月）。
- 14 拙著『林葉和歌集 研究と校本』（二〇〇七年二月、笠間書院）参照。
- 15 国文学研究資料館蔵紙焼写真（請求番号C三二六五）に拠る。
- 16 樋口芳麻呂氏「拾遺歌苑抄序」（『未刊国文資料刊行会々報』十七、一九六〇年十一月）。
- 17 作者それぞれの没年については『和歌大辞典』（一九八六年三月、明治書院）や『国書人名辞典』（一九九三年十一月〜一九九九年六月、岩波書

- 店)、及び井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究 増補版』(一九八八年十月、笠間書院)などを参照してほぼ通説と思われるものに従った。
- 18 山之内恵子氏「藤原通宗小考」(『文芸論叢』第十号、一九七四年三月)。
- 19 『林葉集』のうち「月二首 歌林苑歌合」という詞書を持つ一首(巻三・秋・I四二五)が、『櫛葉集』に「長寛二年八月十五夜、白川歌合に」として入集しているという築瀬氏の指摘に基づく。
- 20 島津忠夫氏「俊恵法師をめぐる——その和歌史的考察——」(『国語国文』第二十二卷第十二号、一九五三年十二月)。ただしその後の『島津忠夫著作集 第七卷 和歌史 上』(二〇〇五年六月、和泉書院)においては、注25の中村文氏の論、及び初出時の本論を踏まえて「この築瀬氏の論考に従った叙述も、今では」「修正を要する」としている。
- 21 大取一馬氏「歌林苑歌壇の形成とその歌風(下)」(『高野山大学国語国文』第五・六合併号、一九七九年十二月)。
- 22 松野陽一氏「寿永百首について」(『鳥帯 千載集時代和歌の研究』所収、一九九五年十一月、風間書房)。
- 23 石川暁子氏「歌林苑をめぐる歌人たち」(『和歌文学研究』第五十号、一九八五年四月)などに拠る。
- 24 むしろこうした歌林苑関係の撰集として相応しいのは、それこそ注12で触れた「歌林抄」の方だろう。なおこの「歌林抄」——岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」(本研究第三章第二節参照)記載の「622・歌林園和歌 俊恵法師集之」と同一作品の可能性あり——についても若干の再考が必要である。
- 25 中村文氏「歌が詠み出される場所——歌林苑序説——」(『後白河院時代歌人伝の研究』所収、二〇〇五年六月、笠間書院、初出『和歌文学論集 6 平安後期の和歌』所収、一九九四年五月、風間書房)。
- 26 松野陽一氏「歌林苑の原型——難波塩湯浴み逍遙歌群注解——」(『鳥帯』所収)。
- 27 小泉弘氏「『歌苑抄』の散佚歌の発見」(『国語国文学研究論文集』第八卷、一九六三年三月)、同氏『古鈔本宝物集 研究篇』(一九七三年三月、角川書店)。
- 28 「歌花抄」は「歌苑抄」の誤りとみる通説に従う。

第六節 伊勢滝原社十七番歌合——西行の諸社十二巻歌合か——

断簡紹介

杉谷寿郎氏藏断簡の中に、次のような両面書写の一葉がある（便宜上歌頭に歌番号を付す）。

へオモテ

伊勢瀧原社十七番歌合

一番

左

権司

1 ナカレイテ、イハマヒ、カ斯塔キツセハ イス
、ノカハノワカレナリケリ

右

少司

2 ナミトミエテヲハナカタヨルタキノハラニ
松ノアラシノヲトナカルナリ

二番

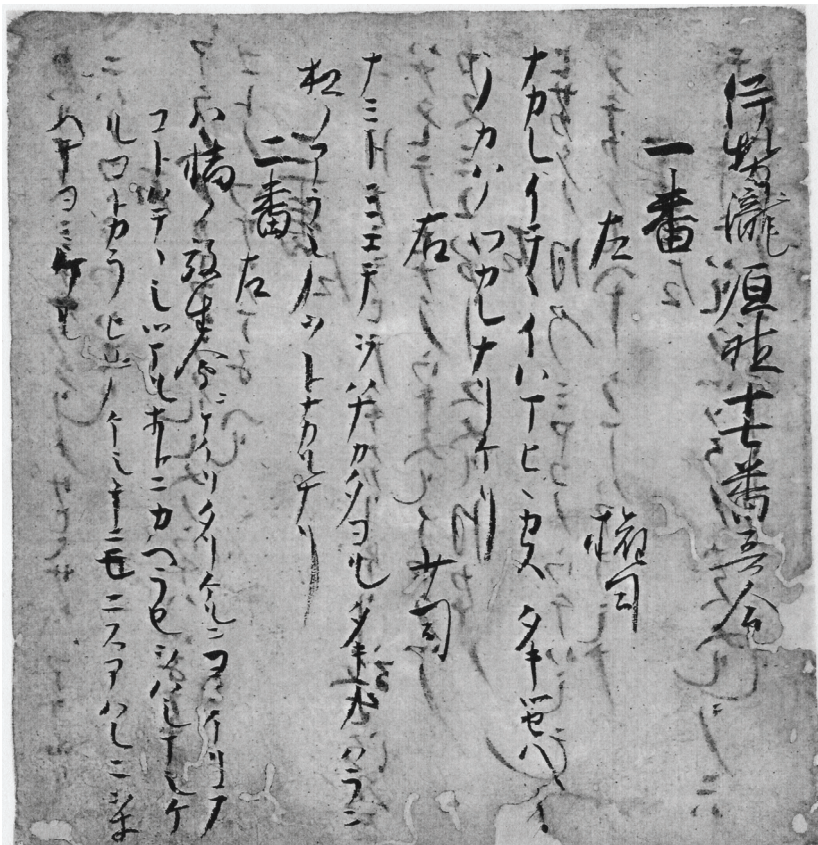
左

八幡ノ放生会ニマイリタリケルニヨ 三イリテ

コトハテ、シツマルホトニカヘラセラハシマシケ

ルコトカラヒ ルノケシキニモニスアハレニヲホ

ヘテヨミケル



へウラ

3カヘリマスミチノヲクリノサヒシサハアリツル
ニハノコ、チヤハスル

右

4アラ人ノカケヤハラクルシメノウチハツネナキ
コトノワサヲマネヘル

三番

左

月ナニヲヒテクマナカリケリ放生河ヲ見遣

5ハナタレテモナクウキヌルイロクツノ

カスミユハカリスメル月カナ

右

6ヒサカタノ月ノミヤコノウチハシモ

タチカクルヘキクマハアラシナ

四番

左

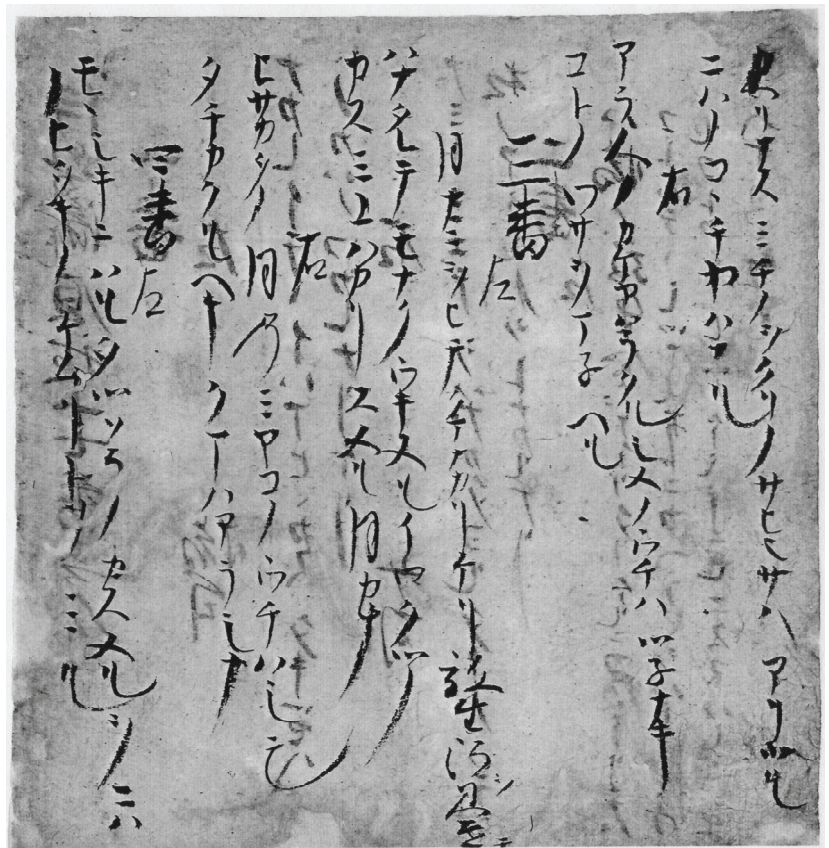
7モ、シキニハルタツソラノカスメルヲニハ
ノヒタキノケムリトソミル

縦十五・五cm×横十四・八cmのもと枳形本、料紙は薄手の楮紙である。添えられている正筆書には、

正筆 明

一 加茂長命

片カナ



伊勢瀧原 哥切

ナカンイテ、 廿二

のように記されている。ここにいう「加茂長命（明）」とは鴨長明のことである。伝長明筆の古筆資料としては、大福光寺蔵『方丈記』や土佐切『古今集』断簡¹などが挙げられ、特に『方丈記』と当該断簡との筆蹟は、同筆とまでは

言えないにしても通じるところがあるようである。当該断簡の書写年代も『方丈記』とほぼ同時期の鎌倉時代中期頃かと思われる。ツレの存在は現在もお確認されない。

それにしても一見して奇妙な歌合ではなからうか。内題には「伊勢瀧原社十七番哥合」と記されているが、このような名の歌合は今日知られると文献にも見出せないようである。開催年次ももちろん不明。よって「権司」「少司」なる作者二人についても人物比定は不可能である。もともとそれは年次不明のせいばかりでなく、そもそも「権司」「少司」という作者名表記自体が説明不足に過ぎるのである。一方、番についてもみていくと、内題に抛れば完本時には十七番まであったというが、この断簡が伝えているのは一番左と四番左の七首のみであり、そのいずれの番にも歌題や勝負付や判詞の類が見られない。代わりにオモテ面の終わり四行とウラ面の前から八行目には、歌より一字下がりの文章があつて、どうやらそれぞれ3と5の歌にかかる詞書と読めそうである。歌合中の歌にこのような、詠作事情を示す類の詞書が付されるといふのは一体どういうことなのか。しかしそうした疑問もさることながら、それら以上に問題だろうと思われるのは、記載の七首のうちの2の歌が、『玄玉集』に、

題不知

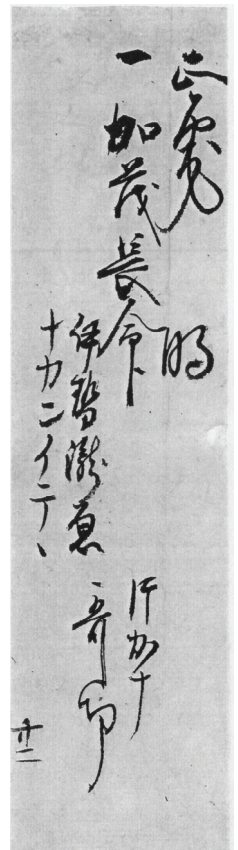
円位法師

浪と見えて尾花かたよる滝原に松の嵐の音ながるなり（巻七・草樹下・六六九）

のように「円位法師」すなわち西行の詠として入集していることである。

『玄玉集』の西行詠

『玄玉集』については松野陽一氏に詳細な論がある²。それによるとまず伝本は国立歴史民俗博物館本³（高松宮旧蔵本、「歴」と略）・彰考館文庫本・群書類従本（「類」と略）の実質三本、「九条家に極めて近く、崇徳院・西行・俊成に親近感を懐く人物」による撰定であり、「建久二年に



一応成立し三年には推敲・補訂の段階にあった」という。建久二年（一一九二）と言えば西行が入寂した翌年だから、その点資料的な信憑性は極めて高いとみられよう。ただ松野氏も指摘するように、『玄玉集』の「円位法師」表記には諸本間に異同があつて、それが若干問題となる。具体的に示すと次のようである。

- 三七作者 円位法師（歴・彰・類）
- 七八作者 円位法師（歴・彰・類）
- 一〇一作者 円位法師（歴・彰・類）
- *一六八作者 円位法師（歴・彰）——因位法師^{円懸}（類）
- 二二六作者 円位法師（歴・彰・類）
- *二四三作者 ナシ（歴・彰）——円位法師（類）
- 二四九作者 円位法師（歴・彰・類）
- 二六一作者 円位法師（歴・彰・類）
- 三二〇作者 円位法師（歴・彰・類）
- 三五一作者 円位法師（歴・彰・類）
- 三九六作者 円位法師（歴・彰・類）
- 四二七作者 円位法師（歴・彰・類）
- *四五七作者 円位法印（歴・彰）——円位法師（類）
- 四七一作者 円位法師（歴・彰・類）
- 五七二作者 円位法師（歴・彰・類）
- *五九三作者 因位法師（歴）——円位法師（彰・類）
- *六四九作者 因位法師^{本マ}（歴）——円位法師（彰・類）
- *六六三作者 因信法師（歴）——円信法師（彰）——円位法師（類）
- *六六九作者 因位法師^{本マ}（歴）——円位法師（彰）——円信法師（類）

*六八六作者 因位法師(歴) — 円位法師(彰) — 円信法師(類)

*六九〇詞書 因位法師(歴) — 円位法師(彰・類)

*六九七作者 因位法師(歴) — 円位法師(彰) — 円信法師(類)

七二三作者 因位法師(歴) — 円位法師(彰・類)

このうち*印を付したところに異同が存する。それらのほとんどは「円位」「因位」「円信」「因信」の混乱であり、問題の「ナミトミエテ…」(断簡2)と一致する六六九の作者名表記についてもそうである。しかしそうした異同を持つ多くの例は他文献によって西行のことと確認可能で、よって「因位」「円信」「因信」はいずれも「円位」の誤りとみてよいだろう。もともと肝心の六六九と、もう一首、

(中宮月次の御屏風に、草花の歌とて) 円位法師

萩が枝の露に心のむすぼれて袖にうらある秋の夕露(巻七・草樹下・六四九)

という歌については現在のところ『玄玉集』だけにしか見ることができない(もちろん当該断簡は除いて、である)。そのため松野氏やまた伊藤嘉夫氏⁴は、六六九を一応の存疑歌とする慎重な態度を採ったが、しかしそのうちの六六九は彰考館本で、また六四九は彰考館本と類従本で、それぞれ「円位法師」となっている。従ってやはり他例と同様に、これらについても「円位法師」の誤写と認めて差し支えないかと思われる。久保田淳氏編『西行全集』⁵でも右二首は西行詠として、問題なく扱われているようである。

さてそうすると、その「ナミトミエテ…」の歌を収める『伊勢滝原社十七番歌合』は、とにかく何らかの形で西行に関わりのある歌合だったと考えて、まずは間違いないことになる。

西行の『諸社十二卷歌合』

ところで慈円の『拾玉集』には、次のような全十二首から成る歌群が見られる。

文治六年二月十六日未時、円位上人入滅、臨終などまことにめでたく、存生にふるまひ思はれたりしに、更に違はず、世の末に有り難き由なん申し合ひけり、其後詠み置きたりし歌ども思ひ続けて、寂蓮入道の許へ申し侍りし

君知るやその如月と言ひ置きて言葉におへる人の後の世(五一五八)

風になびく富士の煙にたぐひにし人の行方は空に知られて(五一五九)

千早振神に手向くる藻塩草かき集めつつ見るぞ悲しき(五一六〇)

これは、「願はくは花の下にて我死なんその如月の望月の頃」と詠み置きて、其に違はぬ事を世にもあはれがりけり。又、「風になびく富士の煙の空に消えて行方も知らぬ我が思ひかな」もこの二三年の程に詠みたり。これぞ我が第一の自嘆歌と申しし事を思ふなるべし。又、諸社十二巻の歌合、太神宮に参らせんと宮みしを受け取りて沙汰し侍りき。外宮のは一筆に書きて、すでに見せ申してき。内宮のは、時の手書共に書かせむとて、料紙など沙汰する事を思ひて、かく三首は詠めるなり。

朝夕に思ひのみやる瑞垣の久しくはぬもろ心かな(五一六一)

山川に沈みしことは浮かびぬるをさても猶澄む我が心かな(五一六二)

諸共にながむべかりしこの春の花も今はの比にも有るかな(五一六三)

返し

寂蓮

君はよし久しく思へ瑞垣の昔とならん身の行方まで(五一六四)

此間所労大事にて、皆も御返事え申さず、「水がき」ばかりを所労述懐に寄せて申し候とてかくなん。後日に所労のびのびに令和進とて五

首送之

いさぎよくさぞ澄みぬらむ山河に沈むと見えて浮かぶ心は(五一六五)

思ひあまり身にしむ風もいかげん花も今はの比となりなば(五一六六)

言ひ置きし心もしるしまどかなる位の山に澄める月影(五一六七)

たぐひなく富士の煙を思ひしに心もいかに空しかるらむ(五一六八)

伊勢の海にかき集めてぞ藻塩草終はり乱れぬえにはなりける(五一六九)

これは文治六年(一一九〇)二月十六日の西行入寂に際して詠まれた、慈円と寂蓮との贈答歌である。その解釈についてはすでに松野氏が綿密に論じているので、**6** 繰り返し返したりすることはしない。今問題としたいのは、傍線部によってその存在が明らかとなる西行の「諸社十二巻の歌合」なる作品である。

早くこの記述に注目した伊藤嘉夫氏は、「諸社十二巻の歌合」を「十二社奉納の十二巻の自歌合」と解して「御裳濯河、宮河の両歌合のほか、今

日傳はるものなく」散佚してしまつたものと論じた。つまり現存する『御裳濯河歌合』『宮河歌合』の両自歌合は、元来「諸社十二巻の歌合」の一部であつたとみたわけである。ところがその後、久曾神昇氏は「御裳濯河・宮河歌合が）古来十二社歌合のうちであるといふが、最初からこの二社歌合以外には作られなかつた」と伊藤氏の説を否定し⁷、また萩谷朴氏も「拾玉集にいう諸社十二巻の歌合とは、西行の自歌合とは関係なく、慈鎮ら自身の結構した歌合かと思われる」とした⁸。このように一時は「諸社十二巻の歌合」の存在すら疑問視されていた中で、それが確かに西行最晩年の自歌合と考えられ、のみならず『御裳濯河歌合』『宮河歌合』とも浅からぬ関係にあつたらしい、ということを明らかにしたのはやはり松野氏であつた。氏は右のうち三首目の「千早振……」という慈円の贈歌と、それに対する十二首目の「伊勢の海に……」という寂蓮の返歌、及び傍線部以下の記述（これは「千早振……」の歌についての左注である）に加えて、さらに『拾玉集』に見られる、

円位上人十二巻歌合の滝原下巻書きて遣すとて

大納言実家

こころざし深きに堪へず水茎の浅くも見えぬあはれかけなん（五三二四）

返し

こころざし深く染めける水茎は御裳濯河の浪にまかせつ（五三二五）

というもう一組の贈答歌の読解から、「諸社十二巻の歌合」について次のように整理した。

- ① 西行の自歌合であること
- ② 伊勢太神宮（の諸社）への奉納歌合であること
- ③ 「諸社」は、伊勢太神宮関係の「諸社」を意味すること
- ④ その一社に内宮別宮の「滝原宮」が含まれること
- ⑤ 「諸社」は内宮と外宮が含まれること（この場合、④の存在から、両宮とも本宮のみを意味せず、場合によりては本宮を含めぬ「内宮の撰社」「外宮の撰社」を意味するかもしれない）
- ⑥ 外宮（或は外宮関係撰社）への奉納歌合は慈円が一人で執筆したこと
- ⑦ 内宮（或は内宮関係撰社）への奉納歌合は当代の名筆が分担執筆していること
- ⑧ その一人に藤原実家があり、彼が「滝原宮の下巻」を担当していること

その上でまた松野氏は「諸社十二巻の歌合」と『御裳濯河歌合』『宮河歌合』との関係についても検討を加えて、結果「両者が同一の歌合であることは殆んどあり得ない」とひとまずは断りながらも、

それでは全く別の歌合かといえ、成立時期が重なっていることといい、(略)共に慈円が関係していることといい、同じ太神宮奉納という性格を有していることといい、無縁とは考えられない。(略)「諸社十二巻歌合」は「御裳濯河歌合・宮河歌合」に次いで、一連のものとして伊勢の諸社に奉納さるべく慈円に依頼された、西行の生涯最後の事蹟だったと考えておきたい。当初から全体が結構されていたのではなく、宮河歌合の判詞が定家の手で最終的にまとめられるのと前後して、追加された企画だったのではないだろうか。そのために、彼が生を終える以前には、やっと外宮の分のみしか完成せず、その後には存在そのものを否定される「幻の歌合」となってしまったのではないかと思う。

のように総括した。この松野氏の考察によって『諸社十二巻歌合』の实在は認められることとなり、以来『諸社十二巻歌合』は西行最晩年の最も注目すべき事蹟として、大方の関心を集め続けているわけである。

「伊勢瀧原社十七番歌合」と『諸社十二巻歌合』

さて断簡記載の歌合である。「伊勢瀧原社十七番歌合」という内題を持ち、のみならず西行の「ナミトミエテ」の歌一首を含む当該歌合は、つまり以上にみてきた『諸社十二巻歌合』のうち「瀧原」に奉納されたという巻の、巻頭部分に当たるものではなからうか。もちろんたった二面分の断簡しかない現時点では、それはあくまで推測の域を出るものではない。しかしそのように考えてみた場合、当該歌合が抱えるいくつかの不審点について、それなりに説明することが可能となってくるのである。

例えば作者名表記の問題である。「権司」「少司」というその表記が、实在人物のものとしてはいささか説明不足に過ぎていることはすでに述べたが、要するにこれらは西行の自歌合における、西行自身の仮名だったのではないか。周知のとおり西行は『御裳濯河歌合』で「山家客人」「野徑亭主」、また『宮河歌合』で「玉津島海人」「三輪山老翁」といった仮名を用いている。当該歌合の「権司」「少司」についても、それらと同様の仮名と位置づけることができそうである。

また例えば詞書の問題である。通常の歌合作品において、詠作事情を示す類の詞書が付されることは、おそらく皆無に等しかろう。ところがそれには例外があつて、すなわち既存の歌を番わせた、いわば秀歌撰的な性格を持つ歌合作品の中には、詞書を伴うものが少なからず見出せるのである。

具体的には『治承三十六人歌合』や『物語二百番歌合』などが挙げられようが、また新古今時代以降盛んに撰ばれていった自歌合のうちのいくつかもそうであった。例えば西行の一連の自歌合よりも若干遅れる良経の『後京極殿御自歌合』には、

三番

左 文治六年女御入内の月次の屏風に、住吉の松に霞かかれる、書きたる所に

ながめやる遠里小野はほのかにて霞に残る松の風かな(五)

右 春の歌あまたよみける中に

氷りみし水の白浪立ちかへり清滝川に春風ぞ吹く(六)

といった例があり、また慈円の『慈鎮和尚自歌合』にも、

(小比叡十五番)

十三番

病に患ひける比 左

頼め来し我ふる寺の苔の下にいつしか朽ちん名こそ惜しけれ(五六)

世を厭ふ心深きよしなど語りし事を思ひ出でて、円位上人

が許へ遣しける 右勝

世を厭ふしるしもなくて過ぎ来しを君やあはれと三輪の山もと(五七)

といった例がある。そのほか『定家卿百番自歌合』などにおいては、「花月百首建久元年左大将家」(七番左・一三二)や「於先妣旧宅詠之」(八十九番右・一七八)といった詞書が二百首すべてにわたって見られる。これらからして明らかのように、歌合の歌に詞書が付されることは、自歌合作品に限って言えば、決して珍しい事例ではなかったのである。従って当該断簡が『諸社十二卷歌合』という自歌合であったとすると、そこに詞書が存するという問題も、きれいに解決するわけである。

以上を判断する限り、当該歌合が『諸社十二卷歌合』だったという可能性はかなり高いと言えそうである。ちなみに松野氏の「憶測」によれば、『諸社十二卷歌合』には「勿論、判詞の付される暇はな」かったといい、当該断簡にも勝負付や判詞の類は見られない。例えばそうした点なども、右の傍証たり得ようかと思われる。

当該歌合からの逆照射

ただしそのように考えてみて、まったく問題がないわけでもない。『拾玉集』の「滝原下巻」という記述によれば、元来「滝原」奉納分には上下もしくは上中下という複数巻が存していたことになる。ところが当該断簡は、二でも三でも割り切れない「十七番」の歌合である。そうすると「伊勢瀧原社十七番歌合」そのものが分割されていたわけではなく、この歌合とともに上(中)下巻を構成するような、別の滝原歌合があったとみざるを得ないだろうか。しかし当該断簡を見る限り、「伊勢瀧原社十七番歌合」はそれだけで独立している感があり、それ以外の滝原歌合というのは、なかなか想定しにくいようにも思われる。この問題に関しては、結局のところよくわからないとしか言いようがない。

それから詞書の存在自体はよいとして、その施され方がまた不審なように思われる。なぜ3と5の歌にだけあって、残りの五首にはないのだろうか。もつとも先の『後京極殿御自歌合』や『慈鎮和尚自歌合』にしても、必ずしもすべての歌に詞書が見られるわけではないのだが、それにしても当該断簡の場合、詞書を伴う歌と伴わない歌との違いをうまく説明し得ないのである。これをどのように考えるべきか。

こうした疑問はしかし、当該断簡が『諸社十二巻歌合』だったという可能性を真っ向から否定してしまうほどのものでもないだろう。このような問題がなお残っていることは認めた上で、以下もう少しだけ論を進めることにする。すなわちひとつの試みとして、今度は逆に当該歌合に基づいて、『諸社十二巻歌合』を捉え直してみたいと思う。

まずはその規模について。当該歌合はもと十七番で、残りの十一巻も仮に同規模だったとすると、全十二巻で二百四番、歌数にして四百八首。それは松野氏の、

御裳濯・宮河両者歌合と「十二巻」の一巻ずつが等規模であるのは少々不自然だから、六社二巻ずつ(滝原の例からみて)計十二巻ではぼ御裳濯・宮河に数量的に見合う程度の規模(略)、例えば、一卷六番ずつ、十二巻で七十二番、これで、和魂を祭る本宮の歌合である御裳濯・宮河歌合と対照的な構成を有つということになる。

という推測の、約三倍の分量であるが、しかし決してあり得ない歌数でもないように思われる。その場合『諸社十二巻歌合』は必ずしも「御裳濯・宮河に数量的に見合う程度の規模」だったわけではなさそうだ、ということになる。

次にその奉納先について。松野氏は『拾玉集』にいう「滝原」を、伊勢皇太神宮(内宮)に属する別宮のひとつ滝原宮であろうと推した。『皇太

神宮儀式帳』に「伊勢志摩両国堺大山中在。大神宮以西相去九十二里」とある別宮である。その上でさらに松野氏は、奉納先を示す「諸社」という語の定義について、

「滝原の下巻」とあるからには、「上巻」もあつたはずであり、別宮の一社に二巻を当てているということになる。ということは、「諸社」の内容がどのようなものであるかということを示しているといつてよい。「諸社」は、例えば俊成の「五社百首」の住吉・賀茂といった大社を指すのではなく、「慈鎮和尚自歌合」の日吉七社と同様な、「伊勢太神宮関係の諸社」を意味するのである。

のように論じた。のみならずその候補として、

内宮七所別宮

荒祭宮、伊弉諾宮、月読宮、滝原宮、並宮、風宮、伊雑宮

外宮四所別宮

多賀宮、土宮、月読宮、風宮

といった「滝原宮と同格の別宮」を提示し、またそれ以外にも「内外両宮の撰する社は数十社に上っている」として、

これらの内から、「十二巻」という条件と結びつけてどれを比定したらよいのか、和魂を祭る内宮（朝日宮）と外宮（豊受宮）に対して、荒魂を祀る別宮が、御裳濯河歌合（内宮）・宮河歌合（外宮）に対して何らかの意味を有つものであるのか、など今の段階では不明というほかないはないが、これらのどれかが十二巻の歌合を奉納する対象になったということだけは間違いない。

のようにまとめた。

この松野氏の推定は右にみたように、『拾玉集』の「滝原」を滝原宮と解したことからは始まっている。ところが当該断簡のそれは、同じ滝原でも「瀧原社」であつて、すなわち松野氏指摘の滝原宮ではないのである。おそらく当該断簡にいう「瀧原社」は、伊勢国度会郡三瀬村に所在し、麻奈胡神を祭神とする皇太神宮の撰社のひとつ、多岐原神社（また「瀧原神社」とも）を指しているよう⁹。なお先程から別宮といっているが、両者はもちろん別物である。別宮は「要するに、宮号を称する社であつて」「神宮の附属神社中第一に列せら」れるとされるもの。一方の撰社は『皇太神宮儀式帳』所載の「官帳社廿五処」と、『止由気宮儀式帳』所載の「載官帳社名社十六処」とを合わせた四十一社、もしくは『延喜式』巻四・神祇四「伊勢大神宮」に「大神宮所撰廿四座」及び「度会宮所撰十六座」として挙げられている四十社の総称とされるものという¹⁰。

さて『拾玉集』の「滝原」が滝原宮ではなく多岐原神社だったとすると、やはりその他の奉納先も、松野氏が提示するような別宮ではなくて、多

岐原神社と同格の撰社であつたとみるべきだろう。次に『延喜式』に従う形で撰社のすべてを掲げてみよう。

皇太神宮（内宮）撰社

朝熊社 園相社 鴨社 田乃家社 蚊野社 湯田社 大土御祖社 国津御祖社 朽羅社 伊佐奈彌社 津長社 大水社 大国玉比売社 江神社 神前社 粟皇子社 久具都比売社 奈良波良社 榛原社 御船社 坂手国生社 狭田国生社 多岐原社川原社 豊受神宮（外宮）撰社

月夜見社 草名伎社 大間国生社 度会国御神社 度会大国玉比売社 田上大水社志等美社 大川内社 清野井庭社 高河原社 河原大社 河原淵社 山末社 宇須乃野社 小俣社 御食社

仮に多岐原神社への奉納分を上下二巻と考えた場合、松野氏も説くとおりの一社に二巻が充てられていたことになるから、残りは当然五社となる。その五社を特定するのは、残念ながら現時点では不可能に近い。ただ皇太神宮二十四社、豊受神宮十六社というその総数からして両者が等分だったとは考えにくく、おそらくは皇太神宮四社、豊受神宮二社という配分だったのではないか。松野氏の、

慈円が「外宮のは一筆にかきて」といつているのは、外宮の別宮が少かったから、という理由に拠っているのではないかと思う。

という推測は撰社の場合もなお有効であると思われる。ともあれ『諸社十二巻歌合』の「諸社」というのは、具体的には別宮を含まぬ、撰社に限った謂であつたとみておきたい。

事実当該歌合が『諸社十二巻歌合』であつたとすると、何よりもまず、かつては存在すら否定されていた「幻の歌合」の現存が確認されるという点で、その資料的価値は計り知れないはずである。のみならず西行の新出歌六首を含む（当然そういうことになる）所収歌の内容や表現などを検討することによって、『諸社十二巻歌合』の性格の一端を明らかにし得るであろうし、場合によっては西行最晩年の思想を解明する手掛かりにもし得るかもしれない。それらの考察をどこまで深めることができるのか、すべては当該断簡の精緻な読解とツレの博搜とにかかっているように思う。

1 伝存極めて稀であり、これまで京都国立博物館蔵手鑑『藻塩草』所収の一片が知られていただけであつたが、近年『平成九年新春展 倭文亭文庫コレクション——古書画との出会い——』（一九九七年一月、茶道資料館）掲載の一片が新たに知られるようになった。

2 松野陽一氏「玄玉和歌集考」『鳥帯 千載集時代和歌の研究』所収、一九九五年十一月、風間書房、初出『立正学園女子短大紀要』十四号、一

九七〇年十二月)。

- 3 以下本文は『国立歴史民族博物館蔵貴重典籍叢書 文学篇 第六卷 私撰集』(一九九九年一月、臨川書店)に拠る。
- 4 以下伊藤氏の論は『歌人西行』(一九八七年四月復刻、第一書房、初版一九五六年、鷺の宮書房)に拠る。
- 5 久保田淳氏『西行全集』(一九九六年十一月第三版、貴重本刊行会)。
- 6 以下松野氏の論は「西行の「諸社十二卷歌合」をめぐって」(『鳥帚 千載集時代和歌の研究』所収、初出『平安朝文学研究』第二卷第八号、一九六九年十二月)に拠る。
- 7 伊藤嘉夫氏・久曾神昇氏編『西行全集 第二卷 文献叢刊』解題(久曾神氏執筆、一九八一年二月、ひたく書房)。
- 8 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂』第四卷「四六五(文治五年十一月以前) 西行三十六番御裳濯河歌合」(一九九六年七月、同朋舎出版、初版一九六五年四月、私家版)。
- 9 『皇太神宮儀式帳』及び『延喜式』卷九「神名上」の記述に拠る。ちなみに現在の地図で言えば滝原宮の北方約三キロほどに位置するという。
- 10 阪本廣太郎氏『神宮祭祀概説』(一九六五年三月、神宮文庫)。

第二章

鎌倉・南北朝時代

第一節 類聚歌苑

源承撰『類聚歌苑』

法眼源承は言うまでもなく藤原為家の二男にして二条為氏の同母弟、その著作『源承和歌口伝』の過激な論調から今日、二条家の番犬的存在と評されている歌僧である¹。また『浜木綿集』『太秦集』『類聚歌苑』といった散佚私撰集の撰者としても名を残しており、うち熊野関係の歌を集めた『浜木綿集』のみは伝源承筆笠間切という古筆切によって一部分ながらも知ることができ。しかし『太秦集』『類聚歌苑』に関してはそうした断片資料の存在すら未確認で、よってこれまで両集の具体的内容はほとんど不明とされてきた。特に『太秦集』などは『代集』に「うづまさ集 源承法眼撰、類聚歌林をいふか、いまだみず」と曖昧に記されている²のが唯一の手掛かりで、わずかにその書名から源承が住した太秦の地にまつわる歌を集めたものかと推測されるばかりである。ただ一方の『類聚歌苑』についてはもう少しだけ関連資料が残されている。すなわち『閑月集』の、

類聚歌苑しるし侍りし時、送りて侍りし歌の中に

右衛門督実冬

かへりこむほどは雲居に霞みつつうはのそらなる春のかりがね（巻一・春上・四五）

類聚歌苑しるし侍りし時

（コノ間欠落）

神路山玉垣越しに見渡せばすきまに高きちぎのかたそぎ（巻八・羈旅・四二九）

という二首、及び『寂恵法師文』³の、

一 寂恵自歌を申除き候事

類聚歌苑と申候打聞は、今の宗匠の舎弟源承法眼これを集めてのち、故入道大納言家治定せられ候き、彼集第十七云、

寂恵法師世をのがれ侍けるのちつかはしける 中務卿親王

捨つる世のあとまで残る藻塩草形見なれとや書きとどめけん(①)

返し

寂恵法師

捨つる世の形見と見ずは藻塩草書き置くあともかひやなからん(②)

同巻云、

この草子がある人取りて奉られけるを、返しつかはさるとて

中務卿親王

しるし置く夢のをしへを見てぞ猶かしこき身とは思あはする(③)

返し

前大納言為家

夢をだに思あはせば三代までの庭のをしへもあとや残らん(④)

先の贈答の歌は入道大納言家治定せられ候し上、中務卿親王家この集を御覧じて御感の御詠を贈られ候ぬる上は、かの集のうちの歌、入道巫相の治定といひ、中書大王の御意といひ、ともにそむかぬ事にて候はば、今の撰集に書き載せられ候べき由を望み申候しに、三月廿七日の返事に、ひしと思ひ定むる由を承候き、よりて中書にも載せられ候しを、寂恵つらつら思ひ候へば、少納言統理世をのがれてのち三条院の御製を下され、蓮生法師隠居の身に西山法親王の御贈答侍る事、代々の集にあとありといへども、寂恵初めたる作者としていささか目に立つ所や候らんと存候て、我とこれを申除き候し時は、当座に感申之仁も候き、そののちかやうの事、面々の作者の望みにまかせてまかり入候し時は、一身の賢をたて候し事も由なく思給候き、

という一節である。中でも『寂恵法師文』が伝えるところは重要で、これによって『類聚歌苑』が「故入道大納言」為家の後見のもと編纂されたこと、「中務卿親王」宗尊親王に献上されて「御意」を得たこと、またその際に詠まれた親王と為家との贈答歌、及び寂恵出家後に詠まれた親王と寂恵との贈答歌が、ともに『類聚歌苑』の「第十七」に採られていたこと、従って『類聚歌苑』は二十巻仕立ての撰集だったらしいこと、などの事実が明らかとなる。もともと『類聚歌苑』の献上後に詠まれたはずの宗尊親王と為家との贈答歌が、その巻十七に採られていたというのは一読すると不審だが、右の一節について検討を加えた池尾和也氏⁴、及び『寂恵法師文』注釈(上)⁵は、むしろこの点から成立後に若干の歌が追補された可能性が考えられると説いている。かつ池尾氏はまた『類聚歌苑』の成立時期を、宗尊親王が鎌倉将軍を廃されて帰洛した文永三年(一二六六)七月以前と推定してもいるのだが、しかし右の資料によるばかりの論証には自ずと限度が生じることは致し方なく、結局『類聚歌苑』そのものが今

日までに見出されてこなかったため、それ以上に論を深めていくことは残念ながら困難だった。

ところが従来見逃されていたようであるが、実はこの『類聚歌苑』と同一作品とおぼしき残欠本一冊が、天理大学附属天理図書館に蔵されていた。早く『天理図書館稀書目録 第二』[6](#)に、

横山由清雑稿

(略)

類聚歌苑卷第十三 写 一冊 八四

横山由清筆 和袋綴堅紙表紙 八寸二分五寸七分 「雅語便覧」「月舎梓」の刻ある十行罫紙十三丁 外題左肩「類聚歌苑残缺」、「竹柏園文庫」

奥書 右類聚歌苑残缺卷第十三 赤松琴二所蔵

慶応三年三月三日書写了 横山由清(花押)

識語 (表紙右肩) 由清翁手録本

(卷第十三の初葉を謄写し「本書如此以下略 古筆了仲云為氏卿筆云々」とあり ○八一―イ一五)

と明記されているのがそれで、中に「竹柏園文庫」とあるので『竹柏園蔵書志』[7](#)を繙いてみると、確かに、

類聚歌苑卷第十三 一冊

奥に、「右類聚歌苑残缺卷第十三赤松琴二所蔵 慶応三年三月三日書写了横山由清」とあり。最初の一葉を原本のままに影写して、「本書如

此以下略 古筆了仲云為氏卿筆云々」とあり。

のようにある。すなわち佐々木信綱の竹柏園文庫旧蔵、天理図書館現蔵の横山由清(一八二六―一八七九、『月詣和歌集補』『魯敏遜漂行紀略』などの著作で知られる国学者)筆写・書入本全三十六点のうちの一点である。そこで早速実地調査してみたところ、確かに当該本が『類聚歌苑』の残欠本と認められたのみならず、そこに少なからぬ資料的価値を見出すことができたので、以下に紹介・考察していきたい。

書誌解題

『天理図書館稀書目録』と重なる点もいくつかあるが、まずは当該本の書誌から述べる。当該本は請求番号〇八一―イ一五―三〇。袋綴一冊。表

紙は後補の無地厚紙、縦二十四・八cm×横十七・三cm。外題、右側に「由清翁手録本」、左側に「類聚歌苑^残」と打ち付け書き。全十五丁。遊紙（前後各一丁）・二丁目・十四丁目は素紙、それ以外は十行の罫紙を使用。ともにほぼ縦二十四・二cm×横十五・八cm。罫紙の界高十八・九cm、罫幅一・三cm。柱に「雅語便覧」、左下欄外に「月舎梓」と刻。虫損少々。蔵書印、二才右上・十四才中央下に「天理図／書館蔵」の朱方印、二才右下に「竹柏園文庫」の朱方印各一顆あり。

注目すべきは二ウ末尾に「本書如此以下略古筆了仲云為氏卿筆云々」という細字注が存することで、次掲の図版からも窺われるように、確かに二才・ウの素紙一丁分は鎌倉時代後末期頃の筆蹟——古筆了仲（初代・二代目のいずれかは不明）の鑑定によれば伝為氏筆という——を模写（料紙が薄い点からすると透写か）している趣である。ちなみにこの模写部分は一八八行、上句の行の字高は十八・五cm前後。一方、罫紙へと変わる三才においては、図版のごとく、模写部分と内容が重なりながらもあらためて親本を巻頭から写し直しており、それは十三ウまで続けられていき、最後に素紙に戻った十四才に、

右類聚歌苑残卷第十三赤松琴二所蔵／慶応三年三月三日書写了 横山由清（花押）

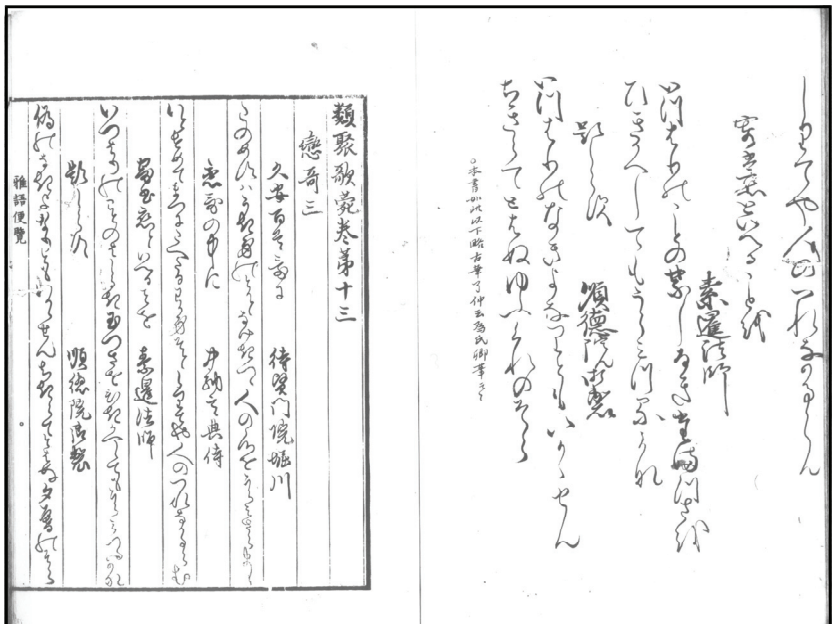
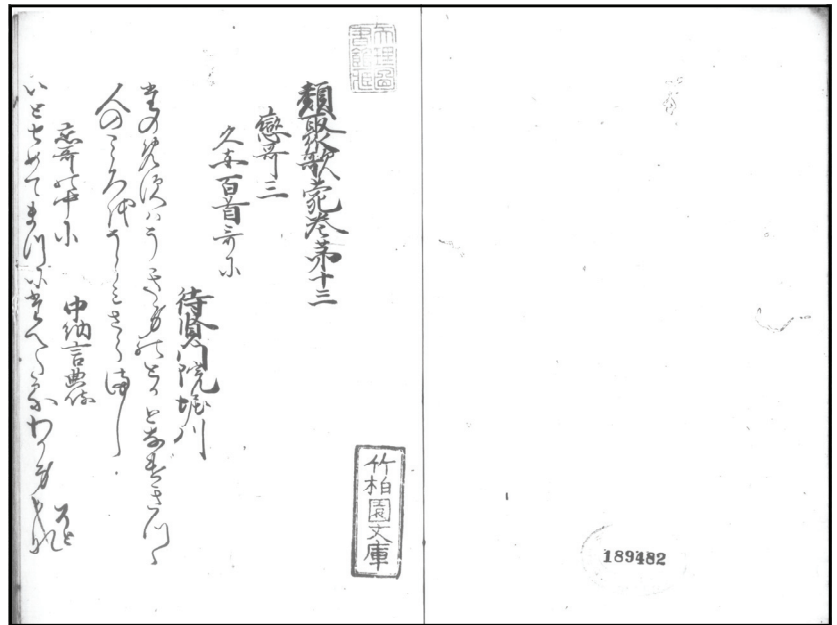
という書写奥書が記される。ここに登場する「赤松琴二」は幕末〜明治期に活動した書画商・鑑定家の赤松香雨（一八一三〜一八七四）、彼自身が幹事を務めた文久元年（一八六一）三月の古筆了佐二百回忌追福古筆展観に「後光厳帝御消息^{二枚継御判アリ}」「世尊寺行成卿四半切」ほかを出品している（『古筆展観目録』⁸）ことなどから、所持する古筆も相応にあったと知られる。よって当該本の親本という伝為氏筆本もそうした香雨コレクションのひとつだったと考えられ、それを香雨と親交のあったらしい⁹由清が、慶応三年（一八六七）三月三日に転写し終えた、ということのようである。ならば伝為氏筆本は慶応三年の時点までは確実に伝存していたことなるうが、他に伝来の徴証を一切残さないこの稀覯の古筆、その後の所在もまた不明である。

ともあれ図版のような巻頭部分が伝わったのは幸いで、これによって当該本が「類聚歌苑」という和歌作品の一部であることがまず判明する。また「巻第十三」「恋哥三」という記載から、おそらくはもと二十巻仕立ての部立を有する私撰集だったと推され、加えて親本たる伝為氏筆本を確かめるに鎌倉時代後〜末期写とみてよいならば、当然「類聚歌苑」はそれ以前には成立していたことなるう。これらの点のみからしても、当該「類聚歌苑」が源承撰『類聚歌苑』と同一作品である可能性は極めて高いと言えそうで、よほどの反証がない限り、その前提で論を進めて差し支えないと思われる。実際これから述べる論証過程と結果においても、当該本が例えば偽書などであったという徴証は一切見出すことができない。

全文翻刻

さて当該本の翻刻である。翻刻は次のとおりに行った。

- 一、底本は天理大学附属天理図書館蔵本（請求番号〇八一―イ一五―三〇）である。天理大学附属天理図書館本版翻刻第九五号。
- 一、字体は漢字・仮名とも通行のものに改めた。ただし「哥」など一部の異体字は活かした。
- 一、虫損部分は「□」、判読不能部分は「■」、推定可能部分は「さ」のよゝに示した。
- 一、改行位置は底本どおりとした。
- 一、文字の大小・字配りは必ずしも底本に忠実ではない。
- 一、詞書は歌に対して二字下がりとした。
- 一、便宜上、歌頭に洋数字の通し番号を施した。なお模写部分（二オ・ウ）と再録部分（三オ）とで重複する四首については、再録部分の方に通し番号を打ち、模写部分にはそれと同じダッシュ番号を付した。
- 一、改丁位置は「一オ」のように示した。
- 一、誤りでないことを示すために適宜「(ママ)」を付した。
- 一、活字で表現することが困難な本文については、歌末に「※1」のような注を付し、翻刻の最後で説明を加えた。



【翻刻】

類聚歌苑卷第十三

恋哥三

久安百首歌に

待賢門院堀川

1' たのめすはうき身のとかなけきつゝ

人のこゝろをうらみさらまし

恋哥の中に 中納言典侍

2' いとせめてまつにたへたるわか身そとかなオ

しりてや人のつれなかるらん

寄書恋といへることを

素暹法師

3' いつはりのことの葉しるきたまつさを

ひきかへしてもうらみつるかな

題しらす 順徳院御製

4' いつはりのなきよなりともいかゝせん

ちきらてとはぬゆふくれのそら

○本書如此以下略古筆了仲云為氏卿筆云々ウ

類聚歌苑卷第十三

恋哥三

久安百首歌に

待賢門院堀川

- 1 たのめすはうき身のとかなけきつゝ人の心をうらみさらまし
恋哥の中に 中納言典侍
- 2 いとせめてまつにたへたるわか身そとしりてや人のつれなかるらむ
寄書恋といへることを 素暹法師
- 3 いつはりのことのはしるき玉つさをひきかへしてもうらみつるかな
題しらす 順徳院御製
- 4 偽のなきよなりともいかゝせんちきらてとはぬ夕暮のそら」^{3オ}
契久恋といへる心を 前大納言^{為家}
- 5 たのめしはたゝなほ^さりのあらましを待とはなしに年のへにける
偽不逢恋を
- 6 なからへてわれのみしるはかひもなしたのめてうときたくれの空
久安百首哥に 待賢門院堀川
- 7 つれなさをいかにしのひて過しけん暮まつ程もたへぬ心に
契恋のこゝろを 中務卿親王
- 8 いさやわれ待みんことも頼まれすあすしらぬ身のあたし契りは
待恋を
- 9 宵のまと頼めし人はつれなくて山のはたかく月そなりぬる」^{3ウ}
中納言典侍
- 10 頼めしはこよひもいかに成ぬらむ更ぬる物を山のはの月
前左兵衛督^{教定} 哥合し侍りけるに
真昭法師
- 11 こぬ人をおもかけさそふかひもなしふくれは月を猶うらみつゝ

文永五年九月十三夜五首哥合に深夜待恋

前大納言為氏

12 われはかりたのむもかなし今こむといひて更ぬるいさよひの月

権中納言経任

13 たのめてもむなしくふくるほとみえてよそなる月の影さへそうき4才

題しらす
源家清

14 契あ□よひ□結ふ逢坂やよそにかけみし関の清水を

弘長元年百首歌に初逢恋

前大納言為家

15 手枕に結ふすゝきのはつをはなけふ逢坂のかひやなからむ

前左おほいまうちきみ家の十首歌に寄心恋

といへることを
藤原公方朝臣

16 たのめおく契もいさやうき人のあたし心のさためなき夜は

日吉社哥合に寄紐逢恋

前大納言為家
「4ウ

17 かはるなよ契むすへる下紐のかはす袖さへ露けかりけり

乍臥無実恋といへることを

18 したはなほしくるゝ松のにいたつらにぬるとはかりの名にやふりなん ※1

題しらす
後鳥羽院二条

19 きてもまたしをれそ増る唐衣へたつる中の夢のつらさに

初逢恋を
安嘉門院右衛門佐

20 のちにまたつらき心のせきもゐはたえ間よりもる袖のなみたは本

忍逢恋の心を 二条院讃岐

21 我恋 人めをたにもつゝますはあふよも物をおもはましやは

家の二十首哥合に 中務卿親王五才

22 よひくは曇れとそ思ふ人しれぬわか通路の秋の月かけ

前覽恋といへることを

前大納言寛季

23 待わひて独あり明の月みれば別れしよりも猶うかりけり

百首題をさくりて哥よみ侍ける時片思のこゝろ

を 前大納言為氏

24 たのましな雲間の月の中空にたゝわれはかり思ひいつとも

弘長元年百首歌に 前大納言為家

25 うくつらきよその関守みちとちてねられぬよはゝ夢も通はず

恨恋の心を 洞院撰政五ウ

26 まとくろまで夢さへうときさむしろにかへす衣のうらみてそぬる ※2

建長三年吹田にて十首歌講せられけるに

恋 前右兵衛督信家

27 さよ衣かへすはかりの頼みたにねぬにはたえてみる夢もなし

文永二年九月十三夜亀山殿の五首哥合に

絶恋 前関白

28 はかなしやわれのみかよふ思ひ寝の夢路斗の絶ぬ契は

題しらす 藤原信蔭

29 思ひのわか心よりみる夢をたかなさけとて袖ぬらすらん

30 人はいさ思ひもいてぬ本よなくもわか心より夢やみゆらむ
行念法師6才

31 ぬるかうち本にさても心のなくさまは夢こそ恋のいのちなりけれ
惟宗行経

藤原範忠朝臣

32 おのつから忘れんと思ふうたゝねにおなしつらさの夢そ悲しき

前左おほいまうちきみ家の十首哥に忍絶恋

といへるころを 前内大臣公

33 人しれぬ夢の通路いかにしてまたみぬ中を驚かさまし

宝治二年百首歌に寄虫恋

春宮大夫師繼
6ウ

34 恨みわひわれからぬるゝ袂かなもにすむ虫にあらぬ身なれと

中務卿親王家哥合に

惟宗忠景

35 いかさまにうらみよとてか逢みての後さへ人のつれなかるらむ

寄弓恋といふことを 増遍法師

36 契りしに又引かへて梓弓もとのつらさにかへりぬるかな

恋哥の中に 行念法師

37 とはれぬもあふもわか身のとかなれは心の外にうき物はなし

従二位頼長

38 身のとかに人のつさを思ふこそ忘らるましき心なりけれ7才

清輔朝臣

39 岩[□]みかさなる山[□]のおくよりもくるしき物は恋路也けり

従二位^{家隆}

40 君故はこの山なる名もつらしいさやかはらぬ心ともみす

文永二年七月白河殿の七百首題哥に寄蜻

蛉恋

春宮大夫^{師繼}

41 わひぬれは猶や頼まんかけろふのあるかなきかの人の契りを

寄鳥恋といへる心を 中務卿親王

42 山こえてわかるゝ雁のねをそなく弥遠さかる人にこふとて

寄船恋^ろ

43 あひみもしはしはかりそ稲舟のいなとて人はとほさかりつゝ

光明峯寺入道前撰政家恋十首歌合にお

なし心を

前大納言^{實季}

44 漕いつるおきつ浪間にあま小船うらみしほとに遠さかりつ[□]

藻壁門院但馬

45 蜚小船われをはよそにみくまのゝ浦よりをちに遠さかりぬる

文永五年九月十三夜白川殿五首哥合に恨

不逢恋

右京大夫^{行家}

46 涙[□]にのうき瀬[□]にかはりてか渡りかたくは成まさるらむ

日吉社歌合[□]に

法印宗円^{○オ}

47 つらくのみ成行恋の松山にこゆるは袖の涙なりけり

□長元年百首歌に遇不遇恋

前大納言^{為氏}

48 契りしをたか偽にうらむらむこえける浪の末のまつ山

恋哥の中に
九条左大臣

49 逢事はかけてもいはしあた浪のこゆるにやすき末の松やま

被忘恋といへる心を
右おほいまうちきみ

50 さためなき心はまたもかはるやと忘るゝ人を猶たのむかな

題しらす
前中納言定家

51 心からあくかれそめし色の香に猶物思ふ春の明ほのス

光明峯寺入道前撰政家恋十首哥合に寄鏡恋

52 行水の花のかゝみの名もつらしあたなる色のうつりやすさは

前大納言為家家百首哥に

従二位家隆

53 うつり行心の花の露なれやうらむる袖にあまる涙は

寄花恋の心を
前大納言為家

54 今はたゝ人の心の花さくらうつろふをたにかたみとやみむ

千五百番哥合に
慈鎮和尚

55 あら てうつろふ 色 のしるければ人の心の花をみるかな

恋哥の 中 に
法眼慶融九才

56 契こそ今は あた な れ 色みえぬ心の色のうつりやすさに

 あれの 日 お と つれて侍ける人の返事に

祐子内親王家紀伊

57 かわくまもなきひとりねの手枕にいとゝあやめのねをやそふへき

あたなりける人のもとへ五月六日人にかはりて

つかはしける 周防内侍

58 さもこそはかりそめならめあやめ草やかてのきはにかれにける哉
後京極撰政治家哥合に夏恋

前中納言定家

59 よひなから雲のいつことを生まれし月をなかしと恋つゝそぬる」
ウ

題しらす 光俊朝臣

60 夏かりのあしのかりねのひとよたにみしかゝりける身の契哉

源家長朝臣

61 とふほたるそれかあらぬか玉のをのたゑぬ斗に物思ふ比

光明峯寺入道前撰政治家恋十首哥合に

寄衣恋 源兼康朝臣

62 遠さかる身はうつせみの夏衣なれはまさらて秋風そふく

七月七日女につかはしける

権中納言頼基

63 かつみても恋しきものを棚機の秋のためしと何契りけむ」
10オ

寄七夕恋の心を 前大納言為家

64 頼頼やまたこんとしの秋とたに思はぬ中の一夜はかりを

ちかきところにかたらふ人ありときゝける人につか

はしける 和泉式部

65 天河おなしわたりにありなからけふも雲のによそに聞かな ※3

題しらす 殷富門院大輔

66 たなはたにたえぬ思ひはかはらねと逢夜は雲のよそにこそきけ

従二位家隆

67 今こんと頼めてとはぬ秋のよの明るもしらぬ松虫の声

建仁元年三月歌合に¹⁰ウ

後京極摂政

68 しはしこそこぬよあまたをかそへても猶山のはの月を待しか

前中納言定家

69 思ひいてよたかきぬくの暁もわかまた忍ふ月そみゆらむ

秋夜恋といへる心を 橘為仲朝臣

70 長月の有明の月は出にけり恋しき人はかけもみえねと

藤原永光

71 うらみわひ夢てふことも頼まぬによるの衣をかへす秋風来不不留恋の心を 権中納言俊忠72 我恋は葛のうらははの風なれやなひきもあへす吹かへしつる¹¹オ

寄草恋を 藤原隆祐朝臣

73 いか□む人の契の月日へて浅ち色つく庭の秋かせ

秋恋の心を 前関白

74 いそのかみふるのわさ田のかりにたに今さら人のまたれやはせむ

前内大臣家卅首歌に恨恋

前中納言定家

75 かけてたにまたいかさまにはみかた猶浪たかき秋のしほ風

恋哥の中に 正三位元家

76 うつろはん物とや人に契りおきしのちせの山の秋の夕露

文永二年七月白河殿の七百首歌に寄月草恋」^二ウ

参議^{實平}

77 月草のうつろひやすき心ともかつしりなからなとうらみけむ

題しらす

従二位^{家隆}

78 ことの葉もしたにかれゆく松風の浅ちかうへの露やけなまし

弘長元年百首歌に遇不遇恋

信実朝臣

79 ことのはのあきにはあへすうつれはやかはるつらさの色をみすらん

家の恋十首歌合に寄枕恋

光明峰寺入道前撰政

80 時雨行紅葉のしたのかり枕あたる秋の色にこひつゝ」^二オ

恋歌の中に

前大納言^{為家}

81 あた人の秋の限りともみち葉の色こきいるゝ袖をみせはや

光俊朝臣

82 今そしるわれをふるせる時そともしくれてかはる秋の夕くれ

順徳院御製

83 ことの葉もわか身しくれの袖のうへに誰を忍ふの杜の木枯

前中納言^{定家}

84 契らすよ心に秋はたつた河渡る紅葉の中絶むとは

寄霜恋といへることを 安嘉門院右衛門佐

85 契置しことのはかれて朝霜の結ふかひなき宿の道しは」^二ウ

寄河恋を

従三位^{泰光}

86 かきたえて幾日に成ぬつらゝるし谷の小河の音つれもせぬ

建保五年内裏五首歌合に冬夜恋

参議雅経

87 涙せく袖の氷をかさねてもよはの契りは結ひかねつゝ

八条院高倉

88 なかきよに氷かたしきふしわひぬまどろむほどのなみたならねは

順徳院兵衛内侍

89 涙川そてゆく水のこほるよりうきねのこの夢は結はず ※4

つゝむことのみいひける人に」^{13オ}

馬内侍

90 峰の雪谷の氷にとちられて跡みえかたきみわの山もと

題しらす

小弁

91 もろかつらかたくかくる心をはあはれともみしかもみつかき

百首歌よみ侍けるに

源家長朝臣

92 何とかや名さへわするゝもろかつらそよそのかみにかけはなれつゝ

をとこに忘れにける人の五月五日枕にさうふを

さしおけるをみて

赤染衛門

93 よしの山ゆきふるほともつもらぬにまたきたゑぬる人のあとかな」^{13ウ}

右類聚歌苑残缺卷第十三赤松琴二所蔵

慶応三年三月三日書写了

横山由清（花押）

^{14オ}

- ※1 二句目「しくるゝ松に」、底本では「に」の上にさらに「の」が重ね書きされている。
- ※2 初句「まどくまで」、底本では「く」の上にさらに「ろ」が重ね書きされている。
- ※3 四句目「けふも雲あに」、底本では「に」の上にさらに「の」が重ね書きされている。
- ※4 作者名「順徳院兵衛■侍」、底本では「■」の上にさらに「内」が重ね書きされている。なお以上の1〜4については、いずれも本文と同筆とみられる。

虫損部分が少なからず見出されるのは残念であるが、ともあれ当該本は以上のような本文を持つ。ここでひとつ注意されるのは、同じ本文であるはずの二オ・ウの模写部分と三オの再録部分との間に、

- ・わか身そと小な (2'三句) …わか身そと (2三句)
- ・つれなかるらん (2'五句) …つれなかるらむ (2五句)
- ・ことの葉 (3'二句) …ことのは (3二句)
- ・たまつさ (3'三句) …玉つさ (3三句)
- ・いつはりの (4'初句) …偽の (4初句)
- ・ゆふくれ (4'五句) …夕暮 (4五句)

といった小異が認められるという点である。これによって再録部分が、伝為氏筆本の用字については必ずしも忠実に再現してはいないこと、及び伝為氏筆本の段階ですでに施されていた訂正については訂正後の本文のみを記していることが明らかとなる。模写部分がなく比較しようのない三ウ以降の本文においても、おそらくはそれと同様の書写態度が採られているものとみられる。

本文の錯乱

それでは右の翻刻に基づきながら、当該本に関する詳しい考察を進めていくことにする。まずは歌数と歌順について。歌頭に付した通し番号は一応93で終わっているが、しかし当該本の所収歌数を実質的にも九十三首と数えてよいか、またそのすべてを一続きの内容と取り扱ってよいかという

と、実はそれには問題がある。例えば15く17の、

弘長元年百首歌に初逢恋

前大納言為家

手枕に結ふすゝきのはつをはなけふ逢坂のかひやなからむ (15)^A

前左おほいまうちきみ家の十首歌に寄心恋といへることを

藤原公方朝臣

たのめおく契もいさやうき人のあたし心のさためなき夜は (16)

日吉社哥合に寄紐逢恋

前大納言為家

かはるなよ契むすへる下紐のかはす袖さへ露けかりけり (17)^B

という三首の場合についてだが、傍線部Aの15上句は、その出典たる『弘長百首』に、

(初逢恋)

融覚

手枕に結ぶ薄の初尾花かはす袖さへ露けかりけり (四八〇)

と見られる点から、本来は傍線部Bの17下句へと繋がるべきものであったと知られよう。すなわちこの部分においては、15上句と17下句との間に、15下句く17上句が誤入してしまっているらしい、と推されるのである。ちなみにその誤入とおぼしき三首分のうち、15下句の「けふ逢坂のかひやなからむ」は他文献に見出せない歌である。一方17上句の「かはるなよ契むすへる下紐の」は、『中院集』の、

(寛元四年)

寄紐逢恋 同

かはるなよ契結べる下紐のとけぬる中の同じ心に (二三九〇)

という一首に一致し、下句が「とけぬる中の同じ心に」だったと分かる。しかしこの『中院集』の下句にしても、また先の15下句に対応しそうな上句にしても、当該本の中に見出すことはできない。従ってまず15上句・17下句(傍線部A・B)については内容的に連続するものとして扱い、問題の誤入三首分についてはどこへも繋げられないのだから、別歌群として独立させる、という処置を行う必要がある。

また例えば57の、

□あれの日おとつれて侍ける人の返事に

祐子内親王家紀伊

かわくまもなきひとりねの手枕にいとゝあやめのねをやそふへき (57)

という一首。一見特に問題のなさそうな歌だが、これもやはり右の例同様、『続千載集』の、

みあれの日、おとづれて侍りける人の返事に 祐子内親王家紀伊

諸葛かたがたかくる心ばあはれとも見し賀茂の瑞垣 (巻九・神祇・八九四)

という傍線部Cと、『続拾遺集』の、

男に忘れにける人の、五月五日、枕に菖蒲をさしおきたりけるをみて

赤染衛門

かわくまもなき独り寝の手枕にいとど菖蒲のねをやそふへき (巻十四・恋四・九八九)

という傍線部Dとが合わさったものなのである。ただこの57が右の例と異なっているのは、ちょうどその間に入りそうな本文が当該本の他の部分に記されているという点である。すなわち91と93の、

題しらす

小弁

もろかつらかたくくかくる心をはあはれともみしかもみつかき (91)

百首歌よみ侍けるに 源家長朝臣

何とかや名さへわするゝもろかつらそよそのかみにかけはなれつゝ (92)

をとこに忘れにける人の五月五日枕にさうふをさしおけるをみて

赤染衛門

よしの山ゆきふるほともつもらぬにまたきたゑぬる人のあとかな (93)

という三首中の四角で囲った部分がそれで、一見して91歌が前掲『続千載集』の紀伊詠と、また93詞書作者名が『続拾遺集』の赤染衛門詠のそれと、各々一致していることが了解されよう。よってこの四角の部分57詞書作者名と歌との間に挿入してしまえば問題は解決するわけであり、おそらくはそう復元してよいのだろうと思われる。

なお四角の部分を除いたあとの右においては、自然91詞書作者名と93歌とが繋がる形となるが、実際両者が本来的にも連続していたのかどうかについては明らかではない。ただ93歌は『範永集』に、

人の、落としたる文ある、それなめりと見て

吉野山雪ふるほどもつもらぬにまだきも消ゆる人のあとかな(一一八)

返し

あとたゆる人こそあらめ吉野山雪深くとも我はさはらじ(一一九)

として入集している。これは落ちていた手紙から男の心変わりを疑う「人」と、否定に努める藤原範永との贈答歌、一方91作者名に見える「小弁」は祐子内親王家小弁に違いなく、まさに範永の同世代人であるから、その相手の「人」が小弁だったという可能性は十分考えることができよう。従って91詞書作者名と93歌とが確かに連続していたならば、右の贈答時の状況がわずかながらも具体性を帯びてくるのみならず、範永伝に小弁との交渉という新たな出来事を付け加え得ることにもなって有益である。

ともあれ以上の二例によって、当該本の本文に少なからぬ混乱が存することが明らかとなった。それはひとえに当該本が、親本たる伝為氏筆本の段階で生じた脱落・錯簡を受け継いでしまったために発したものに違いなからう。そのような目で当該本を見直してみると、また次のような本文も問題のように思われてくる。

建仁元年三月歌合に

後京極摂政

しはしこそこぬよあまたをかそへても猶山のはの月を待しか(68)

前中納言^{定家}

思ひいてよたかきぬくの暁もわかまた忍ふ月そみゆらむ(69)

ここでは記載の二首とも一見、建仁元年(一一〇一)三月開催『新宮撰歌合』詠かのように読むことができ、うち68は確かにそうであるもの(三十四番左・六七)、69の方は実のところ『千五百番歌合』詠なのであり(千二百六十一番右・二五二一、定家の歌には違いない)、「建仁元年三月歌合に」という詞書とは噛み合っていない。この場合、当該本にはほかに、

千五百番歌合に

慈鎮和尚

あ^あてうつろふ色のしるければ人の心の花をみるかな(55)

という一首があり、撰集資料として『千五百番歌合』が参看されていたらしいことが窺われるから、少なくとも69が『新宮撰歌合』詠と誤認されたものではなさそうである。そこで考えられるのは、前述二例と同様にここにも本文の断絶があるのではないかということ、つまり68歌と69作者名、もしくは69作者名と69歌との間で線引きをし、左右それぞれを別々の本文と判断すれば、問題はほぼ解決するかと思われる。ただ途切れ目の位置を今述べたうちのどちらとみるかは難しく、仮に69作者名と69歌との間と認定すると、完本時の当該本にはやはり『新宮撰歌合』における定家詠が入集していたことになる。しかしもし本来そうではなかったならば、その処置は新たな異文を発生せしめる結果を招いてしまうので、ここは68歌と69作者名との間としておくのが無難のようである。

さらにもう一例。

題しらす

藤原信蔭

思ひ[□]のわか心より[□]みる夢をたかなさけとて袖ぬらすらん(29)

これによると29の作者は「藤原信蔭」なる人物(信実二男か)、ところが同一歌を載せる『日吉社撰歌合』(三十二番右・六四)では作者名が「前信濃守従五位下藤原朝臣信忠」、また『万代集』(巻十一・恋三・二三五二・題不知)では「証蓮法師」となっていて、皆それぞれに異なっている。うち藤原信忠はおそらく勅撰歌人(新古今集初出)の業清三男、一方の証蓮については伝未詳だが、当該歌の一致から信忠の法名であるとも言われる¹⁰。いずれにせよ『日吉社撰歌合』の伝えるところは確かだろうから、同歌合にいう信忠ではなく信蔭を作者としている当該本の記載は正しくないことになる。しかしどうしてこうなったのか、例えば信忠を誤写して信蔭という本文が生じたなどは考えにくく、あるいは撰集段階ですでに存した失策だったのかもしれない。ただこれまで述べてきたような点からすると、やはりここにも本文上の錯乱があると認め得るのではあるまいか。すなわち29詞書作者名と29歌とはたまたま一首を構成するかのように見えるだけで、本来は別々の歌だったということであり、その可能性は相応にあると思われる。

以上、他文献との記載の齟齬から明らかになる当該本の問題箇所と復元案とを指摘してきた。うち確定的とまでは言えない例をも含めて整理し直す、

第一歌群：1～15上句＋17下句～29詞書作者名Ⅱ二十七首分

第二歌群：15下句～17上句Ⅱ三首分

第三歌群：29歌～57詞書作者名＋91歌～93詞書作者名＋57歌～68Ⅱ四十二首分

第四歌群：69～91詞書作者名十93歌Ⅱ二十三首分

のように全四歌群九十五首分。もとより『類聚歌苑』の全体の規模は不明だが、前述のとおり二十卷仕立てだったらしいから仮に千首前後とみると約十分の一、千五百首前後とみると約十五分の一程度は残存していることになり、それは『類聚歌苑』の作品としての性格・特質・傾向などがある程度は導き出せそうな歌数であると言えるだろう。

なお右の歌群に関しては、当該本の内容を他文献——特に後述するような理由によって『続拾遺集』——と比較しつつ、より綿密に検討していくことによつてさらに細分化し得る可能性も残されているが（それは換言すれば、当該本には本文上の混乱がまだ沢山ありそうだということであるが）、しかしその方法を探ろうとすると、時にかなり恣意的な判断を加えなければならなくなるので、有効性は認めながらも今は控えておきたいと思う。

伝九条教家筆断簡

ところで本論初出時においては見出すことができなかったが、伝為氏筆本のツレが古筆切として伝存している可能性自体は皆無ではない、という言葉だけはしておいた。そうしたところつい最近、確かにそのツレとみられる一葉が田中登氏によつて発見・紹介されたのである¹¹。伝称筆者は九条教家、縦二十一・一cm×横十四・五cm、料紙は斐楮交漉紙、本文は次のとおり。

光明峯寺入道前摂政内大臣の時家百首哥に

名所恋といへることろを

前中納言^{定家}

94 いかにせんうらのはつしまはつかなる

うつゝのゝちはゆめをたにみす

千五百番哥合に

後鳥羽院御製

95 うつゝこそぬるよみくもかたからめ

そをたにゆるせゆめのせきもり

田中氏は初出時の本論を踏まえつつ、この断簡と天理本における伝為氏筆本とが同筆のようにみられること、94 作者名表記「前中納言^{定家}」が天理本の51・59・69・75・84のそれと一致すること、95が天理本の55と同様に『千五百番歌合』の歌であること、といった徴証を指摘して、これを為氏筆本のツレであり、すなわち『類聚歌苑』の散佚部分の断簡であると認めた。また94・95とも夢を詠み込んだ恋歌なので、あるいは天理本29詞書作者名と29歌との間の脱落部分に位置していたのではないかとも推測した。この田中氏の考察結果に異論を差し挟む余地はないので、以下本論においても伝教家筆断簡を『類聚歌苑』の一部として天理本と同等に扱っていくこととしたい。

入集歌人と成立事情

さて、続いて当該本の入集歌人をみていこう。まずは当該本と伝教家筆断簡、及び『寂恵法師文』（「寂」と略称）から知られる作者名表記を没年順（含推定）に次に掲げる。

- (1) 「馬内侍」／没年未詳、長保五年（一〇〇三）頃生存か：一首（90）
- (2) 「和泉式部」／没年未詳、万寿四年（一〇二七）生存：一首（65）
- (3) 「赤染衛門」／没年未詳、長久二年（一〇四一）生存：一首（93 詞書作者名＋57 歌）
- (4) 「権中納言^{顕基}」（源顕基）／永承二年（一〇四七）没：一首（63）
- (5) 「小弁」／没年未詳、天喜三年（一〇五五）生存：一首（91 詞書作者名＋93 歌）
- (6) 「待賢門院堀川」（待賢門院堀河）／保元・平治年間（一一五六～一一六〇）頃没か：一首（1・7）
- (7) 「橘為仲朝臣」／応徳二年（一〇八五）没：一首（70）
- (8) 「周防内侍」／天仁元年（一一〇八）頃没か：一首（58）
- (9) 「祐子内親王家紀伊」／没年未詳、永久元年（一一一三）生存：一首（57 詞書作者名＋91 歌）
- (10) 「権中納言^{俊忠}」（藤原俊忠）／保安四年（一一二三）没：一首（72）
- (11) 「清輔朝臣」（藤原清輔）／安元三年（一一七七）没：一首（39）
- (12) 「殷富門院大輔」／正治二年（一一二〇）頃没か：一首（66）

- (13) 「後京極摂政」(九条良経) / 元久三年(一二〇六) 没:一首(68)
 「二条院讃岐」 / 建保五年(一二一七) 頃没か:一首(21)
- (14) 「順徳院兵衛^内侍」 / 没年未詳、承久元年(一二一九) 生存:一首(89)
- (15) 「参議^{雅経}」(飛鳥井雅経) / 承久三年(一二二二) 没:一首(87)
- (16) 「行念法師」 / 嘉禄元年(一二二五) 没:二首(30・37)
- (17) 「慈鎮和尚」(慈円) / 嘉禄元年(一二二五) 没:一首(55)
- (18) 「藤原信蔭」 / 没年未詳、寛喜元年(一二二九) 生存か:一首(29詞書作者名)
- (19) 「藤原信忠」 / 没年未詳、寛喜四年(一二三二) 生存:一首(29歌)
- (20) 「源家長朝臣」 / 文暦元年(一二三四) 没:二首(61・92)
- (21) 「洞院摂政」(九条教実) / 文暦二年(一二三五) 没:一首(26)
- (22) 「源家清」 / 没年未詳、嘉禎二年(一二三六) 生存:一首(14)
- (23) 「八条院高倉」 / 没年未詳、嘉禎三年(一二三七) 生存:一首(88)
- (24) 「從二位^{家隆}」(藤原家隆) / 嘉禎三年(一二三七) 没:四首(40・53・67・78)
- (25) 「後鳥羽院御製」 / 延応元年(一二三九) 没:一首(95)
- (26) 「前中納言^{定家}」(藤原定家) / 仁治二年(一二四二) 没:七首(51・52・59・69・75・84・94)
- (27) 「順徳院御製」 / 仁治三年(一二四二) 没:二首(4・83)
- (28) 「藤原永光」 / 没年未詳、宝治元年(一二四七) 生存:一首(71)
- (29) 「惟宗行経」 / 没年未詳、宝治二年(一二四八) 生存:一首(31)
- (30) 「從二位^{頼氏}」(藤原頼氏) / 宝治二年(一二四八) 没:一首(38)
- (31) 「從三位^{泰光}」(源泰光) / 没年未詳、建長元年(一二四九) 生存:一首(86)
- (32) 「源兼康朝臣」 / 建長年間(一二四九〜一二五六) 頃没:一首(62)
- (33) 「藤原隆祐朝臣」 / 没年未詳、建長三年(一二五一) 生存:一首(73)

- (35) 「真昭法師」／建長三年（一二五二）没：一首（11）
- (36) 「光明峯寺入道前撰政」（九条道家）／建長四年（一二五二）没：一首（80）
- (37) 「正三位^{（元家）}」（六条知家であろう）／正嘉二年（一二五八）没：一首（76）
- (38) 「九条左大臣」（二条道良）／正元元年（一二五九）没：一首（49）
- (39) 「素暹法師」／弘長三年（一二六三）頃没か：一首（3）
- (40) 「藤原範忠朝臣」／没年未詳、文永三年（一二六六）生存：一首（32）
- (41) 「藻壁門院但馬」／没年未詳、文永三年（一二六六）生存：一首（45）
- (42) 「信実朝臣」（藤原信実）／没年未詳、文永三年（一二六六）生存：一首（79）
- (43) 「藤原公方朝臣」／没年未詳、文永八年（一二七一）生存、後述：一首（16）
- (44) 「中務卿親王」（宗尊親王）／文永十一年（一二七四）没：七首（8・9・22・42・43・寂①・寂③）
- (45) 「前右兵衛督^{（信家）}」（坊門信家）／文永十一年（一二七四）没：一首（27）
- (46) 「後鳥羽院二条」／没年未詳、文永十二年（一二七五）生存：一首（19）
- (47) 「前大納言^{（為家）}」（藤原為家）／健治元年（一二七五）没：十首（5・6・15上句＋17下句・17上句・18・25・54・64・81・寂④）
- (48) 「右京大夫^{（行家）}」（九条行家）／文永十二年（一二七五）没：一首（46）
- (49) 「光俊朝臣」（真観）／健治二年（一二七六）没：二首（60・82）
- (50) 「中納言典侍」（真観女親子）／弘安元年（一二七八）以降没：二首（2・10）
- (51) 「春宮大夫^{（師繼）}」（花山院師繼）／弘安四年（一二八一）没：二首（34・41）
- (52) 「安嘉門院右衛門佐」（阿仏尼）／弘安六年（一二八三）…二首（20・85）
- (53) 「前関白」（一条実経）／弘安七年（一二八四）没：二首（28・74）
- (54) 「参議^{（資平）}」（源資平）／弘安七年（一二八四）没：一首（77）
- (55) 「前大納言^{（為氏）}」（二条為氏）／弘安九年（一二八六）没：三首（12・24・48）
- (56) 「前大納言^{（資季）}」（二条資季）／正応二年（一二八九）没：二首（23・44）

- (57) 「權中納言^{経任}」(中御門経任) / 永仁五年(一二九七) 没…一首(13)
- (58) 「惟宗忠景」 / 正安二年(一二三〇) 没…一首(35)
- (59) 「法眼慶融」 / 没年未詳、嘉元元年(一二三〇) 生存…一首(56)
- (60) 「寂恵法師」 / 没年未詳、正和三年(一二三二) 生存…一首(寂②)
- (61) 「増遍法師」 / 没年未詳…一首(36)
- (62) 「法印宗円」 / 没年未詳…一首(47)
- (63) 「前内大臣^公」(未詳、ただし後述) …一首(33)
- (64) 「右おほいまうちきみ」(未詳、ただし後述) …一首(50)
- (65) (未詳) …一首(15下句)

以上のうちやはり最初に注目すべきは、極官極位ならざる官位記載を伴っている作者名表記であろう。言うまでもなくそれらは『類聚歌苑』成立当時の官位を反映しているとおぼしいわけで、従って各人がそれぞれに就いていた時期を突き合わせることによって、自ずと『類聚歌苑』の成立時期も絞り込まれてくるはずである。

そこでそうした作者名表記のうち、さらに個人名が判明する六例について『公卿補任』に基づきながらみていこう。まず(45)「前右兵衛督^{信家}」もつともこれが早速問題で、信家は文永十年(一二七三)に右兵衛督となったが、そのまま翌十一年(一二七四)に没しているの、「前」と呼ばれる機会はなかった。しかしながら彼はまた文永七年(一二七〇)の時点で従三位・非参議・左兵衛督、同年八月十四日に一度「止督」、翌八年(一二七一)四月七日に再び「任左兵衛督」という経歴を持っており、よって仮に当該本の「前右兵衛督」を「前左兵衛督」の誤写と認めてよいならば(実際そうするよりほか手はなからう)、その間のことと考えることができるだろう。

次に(48)「右京大夫^{行家}」。行家は文永三年(一二六六)二月一日から文永八年十月十三日まで任右京大夫。

(51)「春宮大夫^{師継}」。師継は文永五年(一二六八)八月二十五日から文永八年三月二十七日まで兼春宮大夫。

(53)「前関白」。これについては入集二首のうち28が『続拾遺集』に「前関白左大臣^{一条}」、また文永二(一二六五)年九月開催『龜山殿五首歌合』に「関白従一位藤原朝臣」として見える点、一条実経のことと解せる。さらにこの場合、例えば(63)「前内大臣^公」の「公」のような人名区別が明記

されていないので、実経一人のみが「前関白」と呼ばれる状況だったとおぼしく、ならば文永七年十一月十一日から文永十年(一二七三)五月五日

までの間ということになる。ちなみにこの時期、ほかに鷹司兼平が前太政大臣にして前関白でもあったが、彼が記されるとすれば「前太政大臣」あたりだろうから、考慮に入れなくてもよからう。

(54) 「参議尊」。資平は弘長元年（一二六一）三月二十七日から文永八年四月七日まで任参議。

最後に(57)「権中納言経任」。経任は文永七年正月二十一日から建治三年（一二七七）正月二十九日まで任権中納言。

これら六例を一瞥するに、文永七年十一月十一日から翌八年三月二十七日までの間で重なり合っていることが知られる。ここで作者名表記を離れ、年次記載を持つ詞書に目を転じてみても、

- ・弘長元年百首歌に（25詞書）
- ・建長三年吹田にて十首歌講せられけるに恋（27詞書）
- ・文永二年九月十三夜亀山殿の五首哥合に絶恋（28詞書）
- ・宝治二年百首歌に寄虫恋（34詞書）
- ・文永二年七月白河殿の七百首題哥に寄蜻蛉恋（41詞書）
- ・文永五年九月十三夜白川殿五首哥合に恨不逢恋（46詞書）
- ・建仁元年三月歌合に（68詞書）
- ・建保五年内裏五首歌合に冬夜恋（87詞書）

などのように文永八年三月二十七日という下限を越えるものはなく、従って基本的には右の約四ヶ月間のいずれかの時点で『類聚歌苑』は成立したと考えられよう。ならば個人名が不明な(63)「前内大臣公」と(64)「右おほいまうちきみ」の二例についても、時期が限定されるのだから、前者には弘長二年（一二六二）正月二十日から弘安九年（一二八六）三月十日まで前内大臣だった三条公親を、後者には文永六年（一二六九）四月二十三日から同八年三月二十七日まで右大臣だった花山院通雅を、それぞれ当てはめることができるようになるだろう。

しかしここで問題となるのは、実は一首だけ、右の論証結果と食い違ふ内容の歌があることである。すなわち16の、
前左おほいまうちきみ家の十首歌に寄心恋といへることを

藤原公方朝臣

たのめおく契もいさやうき人のあたし心のさためなき夜は（16）

という一首で、これはおそらく『大納言為家集』の、

寄心恋 同(文永)八年三月廿九日前左大臣家月次十首

いつはりのある夜かなしき心こそたのまじとだに思ひさだめね(Ⅰ一四〇)

という一首と同時詠かと思われる。が、そうすると16の詠歌年次もこの為家詠と同様に文永八年三月二十九日だったことになり、『類聚歌苑』推定成立時期の下限から二日遅れてしまうのである。

ただこれについては本論の冒頭で紹介した、池尾氏と『寂恵法師文』注釈による『類聚歌苑』の追補説、を援用することで解決しよう。前掲『寂恵法師文』のうち、『類聚歌苑』献上後に詠まれた宗尊親王と為家との贈答歌が、その『類聚歌苑』の巻十七に収められていたという記述を合理的に読もうとすれば、確かに同説のように成立後に若干の歌が追補されたと想定するよりほかに手がない。よって問題の16もそうした追補歌のうちの一首であって、やはり『類聚歌苑』の成立は、文永七年十一月十一日から翌八年三月二十七日までの約四ヶ月の間だったとみておきたい。追補は言うまでもなく同月二十九日が上限で、一方下限は未詳であるが、上限からそう離れた時期ではなかっただろうと想像される。

なおついでに述べると、この16詞書の「前左おほいまうちきみ」は洞院実雄で、作者の公方はその四男、かつ当該歌は他文献に見出せない彼の新出歌にして、現在知られる唯一の詠歌でもある。『尊卑分脈』によると公方は、「物狂」のためか「正四位下」「皇后宮権亮」「左中将」を極位極官として「出家」してしまったらしいが、しかしこの16の一首によって、彼が『類聚歌苑』に追補されるほどの歌は残していたことが新たに知られ、興味深い。

ところで当時の歌壇だが、一体どのような情勢だったか。井上宗雄氏によれば、文永三年の宗尊親王帰洛のち沈滞していた反御子左派の活動が次第に復調してきたのが、ちょうどこの文永七〜八年頃だったという。すなわち『為氏卿記』文永七年十月五日条に、

参内、中務宮歌合、拝見判詞、後日真観書之、比興歌共也、末代^如此く、衆議勝負云々、頃日如此、

とあり、かつ『吉統記』同年閏九月九日条に、

参内、権弁奉行也、題^{再酌菊花盞(酒)}シ(各分一字)、文人如前々、和哥御会、同権尚書奉行、題事、

真観出現(題カ)事、
 殿親真観上人撰進、為桑門之身撰進之条、人々為不審、詩哥披講了、有連句連歌、御前、定忠執筆、詩端書之様、閏九月九日同賦、書之、或後
 九月九日、少々不同也、御製、後九月九日卜被書之、

とあることなどから井上氏は、

文永三年七月帰洛せしめられた宗尊親王も詩歌は怠りなく、家集（竹風和歌抄）を見ると、熱意の程が窺われる。七年十月頃、歌合を行い（或は自歌合か）、真観に判せしめている（為氏卿記。但し「比興哥共也」とあり、好感を持っていないようだ）。（略）何といても、為家・為氏の指導力が大きかったが、対して真観は宗尊の失脚以来、あまり表に出なかつたようだが、七年閏九月九日内裏歌会の題者となり（吉続記）、指導者として一応復活する。次いで石間集を撰んだ。

のように概括している。また右の最後で「次いで石間集を撰んだ」とも触れられているごとく、翌文永八年、真観はさらに『石間集』を成立させて後嵯峨院の勸覧を得、結果「勸覧に供した以上は公的なものだ」という理由から「自己を勅撰々者に擬え」るまでになっていた¹²。

従って文永七々八年頃に源承が『類聚歌苑』を編纂した背後には、おそらくはそうした真観ら反御子左派の再躍進を牽制する意図が多分に込められていたのだろうと推測される。しかもそれが源承の独断ではなく、いわば御子左家ぐるみの所為だったらしいことは為家が治定を加えたという点から窺われ、ならば宗尊親王に献上されたという一件も、真観が親王の歌道師範的立場を維持していたことからするとかなり確信的に狙ったものと思われてくる。『類聚歌苑』はひとつには、御子左家の權威を保持し、正統性を主張する目的で編まれたとみてまず間違いないだろう。

もつともここであらためて作者名表記一覧を見直してみると、(47)為家の十首は当然、(44)宗尊親王の七首は一応穏当なところとして、(49)真観が二首、(50)親子（真観女）が二首、(37)知家が一首、(48)行家が一首、というように反御子左派にも目配りはされており、彼らを排除しようという姿勢はそれほど強くは感じられない。ついでに述べれば(1)の馬内侍、(2)の和泉式部、(3)の赤染衛門など、ほぼ一条天皇の時代以降、当代までの各時代の歌人を万遍なく選出しているあたり、『類聚歌苑』は派閥的・時代的な偏りに対し相応に気を配った撰集だったと言えそうである。うち派閥の方に関しては、やはり宗尊親王への配慮があつたのかもしれないが、あるいはそればかりではなく、例えば為家が反御子左派に対して採っていたという、石田吉貞氏言うところの「長者的態度」を踏襲したものだったようにも思われる。対抗勢力を排除するのではなく、むしろ包容する姿勢を覗かせることによつて自派の優位性を誇示しようとしたのだろう。時に源承は四十七々八歳、のちの『源承和歌口伝』に横溢する過激な攻撃性にはここにはほとんど現れておらず、為家が後見していたことを差し引いたとしても、今日「あまりに悪罵家」（石田氏）「家を守る必死の闘將」（同氏）「二条家にとつては重宝な、言わば番犬的存在」（福田秀一氏）などと把握されている彼の人物像や歌壇史的位置づけについては、再考の必要が生じてきたと言えそうである。

一方さらに付言をすれば、以上のような反御子左派の問題を離れ、もうひとつ興味深いのが御子左家内部の問題、すなわち(55)為氏の三首、(52)阿仏尼の二首、そしてあくまで現存部分に限つての話であるが、源承の同母弟為教の入集歌ナシ、という各人の入集状況についてである。これを一体ど

のように捉えればよいのか、今も私案を持たないが、あるいはこうしたあたりから、二条・京極・冷泉の三派にまさに分裂しようとする時期の御子左家の内部事情を垣間見ることができるようにもなるかもしれない。今後の検討すべき一課題として挙げておきたい。

『類聚歌苑』と『続拾遺集』

最後に所収歌九十五首分の他出状況に触れておく。復元案の歌群順、次いで歌番号順で一覧にすると次のようになる。

〈第一歌群〉

- 1…新後撰集・卷十三・恋三・九九八／久安百首・一〇七四／待賢門院堀河集・七四
- 2…新後撰集・卷十二・恋二・九三四／雲葉集・卷十五・恋五・一〇一一／三十六人大歌合・十七番左・一八七
- 3…新後拾遺集・卷十二・恋二・一〇八〇／題林愚抄・恋四・八二三八
- 4…続千載集・卷十三・恋三・一二八三／秋風集・卷十二・恋二・七六六／順徳院百首・七五
- 5…大納言為家集・I九九三／中院集・II二四六
- 6…大納言為家集・I九八三／中院集・II三五
- 7…続拾遺集・卷十三・恋三・八九二／万代集・卷十・恋二・二一〇二／久安百首・一〇六八／中古六歌仙・二五一
- 8…中書王御詠・III一七一
- 9…瓊玉集・I三五八
- 10…新後撰集・卷十三・恋三・九九二／秋風抄・下・恋・二〇二／閑窓撰歌合・十二番右・二四／題林愚抄・恋一・六六八五
- 11…続拾遺集・卷十三・恋三・九〇一
- 12…ナシ
- 13…続拾遺集・卷十三・恋三・九〇〇／題林愚抄・恋一・六七〇五
- 14…ナシ
- 15上句＋17下句…続拾遺集・卷十三・恋三・九二二／弘長百首・四八〇／大納言為家集・I一〇〇八／中院集・II六九三／井蛙抄・卷三／題林

愚抄・恋二・六七四八

18…大納言為家集・I一〇三一／中院集・II三九

19…ナシ

20…ナシ

21…ナシ

22…瓊玉集・I三六五

23…続拾遺集・卷十三・恋三・九〇二

24…ナシ

25…弘長百首・五一六／大納言為家集・I一〇二二／中院集・II六九五／中院詠草・III一〇一

26…洞院摂政家百首・一三九二

27…ナシ

28…続拾遺集・卷十五・恋五・一〇四九／龜山殿五首歌合・四十一番右・七五

29 詞書作者名…不明

〈第二歌群〉

15 下句…ナシ

16…ナシ

17 上句…大納言為家集・I一〇八〇／中院集・II三九〇

〈第三歌群〉

29 歌…万代集・卷十一・恋三・二三五二／日吉社撰歌合・三十二番右・六四

30…続拾遺集・卷十三・恋三・九四四

31…ナシ

32…ナシ

- 33…ナシ
- 34…続千載集・卷十五・恋五・一五六八／宝治百首・二八九四／題林愚抄・恋四・七九九七
- 35…新統古今集・卷十四・恋四・一三九八／宗尊親王百五十番歌合・百三十九番右・二七七
- 36…ナシ
- 37…ナシ
- 38…続拾遺集・卷十五・恋五・一〇八九／万代集・卷十三・恋五・二五九一
- 39…続後拾遺集・卷十二・恋二・七七九／清輔集・二五三
- 40…続拾遺集・卷十五・恋五・一〇三五／壬二集・一三一／歌枕名寄・卷二十三・六一六三
- 41…白河殿七百首・四九〇／題林愚抄・恋四・八〇三六
- 42…柳葉集・II七九六／中書王御詠・III二〇五
- 43…中書王御詠・III二〇六
- 44…続拾遺集・卷十五・恋五・一〇八二／光明峰寺撰政家歌合・九十四番左・一八六／題林愚抄・恋四・八三二〇
- 45…新拾遺集・卷十四・恋四・一三〇九／光明峰寺撰政家歌合・九十六番右・一九一
- 46…ナシ
- 47…ナシ
- 48…弘長百首・五二二
- 49…続拾遺集・卷十五・恋五・一〇二六／歌枕名寄・卷二十七・七〇二九
- 50…ナシ
- 51…続拾遺集・卷十四・恋四・九七九／万代集・卷十四・雜一・二七九九／和漢兼作集(別本)・卷六・中納言・一九七／和漢兼作集(御所本)・卷二・春中・二四七／拾遺愚草・二六〇八／定家卿百番自歌合・七十九番左・一五七
- 52…新拾遺集・卷十四・恋四・一二六〇／万代集・卷十三・恋五・二五六九／光明峰寺撰政家歌合・十三番右・二六／拾遺愚草・二五九〇／題林愚抄・恋四・八〇八五

- 53…壬二集・九六九・二五六一
- 54…大納言為家集・I 一一二五／中院集・II 一三一
- 55…千五百番歌合・千三百八番左・二六一四／拾玉集・三五八五
- 56…ナシ
- 57 詞書作者名＋91 歌…続千載集・卷九・神祇・八九四／祐子内親王家紀伊集・一三／歌枕名寄・卷一・七〇
- 92…日吉社撰歌合・三十八番左・七五
- 93 詞書作者名＋57 歌…続拾遺集・卷十四・恋四・九八九／赤染衛門集・I 四八〇／II
- 58…続拾遺集・卷十四・恋四・九九〇／周防内侍集・八一／行宗集・六一
- 59…拾遺愚草・二五五二
- 60…洞院撰政家百首・一三六一
- 61…続拾遺集・卷十四・恋四・九九二／三十六人歌合・三二二
- 62…玉葉集・卷十一・恋三・一六一六／光明峰寺撰政家歌合・十番右・二〇／題林愚抄・恋四・八一七六
- 63…続拾遺集・卷十四・恋四・九九七／和漢兼作集・(別本) 卷六・中納言・五三
- 64…大納言為家集・I 一〇九五／中院集・II 七三
- 65…続千載集・卷十三・恋三・一三八五／和泉式部続集・三八〇
- 66…続拾遺集・卷十四・恋四・九九六／題林愚抄・恋三・七四二九
- 67…家隆卿百番自歌合・八十番左・一五九
- 68…続古今集・卷十五・恋五・一三一二／万代集・卷十三・恋五・二七一四／新宮撰歌合・三十四番左・六七／秋篠月清集・一四五〇／題林愚抄・恋二・六九二四
- 〈第四歌群〉
- 69…新後撰集・卷十四・恋四・一〇六六／千五百番歌合・千二百六十一番右・二五二一／拾遺愚草・一〇八五／定家卿百番自歌合・六十七番左
 ・一三三／六華集・卷四・冬・一〇九九

- 70…新統古今集・卷十三・恋三・一二六四／為仲集・I五四
- 71…ナシ
- 72…俊忠集・I二三・II三六
- 73…隆祐集・五八／題林愚抄・恋三・七八二八
- 74…ナシ
- 75…統千載集・卷十五・恋五・一五四七／万代集・卷十三・恋五・二六七五／拾遺愚草・二〇七七
- 76…統拾遺集・卷十四・恋四・一〇一一
- 77…統拾遺集・卷十五・恋五・一〇四〇／白河殿七百首・四七四／題林愚抄・恋三・七八三八
- 78…万代集・卷十三・恋五・二六二九／壬二集・七七二
- 79…統拾遺集・卷十四・恋四・一〇一三／弘長百首・五三二
- 80…統拾遺集・卷十四・恋四・一〇一四／光明峰寺撰政家歌合・四十六番左・九一／題林愚抄・恋四・八一三二
- 81…為家千首・七八九
- 82…統拾遺集・卷十四・恋四・一〇一五
- 83…統拾遺集・卷十四・恋四・一〇一六／紫禁集・八八二／歌枕名寄・卷二十七・六九五五
- 84…拾遺愚草・三八〇
- 85…ナシ
- 86…ナシ
- 87…統拾遺集・卷十四・恋四・一〇二三／冬題歌合・五十四番左・一〇七／飛鳥井集・一二八三／題林愚抄・恋二・七二八二
- 88…新拾遺集・卷十一・恋一・一〇〇二／秋風集・卷十二・恋二・七四四／冬題歌合・五十二番右・一〇四／題林愚抄・恋二・七二八四
- 89…冬題歌合・五十六番左・一一一
- 90…秋風集・卷八・冬下・五三八／馬内侍集・一七七
- 91 詞書作者名+93歌：範永集・一一八

〈伝教家筆断簡〉

94：新拾遺集・卷十四・恋四・一三〇八／拾遺愚草・一一六四

95：続拾遺集・卷十二・恋二・八四二／千五百番歌合・千二百六十一番左・二五二〇／後鳥羽院御集・四八五

以上のうち、まず他文献に検し得ない新出歌は12・14・15下句・16・19・20・21・24・27・31・32・33・36・37・46・47・50・56・71・74・85・86の二十二首。中に為氏(12・24)や阿仏尼(20・85)、二条院讃岐(21)といった著名歌人の詠があるのは注目されよう。また前述の公方詠(16)のみならず、建長三年(一二五一)閏九月二十六日の後嵯峨院吹田御幸十首歌中の信家詠(27)や、文永五年九月十三夜の白河殿五首歌合における行家詠(46)など、歌壇資料として役立ちそうな歌も見られる。もともと本文に多々問題を持つ当該のことだから、もしかすると先に指摘したような、詞書と作者名、あるいは詞書作者名と歌、もしくは歌の上句と下句とが実は繋がっていないかという例が右の新出歌中にもあるかもしれない。あっても他文献に見出せない以上、指摘のしようがないのである。従って新出歌を今後活用しようとするならば、常にその危険性だけは認識しておくべきだろう。

一方、他文献の中に『万代集』(7・29歌・38・51・52・68・75・78)『秋風抄』(10)『秋風集』(4・88・90)『雲葉集』(2)『和漢兼作集』(別本、51・63)『閑窓撰歌合』(10)『宗尊親王百五十番歌合』(35)『三十六人大歌合』(2)といった反御子左派の撰集や催しがあるのもまた見逃し得ない。直接の典故であったかどうかは別として、それらと同一の歌を採っている点、『類聚歌苑』が反御子左派を表立っては排撃しようとしていなかったことがここでも裏付けられたと言えよう。

加えて何より興味深いのは勅撰集との関係である。今分かりやすくするために、右の一覧を勅撰集に限って文献別にまとめてみよう。

続古今集…一首(68)

続拾遺集…二十五首(7・11・13・15上句+17下句・23・28・30・38・40・44・49・51・58・61・63・66・76・77・79・80・82・83・87・93詞

書作者名+57歌・95)

新後撰集…四首(1・2・10・69)

玉葉集…一首(62)

続千載集…六首(4・34・57詞書作者名+91歌・65・75)

続後拾遺集…一首(39)

新拾遺集：四首（45・52・88・94）

新後拾遺集：一首（3）

新統古今集：二首（35・70）

一見して一致する歌の少なくないことが知られるが、しかしながら実のところ『類聚歌苑』以前に成立していた勅撰集は、唯一『統古今集』だけなのである。その『統古今集』ともわずか一首しか重ならないという点からは、『類聚歌苑』が基本的には先行する勅撰集入集歌は収めないという方針を採っていたらしいことが推測されるが、ともあれ問題は『類聚歌苑』以後に成立した右の八勅撰集、就中、二十五首もの同一歌を持つ『統拾遺集』との関係である。

言うまでもなく『統拾遺集』は、龜山院の院宣により為氏が撰進した第十二番目の勅撰集で、奏覧は弘安元年（一二七八）十二月、下命は建治二年（一二七六）七月、ただし撰集の動きは文永十一年（一二七四）頃からすであつたかとされ¹³、それは『類聚歌苑』の成立からわずか三年後のことである。しかも同母弟源承の撰にして為氏自身が入集している『類聚歌苑』を彼が目にしていなかったはずもなく、従って『統拾遺集』と『類聚歌苑』の歌が二十四首も一致するという点については、前者が後者に基づいたと考えるのが最も適切なように思われる。すなわち『類聚歌苑』は『統拾遺集』の主要な撰集資料のひとつではなかったのではないか、ということである。

右のような見方は実際、本論の冒頭に掲げた『寂恵法師文』によっても確認し得る。そもそもこの一節は、『統拾遺集』の編纂時、寂恵が『類聚歌苑』所収の自詠（宗尊親王との贈答歌）を自薦して中書本の段階までは入集を果たしていたこと、しかし勅撰集初出の身としては少々目立ち過ぎる歌かと判断して辞退を申し出たところ、他の人々の歌はめいめいの希望どおりに撰ばれていた（しかも寂恵は結局一首も採られず終いとなつたので）後悔したこと、などを悲憤混じりに述べたものだが、これは取りも直さず為氏による『類聚歌苑』参照の事実を物語っていると見えよう。

さらに両集の直接的な関係性は『類聚歌苑』の他の内容面からも窺い知ることができる。例えば『類聚歌苑』復元案・第三歌群の途中51から第四歌群の最後93までには四季の順に並べられた恋歌四十三首が見られるが、実は『統拾遺集』にも、

題不知 土御門院御製

恨みこし人の心もとけやらず袖の氷に春はきぬれど（巻十四・恋四・九七五）
から始まり、

百首歌たてまつりし時

春宮大夫実兼

ゆく年のむなしき袖は浪こえて契りし末のまつかひぞなき(巻十五・恋五・一〇二四)

で終わる同様の歌群が存し、すでに同集の特色のひとつに数えられている¹⁴。中で『類聚歌苑』の51・93詞書作者名+57歌・58・61・63・66・76・77・79・80・82・83・87という十三首が、それぞれ『続拾遺集』巻十四・恋四の九七九・九八九・九九〇・九九二・九九七・九九六・一〇一一・一〇四〇・一〇一三・一〇一四・一〇一五・一〇一六・一〇二三と一致している。しかも配される順番もほとんど同一で、特に前者において連続している93詞書作者名+57歌・58の二首、及びほぼ連続している79・80・82・83の四首とが、後者においてもやはり、

〈93詞書作者名+57歌・58との同一歌〉

男に忘れにける人の、五月五日まくらに菖蒲をさしおきたりけるを見て

赤染衛門

かわく間もなき独り寝の手枕にいとど菖蒲のねをやそふべき(『続拾遺集』巻十四・恋四・九八九)

あだなりける男のもとに、五月六日人にかはりてつかはしける 周防内侍

さもこそはかりそめならめ菖蒲草やがて軒端にかれにけるかな(同・九九〇)

〈79・80・82・83との同一歌〉

弘長元年百首歌たてまつりけるに、逢不遇恋 信実朝臣

ことの葉も秋にはあへずうつればやかはるつらさの色を見すらん(『続拾遺集』巻十四・恋四・一〇一三)

家恋十首歌合に、寄枕恋 光明峰寺入道前摂政左大臣

時雨れゆく紅葉の下のかり枕あだなる秋の色に恋ひつつ(同・一〇一四)

題しらず 光俊朝臣

今ぞ知る我をふるせる時ぞとも時雨れてかはる秋の夕暮れ(同・一〇一五)

順徳院御製

ことの葉も我が身時雨の袖の上に誰をしのぶの杜の木枯(同・一〇一六)

のように連続入集している点は頗る注目されるだろう。歌のみならず配列までもが等しくなっているわけである。

また例えば前述のとおり、『類聚歌苑』はほぼ一条朝以降の歌を撰んでいるとおぼしいが、九州大学附属図書館蔵『代々勅撰部立』に「続拾遺集

(略) 正暦以来作者入之」とあるように、『続拾遺集』もまた「一条朝の正暦(九九〇〜五)以後の歌を撰歌範囲と」しているのである¹⁵。このようにみてくると、『類聚歌苑』は『続拾遺集』の単なる撰集資料のひとつどころか、ほとんどその母体であったかのように思われてくる。もしかすると『類聚歌苑』を基盤とし、それに取捨選択が加えられて成立したのが『続拾遺集』だったのではなからうか。今はこれ以上深く立ち入ることはできないが、この問題は必ずや『続拾遺集』の成立や性格について、また同集以後の勅撰集への影響の有無について(少なくとも為世撰の『新後撰集』『続千載集』に関しては、やはり『類聚歌苑』を撰集資料としていた可能性が高そうである)、及び為氏と源承との関係について、さらに御子左家内部、ひいては当時の歌壇全体における源承の存在意義と発言力の程度について、といったいくつものより大きな問題に結び付いていくはずである。

『類聚歌苑』完本時の全体量に較べれば、わずか十数分の一程度に過ぎない残欠本、にも関わらず以上のような広がりを見せる当該本は、鎌倉時代和歌史研究のさらなる活性化をもたらし得る好資料であると言えよう。当該本を丁寧に読解すること、かつ当該本が提起する様々な問題を追求解明することは、従ってこれから先不断になされてしかるべきかと思われる。

- 1 源承については石田吉貞氏「法眼源承論」(『新古今世界と中世文学(下)』所収、一九七二年十一月、北沢図書出版、初出『国語と国文学』一九五六年八月号)、福田秀一氏「二人の歌僧——承空と源承——」(『中世和歌史の研究』所収、一九七二年三月、角川書店、初出『国語と国文学』一九五八年六月号)などを参照した。なお以下両氏の説は両論より引く。
- 2 なおこの記述、『代集』の編者が「源承(為家子)撰の集を直披」していないような「御子左家の中枢」外の人物だったことを窺わせる点でも有益である。井上宗雄氏『代集』についての「一考察」(『日本音楽史研究』第四号、二〇〇三年三月)参照。
- 3 本文は石澤一志氏・加島吉春氏・小林大輔氏・酒井茂幸氏「寂恵法師文」翻刻(『研究と資料』第四十二集、一九九九年十二月)に拠る。ただし私に濁点を付し、一部表記を改めた。
- 4 池尾和也氏「『原・続古今集』の痕跡を求めて——古筆切資料の再検討——」(上)「『中京国文学』第十号、二〇〇一年三月)。
- 5 寂恵法師文輪読会「『寂恵法師文』注釈(上)」(『研究と資料』第四十五輯、二〇〇一年七月)。
- 6 『天理図書館稀書目録 第二』(一九五一年十月、天理図書館)。

- 7 佐々木信綱編『竹柏園蔵書志』（一九三九年一月初版、一九八八年六月復刻版、臨川書店）。
- 8 都立中央図書館加賀文庫本（請求番号四四〇四）に拠る。
- 9 例えば由清編『尚古図録』（一八七六年八月、国立国会図書館本を披見、請求番号YDM六四八）に「赤松香雨蔵」の「源実朝公真蹟」「楠正行朝臣真蹟」が模刻されていたりする点からの類推。
- 10 安田徳子氏『和歌文学大系 14 万代和歌集 下』（二〇〇〇年十月、明治書院）。
- 11 田中登氏「類聚歌苑の古写断簡」（『国文学』第九十一号、二〇〇七年三月、関西大学国文学会）。
- 12 井上宗雄氏「歌壇の概観」（『鎌倉時代歌人伝の研究』所収、一九九七年三月、風間書房）。
- 13 安田徳子氏「続拾遺和歌集成立の周辺——亀山院と藤原為氏——」（後藤重郎氏・算賀世話人会編『後藤重郎先生傘寿記念 和歌史論叢』所収、二〇〇〇年二月、和泉書院）など。
- 14 武内章一氏・井上寿彦氏・加藤英夫氏・小池光氏・山口邦子氏「続拾遺集についての一考察——体言止め、恋の歌の配列よりみて——」（『名古屋大学国語国文学』第十号、一九六二年五月）。
- 15 小林一彦氏『和歌文学大系 7 続拾遺和歌集』解説（二〇〇二年七月、明治書院）。

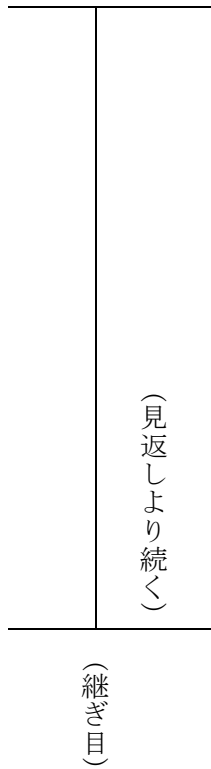
第二節 京極派贈答歌集

「(伝) 後伏見天皇宸翰」翻刻

東京大学史料編纂所蔵の写真帳の中に「(伝) 後伏見天皇宸翰」(請求番号六一三二―二〇)と題される一冊がある。従来特に注意されてはこなかったようだが、『東京大学史料編纂所写真帳目録Ⅰ』¹に「某歌集断簡」と注記されているように、これは歌集の断簡、より正確に言えば残簡である。しかもいまだ知られていない歌集であるらしく、大変興味深い内容を持つていたので、最初に翻刻した上で、資料的性格と価値を明らかにすべく考察していくこととしたい²。翻刻に際しての措置は次のとおりである。

- 一、料紙の天地と継ぎ目を野線、折り目を点線で示した。
- 一、字体は漢字・仮名とも通行のものに改めた。ただし「哥」など一部の異体字は活かした。
- 一、虫損部分は「□」、推定可能部分は「を」のように示した。
- 一、改行位置は底本どおりとした。また文字の大小・字配りもなるべく底本どおりとなるように努めた。
- 一、便宜上歌頭に通し番号を付した。
- 一、誤りでないことを示すために適宜「(ママ)」を付した。

【翻刻】



返し 藤大納言典侍

1 あさきりのうきたるそらにまかひなは
我身もしはしたちをくれめや

九月はかりとりのねにそこの
かされて人のいてぬるに

頼成朝臣

2 とりのねや心しりけむいまはとて

おきつるのちも秋のひと夜を

かへし 藤大納言典侍

3 心しる鳥のねならばあきの夜の

(綴じ穴)

(折り目)

人めになむつゝむといへりければ

中宮 大納言

4 つゝむなる人めよさらはしけくなれ

さてもあひみぬかたにおもはん

返し 藤大納言典侍

5 やへふきのひまをはしゐてもとめすて

しけき人めにことよせんとや

心さしのほとをなんえしらぬと

いへりける人に

第一紙
右面

第一紙
左面

<p>中将</p>	<p>6 わひはてしそのふしくをわすれてや さらに心をしらすとはいふ かへし 藤大納言典侍 7 なをいさやことの葉こそはあさからね そのふしくもけにはみえねは なを世にありふましきといふ 人に 頼成朝臣 8 されはこそそはまほしけれたれも世に さてありふへき物としらねは 返し 中将</p>	<p>(綴じ六)</p> <p>9 そなたのそらをなかめてそふる 返し 頼成朝臣 10 いまよりはもしかよはのたのみゆへ なかめのそらそあはれそふへき 秋きりのたちわたるつとめて</p>
<p>(継ぎ目)</p>	<p>第二紙 右面</p>	<p>(折り目)</p> <p>第二紙</p>

<p>いとつられければこのたひはかりなん いふへきといへりければ 頼成朝臣 11 あさきりのそらにまかひてきえねわれ さてとはれてはあらし身なれは</p>	<p>左面</p>
<p>12 よしみよさらにわれはかはらし いかてたゝひとたひたいめむ せんといひたるに 中将 13 ひとたひとさこそはやすくおもふとも なかきなけきとならし物かは 返し 頼成朝臣 14 なかゝらんなけきはたれもかなしけれと せめてわひぬる身とはしらすや かれかたになりけるおとこに</p>	<p>第三紙 右面</p>
<p>15 のちの世までをいかゝたのめむ</p>	<p>(折り目)</p>

おとこのいかにそえまうてこぬ
事といへりければ

中将

16 なにとたゝさそとは見てしそのきはを
たかせきならぬせきそゐるらん

返し 頼成朝臣

17 ゆきかよふ心のまゝのみちならば
かへらんかたやせきとならまし

世の中にへしなとおもふころ

為兼卿

18 物にふれてあはれそふかきうき世を
いく程かはおもひたつころ

かへし 頼成朝臣

19 おもひすてむ世はおほかたのあはれよりも
我身のうへそわれはかなしき

雨のふる(マ)かつれくとなかむるに

むかしあはれなりしことなと

いふ人に 藤大納言典侍

20 君もまたしのはゝかたりあはせはや
ゆふへの雨のふるきあはれを

第三紙
左面

(継ぎ目)

第四紙
右面

<p>----- (綴じ穴) -----</p> <p>返し 中将</p> <p>21 はるさめのそのふることはかきつくし かたりあはすとはれしとぞ思 心かはりたるおとこしはしおもひ かはるなといふに</p> <p>中将</p> <p>22 なこりとは心のみこそなりぬれは なにかいまさらあらためもせん</p> <p>返し 藤大納言典侍</p> <p>23 まちたのめけにあらためぬ心ならば</p>	<p>ぬにも 中将</p> <p>24 すてやらぬたゝひとことのおほれゆへ まよはむみちのすゑそかなしき</p> <p>返し 頼成朝臣</p> <p>25 我のみやまよはむみちのすゑまでも おくれぬともとならむとすらむ</p>
<p>(折り目)</p>	<p>(継ぎ目)</p>

第五紙
右面

第四紙
左面

さくらの花を人のおりてこれに
なくさめよとあれは

頼成朝臣

26 うつりやすきためしをみする花にしも

(綴じ穴)

27 あさくなな^レそ水くきのあと

としのくれに雪のいみしう

ふるひいひやる

中将

28 ころしもあれいくへの雪にみちたえて

さはりやすさはとしやへたてん

返し 藤大納言典侍

29 とはてわれあるへきものかとしもくれ

雪もいくへのみちうつむとも

うしろめたき心あるをわか心を

(折り目)

第五紙

左面

(継ぎ目)

そへてみてしかな^トいふ人に

頼成朝臣

30 そへて見はあはれそみえんふかくしむ

心のほかはわけぬおもひを

返し 中宮大納言

31 よしやよし心もそへしそへて見は

人のふかさそいとゝしられん

しのひてかたらふ人のたゝあらは

れにあらはるゝをはいかゝおもふと

いひたるに 為兼卿

(綴じ六)

(折り目)

32 みたれはまさるこひの涙も

つれくのつきせぬまゝにおほゆる

事おほかれは

藤大納言典侍

33 いかてくゝわすれむこ□よなれし世の

しのはれまさることのかすく

返し 頼成朝臣

34 わすられはやすくすつへきなこりかと

さらになしきあはれをそおもふ

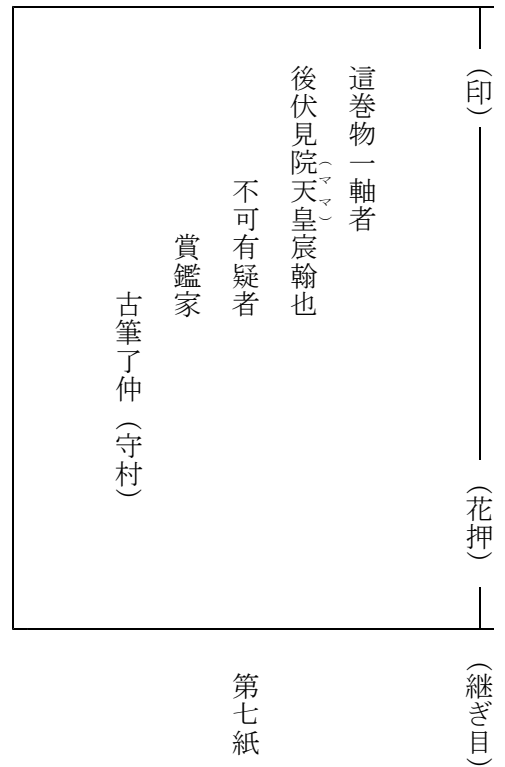
世中をえひたすらおもひはなれ

第六紙

右面

第六紙

左面

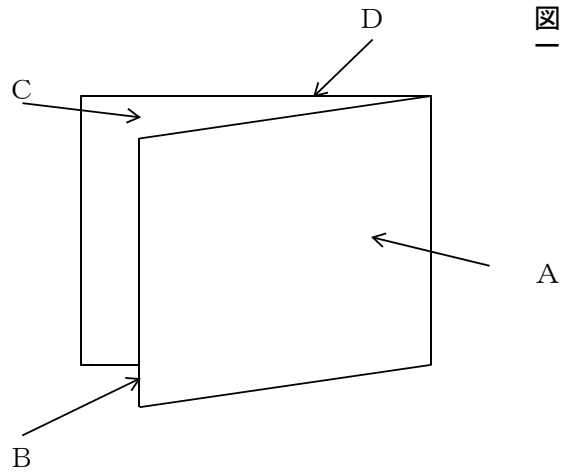


書誌解題

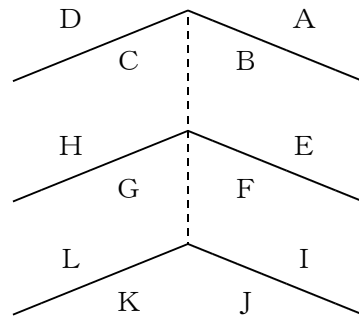
まずは写真帳のモノクロ写真からわかる範囲の書誌を述べよう。当該本は卷子本一軸。表紙は布製で左端に無記入の題簽あり。見返しは金もしくは銀箔散らし。本文料紙は素紙。紙数は一見、ほぼ正方形大の料紙が十二枚分継がれているかのようなものである。ところがその一枚一枚の続き目の部分をよくよく観察してみると、翻刻にも示したとおり、一箇所おきに綴じ穴の痕が認められることに気がつく。またその正方形大の料紙のサイズについてだが、写真には原本に重ねる形で測量用のメジャーが写されているところがある。それに基づき比率計算してみると、料紙一枚分で縦十五・四 cm×横十五・六 cm程度、すなわちいわゆる六半本のサイズと大体同じぐらいということになる。要するに当該本は、もと列帖装の六半本の残簡を卷子本に改装したものであるらしい、と考えられるわけである。

言うまでもなく列帖装は、次掲の図一のような二つ折りにした横長の料紙を、図二の俯瞰図のように数枚重ねて一括りとし、その括りを二つ以上重ねて一帖の本にする。従って当然列帖装の料紙一枚分には、書写できる面が、例えば A・B・C・D というように四面分生じることになる。当該本はそのような列帖装の一紙四面分の料紙が、さらにオモテウラ二枚に剥がされて一紙二面分となったもの、具体的には図三のような料紙が都合六枚分、横一列に継がれて卷子本に仕立て直されたもののようなものである。

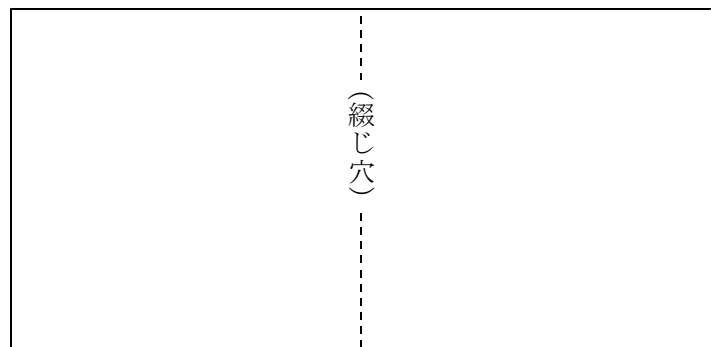
図一



図二



図三



なお当該本の第七紙目には「這巻物一軸者後伏見院(マヤ)天皇(マヤ)宸翰也不可有疑者」という古筆分家十三代目了仲の極書がある。了仲が活動していたのは江戸時代末期頃から大正時代中期頃にかけてであるから、当該本の卷子本への改装時期は少なくともその頃以前ということになる。その了仲によると当該本は後伏見院筆の由、実際にそうであるかどうかはともかく、確かに当該本の筆蹟は鎌倉時代末期〜南北朝時代あたりの特徴をよく備えているようである。

錯簡復元

さて当該本の内容についてであるが、まず一瞥して各面に記されているすべての歌が、二首一組の贈答歌であるらしいことに気がつく。例えば第

一紙と第二紙とでは2と3の歌、4と5の歌、6と7の歌、9と10の歌が贈答歌となっているし、また1及び8の歌についてもその前後の記述から、もともとは贈答歌だったことが知られる。それは第三紙〜第六紙においても変わりなく、ひとつひとつ確認はしないが、そこに並んでいる歌のほとんどはやはり二首一組の贈答歌とみてよいように思われる。これらのことから当該本は、二首一組の贈答歌を列記していく内容の歌集だったらしい、とひとまず考えることができそうである。

ただ当該本において問題なのは、第一紙から第六紙までの全十二面分の内容が必ずしも連続しているわけではない、ということである。例えば第一紙右面の最後の行には「心知る鳥のねならば秋の夜の」(3)という上句が見られるが、続く第一紙の左面はそれとはまったく繋がらない「人目になむつつむ、といへりければ」という詞書から始まっている。また例えば第三紙を見てみても、右面は「かれ方になりける男に」という詞書で終わっているが、左面の最初の行には「のちの世までをいかがたのめむ」(15)という、やはり右面とは無関係な下句が記されている。なお今取り上げた二例はいずれも料紙の折り目の部分に当たっているが、そうではない料紙の継ぎ目の部分においても、やはり同様の現象を指摘することが可能である。もう本文は示さないが、第二紙の左面から第三紙の右面にかけての部分などはその一例であると言えよう。

それにしても一体どうしてこのような、各面同士が繋がらないという問題が生じてしまったのかというと、それはひとえに当該本が、もと列帖装の零葉だったということによる。前掲図二からも見て取れるように、列帖装の典籍において本文が書き進められていく場合、それはほぼ例外なく、A・B・E・F・Iと続き、J・Kで折り返し、またL・G・H・C・Dと続いていく、といった順序になるはずである。従ってその列帖装の括りがほどかれ、四面分の横長の料紙一枚だけが取り出された状態になった時、料紙の外側の、例えばAとDや、EとHのような位置関係にある面同士の内容は、決して連続することがない。また内側の、BとC、FとGといった面同士の場合も、唯一JとKのような位置関係を除いてはやはりその内容は続かない、ということになる。このように列帖装の料紙一枚のみの状態において、左右の面が連続することは非常に稀だと言えるのである。そして当該本はまさに、そうした性格を持つ列帖装の料紙を繋ぎ合わせた本なのだから、折り目の部分にしる継ぎ目の部分にしる、それを挟んだ面同士の内容はどうしても連続しないことの方が多くなってしまっているわけである。

しかしながら、それでは当該本におけるすべての面がどれひとつとして繋がっていないのかというと、そういうわけでもなさそうである。面同士の続き具合に注意しながら当該本を読み進めてみたところ、数ヶ所にわたって、内容的に連続しているのではないかと思われる部分に出くわした。まず一ヶ所目は第一紙の左面と第二紙の右面である。前者は詞書と作者名で終わり、後者は贈答歌そのものから始まっている。その詞書の「こころざしのほどをなん、え知らぬ、といへりける人に」という記述と、6・7の歌、とりわけ6の「わびはてしそのふしぶしを忘れてやさらに心をしら

ずとはいふ」という贈歌とは、表現・内容ともに実によく対応していると思われる。また二ヶ所目は、第三紙の左面と第四紙の右面である。前者の終わりの「世の中に経じなど思ふころ」という詞書と、後者の始め、作者名に続く18の「ものにふれてあはれぞ深き憂き世を」いく程かはと思ひ立つ頃という贈歌、及び19の返歌とは、やはり内容的にうまく繋がっていくようである。それから三ヶ所目は第五紙の左面と第六紙の右面である。前者は詞書の途中で終わり、後者は詞書の途中から始まっているが、それらを通して読んでみると「後ろめたき心あるを、わが心を添へてみてしかな、といふ人に」となって、文章が問題なく続いていく。またそのように前者の最後の「わが心を」と、後者の最初の「添へてみてしかな」とを繋げた場合、その詞書は30・31の贈答歌、とりわけ31の「よしやよし心も添へじ添へてみば人の深さぞいとど知られん」という返歌の表現とより密接に重なり合ってくることもなるう。

このように以上の三ヶ所においては、並んだ面同士を続けて読むことで、詞書から始まり返歌に終わる二首一組の贈答歌がきれいに構成されている。しかもそれらは表現的にも内容的にも決して齟齬することがない。その点以上の三ヶ所は、本来連続していたものと考えておそらく間違いないようである。しかし連続していたとなると、ではそれらの各面は本来はどのような位置関係にあったのか、ということが次に問題となってこよう。そこで以上の三ヶ所における各面同士の続き具合を確認してみると、一見してそのいずれもが、料紙の継ぎ目の部分に当たっているということに気がづく。つまり三ヶ所ともに一紙二面分の料紙の左面から、それとは別の料紙の右面へと続いていつているわけである。

ここで前掲図二をもう一度ご参照願いたい。列帖装の典籍において面と面とが今述べたとおりの続き方をするのは、まず例外なくAとB、EとF、もしくは反対側のCとDなどのような、オモテとウラの関係にある場合だけであり、どのように想定してみてもそれ以外の位置関係にはなり得ないかと思われる。そうすると当然問題の三ヶ所も、それらA・BやE・Fなどと同様の位置関係にあったということになるう。もはや言う必要もなからうが、要するに問題の箇所の各面は、もともと同じ料紙のオモテウラだったと考えられるのである。

このことは当該本を読解していくに際して、また少なからぬ便宜を与えてくれそうである。以上の三ヶ所のうちどこでもよいのだが、例えば一ヶ所目の場合で言うと、オモテウラの関係にあったのは、第一紙の左面と第二紙の右面のみではない。それらを含む第一紙と第二紙そのものが本来はオモテウラ一枚だったはずである。つまりはこの時点で図一〜二のA・B・C・Dのような、一紙四面分の料紙の状態にまで復元されたということである。もつとも第一紙と第二紙のどちらが内側で、どちらが外側だったのかという点についてはわからない。ここでは仮に第一紙の左面をAの面、第二紙の右面をBの面としておくが、さてそうすると自ずから第二紙の左面がCの面、第一紙の右面がDの面にそれぞれ当てはまっていくだろう。そしてそのCとDとは、繰り返すが列帖装の特性として必ず連続するのであるから、当然それらと同じ位置関係にある第二紙の左面と第一紙の右面

もまた、まず間違いなく連続しているはずなのである。そこで実際に、それら二つの面を繋ぎ合わせてみると、

(前略)

秋きりのたちわたるつとめて

いとつらければこのたひはかりなん

いふへきといへりければ

頼成朝臣

11 あさきりのそらにまかひてきえねわれ

さてとはれてはあらし身なれば

返し 藤大納言典侍

1 あさきりのうきたるそらにまかひなは

我身もしはしたちをくれめや

(後略)

のように11の歌に続いて1の歌がくることになる。その11の歌と1の歌とが表現的にも内容的にも通じ合っていることは一読して明らかだろう。その点確かに右二首は本来一組の贈答歌だったとみてよさそうに思われる。このように現在位置的には離れてしまっている第二紙の左面と第一紙の右面も、元々はオモテウラ一枚で、形態・内容ともに連続していたものらしいと考えられるのであるが、もちろんそれは右のふたつの面に限った話ではない。それと同じ位置関係にある第四紙左面と第三紙右面、また第六紙左面と第五紙右面も、やはり本来はオモテウラの関係にあったとみなせるはずである。そこで今の場合と同様にそれぞれの面を繋げてみせると、まず第四紙左面と第三紙右面とは、

(前略)

心かはりたるおとこしはしおもひ
かはるなといふに

中将

22 なこりとは心のみこそなりぬれは
なにかいまさらあらためもせん

返し 藤大納言典侍

23 まちたのめけにあらためぬ心ならば

12 よしみよさらにわれはかはらし

(後略)

のようになり、また第六紙左面と第五紙右面とは、

(前略)

世中をえひたすらおもひはなれ

ぬにも 中将

24 すてやらぬたたひとことあはれゆへ
まよはむみちのすゑそかなしき

返し 頼成朝臣

25 我のみやまよはむみちのすゑまでも

おくれぬともとならむとすらむ

(後略)

のようになる。詳しくはもう触れないが、いずれの場合も確かにその本文は連続していると判断してよいようである。

ここで一旦以上の考察を整理しておくことにしよう。まず当該本のうち第一紙・第三紙・第五紙の各左面と、第二紙・第四紙・第六紙の各右面とが本文的に連続しているらしいことを述べた。次にそのことから、第一紙と第二紙、第三紙と第四紙、第五紙と第六紙とがそれぞれオモテウラの関係にあったらしいことを指摘した。加えてさらにそのことから、位置的に離れている第二紙・第四紙・第六紙の各左面と、第一紙・第三紙・第五紙の各右面も、実は続けて読むことができるということも明らかにした。一見、全十二面ある各面同士が、内容的に繋がっていないような印象を受ける当該本だが、以上の考察により少なくともその六ヶ所においては、それぞれ二面ずつを一続きのものとして扱うことができるようになったわけである。

ところがその六ヶ所以外にもう一ヶ所だけ、本文的に続いているのではないかと思われる部分がある。それは第四紙の右面と、同じ第四紙の左面とである。うち右面は20の「君もまたしのばばかりあはせばやタベの雨のふかきあはれを」という贈歌で終わり、左面は21の「春雨のそのふるごとはかきつくしかたりあはすと晴れじとぞ思ふ」という返歌で始まっている。この二首が本来一組の贈答歌であったことは、表現面・内容面から考えてやはり間違いないところだろう。その点この第四紙の右面と左面もまた、以上の六ヶ所と同様に、本来連続する面同士であったとみなしてよさそうである。ただこれまでの例と違うのは、今回の場合その繋がっている面同士が別々の料紙にまたがっているのではなく、綴じ穴痕の部分を含んで第四紙という同じ料紙の中にある、ということである。先程列帖装の料紙において、見開きの左右の面が連続することは非常に稀だと説明したが、しかしそれには一ヶ所だけ例外があるということも述べた。すなわち列帖装の括りのうち一番内側にある料紙の、さらに内側を向いた面同士、具体的には図二のうちJとKのような位置関係にある面同士のことである。ここに書かれた本文だけはよほどの例外がない限り、JからKへと必ず繋がっていくはずだろう。問題の第四紙は、つまり本来はそのJ・Kと同じような位置づけにある料紙だったとみられるのである。具体的には第四紙の右面がJ、左面がKにそれぞれ該当しよう。とすると自然に、第四紙とオモテウラの関係にあった第三紙の左面がIの面、また右面がLの面に当て

はまっつていくことにもなる。このように第三紙と第四紙とは、冊子本の状態時、括りの一番内側にあつた料紙と推されるわけである。

そうした場合次に考えるべき問題は、その第三紙と第四紙の組み合わせの料紙に、第一紙と第二紙の料紙、及び第五紙と第六紙の料紙とが直接重なっていかないだろうか、ということである。残る二枚のそれらの料紙が、それこそE・F・G・Hの料紙や、A・B・C・Dの料紙のような位置に綴じられていたとすると、当該本の十二面は結局すべてが連続していたということになるのだが、しかしさすがに、そこまでうまくはいかないようだ。料紙同士の重なり具合をいろいろ想定してみたが、残念ながらどの組み合わせも本文的に繋がることはなかった。当該本が制作された時点で、すでに離れた位置の料紙しか残っていなかったということのようである。ともあれ、十二面すべてというのは不可能だったが、少なくとも第三紙と第四紙とに関しては、I・J・K・Lの料紙と同様に、第三紙の左面・第四紙の右面・第四紙の左面・第三紙の右面という順番で、その四面分を続けて読むことができるようになったわけである。

復元本文

以上の考察に基づき復元した本文を次に掲げる。現状では結局五つの歌群に分けざるを得ず、それら歌群同士の前後関係はわからないので、とりあえずは継がれている順番に従っておいた。また本文の判読不能部分及び誤写とおぼしき部分の一部には、岩佐美代子氏からご教示いただいた校訂案を（ ）で括って傍書してみた。歌番号はここで新たに振り直し、翻刻において付した当初の番号は参考までに歌末に示した。以下の考察では新番号の方を使用していくことにする。

第一歌群

人めになむつゝむといへりければ

中書 大納言

1 つゝむなる人めよさらはしけくなれさてもあひみぬかたにおもはん (4)

返し

藤大納言典侍

2 やへふきのひまをはしゐてもとめすてしけき人めにことよせんとや (5)

心さしのほどをなんえしらぬといへりける人に

中将

3 わひはてしそのふしくをわすれてやさらに心をしらすとはいふ(6)

かへし

藤大納言典侍

4 なをいさやことの葉こそはあさからねそのふしくもけにはみえねは(7)

なを世にありふましきといふ人に

頼成朝臣

5 されはこそそはまほしけれたれも世にさてありふへき物としらねは(8)

返し

中将

第二歌群

6 そなたのそらをなかめてそふる(9)

返し

頼成朝臣

7 いまよりはもしかよはゝのたのみゆへなかめのそらそあはれそふへき(10)

秋きりのたちわたるつとめていとつらければこのたひはかりなんいふへきといへりければ

頼成朝臣

8 あさきりのそらにまかひてきえねわれさてとはれてはあらし身なれば(11)

返し

藤大納言典侍

9 あさきりのうきたるそらにまかひなは我身もしはしたちをくれめや(1)

九月はかりとりのねにそゝのかされて人のいてぬるに

頼成朝臣

10 とりのねや心しりけむいまはとておきつるのちも秋のひと夜を(2)

かへし

藤大納言典侍

11 心しる鳥のねならばあきの夜の(3)

第三歌群

12 のちの世までをいかゝたためむ(15)

おとこのいかにそえまうてこぬ事といへりければ

中将

13 なにとたゞさそとは見てしそのきはたかせきならぬせきそゐるらん (16)

返し

頼成朝臣

14 ゆきかよふ心のまゝのみちならばかへらんかたやせきとならまし (17)

世の中にへしなとおもふころ

為兼卿

15 物にふれてあはれそふかきうき世をまじいく程かはおもひたつころ (18)

かへし

頼成朝臣

16 おもひすてむ世はおほかたのあはれよりも我身のうへそわれはかなしき (19)

雨のふるあかつれくとなかむるにむかしあはれなりしことなといふ人に

藤大納言典侍

17 君もまたしのはゝかたりあはせはやゆふへの雨のふるきあはれを (20)

返し

中将

18 はるさめのそのふることはかきつくしかたりあはすともせはれしとそ思 (21)

心かはりたるおとしはしおもひかはるなといふに

中将

19 なこりとは心のみこそなりぬれはなにかいまさらあらためもせん (22)

返し

藤大納言典侍

20 まちたのめけにあらためぬ心ならばよしみよさらにわれはかはらし (上句 23・下句 12)

いかてたゞひとたひたいめむせんといひたるに

中将

21 ひとたひとさこそはやすくおもふともなかなけきとならし物かは (13)

返し

頼成朝臣

22 なかゝらんなきはたれもかなしけれとせめてわひぬる身とはしらすや (14)
かれかたになりけるおとこに

第四歌群

23 あさくなな[□]そ水くきのあと (27)

としのくれに雪のいみしうふるひいひやる

中将

24 ころしもあれいくへの雪にみちたえてさはりやすさはとしやへたてん (28)

返し

藤大納言典侍

25 とはてわれあるへきものかとしもくれ雪もいくへのみちうつむとも (29)

うしろめたき心あるをわか心をそへてみてしかな[□]といふ人に

頼成朝臣

26 そへて見はあはれそみえんふかくしむ心のほかはわけぬおもひを (30)

返し

中宮大納言

27 よしやよし心もそへしそへて見は人のふかさそいとゝしられん (31)

しのひてかたらふ人のたゝあらはれにあらはるゝをはいかゝおもふといひたるに

為兼卿

第五歌群

28 みたれはまさるこひの涙も (32)

つれくのつきせぬまゝにおほゆる事おほかれは

藤大納言典侍

29 いかてくゝわすれむこ[□]よなれし世のしのはれまさることのかすく (33)

返し

頼成朝臣

30 わすらはやすくすつへきなこりかとさらになしきあはれをそおもふ (34)

世中をえひたすらおもひはなれぬにも

中将

31 すてやらぬたゝひとことあはれゆへまよはむみちのすゑそかなしき (24)

返し

頼成朝臣

32 我のみやまよはむみちのすゑまでもおくれぬともとならむとすらむ (25)

さくらの花を人のおりてこれになくさめよとあれは

頼成朝臣

33 うつりやすきためしをみする花にしも (26)

資料的性格

それではあらためて当該本の内容を検討していくことにする。まず当該本に見られる作者とその歌数とを整理してみよう。

頼成朝臣……十一首 (5・7・8・10・14・16・22・26・30・32・33)

中将……八首 (3・5の次・13・18・19・21・24・31)

藤大納言典侍……八首 (2・4・9・11・17・20・25・29)

為兼卿……二首 (15・27の次)

中宮大納言……二首 (1・27)

作者不明……四首 (6・12・23・28)

「頼成朝臣」なる人物が一番多くて十一首、続いて「中将」と「藤大納言典侍」とがそれぞれ八首ずつ、「為兼卿」と「中宮大納言」とがそれぞれ二首ずつ。なお第二歌群から第五歌群までの冒頭の四首はいずれも作者名表記と上句とを欠いているので、ここでは一応「作者不明」としておいた。

さてこれらの中に「為兼卿」すなわち京極為兼と、「藤大納言典侍」すなわち為兼の姉の為子とが含まれている点、当該本が京極派に関わる歌集であるらしいことは容易に推察されるだろう。そこでこれまでに知られている京極派関連の資料を調べてみたところ、永仁五年（一二九七）八月十五夜に催されたとされる歌合の中に、当該本の作者のほぼ全員の名を見出すことができた。その歌合では「左近権中将藤原朝臣頼成」と「中将」とが左方に、また「中宮大納言」と「藤大納言典侍」とが右方にそれぞれ作者として加わっている。唯一為兼の名前だけ見当たらないが、彼は前年の永仁四年（一二九六）五月十五日に讒言によって権中納言を辞しており、以後永仁六年（一二九八）正月十三日に佐渡に流されるまでずっと籠居の身にあつたので³、不参加だったのはそのためだろうと従来指摘されている。ただし井上宗雄氏によってまた、やはり為兼も表には出ない形で指導したりはしていたのだろう、と推測もされているので⁴、結局当該本の作者はすべてこの歌合に関わっていたらしい、と考えられることになろう。

ところでこの永仁五年の歌合における「頼成朝臣」については、実は伏見院の隠名であるということが、すでに井上氏や岩佐美代子氏⁵によって指摘されている。また「中将」というのがほかならぬ永福門院の隠名であることも、早く谷宏氏が明らかにしたところである⁶。その点おそらくは当該本における「頼成朝臣」と「中将」も、永仁五年の歌合の場合と同じく、伏見院と永福門院の隠名であるとしてよいのだろう。すなわち当該本は伏見院・永福門院・為兼・為子という、まさに京極派の中心メンバーと呼ぶべき人々の歌を収めた歌集だったとみられるのである。

ただしそれでは当該歌集が、一体どのような性格なのかということについては、復元案を一瞥する限りにおいては即答するのが難しい。例えば仮に、伏見院周辺の日々の詠歌を記録した、いわゆる集団の歌集に類するものかと考えてみても、所収歌がすべて二首一組の贈答歌であるという点でかなりの不審が残りそうである。また仮に、何らかの撰集の類だったのかと見当をつけてみても、作者の顔ぶれが組み合わせはさまざまながらも結局五人に限られる点、既存の贈答歌を集めただけの歌集であるとも考えにくい。そうではなく、ある時京極派の歌人らによって贈答歌を詠み合う趣向の催しが開かれていたのではないか、当該歌集はその際の詠歌の記録ではなからうか、などと推測しても、都合二十一組分ある贈答歌のほとんどに、詠作事情を示す類の詞書が付されている点、やはりそれぞれの歌は同時期ではなく、別々の折に詠まれたものだ判断せざるを得ないだろう。このように当該歌集は、一見極めて把握しづらい性格のように受け取れるのである。

そこで問題解決の糸口を求め、それぞれの贈答歌の他出状況を調査してみたところ、実に注目すべき結果を得ることができた。もともと他出状況と言っても、当該歌集に収められている三十三首分の歌そのものが他文献に見出せたということではない。『新編国歌大観』『私家集大成』などに加えて、先学による伏見院・永福門院・為兼の和歌集成⁷をも参照したが、当該歌集と一致する歌はそれらの中には一首たりとも見られなかった。ところが大変興味深いことに、当該歌集においては、歌ではなくて詞書の方が他文献に見出せるのである。具体的に一覧にして示してみよう。

当該歌集

① 1—2 (第一歌群冒頭)

(前欠力) 人めになむつゝむといへりければ

中宮 大納言

つゝむなる人めよさらはしけくなれさてもあひみぬかたにおもはん

返し 藤大納言典侍

やへふきのひまをはしゐてもとめすてしけき人めにことよせんとや

② 3—4

心さしのほとをなんえしらぬといへりける人に

中将

わひはてしそのふしくをわすれてやさらに心をしらすとはいふ

かへし 藤大納言典侍

なをいさやことの葉こそはあさからねそのふしくもけにはみえね

は

③ 5—5の次 (第一歌群末尾)

なを世にありふましきといふ人に

頼成朝臣

されはこそそはまほしけれたれも世にさてありふへき物としらねは

他文献

『後撰集』

心ざしをばあはれと思へど、人目になんつつむ、と言ひて侍り

ければ (読人不知)

あふばかりなくてのみふるわが恋を人目にかくることのわびしさ

(卷十四・恋六・一〇一八)

『後撰集』

女のもとより、心ざしのほどをなんえ知らぬ、と言へりければ

藤原興風

わが恋を知らんと思はば田子の浦に立つらん浪の数を数へよ

(卷十・恋二・六三〇)

『興風集』

女のもとより、心ざしのほどをなむ知らぬ、と言へりければ

わが恋を知らんとならば田子の浦に立つ白波の数を数へよ (一七三)

『和泉式部集』

なを世にもあり果つましきことの給はすれば

呉竹のよよのふるごと思ほゆる昔語りは君のみぞせん (一四二二)

返し
(以下欠)

中将

④ 8—9

秋きりのたちわたるつとめていとつらければこのたひはかりな
んいふへきといへりければ

頼成朝臣

あさきりのそらにまかひてきえねわれさてとはれて
はあらし身なれば

返し

藤大納言典侍

あさきりのうきたるそらにまかひなは我身もしはしたちをくれめや

⑤ 10—11 (第二歌群末尾)

九月はかりとりのねにそゝのかされて人のいてぬるに

頼成朝臣

とりのねや心しりけむいまはとておきつるのちも秋のひと夜を

かへし

藤大納言典侍

心しる鳥のねならばあきの夜の(以下欠)

⑥ 13—14

おとこのいかにそえまうてこぬ事といへりければ

中将

なにとたゞさそとは見てしそのきはをたかせきならぬせきそゐるら

『後撰集』

秋霧の立ち渡るつとめて、いとつらければ、このたひばかりな
言ふべきといひたりければ

伊勢

秋とてやは今はかぎりの立ちぬらん思ひにあへぬものならなくに

(卷十二・恋四・八二四)

『和泉式部集』

九月ばかり、鳥のねにそそのかされて、人の出でぬるに

人はゆき霧は籬に立ちどまりさも中空にながめつるかな (I一八二)

『和泉式部集』

九月ばかり、鳥の声におどろかさされて、人の出でぬるに

人はゆき霧は籬に立ちどまりさも中空にながめつるかな (II四一八)

『後撰集』

男の、いかにぞ、えまうでこぬこと、と言ひて侍りければ

読人不知

こずやあらんきやせんとのみ河岸の松の心を思ひやらなん

ん

返し

頼成朝臣

ゆきかよふ心のまゝのみちならばかへらんかたやせきとならまし

⑦ 15—16

世の中にへしなとおもふころ

為兼卿

物にふれてあはれそふかきうき世を（まは）いく程かはおもひたつころ

かへし

頼成朝臣

おもひすてむ世はおほかたのあはれよりも我身のうへそわれはかな
しき

⑧ 17—18

雨のふる（目）かつれくとなかむるにむかしあはれなりしことなど

いふ人に

藤大納言典侍

君もまたしのはゝかたりあはせはやゆふへの雨のふかきあはれを

返し

中将

はるさめのそのふることはかきつくしかたりあはす（も）とはれしとぞ思

⑨ 19—20

心かはりたるおとしはしおもひかはるなといふに

中将

なこりとは心のみこそなりぬれはなにかいまさらあらためもせん

(卷十三・恋五・九三八)

『和泉式部続集』

世の中に経じなど思ふころ、幼き子どものあるをみて

憂き世をばいとひながらもいかでかはこのよのことを思ひ捨つべき

(II 三二一三)

『和泉式部集』

雨の降る日、つれづれとながむるに、昔あはれなりしことなど言

ひたる人に

おぼつかなたれぞ昔をかけたるはふるに身を知る雨か涙か (I 二〇四)

『和泉式部集』

心かはりたる男の、ま（ま）くらしばし思ひかはるな、となん言ふに

いさやまだかはりも知らず今こそは人の心を見てもならはめ

(I 二二一一)

返し

藤大納言典侍

まちたのめけにあらためぬ心ならばよしみよさらにわれはかはらし

⑩ 21—22

いかてたゝひとたひたいめむせんといひたるに

中将

ひとたひとさこそはやすくおもふともなかなききとならし物かは

返し

頼成朝臣

なかくらなけきはたれもかなしけれとせめてわひぬる身とはしらすや

すや

⑪ 22の次（第三歌群末尾）

かれかたになりけるおとこに（以下欠）

⑫ 24—25

としのくれに雪のいみしうふるひひやる

中将

ころしもあれいくへの雪にみちたえてさはりやすさはとしやへたて

『玉葉集』

いかでただ一たび対面せむ、と言ひたる人に 和泉式部

世々を経て我やはものを思ふべきただ一たびのあふことにより

（巻九・恋一・一二八七）

『和泉式部集』

いかなる人にか、いかでただ一たび対面せん、と言ひたるに

世々を経て我やはものを思ふべきただ一たびのあふことにより

（I四九九）

『後撰集』

かれがたになりける男のもとに、装束調じて送れりけるに、か

かるからにうとき心地なんする、と言へりければ

小野遠興が女

つらからぬなかにあるこそうとしと言へ隔て果ててしきぬにやはあら

ぬ
（巻十一・恋三・七三四）

『和泉式部集』

冬の果てつ方、雪のいみじう降る日、人やる

ふりはへてたれはたきなんふみつくる跡見まほしき雪の上かな

ん

返し

藤大納言典侍

(I五二八)

とはてわれあるへきものかとしもくれ雪もいくへのみちうつむとも

⑬ 26—27

うしろめたき心あるをわか心をそへてみてしかなと^といふ人に

頼成朝臣

『和泉式部集』
うしろめたな心あるを、わが心そへて見てしかな、と言ひたるに

ひきかへて心のうちはなりぬともこころみならば心見てまし

(I八三三)

そへて見はあはれそみえんふかくしむ心のほかはわけぬおもひを

返し

中宮大納言

よしやよし心もそへしそへて見は人のふかさそいとしられん

⑭ 27の次 (第四歌群末尾)

しのひてかたらふ人のたゝあらはれにあらはるゝをはいかゝおもふといひたるに (以下欠)

『和泉式部集』

しのびてあた^たらひたる人の、ただあらはれにあらはるるを、かか
るをばい^いかが思ふ、と人の言ひたるに、八月ばかりに

風をいたみ^みみ下葉の上になりしよりうらみてものを思ふ秋萩

(I七一五)

⑮ 29—30

つれくのつきせぬまゝにおぼゆる事おほかれは

藤大納言典侍

『和泉式部続集』

つれづれの尽きせぬまゝに、おぼゆる事を書き集めたる、歌にこ
そにたれ。昼しのぶ、夕のながめ、宵の思ひ、夜中の寢覚め、暁

いかてくわすれむこ□よなれし世のしのはれまさることのかす

く

昼しのぶ

返し
頼成朝臣
わすられはやすくすつへきなこりかときらになしきあはれをそおもふ

昼しのぶことだにことはなかりせば日を経てものは思はざらまし

(II 一一二)

⑬ 31—32

世中をえひたすらおもひはなれぬにも
中将

すてやらぬたゝひとことあはれゆへまよはむみちのすゑそかなしき

『和泉式部続集』

世の中をひたすらにえ思ひ離れぬやすらひに

われすまばまた浮き雲・かか^もかりなん吉野の山も名のみこそあらめ

(II 一〇〇)

返し
頼成朝臣

我のみやまよはむみちのすゑまでもおくれぬともとならむとすらむ

⑭ 33 (第五歌群末尾)

さくらの花を人のおりてこれになくさめよとあれは

頼成朝臣

『和泉式部続集』

南院の梅花を、人のもとより、これ見てなぐさめよとあるに

世に経れど君に遅れて折る花は匂ひて見えず墨染にして (II 四八)

うつりやすきためしをみする花にしも (以下欠)

例えば①の詞書は「人目になむつつむ、といへりければ」というものだが、それは『後撰集』の「心ざしをばあはれと思へど、人目になむつつむ、といひて侍りければ」という詞書の後半部とほぼ完全に一致する。また④の「秋霧の立ちわたるつとめて、いとつらければ、このたびばかりなむいふべき、といへりければ」という詞書も、その下段に示した『後撰集』の詞書と、若干の言い回しの違いを除いてほとんど同文であると言えよう。それから⑧の「雨の降るか、つれづれとながむるに、昔あはれなりしことなどいふ人に」という詞書は、『和泉式部集』の「雨の降る日、つれづれとながむるに、昔あはれなりしことなど言ひたる人に」という詞書と大略同じであるし、⑦の「世の中に経じなど思ふころ」という詞書は、『和泉式部集』の「世の中に経じなど思ふころ、幼き子供のあるを見て」という詞書の前半部と合致する。このように当該歌集の詞書を調べていくと、

必ず『後撰集』『和泉式部集』『和泉式部続集』のいずれかの中に見出すことができるのであり、すなわち当該歌集の詞書は、それら先行する古典作品からの引用らしいとみられるのである。

このことによつて当該歌集の性格もようやく判明してこよう。まず所収歌がすべて二首一組の贈答歌であるという点、また作者が伏見院以下数名に限られているという点、やはりおそらくある時期に、伏見院周辺の京極派歌人の間で互いに贈答歌を詠み合う類の催しがあったと認めるべきである。その際の詠歌の記録がつまりは当該歌集だったのだろう。そしてその贈答歌というのは、古典作品の詞書を引用し、そこに示されたシチュエーションに基づいて自由な発想で詠み合っていくという、擬似的・創作的なものであったとみられるのである。

ここで当該歌集の詞書と、出典とおぼしき文献との関係をもう少し詳しくおさえておきたい。今し方も触れたように、当該歌集の詞書はすべて『後撰集』『和泉式部集』『和泉式部続集』のいずれかの中に見出せる。そのうち②は『後撰集』のほか『興風集』に、また⑤は『和泉式部集』と『和泉式部続集』の両方に見えるが、本文的にはわずかながらも、それぞれ『後撰集』及び『和泉式部集』の方に近いようである。それから⑩は『和泉式部集』以外に『玉葉集』にも見られるが、のちほど詳しく述べるように、当該歌集の成立は『玉葉集』成立以前と考えられるので、ここは除外して差し支えない。すると結局①②④⑥⑪の五例が『後撰集』、③⑤⑧⑨⑩⑫⑬⑭の八例が『和泉式部集』、⑦⑮⑯⑰の四例が『和泉式部続集』に一致していることになる。もつとも一言一句完全に一致する例というのは非常に稀で、ほとんどの場合、言い回しや表現などに何らかの異同が存在する。もしかするとそれらの中には、引用に際し意図的に手が加えられたものなども存するのかもしれないが、当時流布していた本文の問題なども絡んでくるので確実なことは現時点ではわからない。ともあれ当該歌集の詞書が、その頃伝わっていた『後撰集』及び和泉式部の家集から引用されたものであること自体は疑えないように思われる。

しかし、それにしてもなぜ『後撰集』であり和泉式部の家集であるのかと言うと、まず和泉式部に関しては服部喜美子氏が早くに指摘しているように⁸、十三代集中とりわけ『玉葉集』に多く採られているという事実がある。

歌集名	新 勅 撰
	続 後 撰
	続 古 今
	続 拾 遺
	新 後 撰
	玉 葉
	続 千 載
	続 後 拾
	風 雅
	新 千 載
	新 拾 遺
	新 後 拾
	新 続 古

入集数	総歌数
14	1374
16	1371
3	1915
6	1459
0	1607
34	2800
7	2143
5	1353
8	2211
5	2365
4	1920
4	1554
3	2144

各勅撰集の総歌数の違いを差し引いても、『玉葉集』の三十四首という入集歌数は、同時代の二条派による勅撰集と較べてかなりの好待遇と言えるだろう。また黒岩三由里氏によると、『玉葉集』内部においてもその入集数は他の古典歌人の比ではなく、それどころか京極派の主要歌人に肩を並べるほどだという⁹。和泉式部に対する京極派歌人の評価の高さがこれらのことから窺えるだろう。

それから『後撰集』の方であるが、『忠光卿記』康安元年（一三六一）六月六日条には次のような大変興味深い記事が見られる。

六日（略）伏見院宸筆三代集、古今者被遣閑東了、二代集裏被摺写^{草子也}涅槃經、銘可被染宸翰之由、去去年歟、自法皇被申之、此間閑可有御結縁之由被申云々、一合納数状、予依仰拜見、非凡眼之処及、打雲井紙也、歌道事御執心無比類、子細等委細被申之、道事被申置花園院並永福門院、此三代集被預申永福門院云々、凡歌道不過三代集、三代集内後撰集殊被執思食之由被仰也、此風体衰微時節者、可被成灰燼之由ナト被申請云々、

これは伏見院の歌道執心のほどを示す資料として従来よく知られているものである。その内容についてはすでに井上氏と岩佐氏¹⁰による詳しい考察があるので、今は要点のみを述べておく。すなわちここには、歌道のことは花園院と永福門院に申し置くこと、また伏見院宸筆の三代集は永福門院に預け置くこと、そして傍線部であるが、歌道においては三代集を最重要古典とし、中でも『後撰集』を愛すること、『後撰集』の風体が衰微するような時は灰燼とすべきこと、という伏見院の訓示とも言うべきものが記されているのである。岩佐氏は最後のこの『後撰集』に関する条と、伏見院の和歌表現及び人格性とを結び付けて、その歌人としての指向性を明らかにしているが、ともあれ『忠光卿記』のこの記事からは、伏見院が『後撰集』に限りない愛着を持っていたらしいことが窺えよう。当該歌集で『後撰集』の詞書が取り上げられているのは、従って伏見院のそのような好尚の顕れだろうと考えることができそうである。

さて当該歌集の詞書にはもうひとつ、それらが引用されていく順番についての問題がある。各贈答歌における詞書と作者の組み合わせとを一覧にして次に示そう。

歌群	歌番号	詞書出典（歌番号）	贈歌作者	返歌作者

第四				第三							第二			第一		
27 の次	26 27	24 25	? 23	22 の次	21 22	19 20	17 18	15 16	13 14	? 12	10 11	8 9	6 7	5 ?	3 4	1 2
和泉式部集 (七一五)	和泉式部集 (八三三)	和泉式部集 (五二八)	不明	後撰集 (七三四)	和泉式部集 (四九九)	和泉式部集 (二二一)	和泉式部集 (二〇四)	和泉式部統集 (三二三)	後撰集 (九三八)	不明	和泉式部集 (一八一)	後撰集 (八二四)	不明	和泉式部集 (四二二)	後撰集 (六三〇)	後撰集 (一〇一八)
為兼卿	頼成朝臣	中将	不明	不明	中将	中将	藤大納言典侍	為兼卿	中将	不明	頼成朝臣	頼成朝臣	不明	頼成朝臣	中将	中宮大納言
不明	中宮大納言	藤大納言典侍	不明	不明	頼成朝臣	藤大納言典侍	中将	頼成朝臣	頼成朝臣	不明	藤大納言典侍	藤大納言典侍	頼成朝臣	中将	藤大納言典侍	藤大納言典侍

第五	?	不明	不明
	29—30	和泉式部続集(一一二)	藤大納言典侍 頼成朝臣
	31—32	和泉式部続集(一〇〇)	中将 頼成朝臣
	33—?	和泉式部続集(四八)	頼成朝臣 不明

まず詞書出典の欄から確認していくと、第一歌群から第三歌群までは問題の三集がまさに混在していると言えよう。一方第四歌群と第五歌群とは、それぞれ『和泉式部集』『和泉式部続集』のみで一応まとまってはいるものの、しかしその詞書の順番となると、少なくとも『和泉式部集』『和泉式部続集』の内部の歌順どおりではなく、かといってそれ以外の規則性も特に見出すことができない。このように詞書の引用される順番というのは、いずれの歌群でも不規則であるとおぼしく、こうした現象をどのように捉えればよいのか、明快な回答は残念ながら持ち合わせていない。ただ憶測混じりの私案であるが、当該歌集の贈答歌というのは例えば、探題和歌の一種だったと捉えてみるのはどうだろうか。飛鳥井雅有の『春の深山路』などからは、春宮時代の伏見院が探題の当座歌会をかなり好んでいたらしい様子が窺えるし¹¹、また小林守氏によれば、その後も伏見院は三百首や千首といった大規模の探題和歌を主催していた由であるので¹²、当該歌集がそうであったという可能性も皆無というわけではなさそうである。もちろんその場合は、歌題の代わりに詞書がくじのように引かれていたということになる。このように想定してみれば、詞書の順番に規則性が認められないという問題も、贈答歌ごとに無作為に選ばれていった結果だったということでも説明することができるだろう。

なおついでに述べると、当該歌集のもとになった京極派歌人の催し——贈答歌を詠み合う趣向の——というのは、萩谷朴氏が整理する¹³ところの問答体の歌合、具体的には『堀河院艶書合』の、

内にて、殿上の人人歌よむと聞こゆるに、宮づかへ人のもとに懸想の歌よみてやれと仰せ言にて。

大納言公実

おもひあまりいかで洩らさむ奥山の岩かきこむる谷の下水(一)

返し

周防内侍

いかなれば音にのみ聞く山河の浅きにもは心よすらむ(二)

のような形式に近いものだったと考えた方がわかりやすいのではなからうか。また前掲一覽の今度は作者のところを見ていくと、先の詞書と同様に

やはりその順番や組み合わせが一定していないことが知られる。この点についても萩谷氏が探番の歌合とされたもの、例えば『山家五番歌合』の、

山家五番歌合 天永三年四月晦日 歌人不分左右当座探得之
題 卯花 野草 郭公 五月雨 寄衣恋

作者 中宮亮藤仲実 左近衛中将源師時 木工頭同俊頼 皇后宮権亮同頼国 左少弁同雅兼 少納言藤定通 前和泉守藤道経 木工助藤敦隆 阿闍梨大法師隆源 琳賢法師

のように歌人を左右に分かたずに、番ごとにくじを引かせて順番と組み合わせとを決定していく形式だったと捉えてみると、理解しやすいかと思われる。本論では最初に当該本を目にした時の印象から、ひとまず「贈答歌集」と呼んではいるが、それよりも以上のように探題探番の問答歌合だったとみた方が、あるいは本質に適合しているのかもしれない。

成立事情

最後にその贈答歌を詠み合う催しが開かれた時期について考えてみたい。一般的にこのような場合、開催時期と歌がまとめられた時期とは大体同じか、そうでなくても近接しているはずだろうから、その答えを得るには当該歌集の記述を検討すればよいことになる。そうするとまず目につくのは「為兼卿」という作者名表記である。為兼がそのように「卿」を付されて呼ばれ得るのは、彼が参議に任じられた正応二年（一二八九）正月十三日（『公卿輔任』同年条）以降のことと考えられる。次に「藤大納言典侍」だが、岩佐氏によると為子がそう称するようになったのは、ほぼ正応二年（一二八九）四月二十五日以降、同三年（一二九〇）九月十三日以前のある時期からということである¹⁴。それからもう一人の作者「中宮大納言」は、別府節子氏の「ご教示によると、西園寺実顕女でのち実兼養女になった女性であるという。しかし詳しい経歴はなお不明。先の永仁五年の歌合で右方の筆頭作者を務めていた点は注目されるが、そのほかの和歌活動としては、正応三年（一二九〇）九月十三夜に催された和歌会に、

（詠三首和歌）

（夕月）

中宮大納言

風のおとの吹きのみ増る哀より月にながめのうつる暮かな（一〇）

（暁月）

いとど又哀そふ夜のけしきかな秋もくれゆく有明の影（一一）

（夜恋）

つくづくひとりおきぬて更くる夜の心のうちを思ひだにやれ（一二）

のように出詠したことぐらいいし現在のところは確認できないようである。ただしいずれの催しも永福門院の中宮時代であるという点、「中宮大納言」と呼ばれる彼女がその頃の永福門院付きの女房だったということは間違いなからう。その中宮大納言がそれこそ「中宮大納言」という呼称のまま掲載されているわけだから、当該歌集の催しは逆に永福門院の中宮時代に開かれたものと考えることができそうである。『女院小伝』などによると、永福門院は正応元年（一二八八）八月二十日に伏見天皇中宮となり、それから十年後の永仁六年（一二九八）八月二十一日に院号宣下されている。こうした永福門院の中宮在位期間と、為兼と為子に関する先程の条件とを突き合わせてみると、問題の催しが開かれたのはほぼ正応二・三年頃から永仁六年八月二十一日までの、約九年間のうちのいずれかの時点であったということになる。もつとも前述したとおり、為兼は永仁四年五月から自宅籠居を続けており、さらに永仁六年正月には佐渡へ流されてしまうので、このような催しはそうした騒動以前に開かれていたと考えることもできそうである。その場合開催時期は最大であると二年少々絞り込まれることになる。いずれにせよ開催時期と当該歌集の成立時期とが、ほぼ正応・永仁年間に限られるという点についてはおそらくは動かないものと思われる。

ところで岩佐氏は、その正応・永仁年間を前期京極派の第一次模索期と、またそれに先立つ弘安年間の伏見院の春宮時代を揺籃期と定義している¹⁵。うち揺籃期においては伏見院近辺で文芸が非常に愛好されており、源氏物語などの古典撰取が盛んになされていたとい¹⁶、また続く第一次模索期には京極派の各歌人が『為兼卿和歌抄』の主張を具現化すべく、試行錯誤を繰り返しながら活発な和歌活動を繰り広げていたとい¹⁷。ただ残念なことに第一次模索期のもので現存している作品の数は、従来知られる範囲内では必ずしも多くはなかった。当該歌集はそのような空白をわずかながらも埋める資料として、また揺籃期からの流れを汲む、第一次模索期における具体的な古典撰取の様相を明らかにする資料として、位置づけることができそうである。

それにしても古典作品の歌ではなくて詞書を引用し、そのシチュエーションに身を置いて作者や登場人物たちになりかわり、自在に贈答歌を詠み合っていくなどという趣向は、少なくとも中世までの和歌作品ではおそらくはほかに例を見ないのでなかろうか。そのような特異な趣向を京極派歌人がなぜ用いたのかという点については、今後さまざまな角度から検討していく必要がある。ただ現時点で一応考えられるのは、例えば『為兼卿和歌抄』に見られるような京極派の歌論を具現化するための、それはひとつの手段だったのではないかということである。心の絶対尊重を説く『為

兼卿和歌抄』には定家の言説を肯定的に引用した、

中納言入道申しけるやうに、上陽人をも題にて詩をもつくり哥をもよまば、その才学をのみもとめてつゞけてよむうちにもよしあしおほけれど、ひとつわのうちなり。又それよりは心に入て、さはありつらむと思やりてよめるは、あはれもまさり、古哥の躰にも似也、猶ふかくなりては、やがて上陽人になりたる心ちして、なくくふるさとをもこひしう思、雨をもきゝあかし、あさゆふにつけてたへしのぶべき心ちもせざらむ所をも、能々なりかへりてみて、其心よりよまん哥こそ、あはれもふかくとをり、うちみる、まことにこたへたる所も侍べけれ、といふに、委心をかし。されば恋ノ哥をばひきかづきて、人の心にかはりてもなくくその心を思やりてよみけるとぞ。かやうにむかはぬ人の哥は、さはくとも、おもしろきやうなるはあれど、いかにぞ、いふのそひ、いきおひのふかき事はなくて、古哥にかはれる事也。

という一節がある。簡単にまとめてみれば、例えば「上陽白髮人」という題で詩歌を詠む場合、何よりもその「上陽人」になりきることが大切であり、そうして心の底から詠むことによって初めてあるべき心の表現が生まれるのだ、といったあたりの内容となろう。このような『為兼卿和歌抄』の主張と当該歌集の趣向とは、他の人物になりかわり、なりきつてその心を詠むという点で、通じ合うものを感じさせはしないだろうか。その意味において問題の、詞書の引用という特殊な行為は、彼らの歌論を実践するための、すなわちあるべき心を表現するための一手段ではなかったか、と思われるわけである。当該歌集が第一次模索期の作品であるということも、そうした見方の傍証ぐらにはなりそうである。

以上、本論においては当該本の基礎的な考察に終始した。今後贈答歌そのものの内容と表現とをより詳しく検討していくことによって、京極派歌人の古典摂取の在り方をより具体的に把握することができるだろうし、のみならず京極派歌風の形成過程の一端をも明らかにし得るかもしれない。当該歌集の綿密な解釈こそが今後の課題であると言えよう。

1 『東京大学史料編纂所写真帳目録Ⅰ』（一九九七年二月、東京大学史料編纂所）。

2 なお『写真帳目録』によると写真帳の原本は個人蔵で、撮影は一九七一年に行われたという。ただその後、所蔵者の方は転居されてしまったらしく、いろいろと手を尽くしたものの最後まで連絡を取ることができなかった。従って原本の所在も現在も不明ということになる。所蔵者の方のご許可が得られないまま発表してしまうことについては、やはりいささか躊躇いを覚えました。しかし原本の撮影がなされた時点で、おそらく学術利用は了承されていたのだろうと判断し、翻刻という形で取り上げてみる次第である。

- 3 『公卿輔任』永仁四年条・同六年条、及び『花園院宸記』正慶元年（一三三二）三月二十四日条などを参照。
- 4 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』（一九六五年十一月初版、一九八七年五月改訂新版、明治書院）。以下井上氏の説は同書より引用する。

5 岩佐美代子氏「京極派歌人一覧」（『京極派歌人の研究』所収、一九七四年四月、笠間書院）。

6 谷宏氏「永福門院に就いて——「中将」という御隠名——」（『歴史と国文学』一九四二年八月号）。

7 伏見院・永福門院・為兼の順に掲げる。

〈伏見院〉

- ・国民精神文化研究所編『伏見天皇御製集』（一九四三年、目黒書店）
- ・次田香澄氏「京極派和歌の新資料とその意義」（『二松学舎大学論集』一九六二年度、一九六三年三月）
- ・同氏「近時出現の広沢切卷子本及び断簡（伏見院筆宸筆御集）について——付・翻刻」（『日本文学研究』第二十一号、一九八二年一月）
- ・同氏「広沢切攷——広沢切の現状と幾つかの問題（付・翻刻）」（『二松学舎大学論集』一九八三度、一九八四年三月）
- ・同氏「広沢切の歌題、およびその考察」（『大東文化大学紀要（人文科学）』第二十三号、一九八五年三月）
- ・同氏「伏見院の書跡と書風——付・新出の広沢切その他——」（『日本文学研究』第二十六号、一九八七年一月）
- ・同氏「広沢切（伏見院宸筆御集）における初句および末句の考察——付・広沢切初句索引」（『大東文化大学紀要（人文科学）』第二十五号、一九八八年三月）

・有吉保氏『『伏見院御集』冬部について——新資料「冬部百首」の翻刻を兼ねて——』（『語文』第八十輯、一九九一年六月）

〈永福門院〉

・大野順一氏監修・小林守氏編『永福門院歌集・全句索引』（一九九〇年一月、私家版）

〈為兼〉

・岩佐美代子氏「京極為兼全歌集」（『京極派和歌の研究』所収、一九八七年十月、笠間書院）

8 服部喜美子氏「建礼門院右京大夫集の本質と玉葉・風雅集」（『愛知県立女子大学・愛知県立女子短期大学紀要』第十二号、一九六一年十二月）。

ただし次に掲出する十三代集入集状況一覧は、『新編国歌大観』に基づき本論において作成し直したものである。

- 9 黒岩三由里氏 「玉葉和歌集」における、古典歌人としての和泉式部の役割」(『駒沢大学大学院国文学会 論輯』第二十五号、一九九七年五月)。
- 10 岩佐美代子氏 「伏見院と永福門院——愛情生活と歌——」(『京極派歌人の研究』所収)。
- 11 例えば五月二十七日条・七月五日条・八月十五日条・十一月三日条など。
- 12 小林守氏 「玉葉和歌集と探題和歌」(『明治大学日本文学』第二十二号、一九九四年九月)。
- 13 萩谷朴氏 『平安朝歌合大成 増補新訂 第五卷』(一九九六年十二月、同朋舎出版)。以下萩谷氏の説は同書に拠る。
- 14 岩佐美代子氏 「大宮院権中納言——若き日の従二位為子——」(森本元子氏編『和歌文学新論』所収、一九八二年五月、明治書院)。
- 15 岩佐美代子氏 「京極派作歌活動の時期区分」(『京極派歌人の研究』所収)。
- 16 岩佐美代子氏 「源具顕」(『京極派歌人の研究』所収)、同氏 「伏見院宮廷の源氏物語——鎌倉末期の享受の様相——」(『古代文学論叢 第十四輯 源氏物語とその前後 研究と資料』所収、一九九七年七月、武蔵野書院) など。
- 17 注15に同じ。

第三節 嘉元元年十月四日京極派歌合

嘉元元年十月四日開催の京極派歌合

乾元二年（一三〇三）、八月五日に嘉元に改元）閏四月、佐渡配流の身にあった京極為兼がようやく帰京したことで、それまで二条派の優勢に抗いかねていた京極派の和歌活動は俄然活気を帯び始めた。同月二十九日の、為兼の赦免を祝して行われた「仙洞五十番歌合」を皮切りに「五月四日歌合」「為兼卿家歌合」などを立て続けに開催、これらによって京極派和歌は一斉開花を果たしたという¹。近年盛んに和歌集成がなされている『伏見院三十首歌』²もこの年に企画・詠進されたものである。

そのような中で、作品そのものはいまだ確認されていないものの、同年十月四日にも伏見院周辺で歌合のあったらしいことが『為兼卿記』³同日条によって知られる。

四日、御哥合、左方、御製・新院御製・予、右方、女院御哥・権大納言三品・藤大納言典侍也、題、朝庭・夕野・夜山、隱名衆儀判也、不定合手、面々一首一巡被合之、御製一首御勝、二首御持、新院御製御勝一首、御持一首、御負一首、予勝二首、負一首、簾中御負也、凡無非透逸、珍重々々、万代之美談、可為此事之由有其沙汰、愚詠、

朝庭^勝 暁の時雨の餘波ちかゝらし庭の落葉もまたぬれてみゆ

夕野^負 都思ふ涙も不堪くさまくら夕露もろきのへのあらしに

夜山 吹しほるあらしをこめて埋らし深行山そ雪にしつまる

この記事によると同日、伏見院（御製）・後伏見院（新院御製）・為兼（予）を左方、永福門院（女院）・親子（権大納言三品）・為子（藤大納言典侍）を右方として「朝庭」「夕野」「夜山」三題の隱名衆議判による歌合が催されたという。「不定合手、面々一首一巡被合之」とあるので、左方と右方とをいわば総当たりに番わせていたようである。その結果については左方のものしかわからないが、伏見院が勝一・持二、後伏見院が勝一・持一・負一、為兼が勝二・負一。このことから一人が三題を一首ずつ詠んだとみられ、それが六人いるわけだから、全体の規模は九番十八首だった

たという計算となる。しかしここに記されているのは残念ながら為兼の歌三首だけである。なおそのうち「朝庭」題と「夜山」題の二首は、伏見院（左）と為兼（右）の秀歌撰の歌合とされる『金玉歌合』にそれぞれ、

廿六番 冬 左

嵐のみ答へぬ枝に吹き過ぎて木の葉のあとの山ぞ寂しき（五一）

右

暁の時雨の名残近からし庭の落ち葉もまたぬれて見ゆ（五二）

卅番 左

埋もるる松のしづえやこれならむ岡辺に近き雪のひとむら（五九）

右

吹きしをる嵐をこめて埋つむらし更けゆく山ぞ雪にしづまる（六〇）

のように収められている。

さてこの『為兼卿記』の記事に基づき、井上宗雄氏は『中世歌壇史の研究 南北朝期』⁴で歌合開催の事実を、

十月四日には歌合があつた。左は伏見・後伏見・為兼、右は女院・親子・為子。朝庭・夕野・夜山三題各人三首で隠名衆議判。すべて秀逸であつたという。為兼の歌が卿記に見える。

のように簡潔に指摘した。また岩佐氏は為兼詠三首を具体的に取り上げ、

「ちかからし」「夕露もろき」「吹きしほる」など、京極派の特異表現が成熟した歌語として一首の中に安定した姿を見せ、特に「夜山」詠は、

佐渡体験を普遍的な大自然のたたずまいそのものにまで止揚して深い静寂の美をうたつた、彼生涯の秀作の一つである。

と論じた上で、

（「夜山」詠と）「朝庭」詠が勝を得、のちの金玉歌合にも入っているのに対し、直接に佐渡体験を露わにふまえて格別に難もない「夕野」詠が、相対的な判定にもせよ負となり、金玉歌合の選にも洩れている事からは、帰洛当初の感傷、述懐はすでに過去の事となり、伏見院はじめ京極派グループ全員が、次々と生み出される新しい歌境にいきいきと立ち向かっているであろう秀囲気が感じられる。

ということをこの歌合から看取した⁵。しかし歌合そのものの伝本が確認されてこなかった現状、これ以上の考察を加えることはさすがに困難だっ

たと言わざるを得ない。

伝伏見院筆卷子本の部分図版

ところが『大辻草生・雷庵両家所蔵品入札目録』（一九三四年三月三日、京都美術倶楽部）なる売立目録には、「伏見帝 御震翰^{（つと）} 歌合卷」（一三四）という雲紙卷子本の図版が掲載されていた。見出しに「天地二尺 長サ七尺八寸七分」とあるのによれば、原寸はほぼ縦三十cm×横二百四十cm。ただし図版化されているのはその一部に過ぎず、比率計算の結果からは百二十二cm分、つまりはちょうど半分である。実際に伏見院筆かどうかはなお検討を要するとして、確かに筆蹟自体は鎌倉時代末期頃の特徴を備えているようである。翻刻は次のとおり（便宜上歌頭に通し番号を付す）。

哥合 当座

題

朝庭 夕野

夜山

作者

講師

読師

判者^{衆議院名}

一番 朝庭

左勝

前権中納言藤原朝臣為兼

1 あかつきの時雨のなこりちかゝらし
にはのをち葉もまたぬれてみゆ

右 藤大納言典侍

2 あめのなこり木の葉ぬれたる庭のおもに
うつるあさひのひかりをそみる

二番

左勝 左近衛権中将藤原朝臣範春

3 いてそむる木の間の日かけさむくおちて
しもきえのこる朝あけの庭

右 従三位親子

4 このはしくあさけのにはに時雨して
冬すさましきよもの色かな

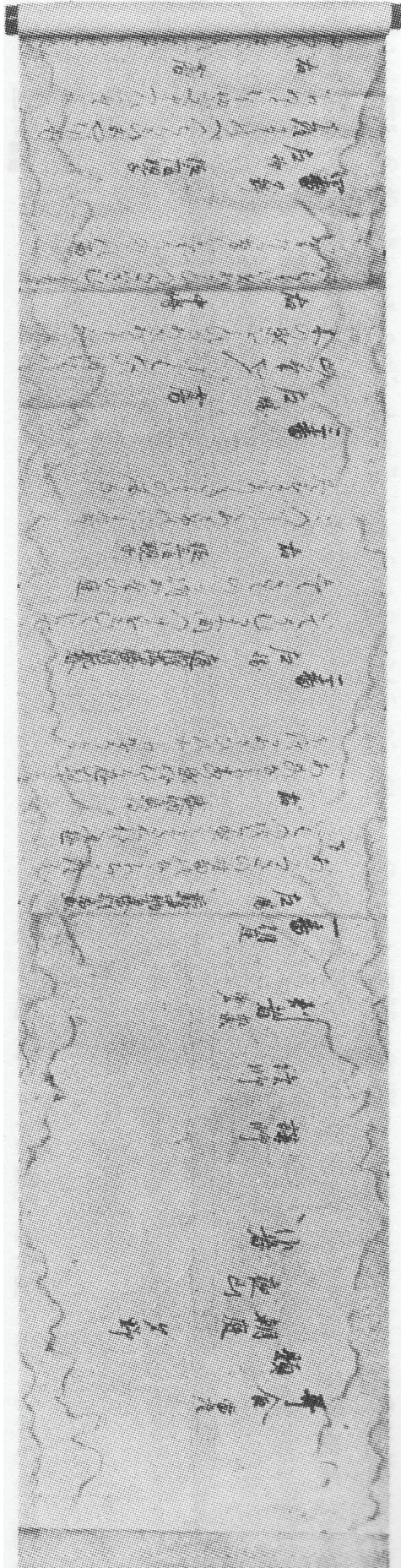
三番

左勝 女房

5 山かけや人ははらはぬにはのおもの
木の葉をよするあさあらしかな

右 中将

6 にはにさすあさひの色はさむくして
かけなる草にしもそのこれる



四番 夕野

左持 従三位親子

7うらかるゝのへのちくさの色やおしむ

いりぬとおもふに又ゆふひかけ

右 女房

まず作者の中に京極為兼(1)・藤大納言典侍(Ⅱ為子、2)・親子(4・7)などの名が見られる点、これが京極派に関わる歌合であるらしいことは容易に推察されるだろう。よって3の「左近衛権中将藤原朝臣範春」と6の「中将」も、他の京極派の歌合同様、それぞれ後伏見院と永福門院の隠名であると考えてよいことになる⁶。また5及び7の次の作者「女房」であるが、うち5は『伏見院御集』(以下同集から引く際の括弧内は『新編国歌大観』番号)に、

朝庭

山陰や人は払はぬ庭の面の木の葉をよする朝嵐かな(一九六〇)

として見えるので、それは伏見院の隠名だったとみられよう。なお『伏見院御集』におけるこの直後の歌は、

夕野

夕日影尾花が末に移り消えて野辺もの寒き冬枯れの色(一九六一)

というものである。「夕野」というのは当該歌合の二つ目の歌題と一致しており、「女房」すなわち伏見院も四番右で詠んでいる。もともと肝心の歌は知られないのだが、しかしながら翻刻では示し得ないだけで、図版では上句の行の右半分がわずかながらも現れている。その本文を、右の「夕日影：」の歌を念頭に置きながら注視してみると、確かに「ゆふひかけ□はなかさすゑに□つりきえて」と読めるようである。当該歌合の七番右にあったのは、従ってこの「夕日影：」の歌だったとみて間違いないだろう。

さてもはや言うまでもなかるうが、当該歌合は前掲『為兼卿記』に見える「嘉元元年十月四日歌合」そのものであると思われる。それは顔触れからして歌題からして、加えていずれも匿名衆議判であることからして、さらに「朝庭」題の、

あかつきの時雨のなこりちかゝらしにはのをち葉もまたぬれてみゆ（1）

という為兼詠が『為兼卿記』の一首目（及び『金玉歌合』五二番歌）と一致することからして、まずは間違いないところだろう。「十月四日歌合」における伏見院の勝一・持二、後伏見院の勝一・持一・負一、為兼の勝二・負一という結果も、当該歌合の知られる限りのそれ（「朝庭」題では三者ともに勝、「夕野」題では伏見院が持）とは矛盾もしていない。また当該歌合には「冬すさまじきよもの色かな」（4）といった冬歌的な表現がまま見られるが、それも詠まれたのが十月だったからということと納得がいく。ただ唯一不審に思われるのは、「十月四日歌合」では左方であるはずの伏見院と、右方であるはずの親子とが、当該歌合の四番においてはそれぞれ左右を逆にして詠んでいることであり、これについては現時点ではよくわからない。あるいは先に触れた「不定合手、面々一首一巡被合之」ということと何か関係があるのかもしれないが、しかし左方と右方とを総当たりに番寄せた場合でも、その左右まで変える必要はないように思われる⁷。なお後考を俟ちたい。

規模と意義

ともあれ以上をまとめれば、当該歌合は嘉元元年十月四日に京極派の主要歌人らが催したもので、当座の匿名衆議判、九番十八首が全体の規模。うち問題の図版から知られるのは『伏見院御集』を援用して四番右の八首目まで、すなわちおおよそ半分である。前述のとおり図版化されているのは分量的にもちようど半分であるから、原本たる巻子本は完本だったとみられよう。

また諸資料によって判明する歌を歌人別に整理しておく、為兼三首、伏見院・親子が二首ずつ、後伏見院・永福門院・為子が一首ずつである。ちなみに伏見院の不明歌は「夜山」題の一首であるが、『伏見院御集』には、

夜山

峰近み軒端もわかず暗き夜の山の響きは松風ならし（二〇五四）

という歌が存する。当該歌合での詠かどうかは必ずしも明らかではないけれども、可能性としては考えてみてもよいだろう。

京極派の和歌活動が質量ともに充実・高揚していたこの時期の催しの中でも、「凡無非透逸、珍重々々、万代之美談、可為此事」と評される程の出色の出来映えでありながら、従来は窺い知ることのできなかつたその具体的内容が、以上のようにたとえ半分でも明らかになったことには相応の意義があるはずである。今後その所収歌の表現を分析していくことで、当時の京極派歌人の和歌的達成度をより明確に把握し得るようになるかと思ふ。

- 1 岩佐美代子氏「京極為兼の和歌」(『京極派和歌の研究』所収、一九八七年十月、笠間書院)。
- 2 岩佐美代子氏「嘉元元年伏見院三十首歌考——新資料紹介と歌人別集成——」(『鶴見大学紀要』第二十七号、一九九〇年三月)、別府節子氏「『嘉元元年伏見院三十首歌』について——新資料と資料集成——」(『レポート笠間』第三十二号、一九九一年十一月)、三村晃功氏『伏見院三十首』和歌集成(『中世類題集の研究』所収、一九九三年一月、和泉書院、初出『中世文学研究』第二号、一九七六年七月)など。
- 3 本文は浜口博章氏『陽明文庫蔵為兼卿和歌抄 京都大学附属図書館蔵為兼卿記』(一九七九年七月、和泉書院)に拠る。
- 4 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』(昭和四十年十一月初版、一九八七年五月改訂新版、明治書院)。
- 5 注1に同じ。
- 6 谷宏氏「永福門院に就いて——「中将」といふ御隱名——」(『歴史と国文学』一九四二年八月号)に拠る。
- 7 佐々木孝浩氏「中世歌合諸本の研究(三)——乾元二年為兼卿家歌合について・附校本——」(『斯道文庫論集』第三十四号、二〇〇〇年二月)によると、京極派歌合では方人が固定せず左右に異動することがしばしばあって「同派の特徴の一つに加えても良いのかもしれない」という。ただし「十月四日歌合」では方人自体は固定されていたようなので、同列には扱えないようである。

第四節 新撰風躰和歌抄

伝藤原清範（後京極良経）筆断簡

西本願寺蔵手鑑『鳥跡鑑』は近年古谷稔氏によって初めて存在が報告された手鑑¹で、明治年間の製作とみられる石版刷模刻手鑑『心画帖』の原本と目されるものである。論者が一見した本願寺史料研究所撮影の写真に拠ると、この『鳥跡鑑』は二帖より成り、合わせて三百六十葉ほどの断簡類が貼付されている。一方の『心画帖』には六十三葉分が刷られているだけで、差し引き三百葉近くが新出資料ということになる。うち短冊類を除いた和歌・物語などの文学資料はほぼ百葉。そこには伝後伏見院筆広沢切『伏見院御集』断簡や伝兼空筆下田屋切『松花集』断簡（しかも散佚部分とおぼしい）などの興味深い資料が多数含まれている。それらの中でもとりわけ注目されたのが、「藤原清範」という極札を持つ次のような一葉だった（以下歌頭に通し番号を付す）。

断簡A

新撰風躰和歌抄巻第四

雑夏哥

題しらす

中務卿宗親王

1 なつきてもころもほさぬ涙かな

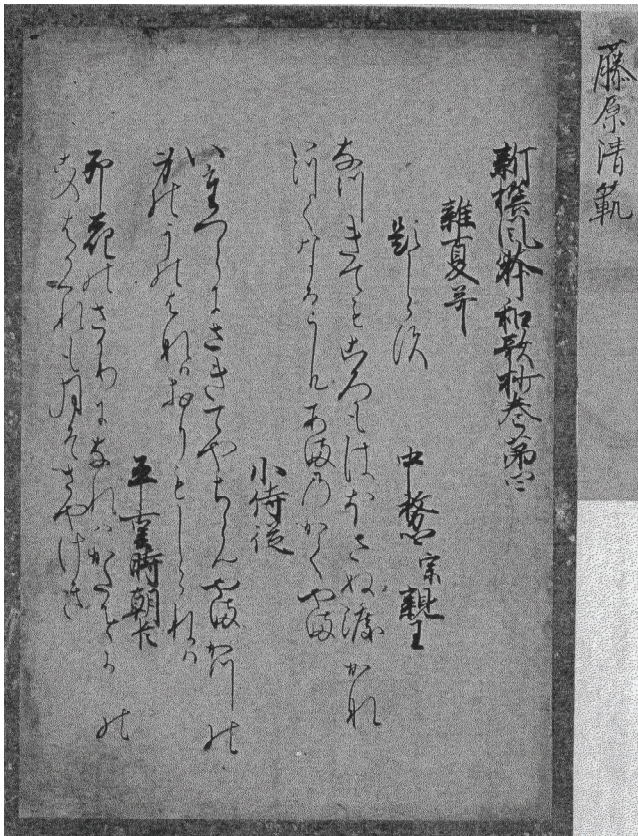
いつくなるらんあまのかくやま

小侍従

2 いたつらにさきてやちらんやまかつの

身のうのはなはおりもしらねは

平重時朝臣



3 卯花のさかりになれはかたをか の

このはかくれも月そさやけき

寸法未詳、書写年代は伝称筆者の清範（生没年未詳、鎌倉初期の能書家）よりもやや下る鎌倉時代末期頃。ツレには次の三葉がある。

断簡B

事かはりて後百首歌よませ給け

るに 後鳥羽院御製

4 おもひやれましはのとほそおしあけて

ひとりなむるあきのゆふくれ

後法性寺入道前関白家百首歌に月

皇太后宮大夫 俊成卿

5 かすならぬひかりをそらにみせかほに

月に宿かすそてのつゆかな

弘長百首歌合に

後九条内大臣

断簡C

6 こゝろあらはなをいかならむかすならぬ

身にたにかなしあきのよの月

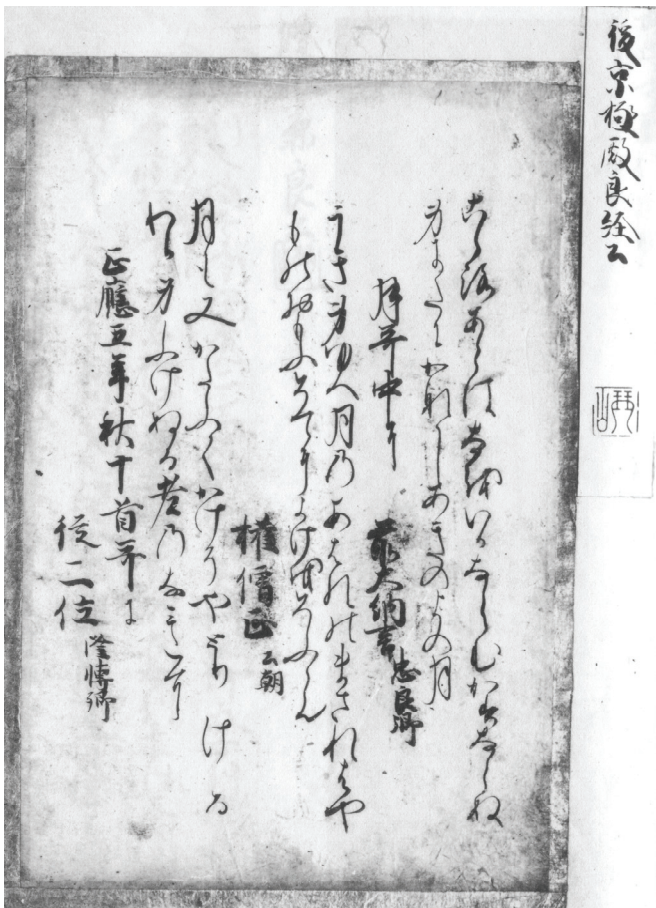
月歌中に 前大納言 忠長卿

7 うき身ゆへ月のあはれのまされはや

ものおもふそてにかけをそふらん

権僧正 公朝

8 月も又かたふくかけそやとり ける



わか身ふけぬる老のなみたに

正応五年秋十首哥に

従二位 隆博卿

断簡D

9をしねほすいほのかき柴風立て

たのもしくるゝあきをやまもと

秋哥

平時村朝臣

10 露しものそむるはかりは見えわかつて

もみちになすもあきのむらさめ

正治百首哥に 慈鎮和尚

11 もみち葉の木すゑにかよふまつ風は

をとほかりふるしくれなりけり

やまさともみち見にまかりてよみ

侍ける

権大納言 長家卿

いずれも未詳私撰集の断簡である。うち断簡Bは久曾神昇氏編『私撰集残簡集成』²所収、縦二十四・七cm×横十六・二cm、極札「南家高倉清範」。

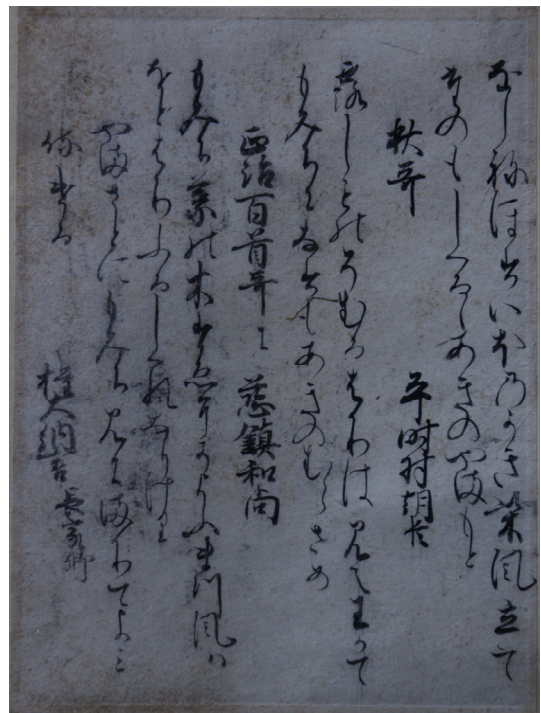
また断簡Cは都立中央図書館加賀文庫蔵手鑑『古名筆帖(二)』所収、極札「後京極良経公(琴山)」、縦二十三・五cm×横十五・五cm、縁飾りをも含めれば縦二十四・六cm×十六・六cm。伝称筆者は断簡A・Bとは異なるものの、上句の行の終わりで字間を広げる特徴的な書式が一致する点、ツレとみてまずは間違いなまいだろう。それから断簡Dは本論初出時ののち大垣博氏の所有に帰した軸装一葉、伝称筆者に関する情報は付属しないが、書写内容と書式・筆蹟からツレである可能性を同氏より示され、確かにそうと認めてよさそうである。

ところで断簡Cには秋月の歌三首(6〜8)が並ぶが、中で詞書と作者名を欠いている6は、弘長元年(一二六一)詠進の『弘長百首』における、

(月五首)

同(基家)

心あらば猶いかならん数ならぬ身にだにかなし秋の夜の月(二九〇)



いう九条基家詠と一致する。一方、断簡Bには秋夕の歌(4)と月の歌(5)とに続く形で、「弘長百首歌合に」「後九条内大臣」という記載が見られる。「後九条内大臣」すなわち基家の関与した百首歌合としては、彼自身が主催した建長八年(一二五六)九月十三日のそれが有名であるが、弘長年間のものとは知られないようである。ならばこの詞書、未知の百首歌合の存在を新たに伝える貴重な情報たり得るのかもしれないが、しかし肝心の歌そのものを欠いている以上、そう即断するわけにもいかない。それよりここは「建長百首歌合」もしくは「弘長百首歌」の誤りとみるのが適切なようにも思われ、そのいずれであるかの特定は残念ながら不可能に近い。ただ仮に後者だったとすると、それは「後九条内大臣」という作者名と相俟って、6の歌に付く記述として大変ふさわしいものともなろう³。断簡Bの5、及び断簡Cの6、8がすべて秋月の歌で揃っている点からしても、本来それらが連続する二葉だったという可能性は決して少なくなさそうである⁴。またそうではなくても秋月歌群が構成されるという点で、やはり二葉はそれほど離れた位置にはなかっただろうと思われる。

成立・性格・構成

さて断簡Aの記載によって、以上の四葉は「新撰風躰和歌抄」なる私撰集の一部だったということが知られる。うち断簡Aが「巻第四」「雑夏哥」で、残る三葉は秋部あたりとおぼしいが、それにしても「新撰風躰和歌抄」とは聞き慣れない作品名ではなからうか。実際このような歌集に関する報告は成されたことがなかったようだが、しかしながらそれについての資料が皆無というわけではなかった。『夫木抄』には「新撰風」「秋撰風」「新撰風体」といった出典注記を持つ次のような七首が見られる。

(春月)

春歌中、新撰風

前大納言為氏卿

①空に立つ春の霞の関守や朧月夜の名をとどむらん(巻四・春四・一五八三)

(橘)

百首御歌、新撰風

同(衣笠内大臣)

②菖蒲ふく蓬の宿の夕風に匂ひ涼しき軒の橘(巻七・夏一・二六九四)

(夏神楽)

夏神楽をよめる、秋撰風

中原光成

③ 川社椎柴がくれ行く水にながれぬ波やしのゆふしで（巻八・夏二・三二八七）

（水鳥）

水鳥を、新撰風

前大納言忠良卿

④ 霜結ぶ入江の真菰末分けて立つみとさぎの声も寒けし（巻十七・冬二・七〇四四）

（橋立）

天の橋立を見てよめる、新撰風

前大納言為氏卿

⑤ はるかなる入海かけて沖つ波聞くに超えたる天の橋立（巻二十三・雑五・一〇二九〇）

（淀川、山城）

淀の渡にてよめる、新撰風

読人不知

⑥ 河舟のはやき綱手に引き過ぎて見果てぬ岸に残る松原（巻二十四・雑六・一一〇一四）

（眺望）

天の橋立にて、新撰風体

前大納言為家卿

⑦ はるかなる入海かけて沖つ波聞くに超えたる天の橋立

（巻三十六・雑十八・一七〇〇〇）

③の「秋撰風」と⑦の「新撰風体」以外は「新撰風」である5。うち⑤と⑦とは同一歌なので6。「新撰風」は「新撰風体」を略した呼称と考えてよい。また「秋撰風」についても誤写とみておいて問題なさそうである。

その「新撰風体」に該当するのが断簡AとDなのだろう。とするとこれら四葉すなわち『新撰風躰抄』の成立は、延慶二〜三年（一三〇九〜一〇）頃に一応は編まれていたとみられる『夫木抄』7よりは少なくとも早かったということになる。一方、内部徴証を求めると、『新撰風躰抄』所収歌（1〜11と5の次・8の次・11の次、及び①〜⑦の実質二十首分）の他出状況を調べてみると、次のような結果が得られる。

断簡A

1：『竹風抄』巻三・五三四・詞書「（文永三年八月百五十首歌）夏山」／『中書王御詠』五一・詞書「（夏）百五十首の歌に、夏山」

- 2…『拾遺風躰集』雑・三六八・詞書「卯花」／『小侍従集』I二九・II二二・詞書いずれも「(夏)卯花」
3…ナシ

断簡B

- 4…『後鳥羽院遠島百首』三九・詞書「(秋)」
5…『長秋詠藻』五三四・詞書「(右大臣家百首治承二年五月晦日比給題七月追詠進)月」
5の次・詞書「弘長百首哥合に」…不明

断簡C

- 6…『弘長百首』二九〇・詞書「月五首」
7…ナシ
8…ナシ
8の次・詞書「正応五年秋十首哥に」…不明(該当しそうな歌はナシ)

断簡D

- 9…『夫木抄』卷十三・秋四・五五三九・詞書「(秋雑)／秋時雨を」・作者名表記「前民部卿雅有卿」／『拾遺風躰集』秋・一一二・詞書「田家秋」・作者名表記「雅有卿」
10…ナシ
11…『正治初度百首』上・六五四・題「秋」
11の次、詞書「やまさともみち見にまかりてよみ侍ける」・作者名表記「權大納言^{長家卿}」…『玉葉集』卷五・秋下・七九六か・詞書「山里の紅葉たづぬとて」・作者名表記「權大納言長家」／『秋風集』卷六・秋下・四二八・詞書「題不知」・作者名表記「民部卿長家」

夫木抄

- ①…ナシ
②…『拾遺風躰集』夏・六三・詞書「夏歌の中に」
③…ナシ

④…ナシ

⑤⑦…ナシ

⑥…ナシ

うち詠歌年次の判明する歌についていくつか補足しておく、1は文永三年（一二六六）七月に鎌倉將軍を廢され帰京した宗尊親王が、直後の同年八月に詠んだ百五十首歌中の一首である。同様に、2は寿永元年（一一八二）詠進のいわゆる寿永百首、4は承久三年（一二二二）の隱岐配流後に後鳥羽院が詠んだという百首歌、5は治承二年（一一七八）の右大臣九条兼実主催の百首歌、5の次と6については前述のとおり、8の次は九条隆博が正応五年（一二九二）の秋に詠んだという十首歌、11は正治二年（一二〇〇）に後鳥羽院が詠進せしめた百首歌で、それらの中のそれぞれ一首ということになる。

ほか8の歌の作者名表記には「權僧正公朝」とある。公朝が權僧正となったのはほぼ弘安十年（一二八七）頃だという⁸。それから8の次の作者名表記にも「從二位隆博卿」と見られる。九条隆博の叙從二位は正応三年（一二九〇）正月十三日である（『公卿補任』）。

そうすると隆博による「正応五年秋十首歌」が、以上の中では年代的に最も下ると考えられよう。その歌を採る『新撰風躰抄』は従って、少なくとも正応五年秋頃以降に編まれた歌集でなければならぬ。成立時期に関する手掛かりは現在のところこのようで、すなわち正応五年秋頃から延慶三年頃までの、ほぼ十八年間のうちのいずれかの時点で成立をみた作品だったということになる。

次に入集歌人を確認すると、宗尊親王（1）・小侍從（2）・北条重時（3）・後鳥羽院（4）・藤原俊成（5）・九条基家（5の次・6）・藤原忠良（7・④）・公朝（8）・九条隆博（8の次）・飛鳥井雅有（9）・北条時村（10）・慈円（11）・藤原長家（11の次）・二条為氏（①・⑤）・衣笠家良（②）・中原光成（③）・読人不知（⑥）の計十七名。うち11の次の長家詠はおそらくのところ、

山里の紅葉たづぬとて

權大納言長家

うちむれて紅葉たづぬと日はくれぬあるじもしらぬ宿やからまし（卷五・秋下・七九六）

という一首に該当するかと推されるが、ともあれ道長五男にして御子左家の祖たるこの長家の名が見出せる点、撰歌範囲は平安時代中期頃にまで及んでいたとみられよう。一方、宗尊親王・重時・公朝が鎌倉歌壇に関わりの深いこと⁹、時村も言うまでもなく鎌倉方であること、また家良・基家・隆博がいわゆる反御子左派の歌人であることなどはやはり注目されようか。全体の何パーセントに当たるのかもわからない、たった二十首分の情報に基づくだけではあるけれども、こうした入集状況が『新撰風躰抄』の性格の一端や、撰者の歌壇的立場を示している可能性はありそうである。

ただし撰者についてはもちろん今後、それなりの徴証が見つかるまでは未詳とせざるを得ないであろう。

興味深いのはその部立である。断簡Aには「巻第四」「雑夏哥」と見られるが、一体どのような部立を想定すれば巻四が雑夏部になるのだろうか。まず可能性のひとつとして挙げられるのは、巻一〜三が雑春部の上中下、これなら確かに巻四に続いて雑夏部がくるだろう。その場合は以下同様、巻五〜七が雑秋部の上中下で、巻八が雑冬部だったということになる。ならば断簡B Cは雑秋部の中巻あたりに属していたものであるか¹⁰。断簡B Cの歌はいずれも「一人ながむる」(4)「数ならぬ」(5)「身にだにかなし」(6)「憂き身ゆへ」(7)「我が身ふけぬる老の涙に」(8)といった具合に多分に述懐的と言え、その点確かに雑部とみて差し支えないようである。

もつとも同じ秋歌であっても、断簡D記載の四首分については述懐歌とは位置づけにくいようである。『夫木抄』所収の佚文のうち春歌の①、夏歌の②③、冬歌の④なども同様である。従ってここは雑四季部ばかりとするのではなく、「雑」のつかない単なる四季部の存在も認めた方がよいかもしれない。その場合は巻一が春(①)、巻二が雑春、巻三が夏(②③)、巻四が雑夏(断簡A)、巻五が秋(断簡D)、巻六が雑秋(断簡B C)、巻七が冬(④)、巻八が雑冬、とみるのがおそらく適切である。いずれにしても『新撰風躰抄』の部立は、他に例を見ないようなかなか特殊なものであったと思われる。

『拾遺風躰集』との関係

ところで『新撰風躰抄』と聞いて直ちに想起されるのは、言うまでもなく『拾遺風躰和歌集』である。『拾遺風躰集』は正安四年(一一三〇)七月以降、嘉元元年(一一三〇)十二月頃以前の成立にして冷泉為相の撰かとされる、鎌倉歌壇の代表的撰集のひとつである。冷泉派に厚く二条派には薄い傾向があるといい、「拾遺」というその歌集名には、既存の勅撰集の未収歌を集める意が込められているとも、成立時に為相が官としていた侍従の唐名「拾遺」が掛けられているとも言われる¹¹。このような『拾遺風躰集』と『新撰風躰抄』とは、「集」と「抄」との違いを除けば大変よく似た作品名であるのみならず、成立時期も近接しており、さらに鎌倉歌壇に近しいという性格もまた重なり合う。『新撰風躰抄』の撰者や成立事情がより具体的に明らかとならない限りはなかなか確言しにくいだが、それでも両者に何らかの関係があったこと自体は認めてよからうと思う。先に掲げた『新撰風躰抄』所収歌の他出状況一覧から知られる、2・9・②の三首がまた『拾遺風躰集』にも入集しているという点も、その一環として考えるべき問題だろう。

最後に『新撰風躰抄』については、冷泉家時雨亭文庫蔵『私所持和歌草子目録』¹²にも、

一 打聞

……………

崑崙抄 藍田抄

浜木綿集 新撰風躰抄

障子集 拾栗集

……………

のように見えている（三ウ）。周知のとおり『私所持和歌草子目録』は、ほぼ文保年間（一一三一七～一一三一九）頃までの成立とみられる某人の蔵書目録で、某人については従来おそらく冷泉為相だろうとされてきた¹³。もともと『冷泉家時雨亭叢書』解題（赤瀬信吾氏執筆）によると、確かに為相も候補者の一人であるが、結局のところ「御子左家の系統につらなるだれかという点までしか、限定するのは困難」だという。それに関連してひとつ注目されるのは、右のように『新撰風躰抄』を載せている一方で、同目録が『拾遺風躰集』の名は記していないことである。従来説のように同目録が為相の蔵書目録だったとすると、自身が撰んだ（とされている）『拾遺風躰集』を掲載しないというのは考えにくいのではなからうか。その点からも同目録については為相とは無関係とみておく方がよさそうである。それはさておき『拾遺風躰集』の方は『東野州聞書』に、

康正第二春於鎌倉拾遺風躰集といふ物をみる。誰人の撰を不知。其の中に素暹の歌両首あり。

寄鳥恋

御狩野や真柴隠れに栖む鳥の音をだに安くなかぬ恋かな

題しらず

ひと筋に厭ふぞかたき世の中のうちき理は思ひしれども

のように記されており、すでに井上宗雄氏によって、

康正二年春、関東に張陣した東常縁は鎌倉においてこの集を披見（略）。二条派系の常縁には、京で見る事ができなかったのである。また必ずしも流布したものでもなかったのであろう。そして鎌倉で見たという事も、この撰集の性格からいって当然のような気もするのである。

と指摘されている。『私所持和歌草子目録』に記載され、従って御子左家周辺でそれなりに読まれていたかと想像される『新撰風躰抄』と、ほぼ関

東でのみ流布していた可能性のある『拾遺風躰集』。成立に際して関係があったとおぼしい一方で、流布と享受の様相にこのような差が生じた理由は何だったのか、興味の尽きるところがない。

- 1 古谷稔氏「伝久我通光筆「梁塵秘抄断簡」と後白河法皇の書」(『日本音楽史研究』第二号、一九九九年三月)。
- 2 久曾神昇氏編『私撰集残簡集成』(一九九九年十一月、汲古書院)。
- 3 ちなみに『私撰集残簡集成』は、この5の次の二行に関わる歌として、

弘長元年百首歌奉りける時、鹿を
後九条前内大臣

白露をならしの岡のさねかづらわけくる鹿や涙そふらん

(『新統古今集』巻第五・秋下・五〇〇)

という一首を挙げている。『弘長百首』で基家の詠で秋の歌、という点からの指摘であろうが、しかし必ずしもこの一首だけに限定されるわけではなからう。

- 4 なお断簡Bの右端には綴穴痕あり。従って断簡Bから断簡Cへと確かに続いていた場合、それらはもと表裏一葉だったことにならう。
- 5 永青文庫本・宮内庁書陵部本でも異同なし。
- 6 作者名表記に存する「為氏」「為家」の異同については前者が正しいようである。『夫木抄』において為家は通常「民部卿為家卿」。
- 7 浜口博章氏「夫木和歌抄成立攷」(『中世和歌の研究 資料と考証』所収、一九九〇年三月、新典社、初出『国語国文』第十九卷第三号、一九五〇年十二月)、福田秀一氏「夫木和歌抄」(『中世和歌史の研究 続篇』所収、二〇〇七年二月、岩波出版サービスセンター、初出『和歌文学講座 第四卷 万葉集と勅撰和歌集』所収、一九七〇年三月、桜楓社)など。
- 8 中川博夫氏「僧正公朝について——その伝と歌壇的位置——」(『国語と国文学』一九八三年九月号)。
- 9 重時については『桃裕行著作集 第三卷 武家家訓の研究』(一九八八年三月、思文閣出版)及び外村展子氏『鎌倉の歌人』(一九八六年一月、鎌倉春秋社)に詳しい。

10 例えば勅撰集の中では『後撰集』『続後撰集』『風雅集』が春部・秋部に上中下の三巻を充てている。それらにおいて秋月の歌はほぼ秋部の中巻

に配されているようである（『風雅集』のみ下巻に及ぶ）。

- 11 浜口博章氏「鎌倉歌壇の一考察——拾遺風躰和歌集・柳風和歌集について——」（『中世和歌の研究 資料と考証』所収、初出『国語国文』第二十三卷第七号、一九五四年七月）、中川博夫氏『『拾遺風躰和歌集』の成立追考』（『中世文学研究』第二十一号、一九九五年八月）など。
- 12 『冷泉家時雨亭叢書 第四十卷 中世歌書集 書目集』（一九九五年四月、朝日新聞社）所収。
- 13 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』（一九六五年十一月初版、一九八七五月改訂新版、明治書院）、片桐洋一氏『伊勢物語の研究（研究篇）』（一九六八年二月、明治書院）。なお以下井上氏の説は同書に拠る。

第五節 自葉和歌集

中臣祐臣と『自葉集』

和歌を能くした鎌倉時代の春日若宮神主としては、いわゆる春日懷紙の詠者の一人であり、かつその紙背に『万葉集』を書写した四代目の祐茂（祐定）が知られているが、続く五代目の祐賢（祐茂一男）以後も神主の和歌活動は依然盛んであったとみられる。すなわち祐賢は『続拾遺集』から『続千載集』までに各一首ずつ採られている勅撰歌人であり、次の六代目祐春（祐賢一男）も『新後撰集』ほかの六勅撰集に十四首入集、のみならず彼の場合は伝自筆の詠草類の断簡もいくつか伝わり、中には二条為氏の点と評語とが加えられたとされるものもある¹。さてその祐春のあとに神主に任じられたのが本論で取り上げる祐臣で、今日に続く千鳥家という家名の祖にして「歌名最も高」と言われる²人物である。建治元年（一二七五）生、祐春の嫡男とも、祐春弟祐世の実子でのち祐春の養子になったともされるが詳細は不明。東京大学史料編纂所蔵『千鳥文書 一』所収「千鳥神主伝」によると、その経歴は、

弘安二年（一二七九）十月十七日「年五而加元服」

同六年（一二八三）十二月廿三日「叙従五位下、任木工助、于時九歳」

正和二年（一二三三）八月七日「以父祐春讓補若宮神主」

同三年（一二三四）二月「叙従五位上」

元徳二年（一二三〇）三月八日「叙正五位下」

のようであり、最終的には正四位下、在職三十年を経て康永元年（一三四二）神主を辞し、同年十二月二十二日に六十八歳で没、亡骸は高円山麓に葬られたという。「性廉貞居職最端正」で、神に仕える傍らに自ら好んで和歌を詠み、結果『新後撰集』（一首）『玉葉集』（一首）『続千載集』（三首）『続後拾遺集』（一首）『風雅集』（一首）『新千載集』（一首）『新統古今集』（二首）にそれぞれ入集を果たした。しかしながら初出の『新後撰集』では「読人不知」とされ名を隠されて、それを恨んだ祐臣が、

同じ集（新後撰集）に名を隠して入り侍ることを思ひて

中臣祐臣

和歌の浦に跡つけながら浜千鳥名にあらはれぬ音をのみぞ鳴く（卷十八・雑五・二四五三）

と詠んだところ、これを聴いて感じ入らぬ者はなく、その評判はやがて宮廷にまで達して直ちに『玉葉集』に「入集頭名」、以後祐臣は「千鳥神主」と呼ばれ、それが千鳥家という家名の由来になったと言われる。ちなみに『新後撰集』で読人不知にされたという祐臣詠について、永島福太郎氏は根拠は不明ながら、

題不知

読人不知

花だにも惜しむとは知れ山桜風は心のなき世なりとも（卷二・春下・一二〇）

という一首がそれに当たるとしている³。ともあれ『千鳥神主伝』に再び戻ると、もうひとつ興味深いのは「撰家集号柳葉集」と記されていることである。これを信じれば祐臣には「柳葉集」なる自撰家集があったということになるのだが、そのような作品は残念ながら伝わっていない。祐臣の家集として現在知られているのは『自葉和歌集』ひとつだけである。

『自葉集』については近時、冷泉家時雨亭文庫本の存在が確認されたが（後述）、現時点で披見できるのはその江戸時代前期頃の転写本たる宮内庁書陵部本（五〇一―一八〇）の一本のみである。この書陵部本には二百三十九首が収められている。その巻頭には、

自葉和歌集巻第一

春歌上

春立つ心をよめる

中臣祐臣

天の戸をいづるひかげも春日山春とや今朝はのどけかるらん（一）

とあり、以下巻二から巻六まで春下・夏・秋上・秋下・冬と続いていく。各巻とも最初に「中臣祐臣」と記されており、これが祐臣のいわば署名であるとおぼしき点、及び詞書のほとんどに直接体験の過去の助動詞「き」が用いられている点から、まずは自撰家集としてよいだろう。なお『自葉集』の最末尾は、

永仁三年に千首歌よみ侍りしに、時雨洩袖

御点涙だにおきどころなき我が袖に露をかさねてもる時雨かな（卷六・冬・二二九九）

同五年に百首歌よみ侍りしに（以下欠）

のように冬部の途中で途切れている。すなわち『自葉集』は残欠本とみられるわけで、同集を初めて翻刻紹介した『桂宮本叢書』解題もそのことについて「もと四季・恋・雑の一〇巻仕立てであつたらしい」としつつ、

現存本は第四〇丁紙裏一杯にまで書写され、次に白紙二葉を残してある所から推量しても、現存本の落丁散佚ではなく、すでに親本からの脱落であつたらうと考へられる。

と説いている⁴。

さてこの『自葉集』で特徴的なのは、所収歌の多くに「\」という合点と、「御点」「隆博卿合点」「円光院殿御点」「一条法印御房御点」「故左中将殿御点」「入庭林」といった注記が付されていることである。それらについてはすでに井上宗雄氏が、「御点」は二条為世か、「一条法印」は定為、「円光院殿」は鷹司基忠とした上で「これは自詠を京の有力歌人に送って批点を求め、それを書き入れたものなのであろう」と指摘している⁵。特に「御点」を為世のものとするという見解は、この顔ぶれからして最も蓋然性が高そうなので、まずは従うべきであろう。なお井上氏が触れている「故左中将殿御点」というのは為世嫡男で早逝した二条為道のものともみられる。

また『自葉集』の内容についても井上氏は、

正応六年祐臣十九歳の詠歌が既に見え、この年以降、一々掲げるのは煩わしいほど五十首・百首・歌合その他を行って詠歌している。永仁二年には千首歌を詠じている。若年であるからその多くは習作的な独詠も多かったのであろうが、二年三月には人々が集まって祐春家千首を行なうなど、千鳥家歌人グループの存在は明らかに認められる。

のように述べている。その詳細についてはあとであらためて検討したいが、「とにかく熱心な歌人であった」（井上氏）という祐臣ひいては南都歌壇の和歌活動の實際を、この『自葉集』からは垣間見ることができそうである。それだけに書陵部本が巻六までしか伝えていないという点も、何となく惜しまれるのである。

伝二条為道筆西宮切

ところで二条為道を伝称筆者とする古筆切の中に、西宮切と呼ばれる未詳私家集の断簡がある。『新撰増補古筆名葉集』為道の項に「西宮切 六

半 哥二行書自詠家集歟未詳」とあるのがそうで、従来知られていたのは京都国立博物館蔵手鑑『藻塩草』所収の（以下便宜上歌末に通し番号を付す）、

断簡A

永仁三年に千首哥よみ侍しに

忍逢恋

をのつからしたにこゝろそとけそむる

こほりのひまのほのかよひち（1）

同六年に左近権中将殿すゝめさせ

おはしまし侍し春日社十五番の

哥合に逢恋

をのつからまるとるまでみるあふことも

なをゆめなれやうつゝともなき（2）

という一葉のみである。縦十六・八cm×横十四・一cmのもと六半本で、料紙は斐楮交漉紙、書写年代は鎌倉時代末期頃だろう。記載の二首は他文献には見出せず、そのため『国宝手鑑藻塩草』解説では「何集の断簡かなお明らかにし難い」とされ⁶、同書に基づいた久保田淳氏も、

これはやはり誰かの家集であろう。しかし、誰の集か、為道の集としてよいのかどうか、全く見当がつかない。永仁六年の「右近権中将殿」も何人もいそうで、決めかねる。

とした上で「正体はわからないけれども、この詞書は永仁年間の和歌史的事実を物語っていて貴重である」と述べるに留まった⁷。またその後の『古筆手鑑大成』解説では、前掲『古筆名葉集』の「自詠家集歟未詳」という注記が重視され、

もし推測のように「自詠家集」であるとすれば、為道の家集は伝存していないだけに、大変興味深い、貴重な切ということになる。（略、為道は）正安元年（一二九九）、二九歳の若さで没した。切の詞書に、「永仁三年（一二九五）」「同六年」などの年時が記されており、その没年と考え合わせてみると、為道自身の筆であるかどうかは別として、為道の家集であった可能性は十分にあると思われる。

という推定が示されました⁸。

そのような中、この西宮切が実は『自葉集』の散佚部分ではないかと説いたのはやはり井上氏だった。氏は断簡A1の「永仁三年に千首哥よみ侍しに忍逢恋」という詞書に注目して「これは自葉集と形式がよく似ているのではなからうか（いま散逸している恋部か）」とし、かつ永仁六年の詠である2についても「自葉集であることを妨げ」ず、その詞書に見られる「左權中将こそ伝承筆者の為道ではないか」と論じた。「自葉集と形式がよく似ている」というのは、同集の例えば、

永仁三年千首歌よみ侍りしに、海霞

うづもれぬ音こそ残れなごの海や霞のしたの沖つ白浪（巻一・春上・一九）

などとの一致を指すのである。言われてみれば確かにそうで、その点この井上氏の説は極めて説得的な見解のように思われる。ただ残念なことに既知の西宮切が断簡Aの一葉のみしかなかったために、それ以上の論の展開は望み得ないのがこれまでの状況だった。

しかしながら論者は近年、西宮切のツレとみられる断簡をほかに数葉見出ししており、結論を先に言えば、それらによって井上氏の説の蓋然性をより高めることができそうなので、以下に詳述することとしたい。ツレというのはまず青蓮院旧蔵手鑑『もしの関』所収の、

断簡B

永仁二年に名所百首よみ侍しに

恋

行すゑをたれにとはましゝのふ山

人はこゝろをゝくのかよひち（3）

忍恋の心を

みせはやな人にしられて白なみの

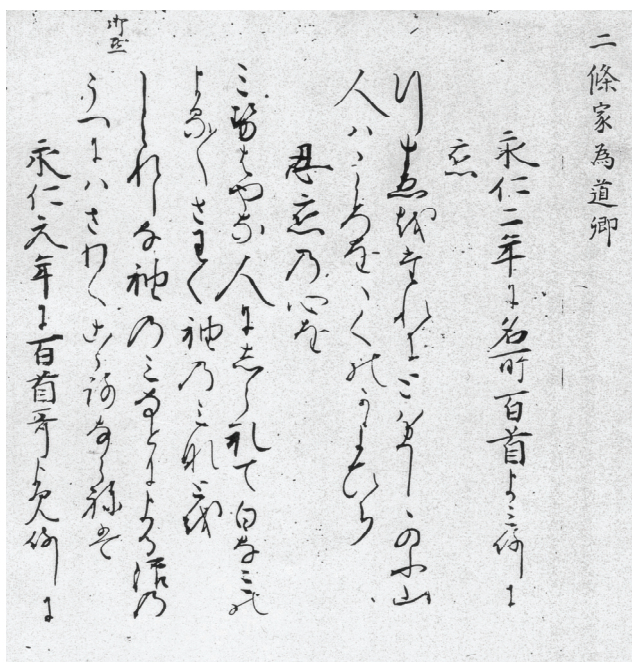
よるくさわく袖のみなどを（4）

御点しられしな袖のみなどによる浪の

うへにはさわくこゝろならねは（5）

永仁元年に百首哥よみ侍しに

という一葉と、イェール大学バイネキ稀覯書図書館蔵手鑑所収の、



断簡C

しるしなくはいかゝはせんとおもひしに
いのりしまゝときくそうれしき(6)

述懐哥中に

一すちにうきをわか身のかそとは
おもひなせとも人もうらめし(7)

御点あらましにおもひすつるはやすけれど

けにそむかれぬよをなけくかな(8)
ゆくすゑをたのむこゝろのあれはこそ
うきにいのちを猶をしむらめ(9)

永仁二年古今哥ことに一首の哥

という一葉とである。断簡Bは寸法等未詳、「二条家為道卿」という極札を持つ。断簡Cは

縦十七・〇cm×横十五・五cm。料紙はおそらく斐楮交漉紙。極札には「二條家為定卿しるしなく(拝)9」とあつて為道ではないものの、断簡A Bと同筆同体裁たることは一見して明らかなので、西宮切と判断して差し支えないものと思われる。

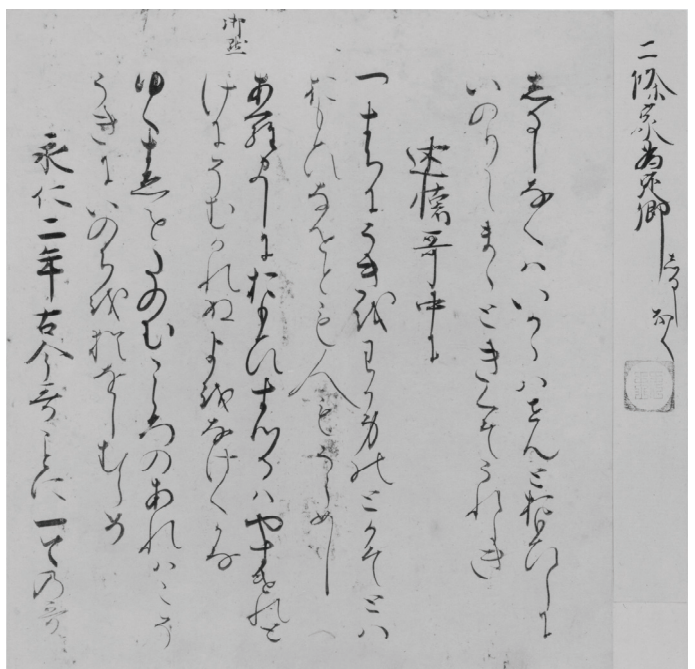
さて3から9までの七首は断簡A同様に他文献には検し得ない。しかしそれらの記載を調べてみると、やはり断簡A同様に『自葉集』との共通点を見出すことができるのである。順に確認していくと、まず注目すべきは5と8とに「御点」という注記が付されていることで、これは前述した『自葉集』のそれ(為世のものともみられるという)とまさに同一であると言えよう。次に3の詞書「永仁二年に名所百首よみ侍しに恋」だが、『自葉集』にはそれと酷似した、

永仁二年名所百首に、秋

いなみののあさぢ色づく秋風にゆふべをさむみうづら鳴くなり(巻五・秋下・二二三)

という詞書を持つ歌がある。また5の次に見られる詞書「永仁元年に百首哥よみ侍しに」も、『自葉集』の、

永仁元年百首歌よみ侍りし中に、名所郭公



郭公なごりもとはず鳴きすてていづちいくたのもりの下かげ（巻三・夏・一一二）

永仁元年百首歌よみ侍りしに

さびしさの今よりつらき秋もがないかがたもとの露はまさると（巻四・秋上・一五九）

永仁元年百首歌よみ侍りしに、同じ心（女郎花）を

くれかかるいりひのをかの女郎花露もあらはに色をそへつつ（同・一七一）

という三首のそれと合致する。さらに9の次の「永仁二年古今歌ごと一首の哥」という途中までしか知られない詞書も、『自葉集』の、

永仁二年に古今歌ごと一首の歌よみ侍りし中に

つらしとは花もうきよをいとへばやさてありはてぬ色に咲くらむ（巻二・春下・五三）

永仁二年に古今の歌ごと一首の歌よみ侍りし中に、夏歌

かぜそよぐみねのささやにかげもりてねざめずしき夏のよの月（巻三・夏・一三八）

風かよふ山下みづの岩まくらよせくる浪のおとぞすずしき（同一三九）

永仁二年に古今歌ごと一首歌よみ侍りしに、すすきを

ものおもふ袂はおなじ花すすきわが身をよそに露やおくらむ（巻四・秋上・一六九）

永仁二年に古今歌ごと一首の歌よみ侍りしに、虫

風さむきをのの浅茅のきりぎりす霜よりさきにこゑよわりつつ（巻五・秋下・二一九）

という詞書の前半部とほぼ同文である。このように断簡BCと『自葉集』には、おそらくは同一の折とみられる詠が少なからず含まれているわけである。それが例えば一首だけとかいうことならば、西宮切は祐臣とともにその詠に臨んだ別人の家集だったという可能性も生じてこようが、一致するのが断簡BCで三例、また断簡Aに関する井上氏の指摘一例の合計四例も存するとなると、もはやそうとも判断しにくい。すなわち少なくともそれら四例については『自葉集』所収歌と一連の祐臣自身の詠とすべきであり、加えて西宮切が私家集の断簡であるらしいこと、及び「御点」という注記を有することをも考え併せるならば、やはり西宮切は井上氏の推定どおり、『自葉集』の散佚部分であるとみるのが適切なように思われる。

なお以上の私案を本論に先立ち、小林強氏に口頭にてお伝えしたところ、後日これも西宮切であろうということ、高城弘一氏蔵手鑑『筆宝帖』所収の次の一葉を示して下さった。

断簡D

かせさえてけさはしくれのたえくくに

わかるゝ雲にあられふる也 (10)

霰を

御点吹まよふ山かせさむき雲まより

ひかけはみえてふるあられかな (11)

(四文字分空白) 百首哥よみ侍しに霰

冬さむみこほりてよとむたきつせに

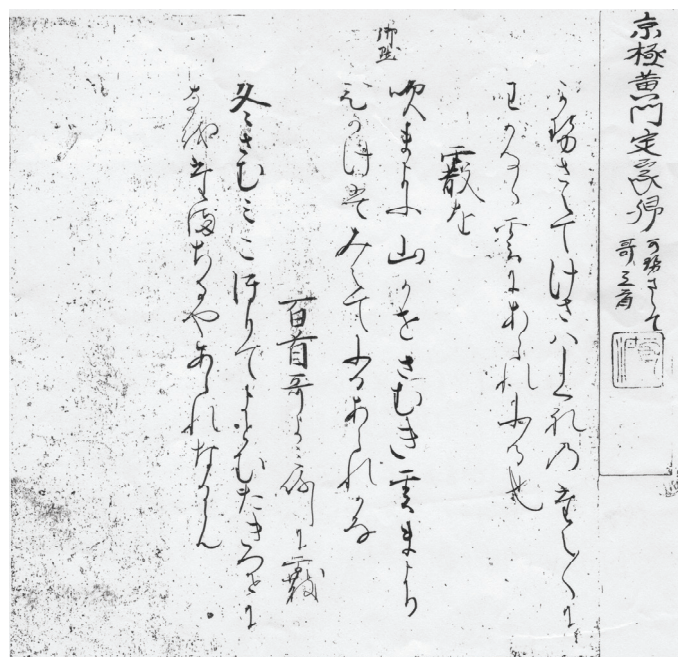
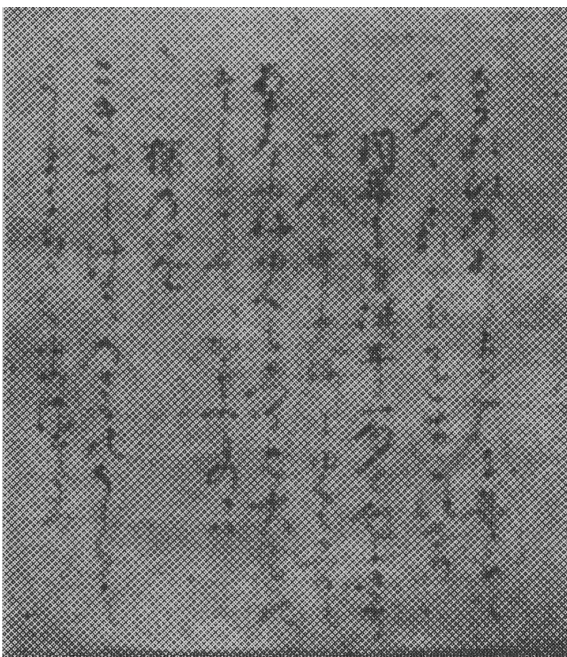
なをたまちるやあられなるらん (12)

(二行分空白)

縦十六・八cm×横十五・四cm。極札には「京極黄門定家卿かせさえて (琴山)」とあるものの、その筆蹟・体裁が断簡AとCと一致することに加えて、11に「御点」という注記が見られる点、確かにこれは西宮切だと認められよう。うち六行目(12詞書)の上部には四文字分、八行目の次には二行分の空白が存するが、小林氏によれば当該部分は擦り消されているとのこと、おそらくは「定家」という伝称と抵触するための所為だろうという。詠歌年次などに関わる情報が失われてしまったのはまことに残念と言わざるを得ないが、それでも残存数の少ない西宮切の一葉として極めて貴重であることに変わりはない。ご教示下さった小林氏、及び引用・図版掲載をご許可下さった高城氏に厚く御礼申し上げます。

また『当市東区某大家所蔵品売立目録』(一九二五年一月二十二日、名古屋美術倶楽部)なる売立目録には、「定家歌切 流れ江の 光広卿箱」として次の一葉(軸装)が掲載されている。

断簡E



なかれ江のあしまかくれに舟とめて
をのゝみなどに日をすこすなり (13)

同年に後撰歌一句を題にさくり

て人々哥よみ侍しにゆくもかへるも

あまをふねゆくもかへるも大□□の

た□□□まではかよふものかは (14)

旅の心を

こきいてしけさはのさかの□□□□□そ

みしまにちかくゆふ浪そたつ (15)

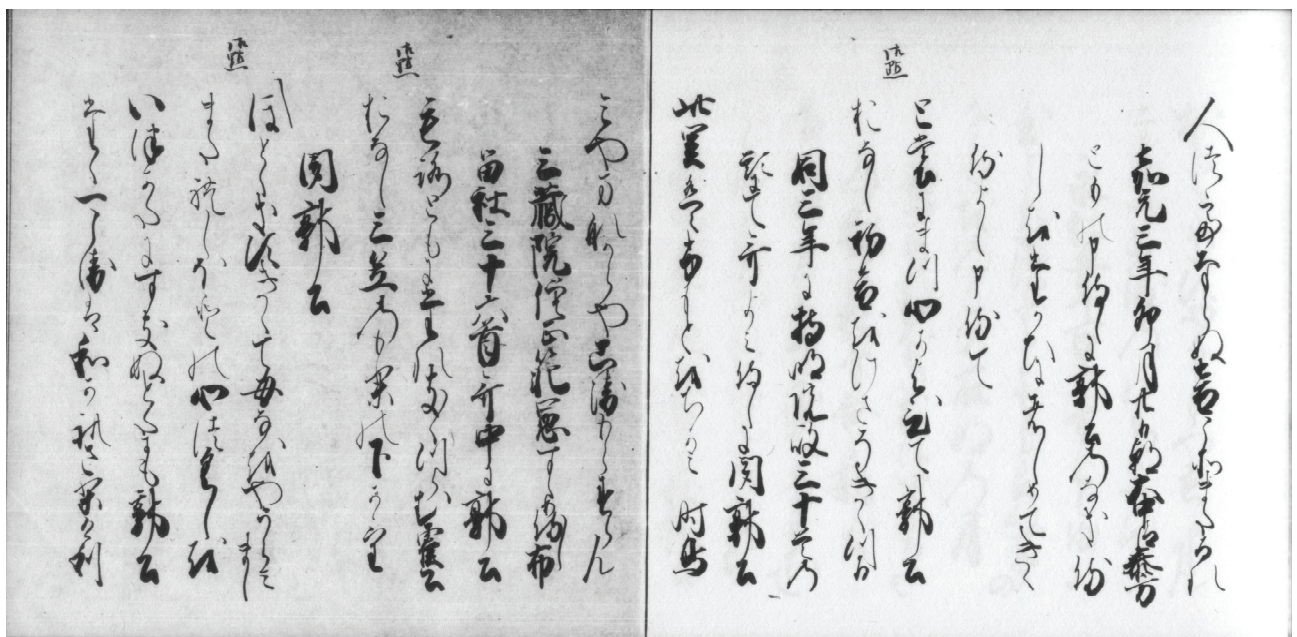
図版が小さく不鮮明なため、筆蹟などの特徴は明確には把握しがたい。しかし14の「同年に後撰歌一句を題にさくりて人々哥よみ侍しにゆくもかへるも」という詞書は、『自葉集』の、

正安元年後撰歌一句を題にさぐりて歌よみ侍りしに、山は雪ふる

春きても山は雪ふる春日野にころも手さえてわかなつみつ (巻一・春上・一一)

という一首のそれと酷似しており、おそらくは一連の詠と考えられそうである。その点やはり断簡AとCと同じ理由で、この一葉も西宮切と認めてよいように思われる。また従って13・14の詠歌年次は、右の一首と同じ正安元年(一二九九)だったことにもなるだろう。

以上、新出の西宮切四葉を紹介・考察してきたが、ここで少々視点を変えて、『自葉集』書陵部本の書誌を確認しておきたい。書陵部本は列帖装一帖で縦十七・五cm×横十七・八cmの枳形本、料紙は色変わりの斐紙、紙数は全四十二丁、うち墨付きが四十丁。外題は左上方に打ち付け書きで「自葉和歌集」、見返し題「中臣祐臣詠」、内題「自葉和歌集」。書写年代は江戸時代前期頃、『桂宮本叢書』解題によれば靈元天皇宸筆外題の由である。ここで注目されるのは、下に掲げたその図版を一見すれば明らかのように、書陵部本の一面ごとの書式が西宮切と酷似しているとい



うことである。これはおそらく偶然の一致などではなさそうで、要するに西宮切が切り出されたあとの伝為道筆の残欠本が書陵部本の親本であり、書陵部本はその残欠本の書式をかなり忠実に再現する形で書写されたということだろう。そうするとすでに『冷泉家時雨亭叢書』第七期内容見本において、

自葉和歌集〔南北朝時代写 重要文化財〕

これまで孤本とされてきた宮内庁書陵部蔵（五〇一・一八〇）本の親本。ただし、書陵部本が巻六冬までの二百三十九首であるのに対し、該本はその後に、さらに恋・神祇・釈教などの新出歌が四十二首も存しており、極めて貴重。

と予告されているように、新出の冷泉家時雨亭文庫本こそが書陵部本の親本だったということなので¹⁰、西宮切はこの時雨亭文庫本のツレだったとみてまず間違いないはずである。なお右によると時雨亭文庫本は、書陵部本よりも歌数が四十二首も多いとのことである。これはおそらく書陵部本が書写されたあとに、冷泉家に別に伝わっていた残簡を併せる形で補修がなされた結果とみられる。換言すれば書陵部本は、江戸時代前期頃における時雨亭文庫本の残欠状況をも伝えているとおぼしいわけだが、より詳しくは二〇〇八年五月刊行予定という時雨亭文庫本の影印・解題をみてから考察することにした。

詞書の考証

それでは断簡五葉を含める形で、あらためて『自葉集』の内容を検証していくことにする。その際まず為すべきことは、五葉の断簡が一体『自葉集』のどの部立に当てはまるのか、ということ特定していく作業である。そこで断簡AからEまでの内容を確認していくと、まず断簡Aは井上氏も指摘しているとおり恋部だろう。また断簡Bもその詞書と歌内容から恋部とみられる。一方断簡Cは7の詞書に「述懐歌の中に」とあり、記載の四首も確かに述懐的な要素を色濃く含んでいるので、おそらくは雑部であると考えられる。『自葉集』の部立については、先程も触れたように『桂宮本叢書』で四季・恋・雑の十卷仕立かという推定が為されていたが、以上の断簡AからCの三葉によって、確かに恋部と雑部が存在していたということが明らかとなりそうである。それから断簡Dであるが、「霰」という題が二箇所に見え、加えて記載の三首とも冬の歌なので、これは現存本の巻六・冬部の散佚部分とみてよいだろう。問題は断簡Eで、15の詞書に「旅の心を」とあり、また三首いずれも旅の歌であるという点、どうも羈旅部とするのが適切である内容のように思われる。そうすると『自葉集』には四季・恋・雑のみならず、羈旅部もあったということになるのだが、

ただ旅の歌は大きく括られて雑部に入れられることもあるだろうから、やはりこの断簡Eも雑部とみなした方がよいのかもしれない。ちなみに時雨亭文庫本にはさらに神祇・釈教の新出歌も含まれているというのだが、それらについても同様に判断できるのかもしれない。

ともあれ以上の認定を踏まえつつ、まず『自葉集』の詞書に見られる各種の詠作・催しなどを詠歌年次別に整理してみたいが、その前にもうひとつだけ確認しておく必要があることがある。すなわちこの『自葉集』において、とある歌の詞書がその次以降の歌にまでかかる場合があるかないかについてである。例えば、

永仁五年名所百首歌よみ侍しに

うちなびく煙の末も寂しきは秋のゆうべの塩竈の浦（巻四・秋上・一六二）

塩くまで干すとも袖のいかならん磯間の浦の秋の夕暮（同一六三）

などにおいては、一首目（塩竈の浦）のみならず二首目（磯間の浦）にも名所が詠み込まれており、おそらくはいずれも「永仁五年名所百首歌」だったとみてよさそうである。このように二首目に詞書がない場合は、一首目のそれが及ぶと考えられるが、それでは、

嘉元三年八月十五夜に三首歌講じ侍りしに、月前風

ながむればあたりにかかる雲もなし月のよそまではらふ嵐に（巻五・秋下・二〇〇）

野亭月

すみなれしものあるじは月なれや露もて結ぶ野辺の仮庵（同一〇一）

のような場合はどうかであろうか。ここでは一首目の「嘉元三年八月十五夜に三首歌講じ侍りしに」という詞書が、「野亭月」という題を持つ二首目にまでかかるか否か（つまり「野亭月」題も同三首歌中のものなのか）が問題となり、いずれのようにも受け取れるので実に厄介だけれども、しかしながら『自葉集』にはまた、

永仁三年に千首歌詠み侍りしに、海辺七夕といふことを

逢ふことのまたも渚にうきてよるみるめも秋のこよひばかりぞ（巻四・秋上・一四九）

同じき千首歌中に、七夕

吹きかはる風の音より袖ぬれてめにみぬ秋をしる涙かな（同一五〇）

といった例がある。このうち二首目の「同じき千首歌中に」という詞書からは、並んだ数首が同じ催しの詠にして歌題だけを異にしているという場

合には、そうである旨を明記するという『自葉集』の編纂態度を読み取ることができらる。従って先の三首歌などのように特に断りがない場合は、一首目とそれ以降とは切り離して考えるのが穏当ということになる。

そのような判断に基づきつつ『自葉集』の詞書を整理してみると、おおよそ次のようになる。

正応六年Ⅱ永仁元年（一二九三、八月五日に改元） 祐臣十九歳

- (1) 「正応六年）宝治二年後嵯峨院御百首題にて歌よみ侍しに」…九（題「若菜」）
- (2) 「正応六年）百首歌よみ侍りしに」…五二（題「花」、御点）・二三〇（題「暮秋」）
- (3) 「正応六年）堀河院御題にて歌よみ侍しに」…一五四（「萩」）
- (4) 「永仁元年）百首歌よみ侍し中に」…一一二（題「名所郭公」、御点）・断簡B5の次

永仁二年（一二九四） 二十歳

- (5) 「三月、父中臣祐春連家にて題を探りて人々千首歌よみ侍しに」…四四（題「花下忘帰」、御点）・九七（題「人伝郭公」、合点・御点）
- (6) 「古今の歌ことに一首の歌よみ侍し中に」…五三（御点）・八三（題「春歌」、隆博卿合点）・一三八（題「夏歌」）・一三九（題「夏歌」、御点）・一六九（題「薄」）・二二九（題「虫」、隆博卿合点）・断簡C9の次

- (7) 「百首歌よみ侍しに」…八二（御点・一条法印御房御合点）・一五五（御点）・二〇二（題「月」、一条法印御房御点）

- (8) 「名所百首に」…二三三（題「秋」、御点）・断簡B3（題「恋」）

永仁三年（一二九五） 二十一歳

- (9) 「千首歌よみ侍しに」…一九（題「海霞」、隆博卿合点）・二〇（題「梅移水」）・二四（題「花」）・三九（題「花」）・四五（題「古木花」）・五八・一四九（題「海辺七夕」）・一五〇（題「七夕」）・二三九（題「時雨洩袖」）・断簡A1（題「忍逢恋」）

- (10) 「百首歌よみ侍しに」…六〇

永仁四年（一二九六） 二十二歳

- (11) 「八月の頃、月歌百首よみ侍し中に」…一九三

永仁五年（一二九七） 二十三歳

- (12) 「閏十月、名所百首よみ侍しに」…四八・一一四（題「郭公」）・一三五（題「夕立」）・一四五・一六二・一六三・一八八（題「月」、御点）

(13) 「百首歌よみ侍し中に」：三・一五（題「鶯」）・七九（故左中将殿御点）・一〇五・一二三（題「五月雨」）・一四〇（故左中将殿御点）・一四四（題「夏」）・一九二・二〇九（題「月」）・二一〇（題「月」）・二三九の次
 永仁六年（一二九八） 二十四歳

(14) 「三月、当座に三十六番歌合し侍しに」：八九（題「卯花」）・二三二（題「暮秋」）
 「当座に歌合し侍しに」：七三（題「墻款冬」）
 (16) 「左近権中将殿すすめさせおはしまし侍し春日社十五番の歌合に」：断簡A2（「逢恋」）

正安元年（一二九九） 二十五歳

(17) 「九月十三夜に、十首歌奉り侍し中に」：一九八（題「月多秋友」、御点）・一九九（題「湖上秋月」、御点）・二〇七（題「古寺秋月」）・二一一（題「河月似水」）

(18) 「後撰歌一句を題に探りて歌よみ侍しに」：一一（題「山は雪降る」）・断簡E14（題「ゆくもかへるも」）

(19) 「六帖題にて歌よみ侍しに」：二一・六一・九〇・一七三（題「刈萱」）

正安四年（一三〇二） 二十八歳

(20) 「庚申会に」：二三一（題「秋の暮」）

嘉元元年（一三〇三） 二十九歳

(21) 「二月の廿日あまりに、社頭の御たひたひし侍しに花の散り侍しかば」：六六

(22) 「仙洞御百首題をもちて歌よみ侍しに」：八（題「山霞」）・三三二（題「花」）・五四（題「花」）・九一（題「郭公」）・一二五（題「廬橘」）・二二九（題「蛩」）・一四一（題「納涼」）・一六四（題「秋夕」、円光院殿御点）・一七九（題「霧」）・一八〇（題「霧」、御点）・一八四（題「月」）

嘉元二年（一三〇四） 三十歳

(23) 「正月、庚申会に」：一六（題「山霞」）

(24) 「三月の頃、花百首よみ侍し中に」：二五・二六・二九・三〇（円光院殿御点）・三一・四〇・四一・五九・六七（御点）・六八・六九・七

八

- (25) 「卯月の頃、都にてよみ侍し」：九六
 (26) 「百首歌よみ侍しに」：八七(題「残花」)

嘉元三年(一三〇五) 三十一歳

- (27) 「卯月廿日朝、大中臣泰方どもの申侍しに、郭公の鳴き侍しを互ひに初めて聞き侍よし申侍て」：九九(御点)
 (28) 「五月、庚申会に」：一一三(題「聞郭公」)・一一七(題「河五月雨」)
 (29) 「八月十五夜に、三首歌講じ侍しに」：二〇〇(題「月前風」)
 (30) 「九月、庚申会に」：二二二(題「擣衣」)
 (31) 「名所百首よみ侍しに」：七(題「残雪」)・四二・七〇(題「春月」)・七七(題「藤」)・一〇七(題「杜郭公」)・一〇八(題「杜郭公」)・一六一・一七七(題「雁」)・一九〇(題「月」)・一九一(題「月」)
 (32) 「持明院殿三十首題御会題にて歌よみ侍しに」：一三(題「早春鶯」)・二二(題「庭春雨」)・一〇〇(題「聞郭公」)・一二〇(題「五月雨久」)・一三〇(題「水辺螢」、御点)・一四二(題「樹陰納涼」、御点)・一七二(題「草花露」)・一九七(題「深夜月」)
 (33) 「六ヶ名所にて百首の歌よみ侍し中に」：八四(題「山」)・九二(題「杜」)
 (34) 「よみ侍し名所百首に」：二二二(題「月」)

年次未詳

- (35) 「法橋宗円すすめ侍し東大寺八幡宮歌合に」：一四(題「朝鶯」、御点)
 (36) 「法橋重挙すすめ侍し唯識論の裏の歌の中に」：三三(題「深山茶」)・九四(題「里郭公」)
 (37) 「父中臣祐春連、新後撰集に入侍てのち、家に人々集まりて花契遐年といふことを講じ侍しに」：三八
 (38) 「題を探りて歌よみ侍しに」：四七(題「晝花」)・二二四(題「菊」)
 (39) 「三蔵院僧正範憲すすめ侍し布留社三十六首歌中に」：七二(御点)・一〇一(題「郭公」、御点)
 (40) 「鷹司の太政大臣の春日社歌合に」：七六(題「藤」)・一〇六(題「郭公」、入庭林)
 (41) 「弘長元年の御百首題にて歌よみ侍しに」：八五(題「三月尽」、御点)・一二一(題「五月雨」、合点)・一四八(題「七夕」)・一五三(題「萩」、御点)・一六五(題「秋夕」)・二二九(題「紅葉」)・二三五(題「初冬」)

- (42) 「東北院にて残花色稀といふことを講ぜられ侍しに」…八八
 「秋たつ日よみ侍し」…一四六（御点）
 (44) 「八月十五夜に人々題を探りて歌よみ侍しに」…一八五（題「浦月」）
 (45) 「東北院にて月前露といふことを講ぜられ侍しに」…二一四（御点）
 (46) 「庭の紅葉を折りて人につかはすとて」…二二五

すでに井上氏も指摘しているが、『自葉集』には正応六年（一二九三）の祐臣十九歳から、嘉元三年（一三〇五）の三十歳までの歌が収められているということが、この一覧からまずわかる。その約十年間という時期はまだ祐臣が父祐春から神主職を譲られる以前であり、そのため比較的時間に余裕があったという事情もあるのかもしれないが、それにしても毎年毎年熱心に詠作に励んでおり、若年の頃から相当和歌に打ち込んでいたらしい様子が知られる。そこでこれらの催しの中で興味深く思われるものをいくつか指摘していくと、例えば(1)に「宝治二年後嵯峨院御百首題にて歌よみ侍しに」とあり、また(6)に「古今の歌ごと一首の歌よみ侍りし中に」とあるように、祐臣は既存の作品の歌題なり所収歌なりに基づく形での詠作を実に頻繁に行っている。ほかに依拠した作品としては(3)の『堀河百首』、(18)の『後撰集』、(32)のいわゆる「嘉元元年伏見院三十首歌」、(41)の『弘長百首』などが挙げられるのだが、それらの中で特に注目されるのが(22)の「嘉元元年仙洞御百首」である。これは言うまでもなく『新後撰集』撰進のために召されたいわゆる『嘉元百首』のことを指す。井上氏は『嘉元百首』の詠進の時期を、乾元元年（一三〇二）の冬から翌嘉元元年の秋までだったかと推定しているが、『自葉集』の、

嘉元元年に仙洞の御百首題にて歌よみ侍りしに、花

おのづから我と散るとて山桜残らばさそへ春の山風（巻二・春下・五四）

という詞書から明らかなように、その百首題を祐臣はすでに嘉元元年のうちに詠んでしまっているわけである。この例からは祐臣が、常日頃からどれだけ中央歌壇の情勢に気を配り敏感に反応していたか、ということが実によく窺えるように思われる。

次に嘉元三年（一三〇五）の(29)「八月十五夜に、三首歌講じ侍しに」という詞書だが、内閣文庫蔵『春日若宮神主祐春記』（つまり祐臣の父祐春の日記）の同年八月十五日条には、

八月十五夜、此亭一会在之、三首題、

という記事があり、その歌会の催行を裏付けることができる。この嘉元三年の記事を有する『祐春記』は、外題には「祐春記」とあるが、そのよう

な人物は神主中に見当たらず、加えて嘉元三年時の春日若宮神主は祐春なので、おそらく「恠」は「春」の誤りとみられる。また内閣文庫にはこれとは別に『祐春記』六冊が蔵され、「永仁四年四季」「正安三年四季」「正安四年自正月至十二月 延慶二年十二月」「応長二年自正月至八月」「正和二年春夏七八月」「徳治二年四季」という各年次を伝えている。これらの『祐春記』は井上氏も、

玉葉の奏覽月日は過去に諸説があつたが、増鏡に三月廿八日とある事、祐春記四月二日の条に「去月廿八日勅撰奏覽之間風聞南都」(以下欠文)とあり、三月二十八日が正しい事はあきらかである。

などのように数度にわたって活用しているが、このたび論者も小川剛生氏のご助力を得ながら読み進めてみたところ、さらにいくつかの興味深い記事を拾い上げることができた。例えば永仁四年(一二九六)八月条の、

十八日、天晴、現葉集上一卷舜堯房^ニ借了、

十九日、雨降、自舜堯房許現葉一卷返之^テ又二卷借遣了、

という二条は、散佚した二条為氏撰『現葉集』11の流布状況の一端を示すもの。また応長二年(一一三二)三月十一日条の、

今月五日、三藏院僧正房^{範憲}可来由被示間、罷向之処、房中晝夜前当座哥合有之、仍予判之処、御慮之判所望之由申之とて其衆五六輩出^テ、彼等

前^{ニテ}可付勝負之由被示之間、以爪點注付、

という一条は、祐春が歌合の判者をも務めることがあつたという事実を伝えるものである。

そしてまたこれら『祐春記』の記事の中には、『自葉集』を読解していく際に役立ちそうなものも少なからず見出せた。具体的に、前掲の詠・催し等一覧に即して指摘していくと、まず(28)嘉元三年の五月に「聞郭公」「河五月雨」の二題を詠んだという庚申会。これは『祐春記』同年五月十五日条の、

雨降、今日庚申会奉之、頭人權預^{頼主大夫}、題二首、聞郭公・五月雨、述懐等也、

という記事とほぼ一致し、おそらくはこの折の詠であろうと考えられる。次に(42)の「東北院にて残花色稀といふことを講ぜられ侍りしに」という詞書、及び(45)の「東北院にて月前露といふことを講ぜられ侍りしに」という詞書だが、『祐春記』正安四年(一一三〇)八月三日条には、

東北院得業御房覚円御參籠、御座所へ参了、種々雑談在之、哥物語在之、

という記事が見られる。この覚円というのは西園寺実兼男で、興福寺東北院の大僧正となった人物である。また京極派歌人としても知られており、岩佐美代子氏もこれまでにたびたび言及しているが12、ともあれ右の記事からは、覚円と若宮神主との間に和歌を介しての交流があつたということ

が知られる。一方問題の(42)(45)には「講ぜられ侍りしに」とあり、尊敬の助動詞「らる」が使われているので、この時東北院で歌題を講じたのは祐臣本人ではなく、祐臣が敬うべき立場にいる、とある人物だったということがわかるが、以上のような点からすると、それは覚円であるとみてまず間違いないだろう。従って(42)(45)に見える催しは、覚円の南都における和歌事績のひとつとして今後扱っていくことができようである。

それからもうひとつ、(37)の「父中臣祐春連、新後撰集に入り侍りてのち、家に人々集まりて花假年を契るといふことを講じ侍りしに」について、『新後撰集』の祐春の歌は、

冬歌の中に

中臣祐春

かれ行くも草葉にかぎる冬ならば人目ばかりは猶や待たまし(巻六・冬・四六五)

(恋歌中に)

中臣祐春

いとはるる憂き身のほどをしをばつらきたぐひも人にとはまし(巻十六・恋六・一一八三)

(題不知)

中臣祐春

散りやすき花の心を知ればこそ嵐もあだに誘ひそめけん(巻十七・雑上・一二五七)

という三首で、ここではその入集を祝して歌会を催したもののようである。この詞書にそのまま当てはまる記事は残念ながら『祐春記』には見出せないが、しかし嘉元三年三月二十四日条には、

神宮預・権預・木工助力シテ勅撰悦事構之、哥人等来此亭了、三首題、款冬・暮春・遇恋等也、

のようにある。同年の時点ではまだ『玉葉集』は成立していないので、ここに言う「勅撰」とは問題の『新後撰集』を指しており、右の記事ではその『新後撰集』への入集を悦んでいたと考えられよう。よって(37)もおそらくはこれに近い時期、嘉元三年の春頃に催されたものと推測することができようである。(37)の歌が、

父中臣祐春連、新後撰集に入り侍りてのち、家に人々集まりて花假年を契るといふことを講じ侍りしに

折をしり時を忘れて年ふるは春と花との契なりけり(巻一・春上・三八)

のように春の歌であり、『自葉集』でも春部に配列されていることも、その春頃という季節とはよく合致すると言えるだろう。

ところで『新後撰集』の成立時期について、九州大学附属図書館細川文庫蔵『代々勅撰部立』¹³には、まず正安三年(一一三〇一)十一月に後宇多院から為世へ撰集下命があり、その二年後の嘉元元年(一一三〇三)十二月十九日に奏覧されたと記されている。問題はこのように奏覧が嘉元元年十

二月だったとすると、嘉元三年春頃開催の祐春の入集を悦ぶ歌会との間に、一年以上ものブランクが生じてしまうことである。これについてはよくわからず、保留にせざるを得ないと思っていたところ、小川剛生氏から口頭にて、奏覧と言っても二十巻すべてが完成していたとは限らず、十三代集でたまにあるように、その時点では例えばまた四季部だけだったと考えればよいのではないか、つまり奏覧後も撰集作業は続けられていて、その後返納されて世間に流布し始めたのが『祐春記』に言う嘉元三年春頃だったのではないか、というご教示をいただいた。そうすると『祐春記』のこの記事は、それこそ『新後撰集』の返納と流布の具体的な時期を知らせる貴重な資料ということになるのだが、それはまた別の問題でさらなる考証を要するので、今は指摘に留めておきたい。

合点注記の検討

以上『自葉集』のいくつかの詞書と、それらから垣間見られる和歌史的事実について若干の考察を加えてきた。続いて今度は『自葉集』に存する合点注記に目を向けてみよう。すでに簡単に触れたように、『自葉集』所収歌の中には「\」 「御点」などの合点注記が付されているものがある。具体的には、

- a 「\」 (合点、意図するところは不明) : 八二・九三・九七・一〇二・一一一・一三四・一八九
- b 「御点」 (おそらく二条為世) : 二・一一・一四・一八・二七・二八・三四・四三・四四・五〇・五一・五三・五六・五七・六一・六三・六七・七二・七四・八〇・八一・八二・八五・九三・九五・九七・九九・一〇一・一〇二・一一一・一一二・一三〇・一三四・一三六・一三九・一四二・一四六・一四七・一五三・一五五・一八〇・一八二・一八八・一九九・二〇四・二一四・二二三・二二七・二三三・二三四・断簡
- B5・断簡C8・断簡D11
- c 「隆博卿合点」 (九条隆博) : 一九・八三・一五六・二一九
- d 「円光院殿御点」 (鷹司基忠) : 三〇・五五・一三四・一六四
- e 「故左中将殿御点」 (二条為道) : 七九・一一〇・一四〇・二〇六
- f 「一条法印御房御合点」 (定為) : 八二・二〇二・二二〇
- g 「入庭林」 : 一〇六

という七種類だが、これらは先に紹介した井上氏説のとおり、祐臣が「自詠を京の有力歌人に送って批点を求め、それを書き入れたもの」であろうと考えられる。より詳しく説明すると、おそらく祐臣は頻繁に歌を詠んで彼ら在京の歌人達に詠草を送り、そうして加点された詠草を用いて今度は『自葉集』を編纂し、その際に評価を受けた歌については明示しようという意図で、「御点」「隆博卿合点」などと注記を加えていったのだろう。もともと『自葉集』内容上の年次の下限（判明する範囲では嘉元三年、前述）と、注記が付され得た時期（正和二年以降、後述）には八年ほど間があるので、注記は『自葉集』編纂後しばらくを経てから加えられたものかもしれない。いずれにせよこれらの注記（合点はともかく）はおそらくは祐臣自身が付したものと見てよいだろうから、とりあえずはそのような前提で論を進めていくことにする。

そうすると、まず注目されるのはdの「円光院殿御点」である。基忠が「円光院殿」と呼ばれ得るのは薨年の正和二年（二二二二）七月七日（『公卿補任』以降であるので、この注記が記されたのは（またそれが編纂と同時期ならば『自葉集』が成立したのは）少なくともそれよりはあとと考えられよう。一方『自葉集』にはほかに、

鷹司の太政大臣の春日社歌合に、藤

夕日さす雲こそかかれ三笠山同じ高嶺の松の藤波（巻二・春下・七六）

鷹司の太政大臣の春日社歌合に、郭公

入麻 鳴きすつるただ一声も身にそひて心に過ぎぬ郭公かな（巻三・夏・一〇六）

のような詞書があり、ここに登場する「鷹司の太政大臣」も基忠を指すとみられる。この基忠主催の春日社歌合というのはほかに所見がないようだが、仮に「太政大臣」という官職表記が詠歌年次のものだったとすると、基忠が太政大臣となったのは弘安八年（一二八五）四月二十五日のことだから（『公卿補任』）、歌合の開催はそれ以降ということになる。ところで右の二首目にもまた注記が付されており、すなわち前掲gの「入庭林」というものである。これはこの一首が「庭林」なるものに入集していたことを示すのだろう。冷泉家時雨亭文庫蔵『私所持和歌草子目録』14「打聞」の項には、

- 一 打聞
- ……
- 聞底抄 洞花抄
- ……
- 庭林集 社壇抄

月詣集 松風集

……

のように「庭林集」という私撰集の名が記されているので、おそらくはそれを指すものと思われる。また彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」には、

(家々撰集抄(次第不同))

109 庭林集十卷(大閤鷹司家中所/読之歌集之)

という大変興味深い記述が見られる¹⁵。ここで想起されてくるのは、有吉保氏蔵の未詳中世私撰集残簡である¹⁶。有吉氏によると成立は鎌倉時代末期頃で、基忠周辺で編まれたものと想定されるということであるが、今結論だけ述べておくと、この残簡こそが問題の「庭林集」である可能性がかなり高いように思われる。先頃有吉氏の格別のご厚意によりこの残簡を実地に調査させていただくことができたので、別の機会にあらためて検討したいと考えている。

次に注目すべきはbの為世の「御点」である。『自葉集』では計五十四首もの歌に「御点」が付されており、この数の多さからは、祐臣が実に頻繁に為世の加点を求めていることが知られる。おそらく祐臣は為世の門弟のような立場にいたのだろう。本論の冒頭で祐春筆・為氏加点の詠草断簡を取り上げることがあったが、祐臣もそのような父に倣ってそのような形で為世の指導を仰いでいたものとみられる。では具体的に、どのような場で詠まれた歌に「御点」が付されているのかということについては、すでに前節で掲げた詠作・催し等一覧に併せて示しているのでご参照いただきたい。今はそれらの中から、正安元年(一二九九)の(17)「九月十三夜に、十首歌奉り侍し中に」という一例だけを取り上げることとする。

この時の歌は『自葉集』には、

正安元年九月十三夜に、十首歌奉り侍りし中に、月多秋友といふことを

^{御点}秋を経てなれぬる月の影のみぞ心かはらぬ友となりける(巻五・秋下・一九八)

同十首に、湖上秋月

^{御点}滋賀の浦や秋はみぎはの外までもさざ浪よせてこほる月影(同・一九九)

正安元年九月十三夜に、十首歌奉り侍りし中に、古寺秋月

月ならで誰にとはましとぶ鳥のあすかの寺のよよの昔を(同・二〇七)

正安元年十三夜十首歌奉り侍りし中に、河月似氷

山河の岩間の月のうす氷むすぶとみればかげぞながるる(同・二二一)

のように四首見出すことができ、うち最初の二首が「御点」を有する。詞書自体はやや不明瞭で、「十首歌奉り侍りしに」とありながら誰に奉ったのかという点が明示されていないのだが、しかしながらこの「御点」の存在によって、十首歌を為世が披見していたことが知られよう。従って「奉り侍りし」というのは、祐臣が為世に直接献上したことを示すもの、と考えるのがまずは穏当なようである。なおその「奉り侍りし」の「奉る」という謙譲語は、もちろん為世に対する敬意の表明とみられるが、詞書中でこのような他の登場人物に対する待遇表現が用いられるのは、『自葉集』ではほかに二例だけしかないようである。そのうちのひとつは先程も取り上げた、東北院の覚円に対する「講ぜられ侍りし」の「らる」という例、そしてもうひとつが西宮切の断簡Aに見られる、

同(永仁) 六年に左近権中将殿すすめさせおはしまし侍し春日社十五番の哥合に、逢恋

をのつからまともまでみる逢ふこともなを夢なれやうつともなき(2)

の「すすめさせおはしまし」という例である。この詞書の「左近権中将殿」については井上氏によって、為世嫡男の為道のことではないかと指摘されており、為道が永仁六年(一二九八) 当時にそう呼ばれ得たことは確かに諸資料から類推できるので¹⁷、まずは従うべきかと思われる。よってこの詞書では「すすめさせおはしまし」という尊敬語が為道に対して用いられていることになるが、それにしても「すすめさせおはしまし」というのは、覚円の「講ぜらる」という例に較べて敬意の程度が非常に高いと言えるだろう。そのことと、前掲の「正安元年九月十三夜十首歌」の詞書で為世に対し「奉る」とあった例とを考え併せると、『自葉集』では為世と為道、すなわち二条家に格別の敬意が払われている様子が窺えるのではなからうか。ところで『自葉集』が祐臣の自撰家集とみられることについては本論の最初で確認を済ませたが、また詞書において「侍り」が多用されていること、のみならず十巻仕立てとされ部立が設けられ、というふうには、かなり整然と構成されていることから、『自葉集』が草稿や手控えの類ではなく、第三者に見せることを前提とした、対外的な目的のために編纂されたらしいことが見て取れよう。ではその第三者とは具体的に誰だったのかというと、もちろんいろいろと想定することはできるだろうが、前述のような二条家に対する待遇表現から推して、やはり最も有力な候補は二条家であり、またその中でも為世であるうと思われる。これはあくまで可能性のひとつに過ぎず、推測の域を出るものではないが、しかしそのように考えてみると、例えば『自葉集』の次のような問題に対して、それなりに納得のいく答えが得られるようになるのである。

それは先程の「正安元年九月十三夜十首歌」に関してである。『自葉集』では基本的に祐臣以外の人物が登場する際は、

法橋宗円すすめ侍りし東大寺八幡宮歌合に、朝鶯

春風のしるべは遅き谷の戸に今朝は心と鶯ぞ鳴く(巻一・春上・一四)

法橋重挙すすめ侍りし唯識論の裏の歌の中に、深山茶

かへりみる外山も花の盛りにてなほゆきやらぬみ吉野の奥(同・三三)

三蔵院僧正範憲すすめ侍りし布留社三十六首歌中に

おほかたのかげやはかはる春くれば月の名立てにかすむ空かな(巻二・春下・七三)

東北院にて、残花色稀といふことを講ぜられ侍りしに

おほかたの山は青葉の色ながらそれかと残る花の白雲(巻三・夏・八八)

永仁二年三月の頃、父中臣祐春連家にて、題を探りて人人千首歌よみ侍りしに、人伝郭公といふことを

人づてに鳴くとは知りぬ郭公我が身に聞かぬ初音なれども(同九七)

のようにその名前や総称、もしくは特定できるだけの情報を必ず詞書中に記している。ところが「正安元年九月十三夜十首歌」の場合だけは異なつて、誰にこの十首歌を奉ったのかということが詞書には示されていない。為世であろうという推測は、たまたま「御点」が存していたからできたのであり、詞書の記述だけからそうと判断することはほとんど不可能に近いだろう。このように「正安元年九月十三夜十首歌」の詞書は、為世という登場人物に関する手掛かりを何も記していないという点で、『自葉集』では例外的な書かれ方となっているのである。ではなぜこれに限ってそうなのかと言うと、それは前述のように『自葉集』そのものが、為世に献上されたものだったからではなからうか。つまり為世が目を通すことが前提となっていたために、為世の名前をあらためて記したりする必要がなかった、記さなくても十分通じた、ということだろうと思われる。またそれと同様のことは、それこそ「御点」という注記についても言えるだろう。ほかの注記が「隆博卿合点」「円光院殿御点」などと記されている中で、「御点」にだけは為世の名が冠されていないというのも、この『自葉集』がほかならぬ為世相手のものだったから、ということでは説明がつきそうである。

このように『自葉集』は、おそらくは為世に献上されたものだったのだろうと推定してみたのだが、ここでもう少しだけ論を進めると、前述のとおり『自葉集』への注記の付加(あるいは同集の成立そのもの)が正和二年以降という点は注意すべきと思われる。と言うのはそれからわずか五年後の文保二年(一一三一)十月に、『続千載集』撰進の命が後宇多院から下されているからである。その際に撰者の為世が、歌人であるか否か、堪能であるか否かに関わらず、広く人々に詠草を募ったという『井蛙抄』のエピソードは有名であるが、そうするとやはり想像されるのは、その時

の為世の求めに応じた人々の中に祐臣がいて、結果献上されたのがこの『自葉集』だったのではなかるうか、ということである。そのように考えてみた場合、例えば「御点」や「入庭林」といった注記の類は、自らの実績を示して勅撰作者たり得ることを主張しようとしたものだったと理解できるし、また例えば『自葉集』における、

父中臣祐春連、新後撰集に入り侍りてのち、家にて人人あつまりて、花契遐年といふことを講じ侍りしに
折を知り時を忘れて年ふるは春と花との契なりけり（巻一・春上・三八）

といった歌の存在も、『新後撰集』の撰者でもあった為世への配慮だったと受け取ることができらるう。もつともそうした見方にすべての要素が当てはまるわけでもなくて、例えば祐臣の歌は『続千載集』に、

題不知
中臣祐臣

知られじな袖のみなどによる波の上にはさわぐ心ならねば（巻十一・恋一・一〇九二）

（題不知）
中臣祐臣

過ぎやすき時雨を風に先だてて雲の跡行く冬の夜の月（巻十六・雑上・一七八四）

題不知
中臣祐臣

世々経ぬる跡とは人に知らるとも身にしのばれん言の葉ぞなき（巻十七・雑中・一八九四）

のように三首入集しているが、その中で『自葉集』所収歌と一致するものは一首もない。この場合、一首目は恋の歌、二首目は雑あるいは冬の歌、三首目は雑の歌であるから、あるいは『自葉集』の散佚部分にかつては存していたものか、と憶測することもできるが、しかしなもの根拠にしても説得力は得られないので、そうみることは控えたい。また例えば祐臣の歌は『続現葉集』にも、

（題不知）
中臣祐臣

秋の夜は我よりほかも飛ぶ火野の野守やいでて月をみるらん（巻五・秋下・三四五）

若宮神主になりてよめる
中臣祐臣

春日山同じ跡にと祈りこし道をば神も忘れざりけり（巻九・神祇・六八一）

のように二首入集しているが、やはりいずれも『自葉集』には見出せない。この『続現葉集』は福田秀一氏によって、おそらくは為世の撰にして『続千載集』の撰外佳作集的な性格を持つと推定されている私撰集だが¹⁸、特にこのうちの一首目が秋の歌であるにも関わらず、秋部の現存している『自

『葉集』に入っていないということは、『自葉集』が『続千載集』の撰集資料に供されたとする見方に対して少なからず否定的に働くだろう。従って『続千載集』との関わりについては、当面はあまり想定しない方が無難であるのかもしれない。ただ可能性がまったくなくなったというわけでもないので、あえて言及してみた次第である。この問題は今後の西宮切の発掘によって、次第に明確になっていくだろう。

さて、そのほかの注記の中でもうひとつ触れておきたいのは、dの為道の「故左中将殿御点」である。為道が没したのは永仁七年（一二九九）五月五日なので（『尊卑分脈』）、それ以降の内容を含む『自葉集』の注記で「故左中将殿」とされること自体に不審は特にない。ただそのように成立以前に亡くなっている為道であるから、当然ながら『自葉集』を目にすることも書き写すこともできただろうが、つまり伝為道筆の西宮切は、実のところ為道筆ではあり得ないことになるわけである。それでは一体誰の筆蹟かというところ、鎌倉末期頃というその書写年代からして、まず最初に疑うべきはやはり祐臣その人だろう。もともと現在のところ、祐臣の確実な仮名資料は見出されていないので、それに基づいた検討というのは残念ながら為し得ない。しかし祐臣を伝称筆者とする古筆切は数種類伝わっており、中に美保神社蔵手鑑ほかに収められている未詳私撰集断簡がある¹⁹。この私撰集断簡の筆蹟は勢いよく一気に書き進められた印象で、一方の西宮切は非常に丁寧に書写された趣なので、なかなか比較は難しいのだが、それでも一文字一文字の特徴はかなり通じ合うのではないかと思われる。その具体的な検証は私撰集断簡の内容の考察と併せて別の機会に行いたい。が、仮に両者が同筆であったとすると、私撰集断簡とともに西宮切についても祐臣の筆蹟だったというそれなりの可能性が生じてくるだろう。ならばまた伝為道筆とされ、しかも西宮切と同筆とおぼしき古筆切²⁰についても、実際は祐臣筆だったと考えてよいことにもなる。あるいは祐臣は詠作のみならず、歌書の書写にも熱心に取り組んでいたのかもしれない。このような祐臣の、また祐臣に限らず歴代の春日若宮神たちの書写活動に関しても、今後あらためて注意を向けるべき問題のように思われる。

正和四年京極為兼南都下向と春日社司

以上『自葉集』に関する基礎的な考察を行い、またそれから派生するいくつかの問題について検討を加えてきた。最後にとある興味深い資料をもうひとつだけ紹介して本論を締め括りたい。

正和四年（一一三五）四月、京極為兼は一族側近を引き連れて南都に下向、春日社において『法華経』などを供養し、併せて蹴鞠や和歌の披講をも行った。その時の為兼の振る舞いは豪奢を極めて分を越えており、結果権門の反発を招いて同年十二月の失脚、及び翌年一月の土佐配流に繋がっ

たとされる有名な出来事であるが、従来この南都下向を伝える資料としては、『公衡卿記』と『続史愚抄』のふたつが知られるばかりであった。ところが早く永島福太郎氏は、当日の記事を有する祐臣の日記が千鳥家に現存することを二度にわたって報告し、のみならずその具体的な内容をも紹介していたのであった²¹。その文章を次に掲げよう。

春日社家の人々が、二条京極両家に対し、どのような態度に出でたかは未だ研究してゐない。祐春が為世に師事し、知遇を蒙つてゐることは明かである。京極為兼や冷泉為相に対しても面識はあつたらうが、それ以上の資料は見当らない。祐世や祐臣も為兼為相等に面接したことがあるが、その指導をどの程度に受けたか明かでない。唯一つ、その関係を見るのに、新資料があるので紹介して置く。正和四年四月に京極為兼冷泉為相は、鞠歌奉納の宿願を果す為に、賀茂社の禰宜等を引連れて春日社参に下向した。(鞠道に賀茂社家が加はつた早い例である) 予告によつて春日社司等ともに懐紙を奉納しようとして準備をしてゐた。祐臣は折柄重服に當つてゐたので、その父祐世(トヨヨ)が詠進すべく用意してゐたところ、当日、跡(マ)に人数が定つて居るといふて春日社司は除外せられ、為相が読師となつて披講した。これを祐世²²は残念がり、当社の披露に、その祠官が勅撰にも預る輩が洩れるといふことは不便のことだと述懐してゐる。此の時、伏見法皇・後伏見上皇の御歌も進められ、為兼の懐紙は特に絶品であつたといはれて居る。(正和四年祐臣記) これを見ると、京都の歌道家の人々からは、春日社司の如きは単に一巧人として遇せられてゐた程度と考へられる。従つて春日社司が、二条京極両派のいづれかに立つて、論争にまで加つたことはなかつたと見られるのである。

日記の原文引用が一切ないのは残念であるが、しかし歴代の春日若宮神主の日記群を長年にわたつて調査・研究していた永島氏によるものなので、まず大枠では信頼してよいのだらうと思われる。ではこの要約文の一体どこが興味深いのかというと、例えば為兼の春日参詣の宿願というのが、具体的には蹴鞠と和歌とを奉納することであつたこと、また為兼と並んで冷泉為相の存在も大きく取り上げられていること、さらに為相が和歌披講の読師であつたことなども、もちろん見逃すことはできない。ただ本論の関心からすると最も注目されるのは、当時神主だつた祐臣の代わりに詠んだ叔父祐世の奉納和歌が、すでに定員に達しているからといって不要とされたという点である。『新後撰集』『玉葉集』に各一首ずつ入集という勅撰歌人でもあつた祐世にとつて、この一件は大変な屈辱だつたに違ひなく、また祐臣にしても、それは神主がないがしろにされたのとほとんど同じことだろうから、やはり相当不快に感じたことだろう。為兼が春日大明神に一方ならぬ信仰を寄せていたことは、すでに岩佐美代子氏が指摘しているが²³、しかしそうした尊崇の念は、春日大明神に仕える人々にまで及ぶことはなかつたようである。永島氏もこのことから、右の傍線部のように「京都の歌道家の人々からは、春日社司の如きは単に一巧人として遇せられていた程度と考へられる」と説いている。ただ「京都の歌道家の人々」と一

口に言っても、為世をはじめとする二条家の人々は本論でみてきたとおり、祐春・祐臣ら春日若宮神主との関わりを決して疎かにはしていなかった。すなわち以上のことから、京極派以外の歌人にはほとんど関心を寄せようとしない為兼と、包容力のある二条派というそれぞれの在り方が、かなりはつきりと浮かび上がってくるのではないだろうか。鎌倉時代末期の和歌史を考察する際、京極派の主要歌人、二条派の主要歌人を中心に据えて検討していくことは、もちろん何より重要だろうが、また時には祐臣のような、他への影響力があまりあつたとは言えない一歌人の資料を追っていくことによっても、当時の歌壇状況の一面面を垣間見ることはできるのだろうと思われる。

- 1 春名好重氏『古筆大辞典』（一九七九年十一月、淡交社）「中臣祐春詠草」の項参照。
- 2 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』（一九五二年二月、目黒書店）。
- 3 注2に同じ。
- 4 宮内庁書陵部編『桂宮本叢書 私家集八』「自葉和歌集」解題（一九五八年三月、養徳社）。
- 5 以下井上氏の説は『中世歌壇史の研究 南北朝期』（一九六五年十一月初版、一九八七年五月改訂新版、明治書院）に拠る。
- 6 京都国立博物館編『国宝手鑑 藻塩草』解説（一九六九年五月、淡交社）。
- 7 久保田淳氏「手鑑の複製本から」（『和歌史研究会会報』第六十九号、一九七九年二月）。
- 8 古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成 第四卷 藻塩草』解説（一九八五年一月、角川書店）。
- 9 この極印を「扨」と読むことについては中村健太郎氏「朝倉茂入の極印」（『若木書法』第五号、二〇〇六年三月）参照。
- 10 本論初出時にも一言指摘しておいたように、宮内庁書陵部蔵の柳原紀光編「歌書類目録」（柳一八三二）の「御集並家集」には「中臣祐臣歌一冊 冷」という記載が見られる。うち「冷」は「冷泉家文書目六」の略号であるから、『自葉集』の伝本が冷泉家に蔵されていたことは推定できていた。その現存に対する期待が叶ったということである。
- 11 福田秀一氏「中世私撰和歌集の考察——現葉・残葉・続現葉の三集について——」（『中世和歌史の研究 続篇』所収、二〇〇七年二月、岩波出版サービスセンター、初出『文学・語学』第十六号、一九六〇年三月）。なおこの『現葉集』の成立時期については本研究序章も参照のこと。
- 12 岩佐美代子氏『京極派歌人の研究』（一九七三年三月、笠間書院）。

- 13 『在九州国文資料影印叢書〔第二期〕六 代々勅撰部立 神祇和歌 連歌新式』（一九八一年五月、在九国文資料影印叢書刊行会）。
- 14 『冷泉家時雨亭叢書 第四十卷 中世歌学集 書目集』（一九九五年四月、朝日新聞社）。
- 15 本研究第三章第一節「彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」参照。なお福田秀一氏「訪書報告——岡山地区の近況」（『和歌史研究会会報』第二十二号、一九六六年五月）において初めて具体的に紹介された岡山大学附属図書館池田家文庫蔵『歌書目録』（本研究第三章第二節参照）にも、
（家々撰集和歌）
庭林集
十卷
鷹司太閤家中二詠所哥之集也
という記載が見られる。
- 16 有吉保氏「中世散佚私撰集の残葉紹介」（『和歌史研究会会報』第百号、一九九二年十二月）。
- 17 例えば『永仁元年内裏御会』の「正四位下行左近衛権中將臣中宮権亮美濃権介藤原朝臣為道上」、『尊卑分脈』為道の「左中將（略）永仁七五五卒^{廿九}」など。
注11に同じ。
- 18 『古筆手鑑大成 第十四卷 手鑑（京都・観音寺蔵）』四九（一九九四年八月、角川書店）・『同第十五卷 手鑑（島根・美保神社蔵）』二四二（一九九五年七月、角川書店）・『細川家永青文庫叢刊 別巻 手鑑』二七三（一九八五年二月、汲古書院）・久曾神昇氏『私撰集残簡集成』五七（一九九九年十一月、汲古書院）など。ちなみにこの伝佐臣筆断簡も『庭林集』——有吉氏蔵残簡とは別の伝本——である可能性が高そうである。
- 20 『徳川黎明会叢書 古筆手鑑篇二 霜のふり葉』（一九八六年二月、思文閣出版）所収の『千載集』断簡、また小林強氏が初めて紹介・考察した御所本『和漢兼作集』散佚部分の断簡（「中世古筆切点描——架蔵資料の紹介——」（『仏教文化研究所紀要』第三十六集、一九九七年十一月）など）。
- 21 永島福太郎氏『春日社家日記』（一九四七年十一月、高桐書院）・同氏『中世文芸の源流』（一九四八年五月、河原書店）。なお以下の引用文は後者に拠る。
- 22 『春日社家日記』の方の要約文では「祐臣」とする。

岩佐美代子氏『京極派和歌の研究』（一九八七年十月、笠間書院）。

第六節 松吟和歌集

研究史概観

『松吟和歌集』は今日完本が見出されておらず、諸文献中にも痕跡を一切留めず、わずかに二条為遠を伝称筆者とする古筆切によつてのみ、その存在と内容の一部とが知られる大変珍しい作品である。最初に久曾神昇氏が「松吟和歌集巻第六／冬哥」という巻頭部分の一葉（後掲の断簡B）、及びそのツレ一葉（断簡G）を翻刻のみで紹介し¹、次いで池田和臣氏が同じく伝為遠筆の一葉（断簡F）を凶版と共に取り上げた²。その際池田氏は久曾神氏の論は参照しておらず、ただ『古筆大辞典』『松吟和歌集』の項に基づきツレと推定したのであるが、先年刊行された久曾神氏『私撰集残簡集成』³七六～七七に最初の二葉の凶版が掲載されたので、ツレたることが確実となった。そのほか林原美術館蔵手鑑『世々の友』に貼られている伝為遠筆「歌集切」一葉（断簡D）について、『古筆手鑑大成』解説⁴では「私撰集の冬部かと思われるが、具体的にどのような形態の、どのような規模の歌集かは不明」とされていたところ、これもやはり『松吟集』とみるべきことを田中登氏が指摘した⁵。また最近になって別府節子氏も、出光美術館蔵手鑑『聯珠筆林』所収という伝為遠筆の一葉（断簡I）を『松吟集』のツレとして報告している⁶。

断簡翻刻

さて稿者はそれら五葉以外にさらに五葉、伝為遠筆『松吟集』断簡を見出しているので、十葉まとめて次に翻刻してみよう。

断簡A（今治市河野美術館蔵手鑑『蕙叢』所収）

梅薰袖といふことを

道喜法師

1 おもひやるさとやいつくの梅か香を
わか衣てにはるかせそふく

待花を 藤原定宗朝臣

2 まつほとあたたら日かすをおなしくは

花のさかりとおもはましかは

題不知 道恵ほうし

3 さかぬまはそれとはかりのおもかけの

断簡B (久曾神氏『私撰集残簡集成』七六)

松吟和謠集卷第六

冬哥

山時雨といふことをよみ侍ける

正二位隆教卿

4 みわ山にしくれふるらしかくらくの

はつせのひはら雲かゝるみゆ

題不知 藤原隆朝臣

5 ときはなる松も今朝よりふくかせの

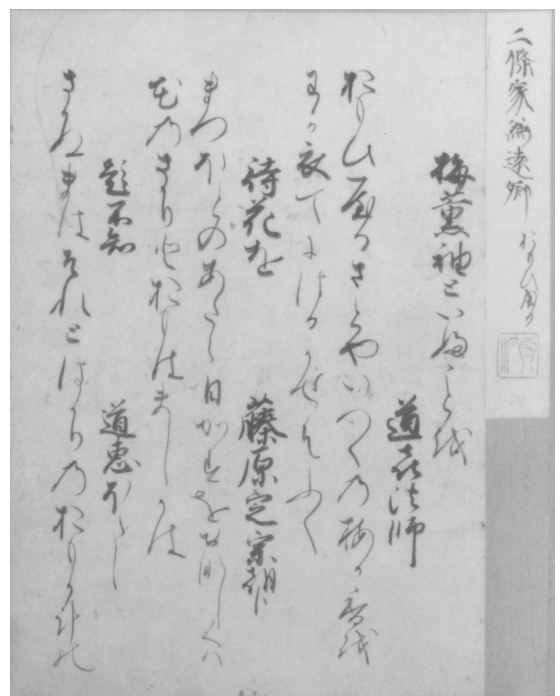
いと□しくれて冬はきにけり

断簡C (東大寺図書館蔵手鑑所収)

6 うら浪のよするいそへはかつきえて

とをきしほひにつもる白雪

題不知 藤原為秀朝臣



7 ぶりそめてあとといとはしき雪の中に
わかとはぬをも人はうらみし

宣旨三位

8 をとつるゝたかならはしもしら雪の
つもれば庭に人そまたるゝ

雪にはといひてとはさりける人につかはしける

断簡D (林原美術館蔵手鑑『世々の友』所収)

9 けさはゝや人めもたえて柴の戸も
雪にとちたる山のおくかな

立后御屏風の哥奉ける中に

正二位隆教卿

10 事とふもさひしき松のあらしさへ

ゆきにをとせぬ冬の山さと

山路雪 高階宗尚

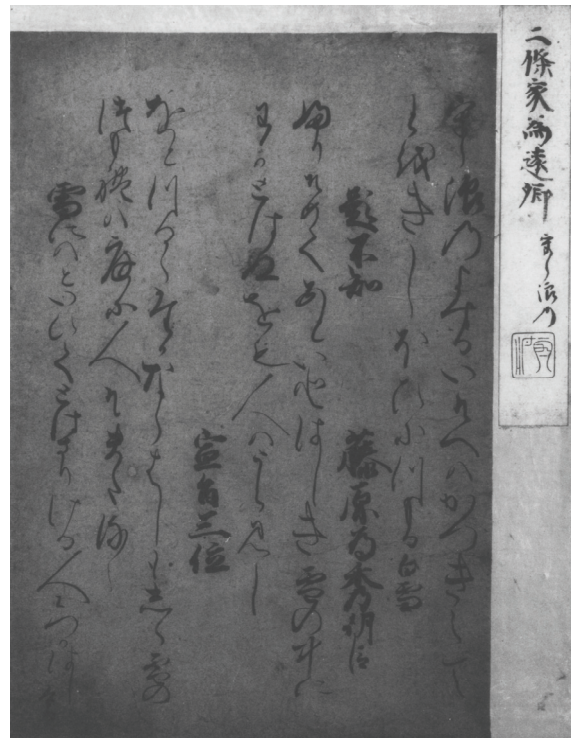
11 ふる雪にもとのいはねはうつもれて

木かけをわくる山人のあと

断簡E (星名家蔵手鑑『藻塩草』所収)

藤原盛徳

12 あはれしらはなをいかならむ雪もよに
月と花をとともになかめて



権僧正静伊

13 ぶりつもるいろこそ見えねむはたまの

やみはあやなし庭のしら雪

行路雪を 前参議雅孝卿

14 今はゝやかちよりかよふ道もなし

こはたのさとの雪の夕くれ

断簡F (池田氏「国文学古筆切資料拾遺」)

歳暮をよめる 女藏人万代

15 うきにたになれつるとしはしたはれて

わか身にしらぬ春はまたれす

後宇多院新兵衛督

16 いくたひかおくりむかへむ行としの

つもるはかりをおもひてにして

二品法親王慈

17 百とせのなかはにおほくこよろきの

いそかぬ老のとしのくれかな

断簡G (久曾神氏『私撰集残簡集成』七七)

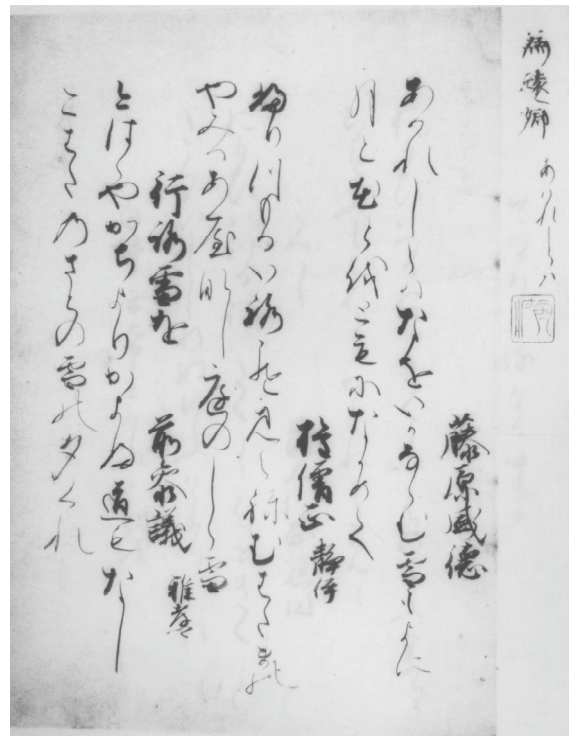
藤原雅宗朝臣

18 せきかへしおさふる袖にならひきて

なみたもつゝむ程やしるらん

百首哥のなかに

民部卿為定卿



19 いかにせむたえぬおもひのゆふけふり
心の中にけつかたはなし

後醍醐院少将内侍

20 いかにしてくちたにはてむ名とり川
せゝのむもれ木あらはれぬまに

断簡 H (青蓮院旧蔵手鑑『もしの関』所収)

21 ふしのねのけふりのすゑを人とはゝ
うはのそらにや お

寄雲恋 頓阿法師

22 山かけにかせのふき しくしら雲の
したにはれぬ はおもひなりけり

遊義門院兵衛佐

23 物おもふかき りしられて ゆふくれの
雲のはたてをすくる秋かせ

題不知 従三位 経春卿

断簡 I (出光美術館蔵手鑑『聯珠筆林』所収)

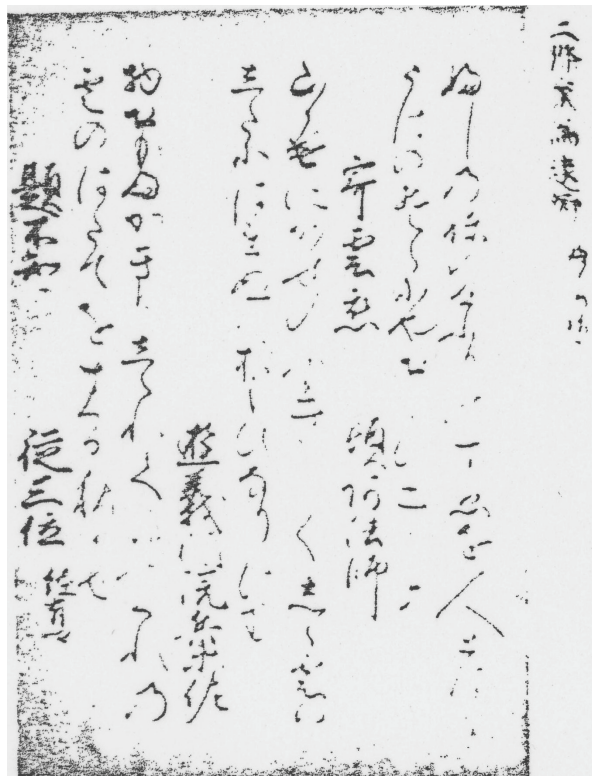
後二条院御時題をさくりて哥

つかうまつりけるにすゝか河を

丹波忠守朝臣

24 はしたかのをふさにかゝるすゝか河
かりのつかひや浪をわくらむ

権大納言尊氏卿箏をかりて返し



侍るとてことちのつゝみ紙に敷島の

しるへはかりとおもひしにこと道まで

もたとらさりけりとかきつけ侍ける返し

断簡J (原美術館蔵手鑑『麗藻台』所収)

25 いたつらにふみみる道はくらくとも

あつめやせまし窓のしら雪

住吉社に奉哥^二源顕氏

26 すみよしのきしのひめ松いく千代か

神にちきりてとしのへぬらん

藤原良尹朝臣

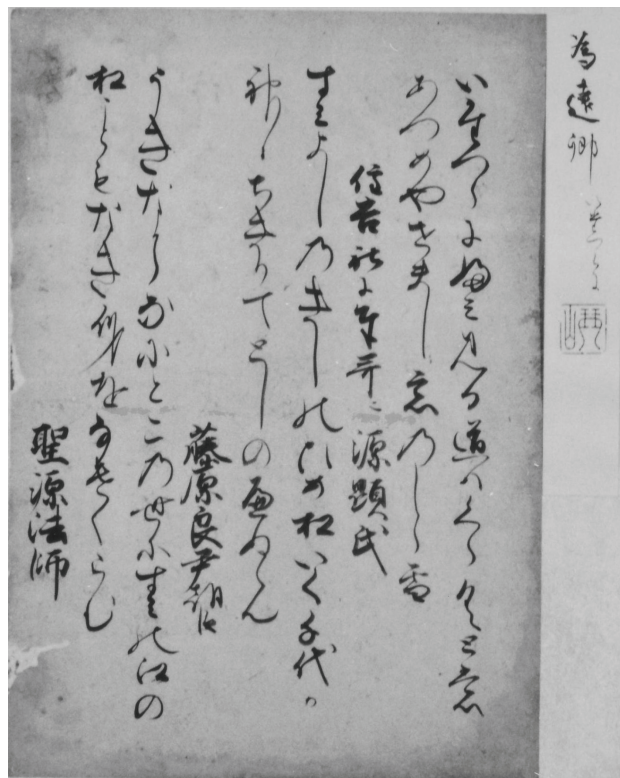
27 うきなからなにとこの世にすみの江の

松こともなき身をなけくらむ

聖源法師

成立・性格

部立としては断簡Aが春部、B～Fが卷六・冬部、G～Hが恋部、Iが雑部、Jが神祇部もしくは雑部とみられる。ただし冬部については巻頭部分の断簡Bと、「歳暮」と言うから巻末近くのFとを除いてその配列は明らかではない。断簡C末尾の「雪にはと言ひて訪はざりける人につかはしける」という詞書は一見、D冒頭の「今朝ははや人目もたえて柴の戸も雪に閉ぢたる山の奥かな」という一首に連なるようにも読めるけれども、両葉とも右側に綴穴痕が存しているのです。また配列がはつきりしないのは断簡G～Jについても同様で、右に並べた順番はあくまで便宜的なものである。ともあれ裁断された列帖装の典籍が一帖だったと想定すれば(二帖だったという確率よりは高いだろうか)、『松吟集』は巻一～六が春上下・夏・秋上下・冬の各部で、巻七～十に恋部・雑部(また神祇部?)が含まれるという十巻仕立ての撰集だったと考えられ



よう。

次に『松吟集』の成立年次について久曾神氏は、断簡B Gの作者名表記に基づき「暦応二年（一三三九）八月〜康永二年（一三四三）正月の間」ながらも、3の作者「藤原雅宗朝臣」が「暦応三年五月二十日に右兵衛督となつてゐるので、それ以前」かと考証している。では久曾神氏以後に見出された断簡を含める形で、この問題をあらためて考えてみるとどうなるか。手掛かりとなるのは次の人物表記であろう（以下すべて『公卿補任』に拠る。煩瑣になるので必要最小限に留める）。

2 作者名「藤原定宗朝臣」…元弘四年（一三三四）正月五日叙従四位下〜貞和五年（一三四九）九月十三日任参議

4 10 作者名「正二位隆教卿」…元弘二年（一三三二）八月三日叙正二位〜同三年（一三三三）復従二位、建武五年（一三三八）正月七日叙正二位
〜貞和四年（一三四八）十月十五日薨

7 作者名「藤原為秀朝臣」…康永三年（一三四四）正月五日叙従四位下〜延文三年（一三五八）正月六日叙従三位

14 作者名「前参議雅孝卿」…文保二年（一三一八）二月十一日辞参議〜貞和元年（一三四五）八月二十五日任権中納言（武家推挙）

18 作者名「藤原雅宗朝臣」…正中二年（一三二五）正月二十九日叙従四位下〜康永二年（一三四三）正月五日叙従三位、同年八月三十日薨

19 作者名「民部卿為定卿」…建武四年（一三三七）七月二十日兼民部卿〜貞和二年（一三四六）十二月五日任権大納言（この時点までは確実に任

民部卿）

20 作者名「後醍醐院少将内侍」…暦応二年（一三三九）八月十六日崩御・諡号

23 次作者名「従三位経有卿」…暦応四年（一三四一）四月十六日叙従三位〜康永二年（一三四三）五月四日薨

24 次詞書「権大納言尊氏卿」…建武三年（一三三六）十一月二十五日任権大納言〜康永元年（一三四三）年十二月廿二日服解・康永二年（一三

四三）三月七日不可復任

以上の中では、7作者の冷泉為秀が「朝臣」と呼ばれるようになる康永三年（一三四四）正月五日が上限として最も遅く、それを基準とするならば、14作者の飛鳥井雅孝が「前参議」から権中納言となった貞和元年（一三四五）八月二十五日が下限として最も早いことになる。ただしそのように『松吟集』の成立を康永三年正月以降とみた場合、18作者の藤原雅宗はすでに「朝臣」ではなくなっており、24詞書中の足利尊氏も「権大納言」ではなくっており、それぞれ従三位、前権大納言と呼ばれていくべきである。このように官位表記に関する齟齬が生じてしまうという点で、右の推定は決して十全とは言えないが、それでもやはり為秀の「朝臣」から導き出される上限自体は動かし難い、とも思われる。そこで官位表記の

統一に不徹底なところがあつたとみておいて、とりあえず『松吟集』の成立は、康永三年正月五日から貞和元年八月二十五日までの間のいずれかの時点だったと考えることにしたい。

すると注目されてくるのは、これが『風雅集』撰集当初の時期とちよほど重なっているということである。すなわちまず光厳院が康永二年中に勅撰のことを幕府に申し入れており、翌三年十月に足利直義が内諾したのち幕府からも承諾の旨が公式奏上されており、翌四年（＝貞和元年）四月に ついに勅撰事始が行われ、かつ歌稿の提出方法が定められており、同年七月には実際に歌人からの詠草が届けられ始めていた、という状況に当時の歌壇はあつたのである⁷。

一方、ここであらためて『松吟集』における作者の顔触れを眺めてみると、大覚寺統から慈道法親王（17）・後宇多院新兵衛督（16）・宣旨三位（8）、後醍醐天皇後宮にして法仁法親王生母）・女蔵人万代（15）、後醍醐天皇女房）・後醍醐院少将内侍（20）が、二条家・二条派から二条為定（19）・頓阿（22）・丹波忠守（24）・静伊（13）が、冷泉家から冷泉為秀（7）が、飛鳥井家から飛鳥井雅孝（14）・同雅宗（18）・同経有（23次）が、九条家から九条隆教（4・10）が、それぞれ入集しているのに対して、あくまで現存断簡の範囲内ではあるにしろ、持明院統や京極派に連なる歌人が皆無に等しく、わずかに中山定宗（2）ひとりだけという事実は頗る注目されてこよう。このことと、右の歌壇状況を考え合わせてみるならば、『松吟集』の成立事情も自ずと浮かび上がってくるようである。『松吟集』はおそらくのところ、南朝と対峙しつつも小康を得た持明院統の北朝において、再び京極派の勅撰集が撰ばれようとしつつある、その動向に相当批判的な立場から編まれた私撰集だったのだろうと思われる。

相当、と言うのは例えば、ほぼ同時期の康永三年十二月～同四年八月頃に成立した小倉実教授『藤葉集』が「二条家・二条派優先」でありながら「やはり現実に京で政務を執っている持明院統の両院及びその皇族の詠を多く入手せしめ」、京極派の詠も「一応は無難な数を採っている」⁸というのと較べて、『松吟集』における持明院統・京極派排除の姿勢というのはかなり際立っているように想定されるからである。従って、もとより『松吟集』の撰者は不明とせざるを得ないけれども、まずは当時不遇をかこっていた二条派の、その中でも政治的バランスを考慮しなくても済むような、すなわち中心的立場にはいなかった歌人がその撰にあつた、とみるのが妥当なのではなからうか。

資料的価値

ところで現存断簡記載の歌数は、詞書もしくは作者名表記のみの8次・23次・24次・27次、及び24次詞書中の一首を含めて三十二首分。うち他文

献には、

4…『新拾遺集』卷六・冬・五六六「元弘三年立后屏風に」「正二位隆教」・初句「三輪山は」

6…『文保百首』三三六四「少将内侍」・「冬十五首」・初句「白波の」

17…『慈道親王集』一五二「歳暮」

19…『文保百首』二五六八「冬日侍太上皇仙洞同詠百首応製和歌」・「正四位下行左近衛権中将兼美濃介藤原朝臣為定上」・「恋二十首」・四句「心のうちに」

20…『続千載集』卷十一・恋一・一〇九九「百首歌奉りし時」・「少将内侍」・『文保百首』三三六七「少将内侍」・「恋二十首」・五句「あら」

22…『続草庵集』卷三・恋・三三九「藤原基世来りて歌よみ侍りしに寄雲恋」・二句「風の吹きしく」・四句「下にはれぬは」

という六首が見出せるのみであり、残りはずべて新出歌とみてよいようである。それらの中に、為秀(7)・隆教(10)・藤原盛徳(12)・雅孝(14)・忠守(24)・尊氏(24次詞書)といった著名な歌人の詠のみならず、従来歌壇史的な業績がさほど確認されてこなかった歌人たちの詠があるのは見逃せない。すなわち雅孝男として飛鳥井家に生まれながらも早逝した経有(23次)と雅宗(18)の兄弟、九条基家會孫の月輪良尹(27)、「歌壇の片隅に名を僅かに知られる程度」(井上氏)だったという壬生家末裔の冬隆(5)、『とはずがたり』において後深草院二条と贈答歌を詠み合っている遊義門院兵衛佐(23)、『藤葉集』に一首入集の後宇多院新兵衛督(16)、なお『続千載集』『続現葉集』に一首入集、『拾遺現藻集』に二首入集の「新兵衛督」と同一人物か)、『増鏡』に「宮の宣旨」として登場する二条為道女の「権大納言三位局」(『本朝皇胤紹運録』こと宣旨三位(8)、盛徳女という女蔵人万代(15)、『遺塵集』に三首入集の高階宗尚(11)、『続千載集』『風雅集』『新千載集』に各一首入集、また『為世十三回忌和歌』ほかに出詠の権僧正静伊(13)、『新後拾遺集』に一首入集、また源頼数の俗名で『藤葉集』に四首入集の道喜法師(1)、武家歌人齋藤基綱の法名であろう道恵法師(3)、等々である。これらの歌人は現存実作数が決して多くはないだけに、『松吟集』記載の新出歌は大変貴重と言えるだろう。

そのほかまだ言及されていない一、二の知見を取り上げてみると、例えば2については『延文百首』に、

花 (空静)

まつほどのあたら日数をくはへても花のさかりとおもはましかば(二三一一三)

という大変よく似た歌が見出せる。作者の空静は正親町公蔭のこと。2の作者の定宗同様京極派和歌の流れを汲むということで、両首の関係が興味

深い。また10は、元弘三年（一一三三） 珣子内親王立后屏風歌の復元に役立つ一首と位置づけられる。それから26・27・27次の三首は、小川剛生氏の教示によれば、尊氏・直義兄弟が建武頃から諸社寺に頻りに奉納していた法楽和歌に連なるものではなからうかという。うち26作者の顕氏が『新千載集』に、

左兵衛督直義賀茂社に奉るべき歌とて詠ませ侍りけるに、神祇を

源顕氏

ちはやぶる神のちかひもいたづらにならじとばかり身にたのむかな（巻十・神祇・九六三）

という一首を残し、かつ暦応二年（一一三九）の春日社奉納和歌、及び康永三年（一一三四）の金剛三昧院奉納和歌にも出詠している点からしても、その可能性は高そうである。住吉社法楽和歌としては、建武三年（一一三六）に尊氏が奉納したものが現存するが、26・27・27次の作者三人ともそこに含まれてはいないので、それとは別に奉納された住吉社法楽和歌がかつてはあったということだろう。

以上のように『松吟集』は、鎌倉末々南北朝期の歌壇に関する有益な情報を多数もたらしてくれるようである。現存十葉とツレの数にかなり恵まれている伝為遠筆断簡の、さらなる新出に期待したい。

- 1 久曾神昇氏「私撰集と古写断簡の意義」『国語と国文学』一九七一年四月特集号。
- 2 池田和臣氏「国文学古筆切資料拾遺」『中央大学文学部紀要（文学科）』第七十七号、一九九六年三月。
- 3 久曾神昇氏『私撰集残簡集成』（一九九九年十一月、汲古書院）。
- 4 古筆手鑑大成編集委員会編『古筆手鑑大成 第五卷 世々の友』（一九八五年八月、角川書店）。
- 5 田中登氏『古筆名葉集』記事内容考（『国文学（関西大学）』第七十八号、一九九九年三月）。
- 6 別府節子氏「手鑑の中の和歌——鎌倉時代の歌切——」『悠久』第一〇五号、二〇〇六年十月。
- 7 岩佐美代子氏『風雅和歌集全注釈』解題（二〇〇四年三月、笠間書院）。
- 8 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期』（一九八七年五月改訂新版、明治書院）。

付 古筆切のツレの認定——公経集・六条切未詳私撰集などを材料として——

「ツレ」とは何か

周知のように、古筆切の研究においては「ツレ」という用語を頻繁に使用している。「この古筆切にはツレが何葉ある」「ツレがないので大変貴重な古筆切だ」などのように言うのであるが、こうした「ツレ」とはそもそも何を指しているのか。古筆切の場合に即してまとめてみると、おおよそ次のようになるうか。

今は分割されて別々の状態になっているが、本来は同じ写本を構成していた断簡と断簡、もしくは断簡と残簡・残欠本同士。

具体的にみてみたい。例えば国文学研究資料館編『古筆への誘い』¹に掲載されている古筆切のうち、13・14には伝小倉実名筆『藤葉集』断簡が二葉掲載されている。この二葉はいずれも『藤葉集』という南北朝時代成立の私撰集を書写内容としており、また筆蹟も書式も料紙も同一のようにみられるので、まずは本来同じ写本だったのだろうと判断される。そうした場合に、この『藤葉集』断簡二葉はツレ同士である、と言うのである。

ただしツレと認定できるのは、必ずしも古筆切同士に限るというわけでもない。『古筆への誘い』²⁰の伝二条為貫筆『歌枕名寄』断簡は、静嘉堂文庫に蔵される伝三条実任筆『歌枕名寄』残欠本と筆蹟・料紙が一致するので、おそらくはその散佚部分に該当するとみることができる。このように古筆切同士というばかりではなく、古筆切と、切とは呼べないような残簡、残欠本とがツレだったという場合も少なからずあるようである。

ともあれ古典文学の研究に際し、何らかの古筆切を取り上げようとするならば、ツレをなるべく多く見つけ出し、その切に関する情報量を可能な限り増やしていくこと、またその切が典籍だった時の状態にまで、少しでも復元されるよう試みることに、必要だろうと思われる。

ツレ認定の問題点

しかし理想的にはそうであっても、ある古筆切とある古筆切（もしくは残簡・残欠本）とをツレ同士と認めることには、困難が伴う場合も時に存

する。基本的に、もと同じ写本を構成していたツレ同士と認定できるのはおそらく、

- ・ 作品が同じであり、かつその作品の別々の箇所が書かれていること（内容上の重複がないこと）。

- ・ 筆蹟・書式が一致すること。

- ・ 寸法や種類といった、料紙の状態が齟齬しないこと。

という条件が重なった時であろう。ところがツレの認定にこのような条件が必要となると、特に散佚文献に関する古筆切を扱おうとする場合、どうしてもその条件を満たせないという状況に陥ってしまうのである。

例えば『古筆への誘い』9の伝津守国冬筆断簡（便宜上Aと呼ぶ。以下B・C・D

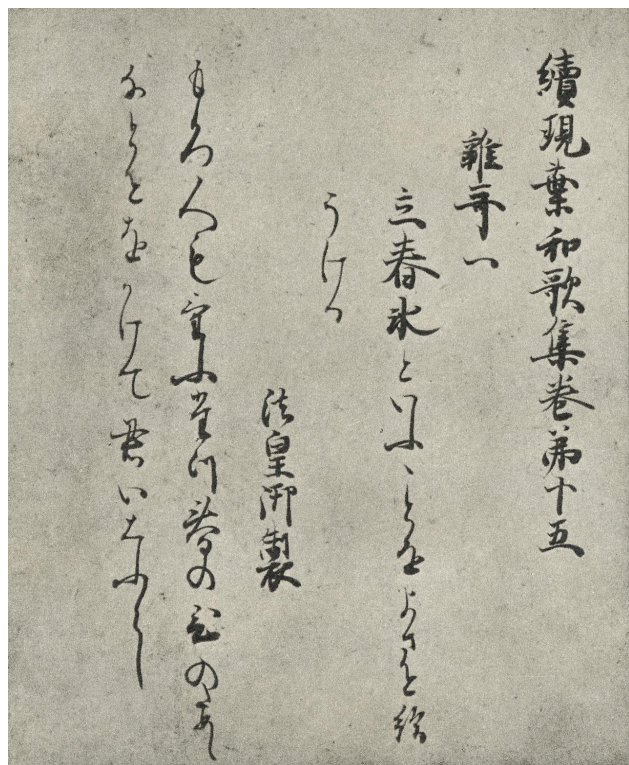
…と示していくのも同様の措置）は、現存する和歌作品中に一致する本文が見出せないで、まずは何らかの散佚私撰集の一部とみられる。そこでツレの可能性がある切を探していくと、図版一のような「続現葉和歌集卷第十五」という内題を持った断簡

（B）が見つかる。『続現葉集』は鎌倉時代末期に成立した私撰集で、断簡Bはその

散佚部分（卷十一以降）の一部を伝える貴重な資料として周知のものだが、さてそうすると、この断簡Bと筆蹟が同じであり、料紙も酷似している断簡Aは、断簡Bのツレで『続現葉集』の一部だったという可能性が出てくるだろう。しかしここが難しいところだが、そのような可能性が出てきたとしても、本当にこの断簡Aが同じ『続現葉集』だったかどうかは、何しろほかに伝本がなく本文比較ができないのだから、結局のところ確認のしようがないのである。もしかすると断簡Aは、断簡Bと同筆同体裁だけれども、内容的にはまったく異なる、別の散佚私撰集だったという可能性も考えられないことはない。

逆の見方を示してみたい。『古筆への誘い』3の『拾遺集』断簡（C）は、一条為忠に関わる資料として重要であるが、伝為忠筆の古筆切はほかにも多く、例えば図版二の『後撰集』断簡（D）などの存在も知られている。この断簡Cと断簡Dとは筆蹟も体裁も大変よく似ているけれども、Cは『拾遺集』、Dは『後撰集』と、それぞれの出典が判明するから別々の作品の断簡であると判断できる。しかし仮に、この二葉が『拾遺集』と『後撰集』ではなく、それぞれ別個の散佚歌集だったとすると、きっと我々は違う作品と思わずに、同一の散佚歌集のツレ同士として扱ってしまうので

図版一 伝津守国冬筆『続現葉集』断簡（林原美術館蔵手鑑『世々の友』所収）



はなかるうか。

このように、実は異なる作品の断簡を同じ作品のツレ同士と認定してしまう危険性が、散佚文献の古筆切にはおそらく常につきまとうのである。が、しかしそのような危険性があるからといって、ツレの認定を放棄するわけにもいかない。危険性はあるにしろ、やはり同じ作品のツレ同士だった可能性も依然として残っている以上、その可能性はどこまでも追求し続けるべきだろう。よって少なくとも論者の場合、散佚文献の古筆切に関しては、

- ・筆蹟・書式が一致すること。
- ・料紙の状態が齟齬しないこと。

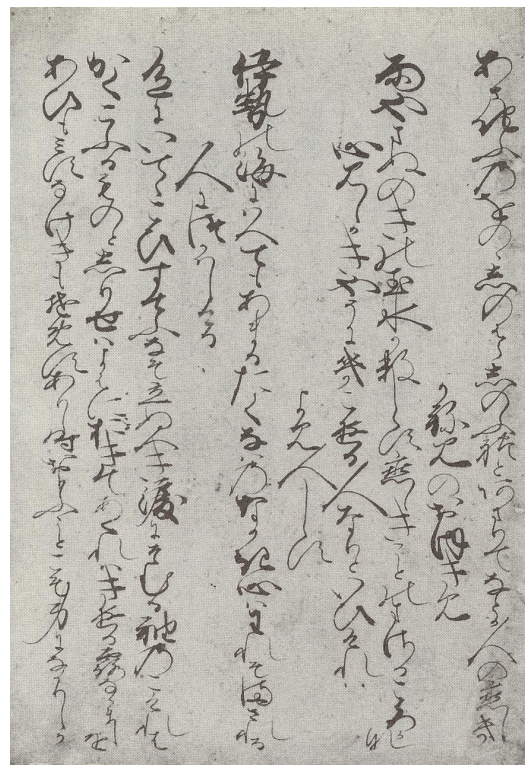
・複数の作品に分けられるという明徴がないこと（いささか消極的ではあるが）。

という条件が揃っていれば、一応はツレである可能性が高いと考えられるので、そうと認めて論を進めることにしている。それは逆に言えば、ツレと認定するためには、最低でもこれらの条件を揃える必要があるということである。また条件が全部揃ったとしても、ツレであることが完全に論証できたというわけではなく、それはあくまで仮定の話でしかないということを、常に自覚しておいた方がよいのだろうと思われる。

結局古筆切というものは、あくまで写本の断片であり、資料としては極めて不完全なものなのである。そのため古筆切を用いて何か論じることを目指しても、相当の制限が必然的に伴ってしまう。従って、そうした制限の中で説得力のある論証を試みようとする場合、その論を組み立てる方法と、論を成り立たせる条件について、古筆切それぞれの特徴に即しながら、常に慎重に判断していく必要があると言えよう。その上で研究を進めるならば、やはり相当の制限があったとしても、古筆切から学術的に意義のある様々なことが判明していくはずである。

伝慈円筆『公経集』断簡

ひとつだけ例を挙げよう。以前、拙稿『散佚歌集切集成 本文篇』[2](#)において、論証を省き結論だけ示したことがあった資料だが、金沢市立中村



図版二 伝二条為忠筆『後撰集』断簡（田中登氏蔵）

記念館蔵手鑑には図版三(E)のような未詳私家集の断簡が貼られている。また小松茂美氏『古筆学大成 第二十五卷 仏書・漢籍・その他』³も、このEを含めたツレ三葉を取り上げている。これらは伝慈円筆と極められているもので、縦三十cm近くのもと卷子本。記載歌はいずれも他文献には見出せないが、例えば「権中納言」なる人物との贈答歌なども記されており(断簡E詞書)、非常に興味深い内容を有していると言えるので、何とか出典を明らかにできないものかと考えていた。それでも当初は何の手掛かりも得られずにいたところ、ある時、もしかするとこれのツレなのではないかと思いついた資料があった。それは曾根誠一氏・伊豆野町子氏によって紹介された『西園寺公経集』の断簡(F)で、

さくらをうゑて侍し花さかりに一枝お

りてつかはすとて

かすならぬやとにさくらのおりくは

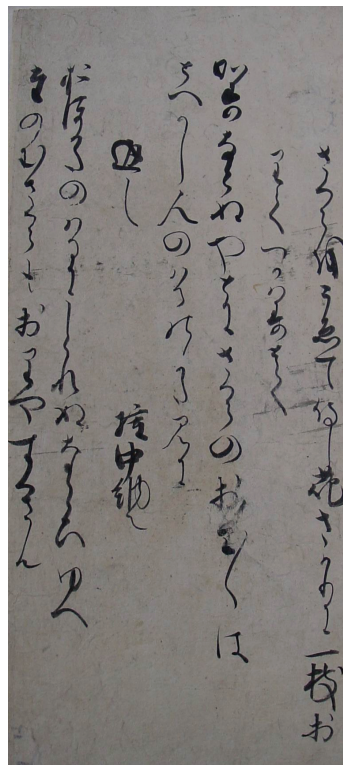
とへかし人のはるのかたみに

返し

権中納言

おほかたのはるにしられぬならひゆへ

たのむさくらもおりやすくさん



図版三 伝慈円筆未詳私家集断簡(金沢市立中村記念館蔵手鑑所収)

という本文を持つものである⁴。『新編国歌大観』で検索しても一致する作品は見当たらないが、この「権中納言」との贈答歌自体は、『拾遺愚草』に西園寺公経と藤原定家との贈答歌として見出される(二一六四〜二一六五)ので、おそらく断簡Fは公経の側の家集の一部と考えられよう、と指摘するのが曾根氏の論で、確かにその可能性は非常に高いと思われる。公経の家集というのは従来伝存が確認されていなかったもので、大変貴重な資料と言えよう。しかもここで注目されるのは、曾根氏によるとこの断簡、伝慈円筆にして縦のサイズが二十七・五cmもある由であり、つまり本来は卷子本だったと判断されるのである。そうすると、これは問題の未詳私家集断簡と特徴的にまったく同じということになり、しかもいずれにも「権中納言」が登場するので、内容的にも非常に近い。ならば、これはもう両者はツレなのではなからうか、つまりEをはじめとする三葉の未詳私家集断簡は『公経集』の一部と考えてよいのではないか、と思われてきたので、そうしたことを前掲拙稿において一言指摘しておいた。ただ曾根氏の論には断簡Fの翻刻だけしか掲載されていなかったため、右の段階では筆蹟の比較まではできなかったが、その後曾根氏に实地調査の機会を与えていただいた。図版四がそれである。模写断簡にも関わらず、一見して断簡Eと共通する筆蹟であることがわかるのではなからうか。おそらく断簡Fの原資料となった一葉と、Eをはじめとする三葉の未詳私家集断簡とは同筆だったと思われる。またそれに加えて、これら計四葉の断簡が複数の作品

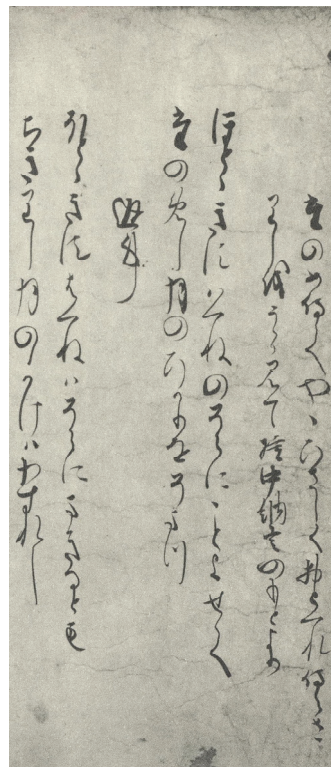
に分けられるという明徴も現在のところ特にはない。以上によって前述の、ツレと認定できるだけの条件がすべて揃ったのであるから、未詳私家集断簡に関しては、やはり断簡Fすなわち『公経集』のツレである可能性が高く、今後はその前提で論を進めてよさそうだ、ということになる。ならばこれまで誰の作だかわからなかったそれぞれの記載歌についても、公経の新出歌として今後扱っていけるようにもなろう。また断簡E詞書の「権中納言」は、断簡F同様に定家と考えてよいだろうから、他文献に見られないこの一首は、つまり定家の新出歌として位置付けられるようにもなろう。このように未詳私家集断簡を『公経集』のツレと認定できたことで、こうしたことが一度に次々判明していくわけである。ちなみに『公経集』の新出のツレは『古筆への誘い』28にも一葉掲載されており、また本論初出後に日比野浩信氏によっても三葉発掘されている⁵。いずれも『公経集』の輪郭を浮かび上がらせる大変興味深い書写内容となっている。

伝光厳院筆六条切をめぐる問題

このように古筆切のツレの認定によって、今までどうしても明らかにできなかった問題が解明されたり、考えもしなかったような新しい知見が得られたりすることがある。こうした発見のあることが、古筆切研究の醍醐味のひとつであるに違ひなからう。が、その一方で、そうしたやすくはツレと認定できないという場合も存する。その一例として次に取り上げてみたいのが、伝光厳院筆の六条切と呼ばれる未詳私撰集断簡である。

『古筆への誘い』8にも新出の一葉が載っているこの六条切については従来、池尾和也氏⁶・小松茂美氏⁷・井真弓氏⁸がそれぞれ検討を加えてきたが、中でも六条切の研究に関して一石を投じたのが池尾氏の論である。氏は六条切の出典を明らかにするために、六条切のみならず、さらに伝光明院筆天竜寺切(図版五)・伝後光厳院筆兵庫切(図版六)という名物切をも取り上げた。いずれも従来未詳私撰集として扱われてきた断簡であるが、ただし兵庫切に関してはやはり池尾氏によって、伝明融筆『八代和歌抄』断簡9のツレであることが明らかにされた。『八代和歌抄』は、これも池尾氏が指摘したことだが、鎌倉時代中期のいわゆる反御子左派の歌人真観、もしくは中務卿宗尊親王の手になる私撰集であるとみられる。

そうした上で池尾氏は、これら天竜寺切・兵庫切と六条切とが、実は同じ作品の一揃いの写本から切り出されたツレ同士であり、すなわち兵庫切



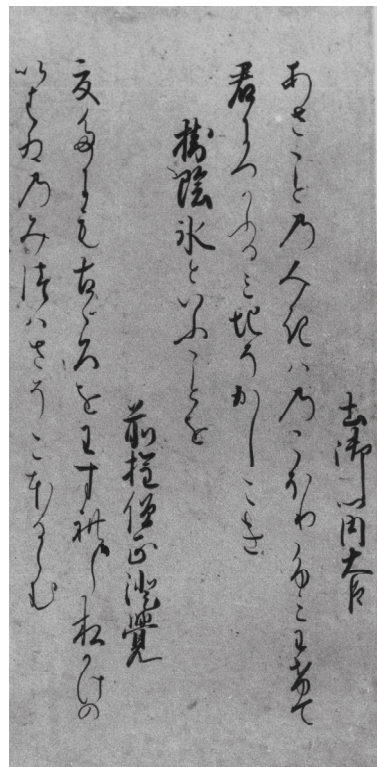
図版四 伝慈円筆『公経集』模写断簡(曾根誠一氏蔵模写)

のみならず、六条切も天竜寺切もすべて『八代和歌抄』の断簡だったと論じたのである。ただし一見して明らかのように、六条切・天竜寺切・兵庫切はいずれも異なった筆蹟を持ち、また六条切だけに限っても、小松氏は二種類の筆蹟に分けられるとして六条切(一)(二)と整理している(図版七・八)。このように筆蹟が一通りでないというのはやはり問題となるところだが、これについて池尾氏は、おそらくもとの写本が寄合書き——一点の写本を、一人ではなく複数の筆者が書写すること——だったとする見方を示して片付けた。そうした論理の根拠として池尾氏が挙げているのは、主に次のような徴証である。

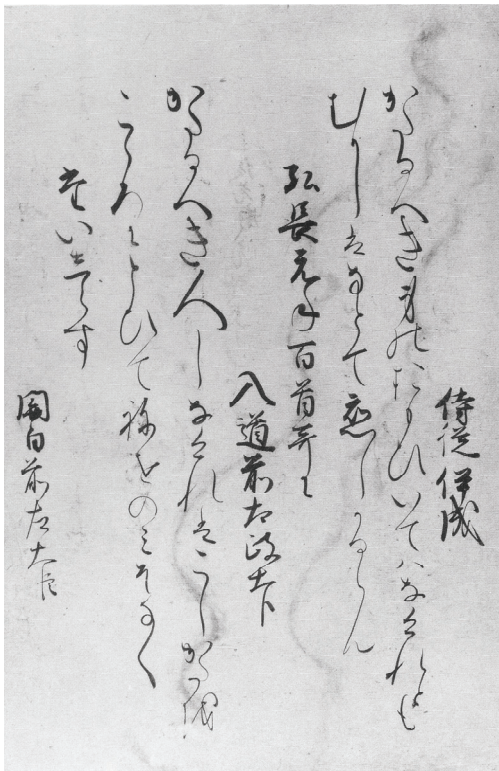
- ・ 成立年代が近いこと。六条切・天竜寺切・兵庫切はそれぞれの内部徴証から、いずれも文永年間(一二四〇―一二七五)頃の成立とみられるという。
- ・ それぞれの内容的な性格が酷似すること。記載歌の他出状況を調べてみると、勅撰集未収歌に加えて、『新古今集』をはじめとする先行勅撰集の入集歌と一致する歌がいずれにおいても見出せるという。
- ・ それぞれの部立が重ならないこと。各断簡の記載内容から、六条切(二)が春と夏、六条切(一)が秋、天竜寺切が冬、兵庫切が雑・神祇という具合に、それぞれの内容を部立別に分類できるといえる。

・ 料紙の状態が一致すること。縦横の大きさがほぼ同じであることだけでなく、いずれも雲紙と素紙を併用しており、かつ雲紙の雲が縦方向に向いているという特徴を持っているという。

すなわち主に内容的な共通性・統一性から池尾氏は、六条切・天竜寺切・兵庫切をツレと認定しているのである。この池尾氏の論、とりわけ成立年代に関してはいささか考証に強引さも認められるが、確かに可能性としてまったくあり得ない見方ではない。例えば六条切・天竜寺切・兵庫切の内容というのは、いずれも先行する勅撰集入集歌を除外することなく採っている点で、確かに非常によく似てはいる。この時代の



図版五 伝光明院筆天龍寺切(出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』所収)

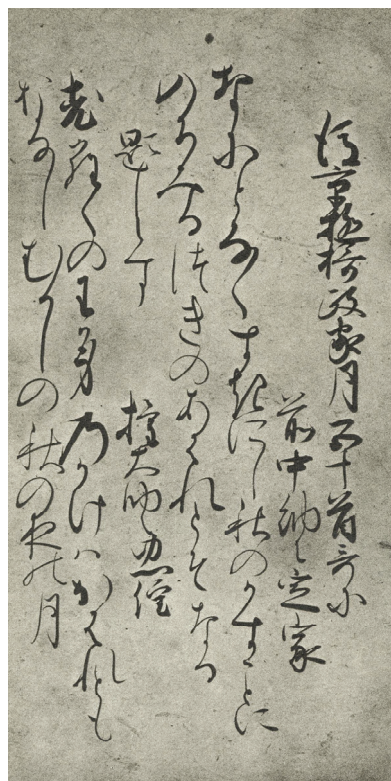


図版六 伝後光厳院筆兵庫切(出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』所収)

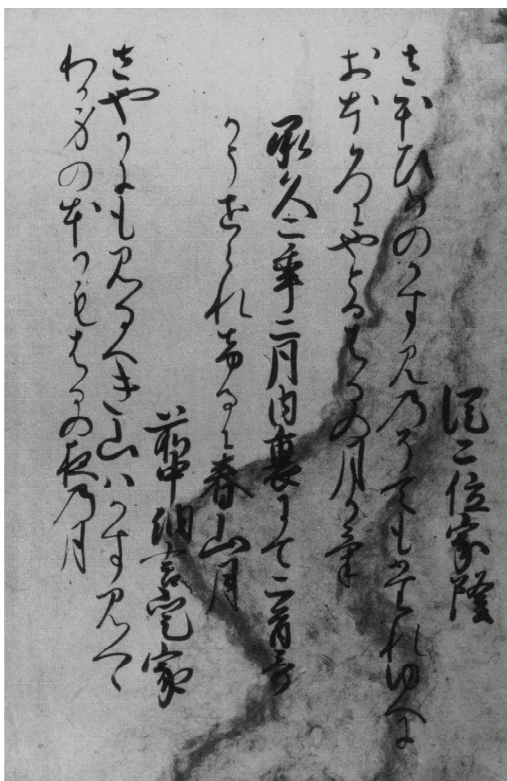
私撰集の在り方としては、勅撰集入集歌は採らないというのが一般的であろうから、これは大変特徴的だと言えるだろう。また四種の切が部立別に分類されるという点も、完全にそうであるとは判断し切れない場合もあるけれども、全体としてそうした傾向があること自体は否めない。ならば池尾氏が指摘するとおり、部立ごとに筆者を変えていったという可能性もないわけではない。

こうなると、これらの切を同一作品と考えてみたくなるのは、むしろ当然かもしれない。六条切・天竜寺切・兵庫切の間に近似性・整合性があることを見出したのは、確かに池尾氏の論の功績であると言えるし、そこで提唱されている可能性、これらが同じ『八代和歌抄』だったという可能性自体は検討されていってもよいと思われる。が、では池尾氏の論がその可能性を論証し切れているかという点、残念ながらそうとは言えないようである。なぜかと言うと、ツレと認定する際に必要な手続きが、ここでは一切踏まれていないからである。

先に確認したとおり、散佚文献の古筆切の場合、ツレと認定したければ、書式や料紙の状態が異なることに加えて、やはり同筆であること、かつ複数の作品に分けられるという明徴がないこと、という条件を揃えることが不可欠で、これらの条件が揃って初めて、ツレであると仮定して論を進めてよいことになる。そのような条件が、では池尾氏の論で満たされているかという点、繰り返し述べるように四種の切の筆蹟が異なる以上、別々の作品に分けられるという可能性も当然残っているわけであり、むしろ別々の作品と考える方が自然な判断かとも思われるので、これは満たされていないと言わざるを得ない。そうであればやはり、別筆の断簡同士をツレとする池尾氏の論は認められないことになる。内容的に整合性があるから、料紙の状態が共通するから寄合書きのツレである、という論理は、ツレの認定に関する方法的な反省を欠いているという点で、飛躍があるように思われる。



図版七 伝光厳院筆六条切(一) (林原美術館蔵手鑑『世々の友』所収) 所収)



図版八 伝光厳院筆六条切(二) (出光美術館蔵手鑑『見ぬ世の友』所収)

ただし寄合書きのツレと認定する点を除くと、先程も触れたように、池尾氏の論には魅力的な部分も多い。確かにそれぞれの間に内容上の近似性がある以上、この四種の切が同じ『八代和歌抄』だったという可能性は考えてみてもよさそうである。

要するに池尾氏の論というのは、おそらく論じ方が逆なのである。氏はこれら四種の切は、内容が近いから同じ作品である、同じ作品であるからツレである、ツレであるから寄合書きである、と論を進めているけれども、そうではなく、まずこれらが寄合書きのツレであることをこそ論証すべきだっただろう。その上で、ツレであるから同じ作品と考えられそうである、と論じていくのが筋道だったのではなからうか。ならばその場合は何よりもまず、これらが寄合書きのツレであるという明徴を見つめることに重点を置くのがよからう。もちろん特に散佚文献に関しては、この切とこの切とが寄合書きの同じ作品であると認めたくても、そもそも同じ作品であるかどうかすら確認できないわけだから、そう論証するのは至難の業には違いない。論証ができないならば、これはいくら内容的に似ていたとしても、やはり同じ作品とは認められないことにならうから、池尾氏の説については一端白紙に戻さざるを得ないだろう。

もともと散佚文献の古筆切でも、寄合書きのツレ同士と認定できる場合がまったくないわけではない。例えば虫喰いの痕が一致するとか、あるいは一葉の断簡の中に複数の筆蹟が存在し、それが筆蹟の異なる断簡同士を結び付ける役割を果たすとか、そうした誰の眼にも疑いがないような根拠を見出すことができればよいわけである。ただ今回の問題に関しては、残念ながら現在のところそういった明徴は認められないようなので、別の何らかの方法を探っていった方がよい。

最も望ましいのは、すでに田中登氏の言及¹⁰もあるとおり、やはり六条切(一)(二)及び天龍寺切の巻頭部分の断簡が世に現れることであろう。そしてそれぞれに「八代和歌抄」という作品名が書かれていれば、これはもう同じ作品と認めてよいかと思われる。もちろん同じ作品であっても同じ写本だったとは必ずしも限らないはずであるから、これで寄合書きのツレと論証できたということにはならない。ただツレと論証したいのは、結局四種の切すべての作品名を明らかにしたいためであるから、作品名が判明してしまえば、もう強いて寄合書きのツレであることを論証しようとしなくてもよくなるのではなからうか。

ただしこの場合、見出された巻頭部分に、実は『八代和歌抄』とはまったく異なる別の散佚私撰集の作品名が書かれていた、といった事態も想定されないことはない。その場合は池尾氏の説も、池尾氏の説に可能性自体はあると認めた論者の判断も適切ではなかったことになってしまいが、何にせよこれら未詳私撰集の出典が判明し、作品としての確に位置づけられるようになるのが最も望ましいのであるから、それはそれでも構わない。もともと論者も今日までに、六条切関連の断簡を新たに五葉発掘し得てはいるものの、いまだ肝心の巻頭部分は見出せていないというのが実状であ

る。従つて残念ながら、この方法によつて今すぐ論が進展するというわけではなさそうである。

あるいは『源承和歌口伝』**11**には、

平義政

本八代抄
あけぬとてたが名はたゞじかへるかりよぶかき空になにいそぐらん（九二）

のように『八代和歌抄』の佚文一首が見出せるので、この歌を記載した六条切関連の断簡を探し出すという方法もある。そうした断簡が實際現存していれば、少なくともそれと同筆のツレに関しては『八代和歌抄』だったと位置づけることが可能となるはずである。その場合、佚文二首とも内容的には春歌なので、春部の内容を持つ六条切（二）のツレの中に存在している可能性が考えられよう。もちろんこれも巻頭部分と同様に発見するのはかなり困難かもしれないが、それでも博搜は心懸けるべきであろう。

それともうひとつの方法は、作品は『古今集』でも『新古今集』でも何でもよいので、とにかく問題の四種の断簡の筆蹟をすべて備えた寄合書きの写本を見出すことである。もしそうした写本が発掘されれば、これらの筆蹟による寄合書きが実際にあり得るということになるので、四種の断簡がツレであるという蓋然性は高くなるのではなからうか。

以上のような方法がどこまで現実的に可能であるかは心許ないところもあるが、それで六条切の問題が解決に向かうのであれば、追求していく価値はそれなりにあるのだらうと思われる。

- 1 国文学研究資料館編『古筆への誘い』（二〇〇五年三月、三弥井書店）。以下本論においてしばしば引くことがあるので、ぜひとも併せて参照されたい。
- 2 拙稿『散佚歌集切集成 本文篇』（『調査研究報告』二十三号、二〇〇二年十一月）。
- 3 小松茂美氏『古筆学大成 第二十五卷 仏書・漢籍・その他』（一九九三年十一月、講談社）。
- 4 曾根誠一氏・伊豆野町子氏「〈資料紹介〉架蔵手鑑の和歌・物語切抄稿」（『九州女子大学紀要』第二十二卷第一号、一九八六年二月）。
- 5 日比野浩信氏「伝慈円筆『公経集』切について」（『和歌文学研究』第九十三号、二〇〇六年十二月）。
- 6 池尾和也氏「『原・続古今集』の痕跡を求めて——古筆切資料の再検討——」（上）（下）（補遺）（『中京国文学』第十・十一・十五号、一九九一

7 年三月（一九九六年三月）。
注4に同じ。

8 井真弓氏「八代和歌抄切の検討と解釈——中世散逸私撰集の一考察——」（『詞林』第三十三号、二〇〇三年四月）。

9 小松茂美氏『古筆学大成 第十六卷 新撰朗詠集・私撰集』掲載、一九九〇年六月、講談社）。

10 田中登氏『『古筆名葉集』記事内容考』（『国文学（関西大学）』第七十八号、一九九九年三月）。

11 本文は源承和歌口伝研究会『源承和歌口伝注解』（二〇〇四年二月、風間書房）に拠る。

第三章

資料紹介

第一節 彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」

緒言

財団法人水府明德会彰考館文庫蔵の古典籍目録たる『彰考館図書目録』**1**に、

本朝国史目録	一 (冊数)
本朝法家文書目録	連
本朝書籍目録	連
本朝書籍目録	什證校 大永四年

と記載される一点のうちの「本朝書籍目録」(以下「彰考館目録」と呼ぶ)は、通行の『本朝書籍目録』と書名が一致するためか、これまでほとんど取り上げられてはこなかったらしい**2**。しかしながらこの目録、確かに『本朝書籍目録』と書目を同じくする一方で、『本朝書籍目録』には見られない書目や注記をも豊富に有し、中に散佚文献に関する種々の記載を含むという、なかなか注目すべき資料なのである。和田英松『本朝書籍目録考証』**3**では、彰考館目録を『本朝書籍目録』の一伝本と見なしているが(その上で独自記載をごく一部ながら引用もする)、実は彰考館目録の内題において「本朝」の二字は冠されておらず、また何よりその掲載書目の異同から『本朝書籍目録』とは別書と認めるべきである。

国文学研究資料館蔵紙焼写真(請求番号J五〇)に拠る限り、彰考館目録は袋綴一冊本、江戸時代中期頃の写、墨付きは四十五丁。外題に『本朝国史目録』『本朝法家文書目録』『本朝書籍目録』の三書名が並んでいるとおり複数の書籍目録類が合写されたうちのひとつで、全体の構成は次のようである。

1才〜6ウ	本朝国史目録／記載書目数Ⅱ六部
7才〜24才	本朝法家文書目録／四十三部
24ウ(白紙)	
25才〜45才	本朝書籍目録／三百二十八部

〈内訳〉

- 篇目① 一条経嗣の著作一覧／四部
- 篇目② 一条兼良の著作一覧／二十五部
- 篇目③ 二条良基の著作一覧／十三部
- 篇目④ 「家々撰集抄」／九十九部
- 篇目⑤ 「国史」／三十五部
- 篇目⑥ 「別記」／二部
- 篇目⑦ 儀式典札・有職故実に関する書目／四十三部
- 篇目⑧ 先例に関する書目／七部
- 篇目⑨ 法律に関する書目／二十二部
- 篇目⑩ 雑事に関する書目／三十一部
- 篇目⑪ 仮名に関する書目／四十七部

奥書

45ウ（白紙）

※篇目④～⑥以外は次述のように翻刻許可範囲外であるので、各篇目名は文章に書き換え示した。

そこで本論では「本朝書籍目録」に該当する二十一丁分の半分以下の範囲内（財団法人水府明德会の規定による）で、特に重要と認められる記載を部分翻刻して研究の資としたい。具体的には篇目④「家々撰集抄」すべてを収める六丁と、それ以外の篇目に属する書目中、散佚文献の存在や素性を伝える、他文献の記載の理解の変更を迫る、彰考館目録の性格の一端を仄めかす、などの点で役立ちそうな書目を収める三丁、及び最後の奥書部分を収める一丁の計十丁百五十七書目、ということになる。翻刻のあとに若干の考察も付す。

翻刻凡例

- 一、(財) 水府明德会 彰考館徳川美術館所蔵「本朝書籍目録」(亥七)の部分翻刻である。
- 一、字体は漢字・仮名とも通行のものに改めた。ただし「哥」など一部の異体字は活かした。
- 一、改行位置・文字の大小・字配りは必ずしも底本どおりではない。
- 一、判読不能箇所は「■」で示した。
- 一、細字・割注は「〜」で括った。割注の改行位置は「/」で示した。
- 一、各書目の頭の数字は「本朝書籍目録」全体に付した通し番号である。部分翻刻のためその番号は飛ぶことがある。
- 一、誤植等でないことを示すために「(ママ)」と傍書したところがある。

翻刻

(前略)

家々撰集抄(次第不同)

- | | |
|---|---|
| <p>43 新撰万葉集(以詩統歌号菅家万葉集二卷之/序云寛平五載九月廿五日下卷/延喜十三年八月廿一日云云)</p> <p>44 新撰和歌集四卷(貫之古今歌二百六十首在/之古今後撰奉勅但不奏)</p> <p>45 古今六帖(貫之女/撰)或者(具平親王/六条宮)兼明親王</p> <p>46 樹下集一卷(多々法眼源賢撰/有仮名序)</p> <p>47 玄々集一卷(能因撰有序)</p> <p>48 山伏集(撰者不知)</p> <p>49 後拾遺四卷(資仲可撰不具)^{28オ}</p> <p>50 五葉集廿卷(尾張守橘盛忠撰有両序敦光/作五代歌也後冷泉後三白川/堀川鳥/羽)</p> | <p>51 山階集(南都中/歌)</p> <p>52 月詣集(加茂重保/所為)</p> <p>53 良玉集十卷(兵衛督頭撰大治元年/十二月廿五日)</p> <p>54 拾遺古今廿卷(教長撰有/序永範作)</p> <p>55 続詞花集廿卷(清輔下撰有序長元逢二条/院崩不奏之止勅撰儀)</p> <p>56 三卷集(隆経朝臣)</p> <p>57 十卷抄(経衡撰)^{28ウ}</p> <p>58 良暹打聞</p> <p>59 念^(イイ)</p> <p>60 尼草子(尼公持来経信卿/家売也仍為名)</p> <p>61 現存集(敦頼撰)</p> <p>62 万葉集(貫之撰一院梨壺/五人抄之)</p> |
|---|---|

- 63 同廿卷〈不知／撰歟〉
 64 類聚詞（マ）〈山上憶良撰在法性寺宝蔵〈勝命／説〉／在平等院宝蔵通憲説〉
 65 金玉集一卷〈公任卿〉
 66 深窓秘抄一卷〈公任卿〉29オ
 67 亀鏡抄十卷〈伊勢室山／入道〉
 68 拾遺抄十卷〈花山院或公任拾遺／内五百八十六首〉
 69 続新撰〈通俊撰後拾遺／内三百六十首〉
 70 明月集〈頭季卿〉
 71 悦目抄〈基俊〉
 72 蓮露集三卷
 73 桑門集二卷〈頭昭〉
 74 今撰集三卷〈頭昭〉
 75 題抄一卷〈能因抄〉29ウ
 76 前十五番〈公任〉
 77 後十五番〈道雅或定頼〉
 78 卅六人撰〈公任〉
 79 類林抄五十卷〈仲実有／序〉
 80 題林抄百廿卷〈清輔歌合卅卷三／百首卅雜々卅〉
 81 諸家部類〈撰者不知知足院／被伝献左府〉
 82 相撲立〈基俊〉
 83 六々集〈範兼卿／可尋〉
-
- 84 上科抄二卷〈大江広経上下下卷／近代人上卷故人〉30オ
 85 恋集〈作者可／尋〉
 86 類聚古集廿卷〈万葉敦隆抄〉
 87 山戸菟田集〈子細見類／林序〉
 88 続卅六人撰〈基俊〉
 89 麗花集一卷
 90 一字抄〈清輔抄〉
 91 古後拾抄
 92 古今佳句類聚十卷〈不知誰人抄天養／元七三抄之〉
 93 九品〈公任卿／抄〉30ウ
 94 扶桑葉林二百卷〈清輔〉
 95 現存六帖
 96 万葉集廿卷
 97 雲葉集十卷
 98 人家集十卷
 99 石澗集十卷（マ）
 100 三井集〈覚助親王〉
 101 和漢朗詠二卷〈基俊公任〉
 102 新撰朗詠二卷 基俊〈〉
 103 松風集31オ
 104 秋風集二十卷
 105 八代抄〈京極中納言／入道抄〉

126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106
能因歌枕	新撰髓腦 <small>（公任卿）</small>	髓腦 <small>（五家）</small>	石見女式 <small>（是安倍清行式同物歟或云先花／後実嫌■随名所奇寄物異名花／之中求花玉之／中採玉云云）</small>	孫姬式 <small>（有序）</small>	喜撰式 <small>（奉勅）</small> <small>32才</small>	歌徑標式 <small>（参議藤浜成奉 勅撰有序／式四家）</small> <small>或歌標</small>	大和物語 <small>（同 已上三部治承／三年註之）</small>	伊勢物語註 <small>（同）</small>	古今和歌集注 <small>（勝命）</small>	蓮露集上中下 <small>（或僧撰諸集／哀傷部）</small>	西往集一帖 <small>（不知撰者之趣／見後拾遺）</small>	春葉抄 <small>（寂恵抄）</small>	新深窓秘抄	道濟十躰 <small>31ウ</small>	忠岑十躰	崑崙集一卷 <small>（順徳院）</small>	庭林集十卷 <small>（大閤鷹司家中所／読之歌集之）</small>	兼作集 <small>（前関白家鷹司仰詩在副／朝臣歌元俊朝臣和漢）</small> <small>（マ）</small>	言葉集	現葉集廿卷 <small>（前大納言為氏／続拾遺集撰之）</small>

161	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127
国後抄十六卷 <small>（敦基抄自仁／和至堀川院）</small>	本倭本紀上下二卷 <small>（上甫<small>音</small>記神代已下記之）</small> <small>大</small>	古語拾遺上下一卷 <small>（斎部広成撰／神代注之）</small>	先代旧事本紀十卷 <small>（馬子大臣奉勅／撰神代以下記之）</small>	古事記三卷 <small>（太安麻呂）</small>	歌曼茶羅次第三卷	一字抄 <small>（清輔）</small>	初覚抄 <small>（清輔）</small> <small>（マ）</small>	白女口伝 <small>（作者歟）</small> <small>33才</small>	童蒙抄三卷 <small>（範兼）</small>	和歌色葉三卷 <small>（目肥前）</small>	宮司袋六卷 <small>（清輔）</small>	懷中抄五十卷 <small>（勝命）</small>	袖中抄廿卷 <small>（顯昭）</small>	八雲抄 <small>（順徳院）</small>	古来風躰 <small>（俊成卿）</small>	口伝集 <small>（隆源）</small>	奥義抄四卷 <small>（清輔）</small> <small>32ウ</small>	綺語抄 <small>（仲実）</small>	無名抄 <small>（俊頼）</small>

- 162 扶桑略記卅卷〈皇田阿闍／梨等抄〉
- 163 帝系図一卷〈舍人親／王〉
- 164 帝王系図〈仁和／以後〉
- 165 新抄（本外記師重依／鳥羽院仰抄之）
- 166 国後史要抄二卷〈中御門右大臣抄／自仁和至長承〉
- 167 天書帝紀十卷
- 168 官書事類卅卷
- 169 国史以後臨時大事抄〔35才〕
- 170 曆録四卷
- 171 肥人書五卷
- 172 日本略雜記一卷
- 173 姓氏録（嵯峨弘仁五年六月中務卿万多／親王右大臣園人等詔令撰之）
- 174 薩人書
- 175 月旧記一卷
- 176 外勘記五十卷〈大外記伝説／諸公事例〉
- 177 別記
- 177 風土記
- 178 海外記卅卷（異朝伝／来明事）〔35ウ〕
- 264 逐中抄十卷
（中略、以下篇目⑩雜事に関する書目）
- 265 掌中曆十卷
- 266 法鏡抄八卷〈泰覺抄此／成守事〉
-
- 267 日本国秘抄一卷
- 268 江談三卷〈江帥口／伝注也〉
- 269 楚忽抄二卷〈法成寺殿御／抄炎上事〉
- 270 嵯峨御遺誠一卷
- 271 寛平御遺誠
- 272 言談抄一卷〈雜事〉〔41才〕
- 273 本朝要鈔〈禁裏／事〉
- 274 上宮十七条憲法一卷
- 275 九条右丞相御遺誠一卷
- 276 善家秘記〈清行卿／雜事〉
- 277 名所抄一卷〈大外記／師遠抄〉
- 278 居宅抄一卷〈地相／事也〉
- 279 貞信公御教命二卷
- 280 小野宮教命一卷
- 281 齊光卿天聰書事〔41ウ〕
- 298 東屋日記一卷〈松殿遠／行事〉
- 299 讚岐典侍日記三卷〈自記堀川院崩／鳥羽院代始事〉
- 300 六代勝事記一卷〈信乃守行長記順徳／院以下（本ノ、）以遠行事〉
- 301 今物語〈信実朝臣／抄雜事〉
- 302 肥後物語〈隆信抄／自身事〉
- 303 難波物語〈同上〉

- 304 清少納言枕草子（自抄定子中宮々／中事歌事）
 305 同注十卷（季経／卿注）
 306 閑居友二卷（証月上／人抄）^{43オ}
 307 宝物集
 308 高家口伝（仲行抄知／足院殿）
 309 隆聴抄二卷（隆国卿／抄雑事）
 310 雅抄六卷（装束／事）
 311 中外抄二卷（大外記師光／抄知足院仰）

考察

まず奥書によつて彰考館目録の祖本が、大永四年（一五二四）七月十七日に「陰陽寮在富」の所持本を「什証」が書写した一本であつたと知られる。当時二十六歳だつたという「什証」なる人物の素性は未詳、もう一人の「陰陽寮在富」は、『系図纂要』第十五「賀茂氏」に、

母正三位

在重（注記略）——在富 本名在秀

曆博士 陰陽 漏刻博士 大永二年宮内卿 享祿四年従三 天文四年正三 同五年従二 同廿一年正二 永祿八年八ノ十薨七十六

と見られる賀茂在富のことだろう。その在富所持本の段階ですでに「文字不審」が多かつたというので、在富所持本も原本ではなく転写本だつたとみられる。原本の成立は大永四年よりしばらく以前と考えられよう。一方、彰考館目録の篇目のうち④「家々撰集抄」以降に限ると④、現在確認できる範囲内では109「庭林集」が最も新しい書目のようなので、その推定成立時期の嘉元〜徳治年間（一三〇三〜一三〇七）頃⑤が彰考館目録成立の上限ともなる。大永四年とは二百年以上も離れているが、右のように鎌倉時代末期以降の書目が載ってはいないらしい点、ひとまず彰考館目録の成立時期は、南北朝〜室町時代前期あたりとみておきたい。もとより編者は不明ながらも、その頃存したひとつの認識を今に伝えるものとして、彰考

- 312 大槐秘抄二卷（九条相国伊／通抄政道事）
 313 秘記抄三卷（雑事）
 314 和宣旨日記一卷 ^{奥クヒ}
 315 続古事談三卷 ^{43ウ}
 （中略）
 此本者以陰陽寮在富本書写之者／也文字不審多之重而可校合而已
 大永四年（甲／申）七月十七日 什証（廿六／歳）^{45オ}

館目録には相応の資料的価値を認めてよからう。

彰考館目録の記載の中には、同目録成立以前に編纂されていた『本朝法家文書目録』『和歌現在書目録』『八雲御抄』『代集』『本朝書籍目録』『私所持和歌草子目録』などの書籍目録・歌字書類にすでに見出せる書目や注記も少なくない。特に『和歌現在書目録』とは、篇目④「家々撰集抄」記載の書目九十九部のうち実に六十七部が、また『八雲御抄』（私記部分を含む）とは七十二部（不確実な分も含めれば七十三部）がそれぞれ重なっているのみならず、次のように注記も似ていることがある。

彰考館目録	和歌現在書目録	八雲御抄
44 新撰和歌集四卷（貫之古今歌二百六十首在／之古今後撰奉勅但不奏）	新撰和歌集四卷。 右紀貫之撰古今集。撰了後。更蒙勅命抽其勝。但不奏崩御云々。	新撰四卷（貫之古今後撰。但不奏之。古今歌三百六十首）
48 山伏集（撰者不知）	山伏集。（撰者不明。）	山伏集（撰者不知）
52 月詣集（加茂重保／所為）	（ナシ）	称月詣集賀茂歌（重保／所為）
60 尼草子（尼公持来経信卿／家売也仍為名）	尼葉子。（尼公持来経信卿家売之。故為名。）	尼草子（持来経／信家）
68 拾遺抄十卷（花山院或公任拾遺／内五百八十六首）	拾遺抄一部十卷。（五百八十六首。） 右撰定本集後更抄出云々。	拾遺抄十卷（拾遺内五百八十六／首。花山或公任）
81 諸家部類（撰者不知知足院／被伝献左府）	諸家集部類。（撰者可尋。在富家人道殿。被	諸家部類（撰者不知／知足院許有之）

<p>84 上科抄二卷（大江広経上下下巻／近代人上巻故人）</p>	<p>伝献故左府云々。 上科抄。（上下。上巻古人。下巻近代江広経撰。）</p>	<p>大江広経上科抄二巻</p>
<p>116 蓮露集上中下（或僧撰諸集／哀傷部）</p>	<p>蓮露集。（上中下。或僧侶集。諸集哀傷部。）</p>	<p>蓮露抄三巻</p>

これらに加えてもうひとつ『本朝書籍目録』とも、未翻刻部分を含むため具体的には示し得ないが、篇目⑤「国史」く⑩仮名に関する書目に記載の百八十七部のうち百六十一部（不確実な分も含めれば百七十一部）が共通しており、時に注記・配列も等しい場合が存する点、彰考館目録はこれらを主要な情報源としていた可能性が高そうである。彰考館目録の、

- 124 髓脳（五家）
 - 125 新撰髓脳（公任卿）
 - 126 能因歌枕
 - 127 無名抄（俊頼）
 - 128 綺語抄（仲実）
 - 129 奥義抄四巻（清輔）
- という連続する六部のうち124「髓脳（五家）」などは、『八雲御抄』の、
五家髓脳

新撰髓脳（公任卿） 能因歌枕 俊頼無名抄 綺語抄（仲実） 奥義抄四巻（清輔）

の「五家髓脳」という篇目を書目と読み誤ったに違いなからう。彰考館目録は基本的にはこのように、『和歌現在書目録』『八雲御抄』『本朝書籍目録』といった先行する書籍目録・歌学書類（ちなみにこれら三書以外の特定は困難である）の書目と注記を再編集した資料とみられる。従ってこれからいくつか取り上げる、彰考館目録独自の書目や注記に関しても、散佚した何らかの書籍目録・歌学書類に拠っていたものと考えられることができる。

だろう。もちろん中には彰考館目録の編者周辺に実在していた書目なり、編者自身の知見に基づいて施した注記なりも混ざっているかもしれないが、今日その判別は不可能である。また『八雲御抄』『本朝書籍目録』と一致する書目に彰考館目録のみが施している注についても、残念ながらいつ誰によるものなのかは明らかにし得ない。ちなみに篇目④「家々撰集抄」に関しては、通行『本朝書籍目録』の、

勅撰以下別有目録、勅撰家集等外、如抄物打聞之類、七十部有之、然而見懷中抄敷之間略之、

という記載との関連が疑われないわけでもないが、前述のように彰考館目録には『本朝書籍目録』成立下限（奥書に拠る）の永仁二年（一二九四）八月四日以後に編まれたとおぼしい『庭林集』といった書目も含まれており、書目数も九十九部と「七十部」とで一致しないので、今後余程の徴証が見つからない限りは両者を結び付けない方がよさそうである。

一方、彰考館目録よりあとに編まれた書籍目録類の中には、彰考館目録の独自記載と同様の書目や注記を持つものがある。管見に及んだのは岡山大学附属図書館池田家文庫蔵『歌書目録』⁶（以下「池田家目録」と呼ぶ）で、一部を挙げれば次のようである。

彰考館目録

池田家目録

<p>94 扶桑葉林二百卷（清輔）</p>	<p>643 扶桑葉林 清輔朝臣 二百卷</p>
<p>108 兼作集（前関白家鷹司仰詩在副／朝臣歌元俊朝臣和漢）</p>	<p>727 和漢兼作集 二十卷 前関白鷹司殿仰ニヨツテ在嗣朝臣詩ヲ集同元俊朝臣ニ仰テ和哥ヲ撰 ハシム</p>
<p>109 庭林集十卷（大閤鷹司家中所／読之歌集之）</p>	<p>612 庭林集 十卷 鷹司太閤家中ニ読所哥之集也</p>

ほか今回の未翻刻部分に含まれるので詳細は論じ得ないが、これまで池田家目録の特有だった、

- 2・秋津島物語 自神代至順徳院 入道信乃守行長作
- 6・弥世継 自高倉院至後鳥羽院 二冊 イ二十冊
- 30・義孝日記 男女ノ振舞 二冊
- 38・和漢雜事 イ談 有康抄 二冊
- 50・蓮胤伊勢記 下卷伊勢之事 鴨長明 一冊

といった興味深い記載7についても、やはりほぼ同文のまま（異なるのは「冊」がすべて巻になっているなどの点）彰考館目録に見出せたりする。池田家目録もやはり彰考館目録同様、既存の書籍目録・歌学書類を再編集した内容を中心とする目録なので、おそらくその原拠資料のひとつとして彰考館目録なり（ただし彰考館本そのものに拠ったとは限らない）、それに類する資料なり（と言うのは語句や冊数注記に異同も見られるからである）が活用されていたのだろう。従ってまず池田家目録によって従来も知られ、時に注目もされてきた右をはじめとする記載については、彰考館目録にも載っていたということとその資料的信頼性がかなり高まるはずである。

あるいは池田家目録と記載がほぼ重なりながらも、なお彰考館目録によってしか得られない知見も多い。例えば池田家目録において離れて記載されている、

- 152 (五分集)・同集注 勝命 五冊
- 206 (伊勢物語)・同集注 勝命
- 218・大和物語抄 勝命 二冊
- 117 古今和歌集注（勝命）
- 118 伊勢物語註（同）
- 119 大和物語（同 已上三部治承／三年註之）

のように列挙した上で、いずれも治承三年（一一七九）の成立だったとまで伝えるのである。また例えば同じく勝命の業績を伝える池田家目録の307「懷中抄 勝命 五十冊」という記載に対し、彰考館目録のそれは134「懷中抄五十卷（勝命）」となっている。「五十冊」と「五十卷」では散佚『懷中抄』の作品理解に相当の差が生じよう。そのほか池田家目録では文意不通だった、

590・類聚歌林集 山上憶良集之

在法性寺宝蔵勝命院又在平等院宝蔵

という記載が、彰考館目録によって、

64 類聚詞（ついで）（山上憶良撰在法性寺宝蔵〈勝命ノ説〉／在平等院宝蔵通憲説）

という非常に珍しい説を伝えるものだったと明らかにすることもあるので、これらに基づき勝命については別に論じる機会を得たい。

さて最後に、以上に触れてきたこと以外にもなお挙げられる、彰考館目録の記載の意義のいくつかについて言及しておく。ひとつは従来認知されていなかった散佚文献の存在を新たに、もしくははあらためて明らかにするという意義。一部について書目を挙げれば、天養元年（一一四四）七月三日の抄出という撰者未詳の92『古今佳句類聚』十巻、順徳院撰という110『崑崙集』一卷（池田家目録では「崑崙和歌集」、冷泉家時雨亭文庫蔵『私所持和歌草子目録』記載「崑崙集」と同一だろう）、寂恵撰という114『春葉抄』（柳原紀光編『歌書類目録』8にも記載あり）、藤原清輔撰という135『宮司袋』六巻（池田家目録では「宮司袋 六十冊」）、141『歌曼茶羅次第』三巻（『私所持和歌草子目録』記載「倭歌曼茶羅記」と関連するか）、などである。

もうひとつは既知の書目に関する何らかの新たな知見を伝えるという意義。これも一部のみ取り上げてみると、165の「本外記」^{大カ}中原師重撰『新抄』が「鳥羽院」（後鳥羽院の誤りか）の命によって編纂されていたということ、166の「中御門右大臣」藤原宗忠撰『国後史要抄』二巻（『本朝書籍目録』では『国後要抄』）が仁和と長承年間（八八五～一一三五）に関する内容だったということ、269の「法成寺殿」藤原道長（ただし『本朝書籍目録』の「法性寺殿」藤原忠通の方が是か）撰『楚忽抄』二巻が「炎上事」を抄した内容だったということ、277『名所抄』一卷の撰者が「大外記」中原師遠だったということ、298『東屋日記』一卷が松殿基房のおそらくは備前配流を取り扱っていたということ、303『難波物語』のみならず302『肥後物語』もまた「自身事」を記した藤原隆信の作だったということ、308『高家口伝』が「仲行抄知ノ足院殿」という注記からすると『富家語談』の別名だったらしいということ、309『隆聴抄』二巻が「隆国卿ノ抄雑事」という注記によって源隆国作『宇治大納言物語』と何らかの関連を持つ可能性が浮上してくるということ、などである。それぞれに関するより詳しい考察は、いずれ機会があるごとに試みていきたい。

1 『彰考館図書目録』（一九一八年十一月初版、一九七七年十一月増補影印版、八潮書店）

- 2 所功氏『本朝書籍目録』に関する覚書（『国書逸文研究』第十九号、一九八七年六月）において「大永四年（一五二四）七月の本奥書を有する彰考館文庫蔵「書籍目録」は、流布本と構成も内容も頗る異っている」と言及されているのが唯一か。
- 3 和田英松『本朝書籍目録考証』（一九三六年十一月、明治書院）。
- 4 彰考館目録のうち①一条経嗣の著作一覧・②一条兼良の著作一覧・③二条良基の著作一覧という最初の三篇目は、そのひとまとまりで別に流布しているとのことで（小川剛生氏のご教示）、④以下の篇目とは成立事情を異にしているものらしい。この三篇目が彰考館目録に取り込まれた時期は不明であるが、いずれにしても④以下の篇目の成立年次考証に際しては除外してよさそうである。
- 5 『庭林集』に該当するとおぼしき古筆切二種の紹介とともに、別にきちんとした考証を予定。
- 6 本研究第三章第二節参照。
- 7 ついでに各書目の傍線部の意義にも言及しておく、2は『秋津島物語』が神代から順徳院の時代までを取り上げていたこと（すなわち神代のみ）の現存本が残欠本だったことを、6は藤原隆信作『彌世継』が高倉院から後鳥羽院までの時代に関する内容だったことを、30は『義孝日記』が「男女振舞」を描いた仮名作品だったことを、38は『和漢雑事』^{イ談}（『本朝書籍目録』記載「和漢雑談」と同一だろう）の撰者が中原有康だったことを、50は鴨長明作『蓮胤伊勢記』に伊勢滞在中の出来事を内容とした「下巻」が存していたこと（ならば上巻が下向の道中記であったか）を、それぞれ知らせる点で貴重。
- 8 宮内庁書陵部蔵。本文は関口祐未氏「柳原家旧蔵『歌書類目録』の解題・翻刻（前編）（後編）」（『文学研究論集』第二十〜二十一号、二〇〇三年十月〜二〇〇四年九月）に拠る。
- 9 太田晶二郎氏「『桑華書志』」所載「古蹟歌書目録」（『太田晶二郎著作集 第二冊』所収、一九九一年八月、吉川弘文館）において、同氏は同目録記載「難波物語（三帖上中□／下隆□ 私云隆信朝臣歟）」という記載に対し、「本朝書籍目録」假名に「難波物語 一卷」が有る、同じきかどうか」と注している。

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

解題

岡山大学附属図書館池田家文庫には「歌書目録」という一冊が蔵されている(貴一三〇)。これは総数千四百三十六点に及ぶ古典文学関連作品(和歌に限らず)の書名を、「仮名雑々」以下十二の分類項目のもとに列挙した書籍目録である。書名の下には多くの場合、作品としての性格や内容に関する注記、編著者名、冊数などが示されている。編者は不明。「楢山拾葉 五冊」(512)など江戸前期頃までの書名が挙がっているようなので、それ以降(後述のとおり土肥経平の書き入れが存することから)ほぼ江戸時代中期頃までの成立か。

当該目録は有職故実家土肥経平(一七〇七〜一七八二)の旧蔵書群、いわゆる「経平秘函(土肥秘函とも)」にかつて属していたもので、早く蔵知矩氏が紹介した経平編『経平秘函目録』に「歌書目録 一卷」とあり、同氏も(すでに実見済みだったらしく)「一寸注意を要する本」と指摘している¹。その「経平秘函」は一八九六年に土肥家から池田家に献納されて池田家文庫の一角を成し、池田家文庫は一九四九年に岡山大学に寄贈された。中に当該目録も含まれており、池田家文庫の整理中に赤羽学氏がその存在をあらためて報告²、続いて福田秀一氏が次のように具体的に取り上げた³。

江戸中期写、土肥経平の書入あり。内容は、書陵部にある「歌書目録」(元禄頃の禁裏本目録)や「歌書類目録」(柳原紀光編の書目)に近く、歌書(和文・物語・連歌を含む)の目録であるが、^A特定の収蔵書の目録なのか、いわば観念的な、世の中に存在する本を列記したものなのか、明かでない。冊数の欄がある点からは、前者のようにも思われ、冊数欄を空白としているものは確かに散佚作品(略)と認められるが、冊数を明記したものにも、現存しないものが多く(略)この点は、この書目の信憑性如何によっては、少なからぬ問題を提起しそうである。他にも(略)

^B「庭林集 十卷 鷹司太閤家中^三読所哥之集也」(略)。^C「和漢兼作集 二十卷 前関白鷹司殿仰ニヨツテ在嗣朝臣詩ヲ集 同元俊朝臣ニ仰テ和哥ヲ選ハシム」(以上「家々撰集和歌」の部)。^D「閑放集 真観 一冊」の如き注目すべき記載がある。

うち傍線部Cの記述をのちに島津忠夫氏は、別本『和漢兼作集』の撰者を真観とする傍証に用い⁴、また安井久善氏は傍線部Dの記述を手掛かり

に、当時誰の家集か不明とされていた『閑放集』を真観のものと推定したが⁵、しかしながらそれら以外に当該目録が引かれた例というのはさほど多くはないようである。一方論者は先般、有吉保氏ご所蔵の未詳中世私撰集残簡⁶の素性を明らかにする資料として傍線部Bの記述を活用することがあり⁷、その際当該目録を通覧してみたところ、傍線部BとD以外にも興味深い記述を少なからず見出し得た。例えば「俊綱集 号伏見長者 二冊」(787)は藤原頼通男で和歌を能くした風流人、橘俊綱に家集が存していたことを窺わせる好資料、それも二冊というからかなり大部なものであったと推される。また例えば「秋津島物語 自神代至順徳院 入道信乃守行長作」(2)は、孤本たる宮内庁書陵部蔵桂宮本(神代の記事のみ)が完本であるか残欠本であるかという問題⁸の決め手となり得るかもしれない。のみならず従来未詳とされている『秋津島物語』の作者を、『平家物語』成立論に関わる人物として有名な信濃前司行長と伝えている点もなかなか注目されるだろう。このように当該目録の記事は、特に散佚文献の研究において大いに役立ちそうに思われるので、以下に全文を翻刻しておくこととした。

当該目録の性格については、福田氏も不分明とした傍線部Aの問題が一番の論点となる。確かに「かなつかひ近道 板行^ト相違 一冊」(522)「柳風和歌集 残篇也半紛失 一冊」(677)「衆妙集 外題仙洞 奥書雅章 玄旨法印 一冊」(855)などは各書目を実見した上での記述であるようにも受け取れ、その点当該目録が「世の中に存在する本を列記したもの」だった可能性は考えてみた方がよい。ただしそうした書目が含まれているにしても、それらはあくまで限られた数に過ぎないのではなからうか。むしろ「類聚歌林集 山上憶良集之/在法性寺宝蔵勝命院又在平等院宝蔵」(590)や「歌林園和歌 俊恵法師集之」(622)などのような稀覯の書目や、また「漢語抄 順和名^ニ引用 一冊」(57)や「新玉集 一条禅閣撰^{古今連歌集之序に乱ニ紛失之由}」(1374)などのように明らかに先行文献から採取してきた書目が多数存することからすると、基本的には「観念的な、世の中に存在する本を列記したもの」と位置づけるのがよさそうである。もう少し言うと、福田氏ののち『日本古典籍書誌学辞典』において稲田利徳氏が、
表紙中央に「歌書目録」と題簽を貼付するが、歌書に限らず、物語・説話・随筆・紀行・連歌書などの書目を整理分類している。単なる作品の書名だけでなく、内容や作者にも簡潔に触れ、また、書目のなかには現在散佚したものもみえるなど貴重である。^Eこの目録は、特定の文庫の蔵書目録の類ではなく、種々な書物から書目を集成・整理してまとめたものである。

と簡潔明快に指摘した⁹、この傍線部Eのように捉えるのがおそらく最も適切なように思われる。その場合でも原拠資料として指摘できそうなのは、現在のところ彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」ぐらいであるので¹⁰、それと重ならない書目についての記載の価値は依然失われていないと言える。次に記述の信憑性だが、時に「延慶両卿訴陳抄出 為家卿 為兼卿 一冊」(456)などのような明らかな誤謬も見つかりはする。しかし現存する作品に関して言えば、全体的には正確な記述を有する方が多いようで、そのことは散佚文献のそれに関する信憑性もある程度は保証するだろう。

安井氏も一、二の内部徴証から本書の「記載を、ある時点に現存した歌書の、比較的信頼できる書目と認定し」てよいとしている。

いずれにせよ今後、当該目録記載の書名を現在知られる作品にひとつひとつ比定していくこと、その上で各作品の伝本の残存状況とも照合していくこと、さらに各種文献や書籍目録類との比較検討を進めていくことなどによって、本書の価値はより一層明確になるはずである。

最後に当該目録の書誌を記すと、縦二十三・〇cm×横十七・六cmの袋綴一冊本。表紙は無地縹色、その中央に金箔散らしの題簽があり「歌書目録」と記されている。内題なし。料紙は楮紙。全七十七丁。前後に遊紙一枚ずつあり。江戸時代中期頃写か。第一丁ウラ面中央に「岡山大学蔵書」の方印一顆、第二丁オモテ面右上に「本池田家蔵書」の朱方印一顆、第二丁オモテ面右中央に柏の葉の墨印（これは土肥経平の蔵書印である¹¹）一顆がそれぞれ捺される。ところどころに本文とは別筆の書き入れが存し、福田氏が指摘されるように土肥経平の筆蹟とみられる。

翻刻凡例

- 一、字体は漢字・仮名とも通行のものに改めた。ただし「哥」など一部の異体字は活かした。
- 一、改行位置・文字の大小・字配りは必ずしも底本どおりではない。
- 一、改頁位置は「」のようにして示した。
- 一、便宜上、各作品名の頭に通し番号を付した。
- 一、底本において、作品名の多くには頭に点が打たれている。意味するところは不明だが、ともあれそれは「・」で示した。
- 一、文字の重ね書きが存する場合は二度目に書かれた本文を採り、最初の本文は「…世尊寺伊行^(行)卿^(ト)作^(ト)の奥入^(ト)是ヨリ…」のように傍書してそれを示した。
- 一、本文と別筆の経平の書き入れについては「(コノ注記別筆)」のように傍書してその旨示した。
- 一、誤植等でないことを示すために「(ママ)」と傍書したところがある。

翻刻

- (遊紙) 1ウ
- 仮名雑々
- 仮名日記
- 歌書抄物
- 和哥読方
- 勅撰和哥集
- 家々撰集並和漢詩哥
- 家之集
- 歌合部類
- 千首以下和哥
- 紀行
- 連歌之書」^{2オ}
- (一面分空白)」^{2ウ}
- 仮名雑々
- 1・水鏡 自神代至文徳天皇 中山内府忠親作 三冊
- 2・秋津島物語 自神代至順徳院 入道信乃守行長作
- 3・世継物語 自宇多天皇堀河院御宇載之 四十冊
- 4・大鏡 自文徳至後一條載之 六冊
- 5・統代系記 自後一條院至高倉院 十冊

- 6・弥世継 自高倉院至後鳥羽院 二冊^{イニ廿冊}
- 7・今鏡 茂範卿作 十冊
- 8・唐鏡 十冊
- 9・光源氏物語 紫式部作 五十四帖
- 家々称正本本々多就中河内前司光行以八本校合ス取捨多為家本是ハ心得にくき所ハ詞ヲそへ或ハ詞ヲけつれり義理ヲ付たるほとに」^{3オ}色々の或説か出来て作意の本意とは違ふたる也青表紙といへる一本ハ京極定家卿の本也作者の本意を失はずして正本也尤此旨を守るべきもの也と云々明星抄御説
- 寛弘ノ始^ニ出来康和末^ニ流布ス
- 10・源氏物語 非光源氏物語 是ハ紫式部か作の光源氏物語^{ヨリ}以前^ニ有之由則紫式部か日記寛弘六年の記^ニ見えたり又世尊寺伊行卿作の奥入^ニ是ヨリ先源氏物語と云物アリト云々
- 11・栄花物語 御堂関白道長公ノ御事ヲ記ス 赤染衛門作 四十帖
- 12・狭衣 源氏物語^ニ残^{レル}趣向^ヲ書頭^{ハス} 大式三位^{紫式部女} 四冊
- 13・増鏡 後鳥羽院^{ヨリ}後醍醐帝迄ノ事ヲ記ス 一条冬良公作
- 14・伊勢物語 伊勢御ノ作又業平自記^{トモ}云 二冊
- 15・大和ものかたり 在原滋春作或ハ花山院制作^{トモ}云 二冊
- 16・清少納言枕草子 中宮定子御事^ヲ租記 清原元輔女 二冊
- 17・同 世間流布ノ本ト相違 一冊」^{3ウ}
- 18・今ものかたり 信実朝臣抄 一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

19	・たけとり物語	万葉集 ^ニ 出 ^テ リ	
20	・竹取物語	物語ノ出来始 ^ト 源氏絵合 ^ニ いへり	源順作 一冊
21	・四季物語	鴨長明作	四冊
22	・今昔物語	天竺唐土日本三朝ノ古 ^キ 物語也	二十八冊
23	・うつほ物語	俊蔭事をかけり	源順作 ^{河海抄} 三卷
24	・宇治拾遺物語	大納言隆国	二十冊
25	・古今著聞	成季或ハ季茂	二十冊
26	・方丈記	鴨長明	一冊
27	・発心集	同	三冊
28	・西行発心物語		一冊 ^{4オ}
29	・和泉式部物語		一冊
30	・義孝日記	男女ノ振舞	二冊
31	・閑居の友	慈鎮和尚	二冊
32	・肥後ものかたり	隆信朝臣自記	一冊
33	・難波物語	同断	一冊
34	・三国物語		一冊
35	・松殿物語		一冊
36	・高家口伝	仲行朝臣抄	二冊
37	・中外抄	知足院殿仰	二冊
38	・和漢雑事 ^{イ談}	大外記師光抄	二冊
39	・国中抄	有康抄	二冊
40	・雅抄		一冊 ^{4ウ}
		装束之事	六冊

41	・隆聴抄	雑事	宇治大納言隆国抄 ^ス 二冊
42	・大綱秘抄	政道之事	九条相国伊通公作 二冊
43	・松の戸		一冊
44	・助无智秘抄		四冊
45	・秘記抄	雑事	三冊
46	・芳聞記	雑事	三冊
47	・古事談		三冊
48	・続古事談	帝道臣下諸道ノ故事	六冊 ^{三ノ巻物大納言本}
49	・大后事談 ^{イ御記}		一冊
50	・蓮胤伊勢記	下卷伊勢之事	鴨長明 一冊 ^{5オ}
51	・東屋日記		一冊
52	・六代勝事記	順徳院遠行事	信乃守行長記之 一冊
53	・前栽秘記		一冊
54	・夜鶴庭訓抄	入木之事	一冊
55	・住吉ものかたり		二卷
56	・十訓抄	菅為長卿作	三冊
57	・漢語抄	順和名 ^ニ 引用	一冊
58	・残夜抄		一冊
59	・晝筆抄	雑事	一条禪閣 ^{桃花老人} 八冊
60	・国中抄	男女会合之事	一冊
61	・中興日記 ^{5ウ}		六冊
62	・寢覚の記	雑事	一条禪閣 六冊

63	遊心集		
64	万一記		
65	上古問答		
66	勢陽雜記		
67	平家勘文録		一冊
68	鞠口伝抄		一冊
69	楊弓射札		一冊
70	暮山之記		
71	犬著聞		
72	十種香之記		一冊
73	人国記	西明寺時頼	一冊
74	千種日記		十三冊
75	扶桑拾葉	水戸黄門	三十卷
76	宇治大納言物語		一冊
77	苔ころも		二冊
78	浜松中納言物語		四冊
79	なてしこ物語		一冊
80	何陋亭記		一冊
81	禁秘集	女装束之事	一冊
82	宗長尺八之記		一冊
83	北野物語	家仁	一冊
84	横座坊物語		一冊

85	うたゝねの記		一冊
86	西行記	撰集抄 <small>トモ</small>	九冊
87	つれく草	雑事見得之上 <small>ヲ</small> 談	上下
88	定家物語		一冊
89	しくれ物語		一冊
90	初瀬物語		一冊
91	さか野物語		一冊
92	山賤記		一冊
93	中書物語		一冊
94	石清水物語		二冊
95	松梅論 <small>下上</small>		二冊
96	松浦宮物語		三冊
97	さよのねさめ	二条良基公	一冊
98	東齋隨筆	一条禪閣	一冊
99	平仲日記		一冊
100	出雲物語		一冊
101	堤中納言物語	兼輔卿ノ事	一冊
102	簾中抄	雑事	二冊
103	うつほ物語		二十卷
104	立花抄	池之坊専栄	一冊
105	為盛発心物語		一冊
106	片野少将物語	枕草子 <small>ニ</small> 見是 <small>ヨリ</small> ハコヤ迄古物語 <small>ト云々</small>	一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

124	123	122	121	120	119	118		117	116	115		114	113	112	111	110	109	108	107
拾遺譚苑抄序	後拾遺抄序跋	同序	同序	新古今和哥集序	同序	古万葉集序	序之類	宝物集 非世間流布本	高光日記	御湯殿の記	此六ヶ帖 <small>ハ</small> 光源氏物語 <small>ニ</small> 清少納言作加 <small>フ</small> 卷々也 禅閣御説 <small>一</small>	桜人・八橋・巢守・さしくし・花見・嵯峨野上下	藐姑屋	唐守	おちくほ	岩屋	かくれみの	正三位物語 源氏多あはせの卷 <small>ニ</small> 見	こまの、少将物語 同
中原時元	通俊	後鳥羽院	為正	正通	源順			平判官入道康頼				右八ヶ帖古 <small>キ</small> 物語 <small>ト</small> 一条禅閣の抄物 <small>ニ</small> 見 <small>ヘ</small> タリ							
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊		六冊 <small>一</small>	一冊	一冊	一冊								一冊

142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128				127	126	125
万の御法	法の筵	同賀次第	俊成卿九十賀記 賀賛記 <small>ト</small> 云	後陽成院悼物	雲の御法	阿仏力ナ諷誦	初度影供日記	中務内侍日記	三愛記 香花酒 <small>ヲ</small> 愛	春夢草 真名仮名 牡丹花 <small>月相老人トモ</small>	紫式部日記 上東門院由奉 自記	弁内侍日記	和泉式部日記 帥宮 <small>ニ</small> 通 <small>ス</small> ル事 <small>ヲ</small> 記 <small>ス</small>	蜻蛉日記 <small>大鏡云東三条兼家公通玉ヒケル程ノ事ヲ記</small>	假名日記文類	(一面分空白) <small>一</small>		大井河行幸和哥序	拾葉和哥集序	月端和哥抄序 <small>(マ)</small>
			賀賛記 <small>ト</small> 云	水無瀬殿是空	二条良基公				同人	牡丹花 <small>月相老人トモ</small>	自記		自記	道綱母 <small>本朝美人三人ノ内 倫輩女</small>			紀貫之			
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	二冊	一冊	一冊	一冊			一冊	一冊	一冊	

162	同々々		一冊
161	同々々	氏好	二冊
160	同灌頂	津守国夏	一冊
159	同七通抄		一冊 ¹¹
158	同延五秘抄		三冊
157	同相伝秘密抄		
156	同秘注抄		
155	同々々		一冊
154	同秘抄	為世卿	一冊
153	同々々	教長卿	五冊
152	同集注	勝命	五冊
151	同注	顕昭	五冊
150	古今和哥集抄	宗祇	五冊
	抄物之類		
149	光源氏物語表白	安居院法印聖覚	一冊 ¹¹
148	雲みの春 ¹⁰		
147	白鷹日記	亮孝	一冊
146	讃岐内侍日記		四冊
145	若草の記	基綱卿	一冊
144	大和宣旨日記		一冊
143	都の土産		一冊

181	同難哥抄		一冊 ¹²
180	同切紙秘伝	宗祇	一冊
179	同秘受抄	二条家	二冊
178	同秘伝抄	冷泉家	二冊
177	同相伝深秘抄		一冊
176	同十口抄		五冊
175	同十唸抄		四冊
174	同血脈抄	西三条殿	六冊
173	同混乱義		二冊
172	同大哥所抄	桃花老人	一冊
171	同序秘抄		一冊
170	同序注	両通 ^{アリ}	三冊 ¹²
169	同釈義	一条禅閣	
168	同両度聞書		五冊
167	同打聞	良暹	
166	同童蒙抄	範兼朝臣	三冊
165	同延五記		三冊
164	同栄雅抄	飛鳥井殿	四冊
163	同和哥口伝灌頂 ^{イ灌頂口傳}		一冊
	経平	なれば禅閣ノ御作か若範兼ニ替りて序をかゝしめ給ひけるか可尋	
		拾葉集ニ出タル序ニ兼良公童蒙の求ニよりて書をき侍るよし自序 <small>(コノ註別巻)</small>	

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

201	200	199	198	197	196		195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185		184	183	182
・環翠抄	・惟清抄	・同髓 <small>マ</small> 惱 <small>マ</small>	・同愚見抄	・同肖聞	・伊勢物語抄	(二行分空白)	・和万葉集	・同見安	・同字林採葉	同難字	同抄	同鏡曇抄	・同難義抄	同佳詞	万葉集 <small>マ</small> 拔 <small>マ</small> 粹 <small>マ</small>	・青葉丹花抄	・万葉集抄	(二行分空白)	・同抄	同作者付哥数	・同無名作者
外記常忠			一条禅閣	牡丹花肖柏			源順		由阿						遊行上人	仙覚		宗条卿		堯恵	
一冊	一冊	一冊 <small>13</small>	二冊	三冊	二冊		二冊		六冊	一冊	一冊	一冊 <small>13</small>	一冊	二冊	一冊	一冊		五冊	一冊	一冊	

221	220	219	218		217		216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	
・同正義	・後撰和哥集集注	・同座右	・大和物語抄	(二行分空白)	・闕疑抄	一 <small>コノ注別筆</small> 禅ノ愚見抄ニ又云経信の名をかりて擬作せるにやとそ覚え侍る云々	・知頭抄	伊勢物語切紙	・しのふくさ	・しのふすり	・同秘抄	同抄	同抄 中興	・同雑義抄 <small>イ註</small>	・同秘要抄	同系図	・同集注	・同注	・同注	・同古注	・同注	伊勢物語聞書
	為家卿		勝命		玄旨法印	大納言 <small>コノ注別筆</small> 経信卿 愚見抄 <small>コノ注別筆</small>					基綱卿						勝命	宗祇		冷泉家		
一冊	一冊	一冊 <small>14</small>	二冊		三冊	四冊	一冊	一冊	一冊	一冊	二冊	二冊 <small>14</small>	一冊	二冊	一冊		一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

283	新統古今作者部類	一冊	
282	・同堯恵抄	一冊	
281	・藤河百首抄	一通	17ウ
280	・拾遺愚草略抄	一冊	常縁 <small>東野州</small>
279	自賛歌抄 板行ノ外	六通	
278	百人一首抄 非板行	二通	
277	・同略抄	一通	宗祇
276	・新古今抄	八冊	
275	・九代集抄 後撰 <small>ヨリ</small> 続後撰迄	四冊	牡丹花
274	・八代集抄	二冊	
273	同左右	一冊	
272	栄花物語系図	一冊	
271	・清少納言枕草子抄	十冊	季綱卿
270	・同小鏡 呈將軍義持公	三冊	耕雲
	寛延四年ニ版行せし源氏小鏡三冊は連哥師紹巴集めしものにて卷 <small>(コノ注記別巻)</small> 々の詞を少宛抄出して連哥の為にせしものや耕雲の書給ひし小鏡 亦あるへし <small>17オ</small>		
269	・同論義 弘安年中伏見院東宮ノ時源氏ノ難義ヲ論		左右八人出問題ニケ条決勝負
268	・同提要	十冊	
267	・同系図	一冊	
266	・源氏男女装束抄		

302	・八雲御抄	六冊	順徳院
301	・宮笥袋	六十冊	清輔
300	・袖中抄	二十冊	顕昭法師
299	・奥義抄	八冊	清輔朝臣
298	・綺語抄	三冊	仲実朝臣
297	・無名抄	二冊	鴨長明
296	・無明抄 俊秘抄 <small>トモ</small>	二冊	俊頼朝臣
295	・能因哥枕	六冊	能因 <small>長能弟子</small>
294	・新撰髓惱 <small>ヌヅメ</small>	一冊	
293	・柿本人丸勘文	一冊	
292	柿本備材抄	二冊	
291	柿本講式	一冊	
290	・石見女式 是 <small>ハ</small> 安倍清行式同物歟 或云先花後実隠早随名所寄物異名花之中求花玉之中採玉 <small>云々</small>	一冊	
289	・孫姫式 有序	一冊	
288	・喜撰式 奉勅	一冊	
287	・歌経標式 奉光仁勅有序宝龜三年	一冊	参議浜成
	和歌読方		
286	・堀河百首抄	一冊	18オ
285	・新古今秘註	一冊	
284	・詠哥大概抄	六冊	玄旨法印

324	和哥要事		一冊
323	・莫伝抄	俊頼朝臣	一冊
322	西行談 西公談抄 _{上七}		一冊
321	同灌頂伝		一冊
320	同灌頂秘密抄	家隆卿	一冊
319	同手ならひ	同	一冊
318	同愚見抄 非伊勢	同	一冊
317	・和哥庭訓	同	一冊
316	小倉問答	同	一冊
315	定家裏書	同	一冊
314	韻哥	同作	一冊
313	・水蛙眼目	定家卿	一冊
312	歌曼陀羅次第		三冊
311	・初学抄	清輔朝臣	
310	・阿古根口伝		
309	・白女口伝		
308	・和歌色葉	月肥前	三冊
307	・懐中抄	勝命	五十冊
306	・後鳥羽院口伝		一冊
305	・近来風躰抄	良基公	一冊
304	・古来風躰抄	俊成卿	二冊
303	・和哥口伝	隆源	一冊
<hr/>			
346	師説撰哥抄		一冊
345	歌仙文		三通
344	類題二歌		一冊
343	肖遥和文		一冊
342	・宋世よみかた		一冊
341	詞延集		一冊
340	頓阿秘蔵		一冊
339	・師説自見抄		一冊
338	二十四問答		一冊
337	和哥作法		一冊
336	・秘蔵集	躬恒 _{上中下}	一冊
335	・詠哥一躰		一冊
334	・袋草子	清輔朝臣	二冊
333	・六義秘伝		一冊
332	・和歌肝要	俊成卿	一冊
331	口伝抄	同	一冊
330	迴月集	為家卿	一冊
329	新撰帝訓抄	俊成卿	一冊
328	和哥書様		一冊
327	同随筆抄		一冊
326	・同深秘抄	堯恵	一冊
325	・同難義抄	顕昭	一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

368	・九六新注			
367	・六家集抄	六冊		
366	・六部抄			
365	・二条殿和哥故実	一冊		
364	・代始和抄			
363	・玉伝深秘	一冊		
362	・一花抄	一冊		
361	・正風躰抄	一冊		
360	・和哥秋風抄	上下		
359	・風雅抄			
358	題書出	一冊		
357	・東野州聞書	一冊		
356	神風小名寄	一冊		
355	和哥制之詞	一冊		
354	雲玉和哥抄	二冊		
353	・和哥一字抄	二冊	清輔朝臣	
352	・六葉抄			
351	・こしへの尼消息			
350	・伝受抄		飛鳥井	21才
349	・あまのかるも	四冊		
348	・秘伝集		飛鳥井	
347	・歌林良材	二冊	禪閣	

390	歌仙落書	一冊		
389	・十躰和哥 忠岑道濟之外歟可尋	一冊		
388	・三代集間事	一冊		
387	・和哥用意	一冊		
386	・三十六人歌仙伝	一冊		
385	・秀歌五百首	一冊		
384	和哥十七ヶ条	一冊		
383	・顕注密勘 顕注 ^ハ 顕昭密勘 ^ハ 慶祐	一冊	慶祐 ^ハ <small>為家卿息</small>	22才
382	先達加難詞	一冊		
381	・和哥秘々抄	一冊		
380	・落書露顕	一冊	今川了俊	
379	遠情抄	二冊		
378	近情抄	一冊		
377	秘哥	一冊	長公	
376	以呂波集 ^{三代集抜書}	一冊		
375	・以呂波拾葉	二冊		
374	・文道抄	一冊		
373	・松下抄	一冊	正広 ^{日比}	
372	・道濟十躰	一冊		22才
371	・忠岑十躰	一冊		
370	・三躰和哥聞書	一冊		
369	・七通抄	一通		

391	俊成卿女ノ文	一冊
392	・遂加	一冊
393	家隆卿口伝	一冊
394	筆のまよひ	一冊
395	・隱岐院御百首抄	二冊
396	・下聞抄	一冊
397	・耕雲口伝 明魏庭訓 <small>トモ</small> 云	
398	・種葉聞書和歌	一冊
399	・和哥二言集	一冊
400	・詠哥一躰抄	一冊
401	・六花集註	一冊
402	・黄点哥勅撰抄 後鳥羽御点	一冊
403	・人丸秘伝抄	一冊
404	・別哥百首注	一冊
405	・拾遺愚抄	一冊
406	・代々集目錄 付撰哥諸物語	一冊
407	・百首聞書注	一冊
408	・為世和哥庭訓抄	一冊
409	・常縁 <small>ヨリ</small> 宗祇 <small>江</small> 五十八首相伝	一冊
410	・帝説抄	一冊
411	阿仏秘抄 為家後妻為相為守母安嘉門院四条 <small>トモ</small> 云	一冊
412	・愚問賢注 良基公問 頓阿答	一冊

南朝右大将長親

413	・同堯惠抄	一冊
414	・蓮性陳状	一冊
415	・顕昭陳状	一冊
416	・螢玉抄	一冊
417	・知題抄 哥之伝	一冊
418	・十題抄	一冊
419	・毎月抄	一冊
420	・未来記	一冊
421	・雨中吟	一冊
422	・和哥道標	一冊
423	・和語雑々	一冊
424	・耳底記 玄旨法印説 光広卿記之	一冊
425	・勅撰作者部類	三冊
426	・僻案抄 <small>定家卿兼良公古今童蒙抄ノ序ニ僻案抄といふ物は三代集の難義を京極中納言のかゝれたる物やとこそ経平</small>	一冊
427	・詠哥大概	一冊
428	・さよのねさめ	一冊
429	・徹書記物語 樵談記 <small>トモ</small>	一冊
430	・清巖茶話 正徹談 <small>ヲ</small> 聞書非板行本	一冊
431	・和哥難題聞書	一冊
432	・和哥所不審条々	一冊
433	・簸川上	一冊
434	和哥合次第	一冊

宇都宮弥三郎成綱入道也

堯孝門人

24才

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

455	・故実撰要 目録アリ			三冊
454	・西行上人贈定家卿文			一冊
453	・頓阿よみかた			一冊
452	・二十代和哥抄			一冊
	(一行分空白)			
451	・和哥故実口伝	飛鳥井		一冊
450	・会故実			一冊
449	・肖柏口伝	牡丹花老人		一冊
448	・窓中抄			一冊
447	・八代名所和哥			二冊
446	・和哥書様端作次第			一冊
445	・花月抄	清輔卿		一冊
444	・長歌文字鎖	為兼卿		一冊
443	・文字鎖	鴨長明		一冊
442	・桂明抄	堯孝		一冊
441	・和哥風躰抄			一冊
440	・和哥左右			二通
439	・新統三智目録			一冊
438	・和哥玄旨			一冊
437	・蔵玉抄 物之異名	俊頼		一冊
436	・和哥玉屑抄			一冊
435	・歌仙之文			一通

477	・和哥次第秘書			一冊
476	・和哥三部抄聞書			一冊
475	・融覚一札			一冊
474	・和歌淵底秘書			一冊
473	・六帖和歌用捨新撰	今川了俊		一冊
472	・和哥てにをはの書	基綱卿 <small>姉小路</small>		一冊
471	・宗訊逍遙問答 <small>柏殿</small>	宗訊 <small>肖柏門弟</small>		一冊
470	・私語抄出			一冊
469	・冷泉家秘伝	為和卿 <small>冷泉為広子</small>		一冊
468	・和哥受用抄			一冊
467	・撰詞抄			一冊
466	・金句抄			一冊
465	・二条家和歌故実			一冊
464	・簀子			一冊
463	・懷紙短冊寸法	飛鳥井家		一冊
462	・六義抄			一冊
461	・内外口伝抄 <small>和哥</small>			一冊
460	・人丸影供記 永久六年四月三日			一冊
459	・人丸秘密抄			一冊
458	・和哥秘書部類			一冊
457	・和歌縁起			一冊
456	・延慶両卿訴陳抄出	為家卿 為兼卿		一冊

499	・古往今来秘歌大躰		二冊
498	・唯独自見抄		三冊
497	・種心秘要抄		三冊
496	・無外題		三冊
495	・愚得抄		一冊
494	・和歌大綱抄 一字伝 <small>トモ</small>	基俊作	三冊
493	・和歌奥義題		一冊
492	・八代秀逸		二卷 <small>〔 27ウ</small>
491	・上科抄	大江広経	二卷
490	・さらしなの記 悦目抄 <small>トモ</small>	基俊	一冊
489	・亀鏡抄	伊勢室山入道	十卷
488	・野守鏡	源有房作	二冊
487	・深窓秘抄	公任	
486	・俊成古語抄		
485	・和哥密抄		
484	・和歌論義		
483	・黑白最要抄 <small>和哥イ</small>		四冊
482	・二条家よみかた		一冊
481	・名歌聞書		一冊 <small>〔 27オ</small>
480	・色葉和難抄 <small>集イ</small>		十冊
479	・嬰兒抄		一冊
478	・聴伝抄		一冊

521	・閑居自珍抄		一冊
520	・初深雪 <small>並忍山</small>		一冊
519	・書初草子事	逍遥院	一冊
518	・よみかた	雅教卿	一冊
517	・かりまくら		二冊
516	・和哥講私記		一冊
515	・和哥土代	桂光院	一冊
514	・斜月抄		一冊 <small>〔 28ウ</small>
513	・寄之撰		一冊
512	・楢山拾葉		五冊
511	・題出抄	雅教卿	一冊
510	・温故抄		一冊
509	・いほぬし 袋草子 <small>ニ</small> 庵主日記 <small>ト</small> 増基法師作 <small>云々</small> 正徹		一冊
508	・名誉歌仙		一冊
507	・話訓		一冊
506	・木芙蓉		一冊
505	・似我呪詞詩		二冊
504	・鷹言葉口伝 <small>注イ</small>		一冊
503	・八雲口伝		一冊 <small>〔 28オ</small>
502	・後撰集秘説哥	定家卿	一冊
501	・香文木		一冊
500	・秘歌集		一冊

542	・竹園抄		一冊	30才
541	・三五記	定家卿		
540	・慈元抄		一冊	
539	・君臣師解		一冊	
538	・夜林抄		一冊	
537	・蔵司百首抄	女房之歌	一冊	
536	・もしほ草	和哥詞	十帖	29ウ
535	・幽齋聞書		二冊	
534	・瞽搜集	沢庵	一冊	
533	・祇良問答	宗祇 <small>ト</small> 兼良公	一冊	
532	・載公抄	基綱跋	一冊	
531	・俊頼髓 <small>（マ）</small>		五冊	
530	・教訓百首和哥		一冊	
529	・宗祇返札		一冊	
528	・無心無事		一冊	
527	・至富人		一冊	
526	・歳 <small>（マ）</small> 云暮矣		一冊	
525	・色葉清濁三智抄		一冊	29才
524	・法印定為申文		一冊	
523	・草木異名	十二月	一冊	
522	・かなつかひ近道	板行 <small>ト</small> 相違	一冊	

(一面空白) 30ウ

543	・万葉集	二十卷	哥数四千三百十三首	但本々不同数不定 <small>云々</small>
	勅撰集部類			
	奈良帝聖武天皇御宇橘諸兄公 <small>ニ</small> 仰テ撰 <small>ハ</small> シム又孝謙帝ノ時中納言家持 <small>ニ</small> 仰テ撰繼シム <small>ト云々</small> 平城帝桓武ノ御宇 <small>ト云ハ</small> 非歟天平元年正月十四日奏諸哥 <small>云々</small>			
544	・古万葉集	四卷	神代近 <small>キ</small> 人々歌也嗟峨天皇御撰歟	
	源氏物語 <small>ニ</small> さかの御門のこまんよう集といへり <small>私云万葉集ヨリ後撰なれ共 歌古キ故古万葉といふ歟</small>			
545	・古今和歌集	二十卷	哥数千九十九首	延喜五年四月十八日奉詔
	紀貫之紀友則凡河内躬恒壬生忠岑撰之かな序貫之真名序紀淑望			
546	・後撰和歌集	二十卷	歌数千四百二十六首	村上天皇天曆五年十月於梨壺大中能宣元輔順時文望城等撰之袋草子 <small>ニ云</small> 此集未定 <small>ニテ</small> 止
	仍本無四度計証本 <small>ハ</small> 朱雀院塗籠本又青表紙 <small>云々</small> 是 <small>ハ</small> 範永本也 <small>一</small> 31才			
547	・拾遺和哥集	二十卷	哥数千三百五十七首	一首袋
	長徳年中花山院御自撰 <small>云々</small> 古今 <small>ヨリ</small> 以来三代集 <small>ト云</small>			
548	・後拾遺和哥集	二十卷	哥数千二百十九首	三百五十一首袋
	白河院御宇承保二年九月奉詔 通俊撰自序			
549	・金葉和歌集	十卷	哥数六百四十四首	五袋
	天治元年依 白河院勅俊頼撰之			
550	・詞花和哥集	十卷	哥数四百十三首	九首袋
	天養元年六月二日依崇徳院勅頭輔撰之			

- 551・千載和哥集 二十卷 哥数千二百八十七首
 寿永二年二月依 後白河院々宣俊成撰之かなの自序
- 552・新古今和哥集 二十卷 哥数千九百八十一首^{31ウ}
 元久二年三月廿六日依 後鳥羽院々宣通具有家定家家隆雅経等撰
 之かな序^ハ後京極良経公真名序親経 古今集以来ヲハ八代集^ト
- 553・新勅撰和歌集 二十卷 歌数千三百七十六首
 貞永元年十月二日依 後堀河院倫言定家撰之
- 554・続後撰和哥集 二十卷 歌数千三百七十七首
 宝治二年七月依 後嵯峨院々宣為家撰之 千載新勅撰続後撰^ヲ家
 三代集^ト
- 555・続古今和歌集 二十卷 歌数千九百二十七首
 文永二年十二月廿六日依 後嵯峨院々宣為家行家光俊前内大臣等
 撰之真名序菅原長成書之
- 556・続拾遺和哥集 二十卷 哥数千四百六十三首
 文永十一年依 龜山院々宣為氏撰之^{32オ}
- 557・新後撰和哥集 二十卷 哥数千六百十二首
 正安三年十一月依 後宇多院々宣為世撰之
- 558・玉葉和哥集 二十卷 哥数二千七百九十六首
 正和二年八月依 伏見院々宣為兼撰之
- 559・続千載和歌集 二十卷 哥数二千四百四十四首
 文保三年四月十九日依 後宇多院々宣為世撰之
- 560・続後拾遺和歌集 二十卷
-
- 561・風雅和哥集 二十卷 哥数二千二百八首
 花園院御自撰于時貞和二年^{32ウ}
- 562・新千載和哥集 二十卷
 延文元年六月依 後光厳院倫言為定撰之
- 563・新拾遺和歌集 二十卷 歌数千九百二十首
 後光厳院貞治二年奉倫言為明撰之
- 564・新後拾遺和哥集 二十卷 歌数千五百六十四首
 後円融院永和元年六月奉勅為遠而後為遠死去依之為重撰之假名序
 良基公
- 565・新続古今和哥集 二十卷 哥数二千四百四十八首
 後花園院御宇永亨十年八月廿三日奏之雅縁撰之假名真名共^{33ニ}兼良
 公書之 古今以来二十一^{33オ}代集^ト
- 家々撰集和歌
- 566・新撰万葉集 菅家 二冊
- 567・新撰和歌集 紀貫之撰之 四冊
 古今以後撰之哥数三百六十首
- 568・古今六帖 貫之女撰之 六冊
 或具平親王又兼明親王御撰共いへり
- 569・樹下集 かな序有 多々法眼源賢撰 二十卷

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

589	588	587	586	585	584	583	582	581	580	579	578	577	576	575	574	573	572	571	570
・摘題和哥集	・藤葉和哥集	・後葉集	・現葉集	・続撰吟集	・撰吟集	・現存集	・尼草子 經信卿家 <small>江</small> 尼公持來賞之仍為名	・念西打聞	・良暹打聞	・十卷集	・三卷集	・統詞花集 序有	・拾遺古今 序有	・良玉集 大治元年十二月	・月詣集	・山階和哥集	・五葉和歌集	・玄々集 序有	・山伏和歌集
			前大納言為氏			敦頼撰			經衡撰	隆經朝臣	奉勅後二条院崩御不奏之止勅撰之義 <small>云々</small>	清輔撰	永範撰	兵衛督顯仲	加茂重保	尾張守橘守忠撰之	能因法師撰	撰者不知	
六冊	三冊	五冊	三冊	八冊	三冊		一冊 <small>一冊</small> <small>34才</small>	一冊				廿卷	廿卷	十卷	一冊	二十卷	一冊		

609	608	607	606	605	604	603	602	601	600	599	598	597	596	595	594	593	592	591	590
・石澗集 <small>(マ)</small>	・人家和哥集	・雲葉集	同	和歌九品	・古今集句類聚	・現存六帖 <small>35才</small>	・麗花集	・恋集	・類林抄 仲実有序	・現存三十六人詩哥 健治二年	・三十六人撰	・今撰集	・桑門和歌集	・蓮露集	・明月集	・続現存	・続新撰和哥集	・金玉集	・類聚歌林集
		五冊不足殘篇	定家卿	公任卿	誰人之抄出不知之天養元三七 <small>下云々</small>			作者不知			公任撰	顯輔卿	顯昭法師		顯季卿	通俊卿 <small>34才</small>	公任卿	在法性寺宝藏勝命院又在平等院宝藏	山上憶良集之
十卷	十卷	五冊	一通	一冊	十卷		一通		五十卷	一冊	一冊	三冊	二冊	三冊	六冊	一冊			

630	熊野御幸和哥	後鳥羽院建仁元年十月九日	一冊
629	詩哥御会		
628	山家心中抄		一冊
627	一人三臣和歌		二冊
626	近代集		
625	内裏月次読哥	自永正五戊辰正月至十二月	
624	御会類聚		二十一冊
623	万代和哥	真観 <small>光俊法名</small>	六冊 <small>36才</small>
622	歌林園和歌	俊恵法師集之	
621	奈良帝御集		
620	元用集		一冊
619	漢肇和哥抄		一冊
618	一字御抄	同勅撰	二冊
617	類題和哥集	後水尾院勅撰	十七冊
616	難後拾遺抄	袋草子 <small>ニ</small> 大納言経信ノ作といへり	一帖
615	西住集	撰者不知	一帖
614	春葉抄	寂恵	
613	崑崙和歌集	順徳院	一卷
	鷹司太閤家中 <small>ニ</small> 読所哥之集也 <small>35ウ</small>		
612	庭林集		十卷
611	松風集		二十卷
610	三井和哥集	覚助法親王	

652	為兼配所和哥		一冊
651	以呂波落書		一冊
650	化女集		一冊
649	紀氏曲水宴和哥		一冊
648	樂府和哥 <small>カフ</small>		二冊
647	六家秀逸		二冊
646	禁裏仙洞御会和哥		一冊
645	勅撰名所集		二冊 <small>37才</small>
644	言葉集		
643	扶桑葉林	清輔朝臣	二百卷
642	六々集	範兼朝臣	
641	相撲立	基俊私記詩歌也	二十卷
640	寛元六帖		
639	山戸菟田集	子細有類林之序	
638	居知集		五冊
637	新葉和哥集	南朝之勅撰	二十卷
636	祖師集		一冊
635	太上天皇八十賀和哥		一冊
634	西園寺行幸和哥		一冊 <small>36ウ</small>
633	大井河行幸和哥		一冊
632	北山行幸和歌		一冊
631	中殿御会和哥		一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

674	673	672	671	670	669	668	667	666	665	664	663	662	661	660	659	658	657	656	655	654	653
癸心和歌集	拾遺風体和哥集	御会写 禁裏	三玉和歌	六十四卦歌	千載佳句	仙洞詩歌御会 寛永十八五月二日	室町殿障子繪十二月詩歌	名所御障子和歌	紫野子日和歌 <small>並序兼盛</small>	修学八景詩歌	南都八景詩哥	高野和歌	類聚名所和歌抄	名所方角和歌	法文百句和歌	東撰六帖	如心哥枕	纂題和哥集	四天王院障子和哥	和歌見聞集 建永二年	秀哥三百首
選子内親王				慈鎮和尚				定家卿					兼載								
一冊	一冊	三冊	一冊	一冊	二冊	一冊	一冊 <small>38才</small>	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	第一	一冊	九冊 <small>37ウ</small>	一冊	一冊	一冊	一冊

696	695	694	693	692	691	690	689	688	687	686	685	684	683	682	681	680	679	678	677	676	675
二八明題 今川相良	二十八品 <small>並九品</small> 詩哥 龜山御宇	障子尽和哥禁中 同年	十三夜詩歌禁中 寛永四年十二月	文明短冊和哥四十首	源氏卷名和歌	夫木和歌抄 諸家ノ哥ヲ集	竹内僧正句題和哥 浜雅詩 長享元十一月廿五日	中将姫和歌	三席御会 寛正五	隱岐後鳥羽御廟奉納和歌	美濃肖山奉納和歌	狂歌百人一首	法文和歌 長祿二十六	古六家集	紀氏名所集	屏風押色紙和歌	撰集一人撰者自歌	諸歌集	柳風和歌集	五代集歌枕	玄玉和哥集
					為家					氏成卿	藤利綱		道堅			中院通村公			殘篇也半紛失		
十六	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	三十六帖	一冊 <small>39才</small>	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	二冊	一冊	一冊	一冊	三冊 <small>38ウ</small>	一冊	二冊	一冊

697	続五明題	八冊
698	題林愚抄	八冊
699	名所哥抄出類聚 今川礼部 永正十七年	二冊
700	以呂波集 三代集拔書	一冊 〔 ³⁹ ウ
701	新続哥仙	一冊
702	女歌仙	一冊
703	宇治別業和哥 <small>並</small> 序	一冊
704	新撰哥枕	十冊
705	類句和歌 但新古共	百二十冊
706	哥仙部類	一冊
707	臨永和哥集	一冊
708	名所要歌集	一冊
709	膳所八景詩歌 近衛信尹公	一冊
710	とりかへはや	三冊
711	二十四孝詩哥	一冊 〔 ⁴⁰ オ
712	蒙求和歌	三冊
713	高山和哥	一冊
714	草木和歌集	一冊
715	百官和歌	一冊
716	漢古事和歌	一冊
717	百詠和歌 源光行	一冊
718	法花訳和集	一冊

719	勅撰名所和歌	宗碩 <small>月村齋</small>	四冊
720	狂哥集	雄長老 <small>玄旨公姉女 宮川殿息女</small>	二冊
721	武家百人一首	通村公撰	一冊
722	新続女歌仙		一冊 〔 ⁴⁰ ウ
723	三十一字和歌	准三宮義俊	一冊
724	和漢朗詠集	公任卿撰	上下
725	同新撰朗詠集	俊頼卿撰	上下
726	同拾遺朗詠集		二冊
727	和漢兼作集		二十卷
728	人丸集 <small>(コノ項別巻)</small> 撰ハシム <small>〔⁴¹オ</small> (九行分空白) 頭昭陳状云世間流布の人丸集は不慥之由存侍り其故は人丸 哥万葉集に四百余首入たり先其哥大旨皆入ての上に万葉の 哥共を可入侍や而万葉残は残かちに侍めるそれはさる事に て年来人丸集数十本うかゝひ見侍しに一本にても金山 <small>〔⁴¹ウ</small>		
729	家集 歌仙家集 公任卿撰三十六人家之集也		三十六帖
730	菅家御詠集		一冊
731	菅家御集		一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

753	752	751	750	749	748	747	746	745	744	743	742	741	740	739	738	737	736	735	734	733	732
弁乳母家集	待賢門院堀川集	二条院讚岐家集	伊勢 <small>(イセ)</small> 太輔集	大式三位家集	赤染衛門集	紫式部家集	同統集	和泉式部集	清少納言集	大江千里集	あまのてこら集	伯母集	伊勢集	本院侍従家集	檜垣女集	御堂関白集	清慎公集	北院御室集	守覚法親王家集	西宮左大臣集	天神御詠歌
	頭仲女	源三位頼政女	輔親女	紫式部女ささころもの作者	栄花物語作者赤染時用女実兼盛女			上東門院女房 <small>女内侍トモ</small>	清原元輔女		師氏家集也				肥後国遊女	道長公	小野宮実頼公	守覚親王	高明公		
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	二冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
				42ウ											42オ						

775	774	773	772	771	770	769	768	767	766	765	764	763	762	761	760	759	758	757	756	755	754
源順集	長能集	四条大納言公任家集	散木和歌集 金葉撰者俊頼家集也	前大納言実国集	瓊玉集	後鳥羽院御集	順徳院御集	紫禁和哥集	邦高集 貞常親王子土御門帝御養子二品式部卿 <small>伏見殿</small>	貞敦集 邦高親王子二品中務卿 <small>伏見殿</small>	平忠盛集	惠慶法師集	曾根好忠集	建礼門院右京大夫集 <small>(マ)</small>	俊成卿女集 新勅撰 <small>三</small> 侍従具定母	宮内卿家集 後鳥羽院女房家隆卿女	後深草院弁内侍	一宮紀伊集	小馬命婦集	相模集 源頼光母乙侍従相模守大江公資妻	式子内親王集
					宗尊親王		順徳院					号曾丹		平資盛 <small>ニ通スル</small> 人			信実朝臣女	従五位下経方女		白河院第三皇女萱齋院	
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	三冊	三冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	二冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
				43ウ											43オ						

797	796	795	794	793	792	791	790	789	788	787	786	785	784	783	782	781	780	779	778	777	776
為相集	為氏集	為家集	玉吟集	拾遺愚草	拾玉集	月清集	長秋詠草	山家集	讚岐入道集	俊綱集	鴨長明集	西行家集	加茂保憲集	土御門院集	雅經集 新古今撰者	頭季家集	清輔家集	頭輔家集	大中臣輔親集	実方集	橘為仲集
藤谷和歌 <small>トモ</small>															飛鳥井				祭主	中将	
為家二男				定家卿 <small>一</small> ⁴⁴	慈鎮和尚	後京極良経公	俊成卿	西行法師	頭綱	号伏見長者											
藤谷冷泉祖	二条家為家子																				
一冊	二冊	二冊							一冊	二冊	一冊	二冊	一冊	一冊	二冊 <small>一</small> ⁴⁴	五冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊

819	818	817	816	815	814	813	812	811	810	809	808	807	806	805	804	803	802	801	800	799	798
寂蓮集	隆季集	隆祐集	隆房集	資賢集	業平集	梅納言集	林葉集	光経集	閑放集	聴雪集	碧玉集	雪玉集	柏玉集	為基集	為冬集 <small>一</small> ⁴⁵	為重集	為広集	為定集	為明集	為忠集	為兼集
						清輔卿袋草子 <small>ニ</small> 見えたり							後柏原御集								
俗名定長		家隆息	四条大納言			長方卿	俊恵		真観	西三条実隆	冷泉政為	西三条実隆						左中将為遠子			
一冊		一冊	一冊	三冊 <small>一</small> ⁴⁵		一冊	二冊	一冊	一冊	一冊	三冊	四冊	六冊			一冊					

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

840	839	838	837	836	835		834	833	832	831	830	829	828	827	826	825	824	823	822	821	820
三条西称名院集	草庵集 <small>並</small> 統集	李花集	葛葉和歌集	源義政公集	紀式部集	自大永二年至同六年但第二計有余 <small>ハ</small> 紛失	隣女和哥集	資方集	金槐集	資慶集	黄葉集	悪槐集 <small>(マ)</small>	栄雅集	資道集	濟繼集 <small>46オ</small>	師光集	寂照集 三河寺慶保胤也入唐	元可法師集	慶運集 頓阿 <small>ト</small> 道 <small>ヲ</small> 挑争述懐 <small>メ</small> 詠草 <small>ヲ</small> 埋棄 <small>ト</small> 云々	兼好集	寂然集
実澄公	頓阿法師	南朝宗良親王		東山殿			飛鳥井雅有	前大納言	鎌倉右大臣実朝卿	飛鳥井	飛鳥井光広卿	飛鳥井雅親卿	飛鳥井				藥師寺公義		吉田	俗名為業	
		二冊	一冊	一冊 <small>46ウ</small>			一冊	一冊	一冊		二冊	二冊				一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊

862	861	860	859	858	857	856	855	854	853	852	851	850	849	848	847	846	845	844	843	842	841
師輔集	二条太皇太后大式集	朝光集	山家心中集 花月集 <small>トモ</small>	仏徳禪師和哥集	仏国禪師和哥集	星窩和歌集	衆妙集 外題仙洞 奥書雅章	閑谷集	風葉集	佳林集	同続集	草根集	岩山道堅集	堯孝集	肖柏集	定頼集	覚眠集	大江元就集	後奈良院御集	宗祇家集	基佐和歌集
九条殿		閑院大将					玄旨法印			有頼	同	正徹		常光院 <small>頓阿喜孫</small>	牡丹花老人			毛利大膳太夫			桜井 <small>京洛</small>
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	四冊	一冊	九冊	十卷	一冊		三冊 <small>47オ</small>	一冊	一冊	一冊		一冊	一冊

884	佐忠集 天曆比之人		一冊	49才
883	松下集	日比正広	一冊	
882	孝範集		一冊	
881	菅原在良朝臣集		一冊	
880	源仲綱集		一冊	48ウ
879	挙白集	長嘯子	八冊	
878	源頼政家集		二冊	
877	為重詠草		一冊	
876	後奈良院詠草		一冊	
875	沙王 <small>(マユ)</small> 和哥集	後崇光院	一冊	
874	蔵懷集		一冊	
873	義政公詠草		一冊	
872	藤原相如集		一冊	
871	洞院公賢集		一冊	
870	東野州家集	常縁	一冊	
869	心珠詠草	序 <small>三</small> 三条西実隆公	一冊	48才
868	北畠親頭詠草		一冊	
867	夢窓国師集		一冊	
866	頼実集	源	一冊	
865	田上集		一冊	
864	常徳院殿集	義尚公	一冊	
863	小侍従集		一冊	

902	後京極殿自哥合百番		一冊	
901	歌合 貞永元八月十五夜		一冊	
900	光明峯寺家歌合 百十番 判定家卿		一冊	
899	文明歌合 文明十年 <small>四</small> 九月三日 判栄雅		一冊	
898	文龜三歌合 判為広		一冊	
897	御室撰哥合 正治三年三月五日 判俊成卿		一冊	
896	後鳥羽院歌合 判家隆卿		一冊	
895	同哥合 閏九月十九日 判定家卿		一冊	
894	元曆三年歌合 九月十三夜		一冊	50才
893	千五百番歌合 建仁元年 <small>(コノノ注記別巻)</small>			
892	六百番哥合 判俊成卿 <small>後京極撰政治家</small>			
891	天禄哥合序跋 <small>アリ</small>		一冊	
890	円融院扇合		一冊	
889	寛平菊合		一冊	
888	寛平后宮歌合		一冊	
887	是貞親王歌合		一冊	
886	昌泰女郎花合 亭子院		一冊	
885	天徳歌合 四年三月卅日 判アリ		一冊	

(一面分空白) 49ウ

968	堀川艶書合	一冊
967	かも哥合 重保興行	一冊
966	宝治歌合 判為家卿	一冊
965	京極家歌合 判直親	一冊
964	重家和哥合 永正二 判清輔朝臣	一冊
963	老若五十首歌合 建仁九年二月	一冊
962	五百番歌合	二卷
961	平經盛歌合 判清輔朝臣	一冊
960	岩清水若宮五十一番歌合 判定家	一冊 <small>53才</small>
959	建仁二年九月十三夜歌合 判釈阿	一冊
958	建保七年哥合	二冊
957	仙洞歌合 寛永十六月十五日 判前内大臣	一冊
956	仙洞歌合 治曆三九月九日庚申	一冊
955	同十五番歌合 恋 建仁二九月十三夜 判釈阿	一冊
954	水無瀬釣殿哥合 <small>当座六首</small> 建仁二年六月	一冊
953	近江御息女歌合	一冊
952	実国家哥合 嘉応二五月	一冊
951	宮河哥合 西行自歌 判定家卿	一冊
950	みもすそ河哥合 西行自歌 判俊成卿	一冊
949	根合 康和三年五月五日 判仲実	一冊 <small>52ウ</small>
948	三十六番歌合 三十六人 弘長二九月	一冊
947	石清水若宮歌合 寛喜四三廿五	一冊

990	祐子内親王家歌合	一冊
989	住吉歌合 判神祇伯頭仲	一冊
988	多武峯歌合 判紀伊入道 多武峯住生院千代君	一冊
987	親長卿家歌合 判禪閣	一冊
986	源宰相中将家歌合 公方義佳公 <small>(ウ)</small>	一冊
985	経平家歌合 応徳三三月十九	一冊
984	常德院歌合 判雅親	一冊
983	五十番歌合 判栄雅	一冊
982	三百六十番歌合	一冊 <small>54才</small>
981	後陽成院歌合 五十番 題虫月恋判	一冊
980	時代不同歌合 後鳥羽院御撰	一冊
979	頓阿勝負付歌合	一冊
978	前後三十番歌合	一冊
977	年中行事歌合五十番	三冊
976	前関白家三十番歌合 判定家卿 建保五九月	一冊
975	新玉津哥合 判為邦卿 貞治六三月廿三日	一冊
974	仙洞十人歌合 勅判 正治二年九月	一冊
973	月卿雲客歌合 判家隆卿 建保二九月尽日	一冊
972	康正元十二廿七日歌合 判正親	一冊
971	新羅社歌合 七十五番 判俊成 承安三年八月十五夜 <small>53ウ</small>	一冊
970	百五十番歌合 <small>三才</small> 宝治二年 判為家卿	一冊
969	五十番歌合 判道遥院殿	一冊

1012	1011	1010	1009	1008	1007	1006	1005	1004	1003	1002	1001	1000	999	998	997	996	995	994	993	992	991
蜷川親當家歌合	二十八番歌合	夏十首歌合	若宮撰哥合	前撰政家歌合	細河高国自歌合	和歌所四十番 ^五 歌合	伏見院歌合	永縁奈良坊歌合	明応武家歌合	殿中十五番歌合	公武二十四番歌合	同 一番題野外秋望	歌哥合	地下歌合	野々宮歌合	調度歌合	五十番哥合	五十番自歌合	狂哥合	細川左京太夫家歌合三十番 ^{非常恒}	同家康申歌合
判為兼卿	判為兼卿		判女房 ^{後京極殿也}	嘉喜 ^(マキ) 三年	常恒	衆儀判	判為兼卿				判一条禅閣	九条基家公家詠之	判正広	判源順	勅判	貞徳	永承五四二	衆義判	判道遥院		
号智温法師 ^(マヱ)			建仁二年			建保三年															
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
								一冊											一冊		
								55才											54ウ		

1034	1033	1032	1031	1030	1029	1028	1027	1026	1025	1024	1023	1022	1021	1020	1019	1018	1017	1016	1015	1014	1013
仙洞御歌合	仙洞御歌合	撰政家歌合	親長卿家歌合	道堅五十首自歌合	百番歌合	建保四年八月廿四日歌合	民部卿経房家哥合	同	兼実公家歌合	定家家隆哥合	内裏詩合 一番題山中花夕	後五十番歌合	前五十番歌合	右大臣家歌合	五条哥合	伏見院哥合	城南寺影供哥合	源氏狭衣歌合	建保秋歌合	石清水歌合	
龜山殿	後鳥羽院	判真観	判一条禅閣	明応六年十二月四日	判定家卿	衆義判	治承三三十八日	御点後鳥羽注為家	御清輔朝臣	御点後鳥羽注為家	建保元年二月廿六日	定頼卿	公任卿		乾元二五月	乾元二五月	乾元二五月	十五題又号乱哥合 ^{トモ}	判定家卿	建仁元年十二月	
為家真観兩判	判俊成卿	健治元九月十三夜	文明五十一七日		建保四閏六月九日																
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
																					55ウ

1056	1055	1054	1053	1052	1051	1050	1049	1048	1047	1046	1045	1044	1043	1042	1041	1040	1039	1038	1037	1036	1035
建仁二年内裏歌合	永万二年歌合 題作者アリ	堯孝自歌合十番 判為広卿	永録歌合 <small>(マ)</small> 判日野一位大納言	將軍家歌合百番 判折句歌 出題宋世	哥合 時代不知 <small>可考</small>	廿四番自歌合	国信家歌合	七百番歌合 序耕雲	詩歌合 守遍 判尊田親王	歌合 建保五年十一月十一日 衆義判	鳥哥合	十番詩合	北野宮歌合 衆義判 元久元年十一月十一日	撰哥合 判家隆 嘉祿二四月廿一日	鴨御社歌合 <small>祖</small> 建永二年三月七日	十首 十八番歌合	十番歌合 判常德院殿 <small>義尚公</small>	后宮歌合 寛平 百番	弘徽殿女御十番歌合 判義忠朝臣	職人尺歌合 建保第二九月十三夜	実行家歌合 判頭季卿 永久四年
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
								一冊 57才											一冊 56ウ		

1078	1077	1076	1075	1074	1073	1072	1071	1070	1069	1068	1067	1066	1065	1064	1063	1062	1061	1060	1059	1058	1057
有心無心歌合	同 治曆四年十二月廿三日	同 治曆四年五月五日	院歌合 治曆三年九月九日	文永二年八月十五夜歌合	遠忠自哥合	源氏物語歌合	長元八年歌合	永仁元年哥合 <small>五才</small>	新時代不同歌合 九条基家公	撰政左大臣家歌合 文治元八月	経平大弐家歌合	仙洞哥合 題川紅葉 暁千鳥 兩判	嘉元三年三月歌合	五十四番詩歌合 衆儀判	六十番詩哥合	松下自歌合 三百六十首 日比正広	女房哥合 判通俊卿 応徳三三月	拾遺百番歌合	乾元二年歌合	十番歌合 赤染衛門	清輔家歌合 永曆元七月判為輔
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
								一冊 58才												一冊 57ウ	

1142	1141	1140	1139	1138	1137	1136	1135	1134	1133	1132	1131	1130	1129	1128	1127	1126	1125	1124	1123	1122	1121
・百首和歌	・中院百首	藤河百首	・同	・同	・同	・難題百首	・同	・同	・同遠島	・百首	・内侍所千首	・高野百二十首	・二百首和歌	・内裏名所三百首聞書	・内裏名所千二百首	鷹三百首	・百五十首和歌	・六百首和歌	・白河殿	・龜山院	・同
頓阿法師	点定家家隆		阿仏	為遠卿	為家卿	定家卿	順徳院	土御門院	同院	後鳥羽院	貞亨三年 (マ)		為相卿		順徳院	定家卿	実枝点				將軍家
一冊	一冊	一冊 61 ツ	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊 61 才	二冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊

1164	1163	1162	1161	1160	1159	1158	1157	1156	1155	1154	1153	1152	1151	1150	1149	1148	1147	1146	1145	1144	1143
玄旨詠草	・同世中	・同	・同	・百首和歌	・五社五百首	・同	・同	・同	・同	・同	・同	・百首	・同	・同	・同	・同	・同	・同	・同	・同	・同
法印幽斎	同	西明寺	点光広 沢庵	伊勢 丹後守家	伊勢 加茂 春日 住吉 日吉 俊成卿	堯孝	栄雅	別歌	禁御着到 雅庸	平忠度	仙洞御着到	道堅	後成恩寺殿 南都	延文	嘉元度々	両度 正徹	弘長	勅点 牡丹花	政為卿	実隆公	後柏原院
一冊	一冊	一冊 62 ツ	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊 62 才	三冊	三冊	二通	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

1186	・十五首和哥	点玄旨	八条智人親王	一冊
1185	・巖島和哥奉納			一冊
1184	・同	政為		一冊 63 才
1183	・同	公条公		一冊
1182	・三十首和哥	道堅		一冊
1181	・五十首和哥	陽光院		一冊
1180	・水無瀬奉納五十首	文明九十一		一冊
1179	・同	住吉社	永亨 ^(マ)	一冊
1178	・同		中院	一冊
1177	・同	同	実兼公	一冊
1176	・同	鷹	公經公	一冊
1175	・同	後度	正治二年	二冊
1174	・百首	岩清水社	永亨五年八月十五夜	一冊
1173	・同		光行 ^(マ) <small>河内守源氏物語河内本作者</small>	一冊 63 才
1172	・同	後度	同	一冊
1171	・同	初度	堀川院 ^(マ) <small>太郎卜称</small>	一冊
1170	・同		綱元	一冊
1169	・同	同	為遠	一冊
1168	・同	北野	為兼	一冊
1167	・同	日吉社	永亨十三年	一冊
1166	・同		逍遙院	一冊
1165	・百首和哥	北野社	為定	一冊

1208	・同		雅世	一冊
1207	・百首		十河冬康	一冊
1206	・同	度々		一冊 64 才
1205	・文明千首			一冊
1204	・仙院御百首			一冊
1203	・五十首教歌	三善為清		一冊
1202	・正治御百首	初度		一冊
1201	・宗尊親王三百首			一冊
1200	・建仁仙洞句題五十首	点者六人	作者六人	一冊
1199	・法文五十首和歌		堯空	一冊
1198	・文治百首			一冊
1197	・円位上人勸進百首			一冊
1196	・宝治百首			二冊
1195	・無題百首			一冊 64 才
1194	・為景奉納詩哥			一冊
1193	・春日社法樂五十首詩哥			一冊
1192	・光台院五十首	御点	後鳥羽院	但二十二人五首宛
1191	・九条大納言五首会			一冊
1190	・同	撰州天満天神奉納	僧正尊海	牡丹花
1189	・同	実隆	政為	道堅
1188	・同	春日社	実隆公	
1187	・十首和歌	公賢	実隆	公為
			公命	道堅

1230	・両吟三吟和哥	三百三十三首	一冊
1229	・長門国住吉百首	明応四年十二月十三日	一冊
1228	・禁裏御会懷紙写	大永五年十一月廿五日	一冊
1227	・柏道冷集	永正八年三月三日	一冊
1226	・九条大納言五首会		一冊
1225	・室町殿月次百首	長祿二年	一冊
1224	・三百首	公条公	一冊
1223	・同	長綱	一冊
1222	・同	経乘	一冊
1221	・同	慶運	一冊
1220	・百首	尊海	一冊
1219	・二百首和歌	前斎院	一冊
1218	・同	定為法印	一冊
1217	・同	季経	一冊
1216	・百首	徽安門院	一冊
1215	・後 <small>小</small> 松院御百首		一冊
1214	・一夜百首	光広	一冊
1213	・黄門百首	長嘯	一冊
1212	・同	久安	一冊
1211	・百首	長明	一冊
1210	永正年中和哥	孤園	一冊
1209	・同	覚想法親王	一冊

1252	・同	北野社続哥	一冊
1251	・同	円雅 <small>常光院</small>	一冊
1250	・同	為世	一冊
1249	・同	内経	一冊
1248	・同	後花園院	一冊
1247	・同	宗閻	一冊
1246	・同	兼成	一冊
1245	・同	円雅	一冊
1244	・同	尊道	一冊
1243	・同	宋雅	一冊
1242	・百首和歌	為忠	一冊
1241	・通村詠草	中院	一冊
1240	・難題百首	頓阿	一冊
1239	・百首和歌	聖護院道澄	一冊
1238	・三唸百首		一冊
1237	・享祿御月次和歌		一冊
1236	・永正御月次和歌		一冊
1235	・水無瀬殿百首		一冊
1234	・宇治別業和歌	嘉応元年十一月廿六日	一冊
1233	・百首	玄旨	一冊
1232	・着到百首	堯空 永正五九月	一冊
1231	・藤谷百首	為相卿	一冊

第二節 岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「歌書目録」

1274	1273	1272	1271	1270	1269	1268	1267	1266	1265	1264	1263	1262	1261	1260	1259	1258	1257	1256	1255	1254	1253	
・撰百首和哥	・智仁親王五十首	・尊円親王五十首	・御会五十首 恋	・津守国冬五十首	・顕仲五十首	・着到和歌	・詠百首物名	・同	・同	・同	・同 恋	・同	・同	・同	・同	・同 祇園社奉納	・同	・同	・同	・同	・同	・同
	八条殿					文明十七九月九日	三友	守覚法親王	正親町院	良恕 <small>竹門</small>	西行	実隆 基綱	義政 <small>東山殿</small>	資直	国直 <small>高階</small>		重誠	宗仲	為秀	毎日一首	將軍家	
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
		67 才											67 才									

1293	1292	1291	1290	1289	1288	1287	1286	1285	1284	1283	1282	1281	1280	1279	1278	1277	1276	1275			
	・百首狂哥	・越前前司利長十首	・宗増狂哥二百首	・二十首和歌	・多々良義興詠	・所々詠草	・伏見院御製	・前久公三十首和歌	・玄旨十五首和歌	・八条殿十五首和歌	・点取十首和歌	・九月十三夜三首一統	・続五十首和歌	・近衛尚道公三十首	・平忠度具足肌百首	・百篇詩哥	・同	・同	・百首和歌		
	雄長老			紹鷗 <small>法橋茶人</small>	大内殿						天正六年				為景 <small>下冷泉</small>	宗勲 <small>武田</small>	点杉原宗伊 之平 <small>美作守</small>	冥之夢一字 <small>私云冥之八沢庵也</small>			
	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	
	68 才																				

(一面分空白) 69
才

1313 1312 1311 1310 1309 1308 1307 1306 1305 1304 1303 1302 1301 1300 1299 1298 1297 1296 1295 1294

紀行	富士御覽記	永享四年九月	一冊
	柳營道之記		一冊
	真光院紀行	僧正尊海	一冊
	一禪紀行	一条禪閣 <small>兼良公</small>	一冊
	藤河紀 <small>一名東行記トモ</small>	禪閣	一冊
	光広紀行	烏丸殿	一冊
	住吉紀	將軍義詮公	一冊
	武蔵野	平氏康 <small>北条</small>	一冊
	路行記	十住心院心敬	一冊
	吾妻土産	宗祇	一冊
	道之記	正広 <small>日比</small>	一冊
	遠島紀行	沢庵	一冊
	謙府日記	鎌倉日記 <small>同物歟可尋</small>	一冊
	堯孝日記		一冊
	おもひのまゝの日記		一冊
	鹿園院殿嚴島詣日記	今川了俊	一冊
	石山月見記		一冊
	難波御覽記		一冊
	高野詣		一冊
	關東道之記		一冊

69

1335 1334 1333 1332 1331 1330 1329 1328 1327 1326 1325 1324 1323 1322 1321 1320 1319 1318 1317 1316 1315 1314

海道路次之記	世 <small>三</small> 長明作 <small>トイヘトモ</small> 非也源光行作也	一冊
宗長紀行		一冊
吾妻道之記	堯惠	一冊
濃路紀行		一冊
陸奥紀行		一冊
善光寺紀行		一冊
北国紀行	堯惠	一冊
筑紫紀行	宗祇	一冊
湘泰紀行		一冊
宋世紀行	飛鳥井殿	一冊
春のあけほの	光広	一冊
海東諸国記		一冊
所歴日記		一冊
高野参詣記	称名院殿	一冊
覽富士紀行	堯孝	一冊
關東路記	智仁親王	一冊
海道記	沢庵	一冊
明石日記	普光院殿御尋 <small>ニ付答日記</small>	一冊
須磨日記		一冊
日光山路行記 <small>万里江山記トモ</small>		一冊
吉野之記	雅章	一冊
土佐日記	貫之	一冊

70

1353 1352 1351 1350 1349 1348 1347 1346 1345 1344

連歌初学抄	宗祇	一冊	72ウ
さゝめごと	十住心院心敬僧都	二帖	
同増抄	心前法師	二帖	
同等			
同今案	牡丹花新式追加ノ上ニ加フ		
同追加	一条兼良公新式ノ上ニ加フ		
新式	二条良基公宗砌ト公談	一冊	
本式	健治ノ比鎌倉ニテ為相卿作ト云又為藤作トモ云	一冊	
連珠合璧			
菟玖波集	二条良基公撰 救済傍侍 誹諧部アリ	二十卷	
連歌			

1343 1342 1341 1340 1339 1338 1337 1336

塔沢紀行	同	一冊	71ウ
東国紀行	下河辺長流 <small>(コノ注記別巻)</small>	一冊	
龍野侍従道行	自肥前上下	一冊	
綱政道之記		一冊	
氏郷紀行	蒲生飛驒守	一冊	
筑紫紀行	同 天正十五年	一冊	
東国陳道記	玄旨 天正十七年	一冊	
篁日記		一冊	71オ

(一) 二面分空白) 72オ

1375 1374 1373 1372 1371 1370 1369 1368 1367 1366 1365 1364 1363 1362 1361 1360 1359 1358 1357 1356 1355 1354

筑波問答	後福光園殿 宗祇	一冊	
連歌髓惱秘伝抄	宗祇	一冊	
同隅田河	宗祇	一冊	
同吾妻問答	宗祇	一冊	
同秘伝	宗祇	一冊	
同大原三問答	宗祇 宗長 基佐	一冊	
同てにをは	宗祇	一冊	
新撰菟玖波集	宗祇撰 序	二十卷	
竹林集	宗祇撰 <small>宗砌 心敬 専順ノ能阿 賢盛 知温 行助 七人ノ句を集</small>	十卷	
老のすさひ	宗祇 古今名句ヲ集註ス	一冊	
老のねさめ	宗祇	一冊	
長尾孫六	江文 宗祇 <small>於武五十子陳所</small>	一冊	73オ
壁草	宗祇自句		
連歌秘説抄	兼載		
園塵	兼載自句		
連歌知連抄	三儀五躰 周防大内殿 江 周阿持 参		
同三心問答	心敬		
同芝草	心敬自歌自句	二帖	
同下草	同		
一紙品さため	良基公		
新玉集	一条禅閣撰 <small>古今連歌集之成仁乱ニ紛失之由 竹林集序ニ見ヘタリ</small>		
続菟玖波集	兼良公撰集可有 <small>と云々</small>	一冊	73ウ

1397	1396	1395	1394	1393	1392	1391	1390	1389	1388	1387	1386	1385	1384	1383	1382	1381	1380	1379	1378	1377	1376
連歌きらひ詞	天水抄	雨夜の記	大発句帳	里村家発句帳	紹巴発句帳	自然斎発句帳	連歌II(言十比)判付	百番連歌合	百二十番連歌合	多々羅政弘前句附	春雨抄	宗砌の文	宗祇終焉記	九々の記	同寄合	同秘中抄	同玉談十躰	同初心抄	同袖下	同秘袖抄	連歌砌塵抄
宗長			諸家			宗祇事	判付	両判	点宗長	点宗祇	古今発句附句類聚	宗長	宗長	賢舜	宗養 _{半松齋}		紹巴	梵灯庵	宗砌作	宗砌ノ談ヲ聖説記之	
一冊	一冊	一冊	四帖	二冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	二十冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
74											74										

1419	1418	1417	1416	1415	1414	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407	1406	1405	1404	1403	1402	1401	1400	1399	1398
毛利千句	伊勢千句	連歌四道	比興抄	琢式	連歌八十躰	連集良材	連歌十躰	名匠雑談	姉小路十三ヶ条	連歌言葉読曲	連歌てにをは	畑山次郎殿(文)	うつの山	同三浦問答	同され物語	同無言抄	同通材集	同至宝抄	同三部抄	同賦物集	同言葉清濁
紹巴 昌叱	細川高国願主 _{大永二}	紹巴	宗長	昌琢		古事来曆	宗祇			宗碩	紹巴	宗長	宗長	定環法師	宗長	木食上人	連歌詞ヲ集	紹巴奥書アリ	宗養		紹巴
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	三冊	四冊	一冊	一冊	一冊	一冊
75											75										

2	1	1436	1435	1434	1433	1432	1431	1430	1429	1428	1427	1426	1425	1424	1423	1422	1421	1420
赤羽学氏「岡山大学付属図書館蔵池田家文庫紹介(一)」「和歌史研究会会報」第十三号、一九六四年三月。	蔵知矩氏「土肥経平に関する報告(上・下)」「『国語と国文学』第十二卷第三号・第五号、一九三五年三月・五月)。	若草記 <small>(口ノ項別巻)</small>	老葉集 <small>(口ノ項別巻)</small>	長谷寺千句	白峯奉納千句	石清水奉納千句	伊勢千句	藤河千句	連歌付所之詞	和漢千句	基佐五百句抜句	東山千句	丸山千句	分葉	伊庭千句	鎌倉千句	玄仍七百韻	大原千句
		兼載	宗祇	北畠大納言殿	慈照院殿	細河政元	心敬	能勢因幡守興行	宗牧	弘治二年八月				宗祇	兼如独吟	紹巴追善独吟	玄旨興行 <small>西山大原野花之寺ニ懐紙アリ</small>	
		一冊 <small>76ウ</small>	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊 <small>76才</small>	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	十一綴

- 3 福田秀一氏「訪書報告―岡山地区の近況」(『和歌史研究会会報』第二十二号、一九六六年五月)。以下福田氏の説は同論に拠る。
- 4 島津忠夫氏・日比野純三氏編著『別本和漢兼作集と研究』(一九七六年七月、未刊国文資料刊行会)。
- 5 安井久善氏『藤原光俊の研究』(一九七三年十一月、笠間書院)。以下安井氏の説は同書に拠る。
- 6 有吉保氏「中世散佚私撰集の残葉紹介」(『和歌史研究会会報』第百号、一九九二年十二月)。
- 7 本論第二章第六節「自葉和歌集」参照。
- 8 福田景道氏『秋津島物語』の輪郭——「歴史物語の範囲と系列」補説——(『国語教育論叢』第四号、一九九四年二月)などを参照。
- 9 『日本古典籍書誌学辞典』(一九九九年三月、岩波書店)「歌書目録2」の項目。
- 10 本論第三章第一節「彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」」参照。
- 11 注1論文(下)に影印掲載。

おわりに

本研究では、平安時代から南北朝時代までの間に成立した散佚歌集十四作品と、散佚文献についての貴重な情報源たり得る書籍目録二点を取り上げ考察してきた。もちろん、論じるべき対象がこれで尽きたということではなく、手許にすでに資料があつていずれ発表を予定している散佚歌集は依然多いし、翻刻したい書籍目録類もさらにいくつか見出している。また今後の文献調査によって新たに発掘し得る関連資料も決して少なくないだろう。特に古筆切の新出はこれから先も十分に期待できるので、引き続き調査を行っていきたいと思う。

ところで散佚歌集研究に際して考えるべき課題のひとつは、個々の論考において紹介された散佚歌集の本文を、いかにして広く学界に知らしめるかということである。論考内で翻刻されているせつかくの新出本文も、結局『新編国歌大観』や『私家集大成』のような叢書に入れられない限りは検索対象とはされず、検索対象とされない以上は存在しないにほぼ等しく、存在に気づかれなければ各作品の価値については（またそれらを検証した各論考の意義については）一部の専門家が知るばかり、という状況に陥りかねない。すなわち散佚歌集研究によってもたらされる成果のより一層の周知のためには、何よりその本文の周知が不可欠ということである。

そうした問題意識に基づき、誰もが使いやすい形で本文を提供するべく試作したのが、本研究でもたびたび言及してきた拙稿「散佚歌集切集成 本文篇」だった。『新編国歌大観』『私家集大成』に掲載されていない散佚歌集七十五作品の、古筆切によって知られる本文を一括翻刻し、併せて主要参考文献をも掲載したこの拙稿については、二〇〇七年度中に一度補訂版の刊行を予定はしている。ただし論者はすでにひとつの欠点を自覚している、それは集成する対象を古筆切に限ってしまったことである。おそらく理想的なのは、主要参考文献と古筆切本文に加えて、諸文献中の佚文資料や関連情報をも可能な限り網羅し掲載していくことであり、併せて各作品についての解題をも提示していくことである。前述のように散佚歌集関連資料の個別研究を継続していく一方で、そのような散佚歌集の本文付き解題書の編纂をも将来的には目指したい。散佚歌集研究の重要性と研究成果の普遍性とはそれらによってさらに高まるはずである。

もうひとつの懸案は、例えば次のような未詳歌集切の存在である。

断簡A（イェール大学バイネキ稀覯書図書館蔵手鑑所収）

百首哥たてまつりし中に

従二位隆教卿

1 おもはずよまとのくれたけかくはかり

うきふししけきともとなれとは

題不知 源重之

2 松かえにすみてとしふるあしたつの

こひしきものはくも井なりけり

名所障子 後久我太政大臣

3 和かのうらやしほひをさしてゆくたつの

つはさのなみにやとる月かけ

断簡B (醍醐寺蔵手鑑所収)

題不知 藻壁門院少将

4 ひとなみにたれかはかけん和哥の浦に

よるへもしらぬあまのすてふね

前大僧正行遍

5 おひのなみよるわか身こそかなしけれ

よそにのみきくわかもうらかせ

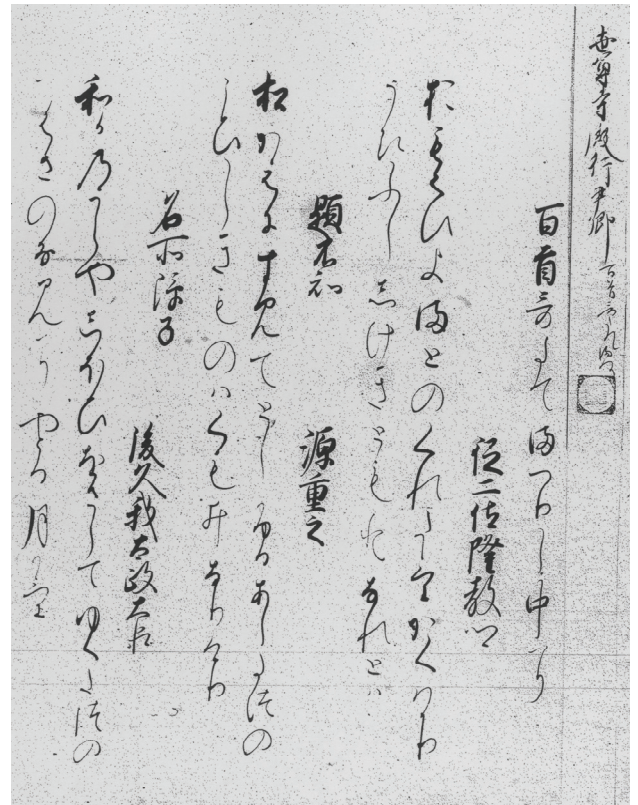
法眼慶融

6 おもひかはたえぬなかれのすゑとたに

しらるゝほととうたかたもかな

断簡Aは伝世尊寺行尹筆、縦二十七・三cm×横十八・七cm、料紙は楮紙。一方の断簡Bは伝慶雲(慶運)筆で断簡Aとは異なるが、筆蹟・書式・

体裁などからおそらくはツレと認めてよいものである。記載歌は2が『重之集』一(ただし三句「しらつるも」)、3が『最勝四天王院障子和歌』



一〇三、4が『宝治百首』三五五八（ただし作者は藻壁門院但馬、三〇四句「和歌の浦やよるべなぎさの」とそれぞれ一致しているが、1・5・6については他文献ナシであり、つまりは今日存在の知られていない散佚私撰集ということになる。残念ながらその作品名を明らかにする手立ては現時点ではないようで、わずかに1の作者名表記によって、九条隆教が従二位だった延慶三年（一一三〇）十月二日から正慶元年（一一三三）八月三日までの間の成立だったとわかるくらいである。

こうした未詳歌集切については、作品名が特定されるまでは学界に報告されることのないのがほとんどだろう。しかし作品名はわからなくても、記載歌それぞれが歌人研究なり歌壇史研究なりに役立つ場合はあるのであって、右においても6の慶融の新出歌——御子左家の末裔であると認められるぐらいの歌を詠みたいという、頗る興味深い内容を持つ——などはその好例であると言えそうである。このように資料的価値は決して小さくないにも関わらず、現存資料の範囲内では作品名を明らかにしがたいために手をつけられない未詳歌集切も相応に見出している。それらについては一度「未詳歌集切集成」のような形で本文を一括翻刻し、併せてひとつひとつに可能な限りの考察を加えてみる必要を痛感している。和歌文学研究に役立つ新たな知見が、きっとそこには数多く含まれることになるだろう。

中古中世散佚歌集に関する課題は当分尽きないようである。本研究で提示した方法論に基づきながら、同時に新たな方法論をも模索しながら、今後とも研究を継続していく所存である。

初出一覧

本研究に収録した各論の初出は次のとおりである。未発表の第二章第六節「松吟和歌集」を除き、いずれもその後の研究成果を取り入れて大幅に改稿してある。

はじめに——散佚歌集研究の方法と意義——

書き下ろし。ただし「散佚歌集切集成 本文篇」(『調査研究報告』第二十三号、二〇〇二年十一月)及び「散逸私撰集」(田中登氏・山本登朗氏編『平安文学研究ハンドブック』、二〇〇四年五月、和泉書院)を一部取り入れている。

第一章

第一節 「伝藤原為家筆『道真集』断簡」(『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』第三十一号、二〇〇五年二月)

第二節 「伝寂然筆大富切『具平親王集』断簡」(『語文』第百二十二輯、二〇〇五年六月)

第三節 「大斎院御集原態試論——栄花物語「殿上の花見」年次考証から——」(『和歌文学研究』第七十九号、一九九九年十二月)

第四節 「『良玉集』考——四天王寺国際仏教大学図書館恩頼堂文庫蔵「序」の紹介を兼ねて——」(『国語と国文学』第八十二卷第六号、二〇〇五年六月)

第五節 「『歌苑抄』再考——藤原資経筆断簡の紹介から——」(『文学』第三卷第二号、二〇〇二年三月)

第六節 「伝鴨長明筆『伊勢滝原社十七番歌合』断簡——西行最晩年の自歌合『諸社十二卷歌合』か——」(『国文学研究資料館紀要』第二十六号、二〇〇〇年三月)

第二章

第一節 「天理大学附属天理図書館蔵「類聚歌苑卷第十三」解題・翻刻」(『和歌文学研究』第八十八号、二〇〇四年六月)及び「源承撰『類聚

歌苑』——天理図書館蔵残欠本の考察——」(『国語国文』第七十三卷第六号、二〇〇四年六月)

第二節 「伝後伏見院筆歌集残簡——京極派歌人の贈答歌集——」(『国文学研究資料館紀要』第二十七号、二〇〇一年三月)

第三節 「伝伏見院筆「嘉元元年十月四日歌合」一卷(部分)」(『語文』第百八輯、二〇〇〇年十二月)

第四節 「伝藤原清範筆『新撰風躰和歌抄』断簡」(『語文』第百六輯、二〇〇〇年三月)

第五節 「『自葉集』と伝二条為道筆西宮切」(『国文学研究資料館紀要』第二十八号、二〇〇二年二月)

第六節 「伝二条為遠筆『松吟和歌集』断簡」(久保木哲夫氏編『古筆と和歌』所収予定、二〇〇七年、笠間書院)

付 「古筆切のツレの認定——伝光厳院筆六条切の問題を中心に——」(『国文学研究資料館編『古筆への誘い』』所収、二〇〇五年三月、三弥井書店)

第三章

第一節 「彰考館文庫蔵「本朝書籍目録」部分翻刻並びに考察」(『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』第三十二号、二〇〇六年二月)

第二節 「岡山大学附属図書館池田家文庫蔵『歌書目録』翻刻」(『調査研究報告』第二十二号、二〇〇一年十一月)

おわりに
書き下ろし